令和5年度 包括外部監査の結果報告書

公営事業、出資団体等に関する財務事務及び経営管理について

佐賀県包括外部監査人 公認会計士 田村祥三

目次

第1	外部監査の概要1
1.	外部監査の種類1
2.	選定した特定の事件1
3.	事件を選定した理由1
4.	監査要点及び主な監査手続き
5.	監査の実施期間4
6.	監査従事者の資格及び氏名4
7.	利害関係4
8.	用語の説明等4
9.	その他4
第2	監査対象の概要5
1.	佐賀県を取り巻く環境(社会経済情勢)5
2.	佐賀県の財務諸表の作成対象団体等7
3.	佐賀県の財政状態10
4.	選定した地方公営事業会計、地方公社、出資団体13
第3	監査の結果及び意見(総括)14
1.	全般的な監査意見 14
2.	個別の監査結果及び監査意見の一覧
第 4	地方公営事業会計21
1.	佐賀県産業用地造成事業特別会計21
2.	佐賀県港湾整備事業特別会計35
3.	国民健康保険事業特別会計48
第 5	地方公社57
1.	佐賀県道路公社57
2.	佐賀県土地開発公社78
第6	出資団体
1.	公益社団法人佐賀県農業公社
2.	一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター 102
3.	公益財団法人佐賀県スポーツ協会114
4.	公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金129
5.	公益財団法人佐賀県国際交流協会
第7	出資団体(非往査先)
1.	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
2.	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会157

3.	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団161
4.	公益社団法人佐賀県畜産協会169
5.	公益財団法人さが緑の基金177
6.	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター185
7.	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター193
8.	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会199
9.	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会206
10.	一般社団法人佐賀県畜産公社 213

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公営事業、出資団体等に関する財務事務及び経営管理について

3. 事件を選定した理由

佐賀県においては、令和4年度末現在、地方公営事業特別会計は4区分、地方公社は2団体、第三セクター等は出資割合50%以上が14団体、出資割合25%以上が12団体ある。

<地方公営事業特別会計>

地方公営事業特別会計のうち公営企業会計(産業用地整備事業、港湾整備事業等)は、原則的には独立採算が求められる。しかし、現実的には自主財源のみでは不足しており、一般会計からの繰入金により財源が賄われている部分があり、一般会計への影響等の観点から重要性が認められる。また、総務省は、「公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中にあって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められます。」としており、佐賀県が公表している経営戦略を検証することは有意義と考えられる。

<地方公社、出資団体>

地方公社(佐賀県道路公社、佐賀県土地開発公社)、出資団体(出資割合 25%以上)に対しては、県からの出資金(153 億円)、貸付金(143 億円)、補助金(42 億円)、委託金、債務保証(9億円)、損失補償等により財政的関与、事業的関与がなされており、重要性が高い。また、地方公社・出資団体の役職員には、県の現役職員・0B が就任しており、組織的関与の観点においても重要性が認められる。

特に、地方公社である佐賀県道路公社は、現在供用中の3つ有料道路が、令和8年、令和12年、令和18年にそれぞれ料金徴収期間満了による無料化時期を迎える。佐賀県から道路公社に対しては、出資金75億円、債務保証9億円、貸付金5億円があり、無料化に伴う償還見込の検証を行うことは重要と判断した。また、佐賀県土地開発公社は、開発土地を有しておらず、土地開発公社本来の役割は終えており、公社の経営方針の検証も必要と考えた。

<県政の基本理念・主要施策との関連性>

また、公営事業、出資団体の実施する各事業には、これまで、そして今後の県政の基本理念・主要施策との関連性が高い事業もある。「佐賀県施策方針 2023」(令和 5 年度~令和 8 年度) との関連性は、下表の通りである。

佐賀県	施策方針2023	監査対象			
主要施策	主な取組	団体等名称	事業等		
安心して暮らせる国 民健康保険制度の運 営	特定健診・保健指導、糖尿 病等の重症化予防取組によ る医療費適正化推進	国民健康保険事業 特別会計	医療費適正化計画 保健事業		
がんを生きる社会づ くり	がん検診の受診促進による 受診率の向上	1701 云 61	休促		
高齢者がいきいき活 躍する佐賀づくり	高齢者の社会参加促進	佐賀県長寿社会振 興財団	高齢者の社会活動の促進		
唐津港、伊万里港の 利活用促進	新規航路開設など港湾の利 便性向上、港湾施設の機能 強化	港湾整備事業特別 会計	重要港湾等の施設整備		
半導体等の成長産業 の育成・集積 産業用地の確保と企 業誘致の推進	成長産業分野の企業誘致 産業用地の整備推進	産業用地造成事業 特別会計	吉野ケ里町地区事業 佐賀市大和町事業		
次世代の農業の担い 手の確保・育成	農地の集積・集約の促進 トレーニングファーム取組 拡大	佐賀県農業公社	農地の集積・集約促進		
稼ぐ農業経営体の創	さが園芸888運動の推進		園芸団地の整備・運営		
出に向けた磨き上げ	佐賀牛の生産基盤強化		輸出対応型の新牛処理施		
佐賀県産品の国内外 での販売促進 佐賀牛等の輸出促進		佐賀県畜産公社	設の稼働開始		
持続可能な林業の育 成	農林水産業の担い手確保・ 育成	佐賀県森林整備担 い手育成基金	通年雇用化促進事業等		
トップアスリートの 育成と地域が元気に なるスポーツの推進	SSP構想に沿った人材育 成・佐賀定着 SAGA2024の開催	佐賀県スポーツ協 会	SSP基金運営 国民体育大会派遣・開催協 力事業		
外国人とともに暮ら す佐賀づくり	自発的な多文化共生の地域 づくり	佐賀県国際交流協 会	多文化共生社会の推進		

上記理由により、「公営事業、出資団体等に関する財務事務及び経営管理について」を 監査テーマとして選定した。

4. 監査要点及び主な監査手続き

- (1) 監査要点
 - ① 共通(地方公営事業会計、地方公社、出資団体)
 - 1. 実施事業の設立目的への準拠性
 - 2. ガバナンス体制、組織体制、内部統制の確立状況の検討
 - 3. 事業計画の策定・進捗状況の検討
 - 4. 事業・事務の経済性・効率性・有効性
 - 5. 実施事業の継続可能性、独立採算制の確立状況の検討
 - 6. 事業・事務の法令規則、規程、会計基準等への準拠性、規程等の整備状況
 - 7. 地方債、借入金、出資金の償還可能性の検討
 - 8. 契約手続きの妥当性
 - 9. 情報開示の妥当性
 - ② 地方公営事業会計
 - 1. 経営戦略の策定・改定状況、進捗状況の検討
 - 2. 「経営戦略の改定推進について」(総務省、令和4年1月)、「経営戦略策定・ 改定マニュアル」(総務省、令和4年1月改定)への準拠性
 - 3. 佐賀県総合計画の成果指標の達成状況、改善方針の検討
 - ③ 地方公社、出資団体
 - 1. 団体の統廃合要否の検討
 - 2. 県からの補助事業、受託事業の実施状況の検討
 - 3. 施設・有価証券の管理・運用状況の検討
 - 4. 県の債務保証・損失補償の履行可能性の検討

(2) 主な監査手続き

- ① 各出資団体等の概要に関する事前ヒアリング
 - 1. 概要資料(定期監査調書(監査委員宛)、事業報告書等)に基づき、各出資団体 等の県所轄課に対してヒアリングを実施した。
- ② 往査先
 - 1. 資料閲覧

HP 開示データ、定期監査調書(監査委員宛)、組織図、議事録(理事会、重要会議体)、稟議書、諸規則・規程、事業報告書等(決算書、固定資産台帳、税務申告書等)、事業計画書(経営戦略、資金計画書等)、県補助事業資料(交付要綱、実績報告書等)、県委託事業資料(契約書、仕様書、実績報告書等)、指定管理事業資料(契約書、仕様書、事業報告書)、債務保証資料、損失補償資料、他

2. 現場視察

(一財) 嘉瀬川水辺環境センターの河川敷ゴルフ場等の視察を実施

- 3. 分析
 - 過年度決算推移分析、類似法人比較、他自治体の事例比較
- 4. 担当者(出資団体等、県所轄課)への質問
- 5. その他必要と認める監査手続き
- ③ 非往查先
 - 1. 資料閲覧
 - 2. 分析
 - 3. 必要に応じて担当者(出資団体等、県所轄課)への質問

5. 監査の実施期間

令和5年7月3日から令和6年1月31日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人 公認会計士 田村 祥三

包括外部監査人補助者 公認会計士 松本 さぎり

公認会計士 佐藤 健一郎

公認会計士 山口 直孝

公認会計士 柿原 剛人

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載 すべき利害関係はない。

8. 用語の説明等

監査結果	一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或い
	は違反はしていないものの社会通念上適当ではないと考えられる事項を
	記載している。
監査意見	地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する「監査の結果に関する報
	告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続等の中で、組織及び
	運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事
	項を記載している。

9. その他

決算推移、本文中における表示単位未満は、原則として四捨五入処理している。

第2 監査対象の概要

1. 佐賀県を取り巻く環境(社会経済情勢)

「佐賀県施策方針 2023」では、佐賀を取り巻く環境(社会経済情勢)として、以下の通り記載されている(監査人が原文を一部要約して記載)。なお、各項目と関連性の高い事業を実施している公営事業会計、出資団体(監査対象)の名称を【】内に監査人が追記している。

① 人口

- ・ 国内の少子化は深刻さを増しており、厚生労働省の令和4年人口動態統計月報年計概数に よれば、国内の出生数は80万人を割り込み過去最少となり、政府の予測よりも8年早い ペースで少子化が進行するなど、喫緊の課題となっています。
- ・ 一方、2022 年 12 月 1 日現在の本県の推計人口は、80 万人を割り込むなど減少傾向ですが、15 歳未満人口割合は、1995 年から 2020 年までの国勢調査では 25 年間全国 3 位以内となるなど高い水準にあり、2022 年の人口推計においても全国 3 位となっています。
- ・ 高校卒業後の進路について、就職者約2,000人のうち、約35%が県外へ就職しており、また大学に進学する約3,400人のうち、80%以上が県外へ進学しています。人口の流出総数は減少傾向にあるものの、就職や進学を契機とした若年層の県外転出超過が続く一方で、それ以外の年代では転入超過となっており、特に30代、40代の子育て世代の転入が多いのが特徴です。【産業用地造成事業特別会計】

② 経済を取り巻く状況の変化

- ・ 我が国では、IoT やビッグデータ、AI、ロボット等のデジタル技術を活用し、産業や社会 生活を変革するDXの推進を通じて、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の実現 を目指している。
- ・ 世界中で温室効果ガスの削減に向けた取組が行われる中、我が国においても、2050 年まで のカーボンニュートラル実現を目標にされている。
- ・ コロナ禍からの社会経済活動の回復の本格化に伴い、景気が緩やかに持ち直す中、人口減 少や少子高齢化の急速な進展により、地方を中心に労働力不足が深刻化しています。県内 でも、有効求人倍率が全国を上回って推移し、建設業や医療・福祉など多くの産業におい て、労働力不足が課題となっており、元気な高齢者や外国人材の活躍が注目されています。

【佐賀県長寿社会振興財団、佐賀県国際交流協会、佐賀県森林整備担い手育成基金】

・本県の外国人観光客は、2019年には125万9千人となりましたが、新型コロナウイルスの 感染拡大に伴う入国制限により大きく減少しました。その後、水際対策の大幅な緩和によ り、九州佐賀国際空港においては台北便の運航が、唐津港においては国際クルーズ船の寄 港がそれぞれ本年4月に再開され、今後、他の国際線の再開も見込まれるなど、インバウ ンドの回復・増加が期待されています。【港湾整備事業特別会計】

③ 生活を取り巻く状況の変化

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、人々の価値観や行動様式が劇的に変化 し、仕事や日常生活において、テレワークやキャッシュレス化などのデジタル化が加速し ています。
- ・ 平均気温の上昇などによる気候変動に伴い大雨や猛暑が今後も懸念されています。県内では、2018年から4年連続で大雨特別警報が発表されており、災害が激甚化・頻発化しています。災害を防止・軽減するため、平時からハード・ソフト両面の準備が大切です。【嘉瀬 川水辺環境整備センター】
- ・全国の一人当たり社会保障給付費は高齢化に伴い増加しており、今後も増加が見込まれています。本県でも65歳以上の老年人口の割合が更に高まる見込みとなっており、生活習慣病の予防や特定検診の受診などの健康づくりの取組の重要性が高まっています。【国民健康保険事業特別会計、佐賀県長寿社会振興財団】

2. 佐賀県の財務諸表の作成対象団体等

(1) 佐賀県の財務諸表の作成対象団体

佐賀県の財務諸表の作成対象団体は、下表の通りである。本監査の監査対象は、下表のうち「地方公営事業会計」、「地方公社」、「第三セクター等」から選定している。なお、「一部事務組合」は、制度上、包括外部監査の対象外とのことであったため、本監査の対象には含まれていない。

③ 連結財務諸表の節囲(県及び関連団体)

② 全体財務諸表の節囲(県)

① 一般会計等財務諸表の範囲(県のうち地方公営事業会計を除く。)

一般会計

地方公営事業会計以外の特別会計(12会計)

災害救助基金特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、就農支援資金特別会計、小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計、財政調整積立金特別会計、証紙特別会計、土地取得特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、公債管理特別会計、育英資金特別会計、佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計

地方公営事業会計(4会計)

工業用水道事業会計、産業用地造成事業特別会計、港湾整備事業特別会計、 国民健康保険事業特別会計

一部事務組合(1団体)

競馬組合

地方独立行政法人(1団体)

佐賀県医療センター好生館

地方公社(2団体)

土地開発公社、道路 公社

第三セクター等(24団体)

女性と生涯学習財団、環境クリーン財団、スポーツ協会、芸術文化協会、教育文化振興財団、地域福祉振興基金、長寿社会振興財団、健康づくり財団、アイバンク協会、臓器バンク、生活衛生営業指導センター、食鳥肉衛生協会、国際交流協会、産業振興機構、農業公社、園芸農業振興基金協会、畜産公社、畜産協会、玄海栽培漁業協会、森林整備担い手育成基金、嘉瀬川水辺環境整備センター、さが緑の基金、佐賀ターミナルビル、暴力追放運動推進センター

※「令和3年度佐賀県の財務諸表(概要版)」(佐賀県総務部財政課、令和5年3月公表)より。

(2) 地方公共団体の会計区分

地方公共団体の会計区分の概要は、下表の通りである。

	一般会計	並	普通会計		議会費、民生費、教育費等地方公共団体の基本的な経費 が中心として計上された一般会計と特別会計(公営事業会
		自进云前			計を除く)とを合わせた会計
地方自治法により	特別会計	公	公営事業会計		地方公共団体が経営する公営企業会計等の会計の総称
事務を処理する会計			公営企業会計以外		収益事業会計(競艇、競輪、競馬等)、国民健康保険事業会 計等
			公言	営企業会計	使用料等の収入で経費を賄うことを目的として、住民サービスを提供するための特別会計
				法非適用企業	地方公営企業法の規定を適用していない事業
地方公営企業法により 事務を処理する会計				法適用企業	地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用している事業

^{※「}令和4年度佐賀県市町決算の概要(公営企業会計)」(佐賀県総務部市町支援課、令和5年10月16日)より

本監査で監査対象として選定した公営事業会計は、以下の通りである。

·公営企業会計以外: 国民健康保険事業特別会計

•公営企業会計(法非適用企業) : 佐賀県産業用地造成事業特別会計

佐賀県港湾整備事業特別会計

(3) 健全化判断比率等の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率といった健全化判断比率の対象は、下表の通りである。

	地方自治法 の区分	地方財政状況 関査の区分	会計・法人等名	比率の対象会計
佐賀県	一般会計	普通会計 (13会計) 公営事業会計 (4会計) うち公営企 業会計 (3会計)	一般会計 災害救助基金特別会計 母子父子寡婦福祉資金特別会計 就農支援資金特別会計 小規俊企業者等股備導入等事業支援特別会計 財政調整積立金特別会計 土地取得特別会計 林業改善資金特別会計 沿岸漁業改善資金特別会計 の養資金特別会計 再英資金特別会計 再英資金特別会計 再英資金特別会計 再英语在院政法佐賀県區幣センター好生館質付金特別会計 国民健康保険事業特別会計 佐賀県工業用水道事業会計 佐賀県工業用水道事業会計 佐賀県港湾整備事業特別会計	実質赤字比率 実質公債費比率 を発生する できない 大会 原金 不見 は 本来 の と できない 大会 原 と と できない こう
一部事	務組合・広域通	合 (1団体)	佐賀県競馬組合	
地方公社・第三セクター (5団体)			佐賀県道路公社 佐賀県土地開発公社 (公財) 佐賀県地域産業支援センター (公社) 佐賀県農業公社 (一財) 嘉瀬川水辺境整備センター 佐賀県信用保証協会	設立法人 設立法人以外で損失補償を 行っている団体
公的信	用保証機関(2	2団体)	佐賀県漁業信用基金協会 佐賀県漁業信用基金協会	公的信用保証機関

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要」(佐賀県総務部財政課)より

本監査の監査対象のうち、下記の特別会計、地方公社、第三セクターが、各比率の算定対象に含まれる。

•特別会計: 国民健康保険事業特別会計

佐賀県産業用地造成事業特別会計

佐賀県港湾整備事業特別会計

·地方公社: 佐賀県道路公社

佐賀県土地開発公社

・第三セクター: 公益社団法人佐賀県農業公社

一般社団法人嘉瀬川水辺環境センター

3. 佐賀県の財政状態

一般会計 決算収支の推移

単位:百万円

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1 歳入総額	447, 334	459, 639	603, 865	622, 916	626, 957
	2 歳出総額	438, 662	449,716	588, 748	615, 278	611,070
3	形式収支(1-2)	8, 672	9, 923	15, 117	7, 638	15, 887
	4 翌年度に繰り越すべき財源	3, 349	4, 533	5, 850	6, 319	4, 913
5	実質収支額(3-4)	5, 323	5, 389	9, 267	1, 319	10, 974
	6 前年度実質収支額	4, 674	5, 323	5, 389	9, 267	1,318
7	単年度収支額(5-6)	649	66	3, 878	▲ 7,949	9,656

「佐賀県行財政運営計画 2023」(令和 5 年度~令和 8 年度)(以下、「計画 2023」と言う。)では、「今後 4 年間の収支試算の結果、財政調整積立金残高は令和 8 年度末で 130 億円程度となる見込みであり、計画期間中の財政運営に目途は立っていますが、この前提となる収支改善対策にしっかりと取り組む必要があることから、引き続き歳入確保対策を強化し、徹底的に歳出を見直します。」としている。

一般会計 歳入決算の推移

単位:百万円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県税	89, 155	90, 375	88, 916	94, 293	97, 937
地方消費税清算金	30, 655	29, 040	35, 413	38, 476	39, 874
分担金及び負担金	1, 993	3, 584	2, 346	1,900	2,007
使用料及び手数料	6, 126	6,020	5, 616	5, 565	5, 513
財産収入	1, 221	1, 248	708	988	932
寄附金	744	1,001	1, 190	1, 233	1, 480
繰入金	9, 390	8,007	12, 858	10, 254	14, 507
繰越金	8, 120	8,671	9, 922	15, 117	7, 637
諸収入	27, 488	29, 336	91, 799	80,013	81, 173
自主財源計	174, 897	177, 286	248, 773	247, 843	251,065
地方譲与税	14, 980	14,614	13, 324	14, 685	16, 731
地方特例交付金	356	1, 137	561	549	563
地方交付税	144, 949	145, 518	148, 702	164, 225	159, 157
交通安全対策特別交付金	371	337	357	333	286
国庫支出金	57, 272	64, 432	112, 915	114, 751	122, 854
県債	54, 506	58, 311	79, 231	80, 526	76, 229
依存財源計	272, 436	282, 352	355, 091	375, 072	375, 892
歳入計	447, 334	459, 638	603, 864	622, 915	626, 957

計画 2023 では、「本県の自主財源比率は4割程度に留まっていることから、中長期的な視点で財政の安定性の確保を目指します。」としている。また、「歳入確保対策の強化 (2)自主財源の確保 ①税源の涵養」では、企業誘致活動の推進、移住促進(UJI ターン人材確保の推進等)、交流人口の増加(観光客の誘致等)及び人口流出対策(高校生の県内就職の促進等)に積極的に取り組むとしている。

一般会計 歳出決算(目的別)の推移

単位:百万円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総務費	34, 235	34, 798	48, 266	49, 426	41, 324
民生費	47, 762	51, 442	60, 317	60, 377	58, 666
衛生費	26, 017	27, 030	41, 945	52, 350	51, 486
農林水産業費	31, 655	34, 647	35, 054	35, 367	38, 925
商工費	32, 016	30, 739	105, 993	104, 211	102,740
土木費	51, 189	54, 566	63, 811	65, 327	66, 011
警察費	21, 535	21, 520	20, 868	20, 489	21, 305
教育費	96, 399	97, 156	106, 806	116, 106	119, 325
公債費	62, 191	59, 808	59, 303	60, 234	59, 749
その他	35, 663	38, 010	46, 385	51, 391	51, 539
合計	438, 662	449, 716	588, 748	615, 278	611,070

一般会計 歳出決算(性質別)の推移

単位	:	百万円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	126, 360	124, 809	125, 943	124, 861	125, 666
扶助費	24, 967	26, 101	27, 260	28, 534	31,002
公債費	62, 190	59, 807	59, 303	60, 232	59, 748
義務的経費計	213, 517	210, 717	212, 506	213, 627	216, 416
普通建設補助	44, 859	46, 627	59, 615	65, 021	63, 577
普通建設単独	32, 258	35, 764	48, 913	53, 624	60, 983
災害復旧費	1, 270	4, 532	6, 839	7, 352	7, 312
国直轄事業負担金	7, 226	10, 174	9, 362	8,630	7,012
投資的経費計	85, 614	97, 098	124, 729	134, 626	138, 884
物件費	18, 161	17, 328	19, 698	23, 355	27, 226
維持補修費	1, 984	2, 174	2, 117	2, 291	2, 301
貸付金	22, 022	22, 943	85, 213	73, 713	74, 346
補助費等	89, 573	90, 669	130, 472	150, 368	143, 258
その他	7, 791	8, 788	14, 013	17, 299	8, 639
その他計	139, 531	141, 902	251, 513	267, 026	255, 770
合計	438, 662	449,716	588, 748	615, 278	611,070

計画 2023 の「徹底した歳出の見直し」の項目では、下記の具体的取組が掲げられている。

- ① 予算編成を通じた施策の活性化 スクラップアンドビルドの徹底、真に必要な施策への財源の重点的配分、他
- ② 内部管理経費の適正化 デジタル化によるコスト縮減(システム開発の内製化)、他
- ③ 健康づくりの推進等による社会保障関係費の適正化 生活習慣病の発症・重症化の予防対策、意欲ある元気な高齢者の社会参加活動支援、 重複服薬等対策の推進、後発医薬品の使用促進、他
- ④ 協議会や第三セクターへの補助金・負担金の検証 協議会や第三セクターに対する県負担のあり方を精査
- ⑤ PPP/PFI 手法の活用 PPI/PFI 手法導入の優先的検討、他

財政関係指標の推移

単位:%

区分	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	佐賀県	2. 1	2. 1	3. 6	0. 5	4. 2
実質的収支比率	類似団体	1. 7	1. 7	3.4	2.4	
	全国	1. 1	1. 3	3. 1	2. 5	
	佐賀県	93. 5	94.8	93.8	88.8	93. 5
経常収支比率	類似団体	95. 3	95. 8	95. 1	88.0	
	全国	95. 7	96. 7	96.0	88.8	
	佐賀県	9. 4	9. 0	8.4	8.4	8. 9
実質公債費比率	類似団体	11. 7	11. 1	10.7	10.7	
	全国	12. 5	12. 1	11. 7	11.4	
	佐賀県	111. 6	115.0	120. 1	117.0	133. 3
将来負担比率	類似団体	171. 9	173.0	168. 2	155. 1	
	全国	199. 6	199. 7	196. 1	177. 1	
	佐賀県	0. 34647	0.35017	0. 35551	0. 34218	0.34091
財政力指数	類似団体	0. 34703	0. 35266	0.35674	0. 34507	
	全国	0.50316	0. 50758	0. 50957	0. 48789	

計画 2023 では、「実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標については、全国平均と比べ良好な水準で推移しており、引き続き、地方交付税措置のある有利な地方債を活用するなど、財政健全化に配慮しながら、財政運営に取り組みます。」としている。

普通会計 県債残高の推移①

単位:百万円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県債残高	698, 339	697, 351	720, 776	743, 242	760, 418
臨時財政対策債	314, 992	305, 959	294, 887	284, 978	262, 696
臨財債除きの残高	383, 347	391, 392	425, 889	458, 264	497, 722

普通会計 県債残高の推移②

単位:年

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地方債残高/歳入総額 (佐賀県)	1.60	1.55	1. 22	1. 22	1.24
地方債残高/歳入総額 (全国平均)	1.73	1.71	1.42	1. 28	

計画 2023 では、「県債を活用し県勢発停に必要な事業を実施しつつ、これまで発行した県債の償還を着実に進め、県債残高を適切に管理していきます。」としている。

財源調整用基金残高の推移

単位:百万円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政調整積立金	14, 882	17,020	17, 731	18, 741	18, 004
県債管理基金	908	917	0	0	0
大規模施設整備基金	206	216	200	0	0
合計	15, 996	18, 153	17, 931	18, 741	18, 004

計画 2023 では、「特定目的基金を戦略的に活用していくとともに、収支改善の取組を進め、令和8年度末の財政調整積立金の残高について、130億円(標準財政規模の5%程度)を確保します。」としている。

4. 選定した地方公営事業会計、地方公社、出資団体

h - 11				令	和4年度	更 百万	円	
名称 (出資割合順)		査対象 0選定	佐賀	貿県の財	政的関与	ĵ-	決算	書
(비용마"다"(7.E.N.	出資割合	出資金	貸付金	補助金	経常損益	純資産
地方公営事業会計								
佐賀県工業用水道事業会計	_	※ 2	-	-	-	-	-	-
佐賀県産業用地造成事業特別会計	•	往査	-	-	-	-	-	-
佐賀県港湾整備事業特別会計	•	往査	-	-	-	-	-	-
国民健康保険事業特別会計	•	往査	-	-	-	-	-	-
地方公社								
佐賀県土地開発公社	•	往査	100.0%	30	-	-	3	1,650
佐賀県道路公社	•	往査	75. 7%	7, 490	449	-	0	9, 890
出資団体 出資割合50%以上								
(公財)佐賀県女性と生涯学習財団	_	※ 2	100.0%	20	-	3	10	89
(公財)佐賀県食鳥肉衛生協会	•	非往査	100.0%	10	-	_	0	32
(公財)佐賀県産業振興機構	_	※ 2	100.0%	8	18	1,038	▲ 23	1, 358
(公財)佐賀県森林整備担い手育成基金	•	往査	100.0%	426	-	-	0	468
(公財)佐賀県教育文化振興財団	•	非往査	100.0%	20	_	0	▲ 2	54
(地独)佐賀県医療センター好生館	_	※ 1、2	100.0%	2, 316	12, 955	2, 221	600	12, 393
(公財)佐賀県長寿社会振興財団	•	非往査	95. 2%	200	-	62	1	236
(公財)佐賀県地域福祉振興基金	_	※ 2	86.0%	2,880	-	-	▲ 4	3, 348
(公財)佐賀県芸術文化協会	_	※ 2	79.6%	142	-	-	A 2	204
(公財)佐賀県国際交流協会	•	往査	72.9%	243	-	34	▲ 2	343
(公財)佐賀県建設技術支援機構	_		66. 7%	10	-	-	▲ 63	883
(公財)佐賀県臓器バンク	_	※ 2	59. 2%	42	_	7	0	75
(公社)佐賀県農業公社	•	往査	50.2%	10	673	99	▲ 2	993
(一財)嘉瀬川水辺環境整備センター	•	往査	50.0%	1	-	_	2	209
出資団体 出資割合25%以上								
(公社)佐賀県畜産協会	•	非往査	48.5%	77	-	6	1	528
(公財)さが緑の基金	•	非往査	48.3%	250	-	-	0	648
(公財)佐賀県暴力追放運動推進センター	•	非往査	46.7%	200	-	1	0	490
佐賀ターミナルビル(株)	_	※ 1	45.6%	604	35	-	54	2,012
(公財)佐賀県健康づくり財団	_	※ 2	40.0%	4	68	0	120	1, 902
(公財)佐賀県生活衛生営業指導センター	•	非往査	40.0%	2	_	13	0	10
(公財)佐賀県スポーツ協会	•	往査	36. 7%	116	-	328	4	1,850
(公社)佐賀県園芸農業振興基金協会	•	非往査	34.7%	70	-	2	2	541
(公社)佐賀県玄海栽培漁業協会	•	非往査	33.3%	20	-	12	0	53
(一社)佐賀県畜産公社	•	非往査	30.8%	96	-	18	▲ 14	102
(一財)佐賀県環境クリーン財団	_	※ 2	30.0%	30	191	389	33	4, 132
(公財)佐賀県アイバンク協会	_		25.0%	5	-	-	A 0	26

「監査対象の選定」欄の区分は、以下の通りである。

●(往査)	各出資団体等に往査実施。
●(非往査)	各出資団体等に資料依頼・閲覧、必要に応じてヒアリング等を実施。
※ 1	公認会計士による法定監査対象法人であり、監査対象から除外した。
※ 2	監査人等と利害関係があり、監査対象から除外した。

第3 監査の結果及び意見(総括)

1. 全般的な監査意見

(1) 中期経営計画の必要性について

<事業環境、事業方針の重要な変化>

佐賀県の出資団体のうち、(公社)佐賀県農業公社は、制度変更により今後5年内に農地利用権設定が公社の農地中間管理事業に完全に一本化される。そのため、業務量が大幅に増加することになるが、人員増強等の体制整備に向けた自主財源が不足する見込みとなっている。また、佐賀県土地開発公社は、土地開発公社としての本来の役割は終えている状況であり、今後5年内に解散・清算される可能性がある。何れも事業環境、事業方針に重要な変化が生じることが見込まれている。

(一財)嘉瀬川水辺環境整備センターは、近年の大雨災害の増加、度重なる復旧費負担、橋の構造変化による河川敷ゴルフ場のクローズ日数増加により、既に事業環境に重要な変化が生じており、今後の事業継続に向けて改善施策が必要な状況となっている。また、ゴルフ場敷地 48,003 ㎡の所有権移転の本登記が長期間に渡って未了となっており、資金を確保したうえで計画的に本登記手続きを進める必要がある。

(公財)佐賀県森林整備担い手育成基金は、収入額が限られている中で、支払助成金の 財源を確保するために毎期継続的に基本財産を取崩しており、中長期的な事業継続性 に懸念がある状況となっている。

<公益法人制度の改正方針>

公益法人の公益認定基準では、収支相償が求められているが、現行の制度は、短期的な収支相償を求める設計となっている。具体的には、黒字後2年間で黒字額を解消する必要があり、また、過去の赤字を通算することは不可となっている。その結果、事業活動が単年度主義になる傾向があると言われている。

この様な状況に対して、政府の公益法人制度に関する有識者会議は、令和5年6月に制度改革を巡る最終報告を取り纏めて提出し、公益法人の中長期的な社会貢献活動を後押しするために、政府に対して、収支均衡についても中期的均衡を図る方向で見直しを求めた。具体的には、過去に発生した赤字の通算も可能とし、通算5年間で収支均衡を図る方向性を求めた。なお、施行は、現状予定では令和7年4月とされている。

制度変更が実現すれば、公益法人は、より中期的な取組が可能となる。佐賀県の出資団体の中には、県から委託される事業内容により、年度収支が大きく変動しているが、公益法人として収支相償が求められる中では収支構造の安定化が必要となり、一時的な事業量増加に対して人員増強などの施策を採ることが難しい、との課題が認識されている団体もあった。

<中期経営計画の必要性>

事業環境変化、公益法人制度改正などに対応するために、出資団体等は、これまでとは異なる事業方針に基づいて中期経営計画を策定する必要性が高まっている。本監査の監査対象とした出資団体等では、単年度の事業計画を策定している団体等はあったが、中期経営計画を策定している団体等はなかった。今後は、各団体内、そして佐賀県等の出資者とも十分に協議して中期経営計画を策定し、単年度主義になることなく、中期的観点で社会貢献活動を推進することが必要と考える。そして、策定後はPDCAサイクルに基づき、事業の積極的推進、抜本的改善、法人の解散・清算等のそれぞれの目的に向けた進捗管理がなされる必要がある。

(2) 地方公営企業特別会計の経営戦略について

総務省は、「経営戦略の改定推進について」(令和4年1月)を公表し、「公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中にあって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められます。」としている。また、総務省は、「経営戦略策定・改定マニュアル」(令和4年1月改定)において、経営戦略ひな形様式等を掲示しており、各自治体が策定した経営戦略に関して、ひな形様式に示す項目や記載内容が不足している場合には、次の改定に向けて見直しを検討することが望ましいとしている。

佐賀県も公営企業特別会計(産業用地整備事業、港湾整備事業等)の経営戦略を策定・公表しているが、「経営戦略策定・改定マニュアル」で記載が求められる事項や記載が望ましいとされる事項に対して、下記の通り未対応や対応が不十分である部分があった。

【記載が求められる事項】

- ・港湾整備事業 : 財源に繰入金が含まれる場合において、繰入の目的、必要性及び積算根拠を明記(未対応)
- ・産業用地整備事業 : 法人格を別にしたプロジェクト・ファイナンスではなく、 公営企業として実施する必要性(記載内容が不十分)

【記載が望ましいとされる事項】

・産業用地整備事業及び港湾整備事業 : 複数の施工地区・港湾区を有する場合 に当該区分別の収支計画・実績等を開示 (未対応)

次回の改定時には、県民に対して、当該部分にも適切に対応した経営戦略を開示する 必要があると考える。それが透明性の高い、より効果的な経営基盤強化策、財政マネジ メント向上策に繋がるものと考える。

(3) 適切な情報開示、決算報告について

本監査では、適切な情報開示、決算報告の観点から、下記の指摘、意見を行っている。

<県民等への適切な情報開示>

本監査上の試算結果によれば、佐賀県から佐賀県道路公社への出資金 7,490 百万円のうち 7,481 百万円が償還不能となる見込みである。また、償還不能額のうち 7,031 百万円は、厳木多久道路の資金不足に起因するものであり、当該道路が無料化(令和 8 年7月)まで 3 年を切っている状況を考慮すると、償還不能により佐賀県の財政に重要な影響を与えることが、ほぼ確定的な状況となっている。佐賀県は、道路公社と協議のうえ、県民及び県議会に対して、早期に償還不能に係る情報を開示し、交通量計画が大幅未達成となった要因も含めて、適切な説明を行うことが必要と考える。

また、公営企業会計の産業用地造成事業特別会計に関しては、現状において、佐賀市大和町事業の造成用地面積の 66%を占める用地(県営障害者施設の跡地)が一般会計に計上されたままとなっており、また、県民に開示されている経営戦略(分譲完了までの収支計画等)においても、一般会計から跡地を買取る支出及び対応する分譲収入は計上されていない。独立した事業収支を求める趣旨で設置されている公営企業特別会計の基本理念に反しており、妥当ではない。適切な会計情報、収支計画が開示される必要がある。

<出資者等への適切な決算報告>

地方公社、出資団体の決算書等に関して、下記項目への適切な対応が必要と考える。

団体等名称	項目
佐賀県道路公社	・消費税納税額に関して、各道路損益への適切な配賦基準設定
	・減価償却不足額の計上
(公社)佐賀県農業	・土地の含み損額、県との覚書における損失補填条項の存在に関
公社	する決算書への情報開示
(一財)嘉瀬川水辺	・土地の貸借対照表価額が適正ではない
環境整備センター	・公益目的財産額及び公益目的支出計画の誤り
(公財)佐賀県畜産	・退職給与引当金不足額の計上
公社	・施設整備引当金の取崩し処理

(4) 県の主要施策、成果指標等について

<成果指標等の未達成>

佐賀県の主要施策の成果指標等としては、以下の項目がある。

国民健康保険事業に関しては、「佐賀県総合計画 2019」(令和元年度~令和4年度)に おける施策の成果指標として、「市町国保の一人当り医療費水準の全国順位(年齢調整 後)のワースト脱却」が掲げられていたが、令和4年度までに達成されていない。

また、(公社)佐賀県農業公社の農地中間管理事業に関連して、佐賀県は、「佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」(平成 26 年当初作成、令和5年6月最終改正)を定めており、概ね10年間を見通した農地中間管理事業推進に関する基本的方向、担い手への集積率目標などを示している。担い手への集積率は、平成30年度実績71%に対して、目標としては、令和5年度80%、以降は令和10年度に掛けて80%を維持することを掲げていたが、令和4年度実績では70%に留まっている。

<成果指標等の未設定>

県のSSP構想に基づき(公財)佐賀県スポーツ協会が設置するSSP基金(令和4年度末残高12億円)は、選手・指導者の人材育成、選手・指導者の佐賀定着・就職支援、練習環境の整備・充実に関する事業を推進することを目的とするものであるが、その成果指標(SAGA2024終了後のスポーツメンターの佐賀県への定着率など)は設定されていない。

<「佐賀県施策方針 2023」における数値目標>

令和5年度から令和8年度までを対象期間とした「佐賀県施策方針2023」(令和5年8月公表)では、数値目標を明記しないこととされた。これは、県として、社会情勢が流動的な中で数値目標や計画にとらわれ過ぎることへの課題認識があったために、大きな方向性を示しながら、環境の変化に応じて機動的かつ柔軟に対応する方針に基づいているとのことであった。一方で、数値目標がない場合は、政策の達成具合等が外部から分かり難くなるとの懸念があるが、この点に関しては、毎年度に行う評価結果を公表したうえで、必要に応じて施策は更新する方針とされている。

確かに社会経済情勢は大きく変化しているが、一方で、前述の「市町国保の一人当り 医療費水準の全国順位(年齢調整後)のワースト脱却」、「担い手への集積率」、「選手・指 導者の佐賀定着等」の様な県の主要施策の基本方針、目標水準は、情勢変化の中でも大 きな変更はないものと思われる。

「佐賀県施策方針 2023」では数値目標が明記されていないが、令和5年度以降も引続き主要施策の目標水準が達成される様に、各取組が実行されることが必要と考える。

(5) 債券運用の管理について

<債券運用の状況>

出資団体等のうち、佐賀県土地開発公社、(公財)佐賀県スポーツ協会、(公財)佐賀県 森林整備担い手育成基金、(公財)さが緑の基金、(公財)佐賀県暴力追放運動推進センタ ーは、資金のうち一定額を債券で運用している。

<金利変動リスク>

市場金利変動により既発債券の市場時価は影響を受けるが、債券の残存期間が長期であるほど時価の変動幅が大きくなる。令和4年12月以降の日本銀行の金融政策一部変更を受けて、市場金利が上昇傾向となっており、以降、各法人が保有する債券の時価が下落し評価損は拡大傾向にある。法人が満期まで保有すれば、評価損が実損として実現することはないが、評価損は保有債券利率と市場金利の差異を反映した機会損失(金利上昇を享受できない機会損失)との位置付けでもある。

上記団体の中には、超長期債券(償還期間 10 年超)を中心に運用している団体もあったが、債券時価変動リスクが大きい超長期債券を中心とした運用については、資産運用 規程等に定めている所定の手続き(合議・決裁・報告等)に基づき、金利変動リスクに十分に留意のうえ、実施されることが必要と考える。

(6) 物価高騰等の急激な経済環境変化への対応について

コロナ禍やウクライナ侵攻以降は、円安などの影響もあり、急激な物価高騰が生じている。また、少子高齢化による労働人口減少等を背景に賃金上昇も生じている。出資団体の中には、契約期間が複数年の委託契約に基づき外部業者に業務委託を行っているケースがあったが、現在の経済環境下では、物価等水準の変動に応じて、契約期間中に契約額を変更することができるスライド条項を設けることは、受託業者の収益性が安定し、結果として委託業務の有効性を担保することに繋がり、有意義であるものと考える。

複数年契約である場合は、必要に応じてスライド条項を設けることを検討して頂き たいものと考える。

(7) 内部統制の整備について

本監査では、各出資団体等から監査委員に向けて提出された「定期監査調書」を入手して閲覧したが、当該調書の「内部統制制度の整備の有無」欄には「整備していない」との回答が散見された。実際には、統制が全く機能していない団体等はないものと思われるが、内部統制の整備、充実が求められる。

本監査の対象団体等においても、理事長・常務理事選任決議及び役員変更登記の失念、資金運用規程の趣旨に反する資金運用事例などが確認された。これらは、内部統制機能、規程・マニュアルの整備等により回避できた部分もあると考えられ、今後の改善が求められる。

2. 個別の監査結果及び監査意見の一覧

① 地方公営事業会計

No	名称	結果	意見
1	産業用地造成事業特別会計	1	3
2	港湾整備事業特別会計	-	2
3	国民健康保険事業特別会計	-	3

② 地方公社

No	名称	結果	意見
1	佐賀県道路公社	2	5
2	佐賀県土地開発公社	-	5

③ 出資団体

No	名称	結果	意見
1	公益社団法人佐賀県農業公社	-	5
2	一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター	1	7
3	公益財団法人佐賀県スポーツ協会	-	6
4	公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金	2	2
5	公益財団法人佐賀県国際交流協会	3	4

④ 出資団体(非往査先)

No	名称	結果	意見
1	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団	-	1
2	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会	ı	-
3	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団	ı	1
4	公益社団法人佐賀県畜産協会	-	1
5	公益財団法人さが緑の基金	-	2
6	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	ı	2
7	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター	-	1
8	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会	-	1
9	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会	1	1
10	一般社団法人佐賀県畜産公社	2	-

第4 地方公営事業会計

1. 佐賀県産業用地造成事業特別会計

(1) 事業の概要

設置時期	昭和 46 年 12 月 伊万里湾工業用地造成事業特別会計
	平成 16 年 4 月 産業用地造成事業特別会計(名称変更)
設置目的等	産業の振興、産業構造の改善、雇用機会の創出を目的として、県内に企
	業を誘致するための工業団地を整備し、用地の売却を行うとともに、当
	該団地内の維持及び管理業務を行う。
	現在の事業は、以下の通りである。
	・佐賀市大和町事業 (分譲開始予定は令和7年度)
	・神埼郡吉野ヶ里町事業(令和5年7月に譲渡の契約締結済)
	・伊万里湾開発事業:七ツ島工業団地(令和5年3月31日時点では、分
	譲総面積 1,279 千㎡、分譲済 1,174 千㎡ (リース契約 374 千㎡を含
	む)、残面積 105 千㎡)
	また、将来に渡って安定的に事業を継続していくために、中長期的な基
	本計画として「佐賀県産業用地造成事業特別会計経営戦略」を策定して
	いる。
設置根拠法	地方自治法 209 条第 2 項
法適用区分	非適用(地方公営企業法の規定を適用していない事業)
佐賀市大和	以下は、「佐賀県産業用地造成事業特別会計経営戦略」(令和3年3月策
町事業	定)に基づいている。
	①事業の種類
	内陸工業用地等造成事業
	②事業目的、周辺の社会経済情勢の状況
	佐賀県内においては、産業団地の分譲残面積が不足しており、大型誘致
	案件に対応できる大規模産業団地の整備が必要な状況である。
	本地域は、佐賀県の中部に位置し、佐賀大和インターチェンジに近接している。 ボスストトスの利用は、エボスの人とこの利用に対
	ており、交通アクセスの利便性を活かした工業系用途としての利用に適
	しており、主に製造業、物流業を中心とした企業から多くの引き合いが
	あっている。
	そのような中、平成28年度に県営の障害者施設が民間移譲となり、約

9.3haの跡地を有効に活用するため、周辺農地を追加取得したうえで、約14.5haを産業用地として整備する。

③土地造成・処分の見通し

当該地区は市街化調整区域であり、開発行為を行うに当たっては地区計画の策定が必要である。そのため、設計段階で地元の意見を踏まえながら計画策定を行っていき、並行して周辺農地の用地買収を行い、造成工事完了後、速やかに分譲開始を行う。造成工事の着手と合わせ、企業への誘致活動を開始し、分譲開始から3年以内の分譲完了(経営戦略上、令和6年度~令和8年度に分譲完了)を目指している。

4)組織

産業用地の整備に伴い、技術系職員の配置を行うとともに、整備に関係 する事業課(都市計画課、河川砂防課、道路課)に兼務職員を配置し、整 備に不足する人員を補っている。

⑤経営の基本方針

地方債等の償還には土地売払収入を充当することから、整備後、早期完売に向け企業誘致に取り組む。

⑥公営事業として実施する必要性

佐賀県総合計画 2019 にて企業立地に必要な大規模な産業用地を県で整備することを掲げ、県内の雇用促進を早期に実現させるためである。

神埼郡吉野ヶ里町事業

以下は、「佐賀県産業用地造成事業特別会計経営戦略」(令和3年3月策定)等に基づいているが、令和5年7月に、佐賀県は株式会社 SUMCO(半導体の材料となるシリコンウエハー製造大手)の新工場候補地として、全用地(公共施設用地は除く)の売買に関する契約を締結している。土地の引き渡しは、2工区に分けて令和6年度から令和7年度に掛けて行われる予定である。

①事業の種類

内陸工業用地等造成事業

②事業目的、周辺の社会経済情勢の状況

佐賀県東部に位置し、企業からのニーズも高い地域にあり、工業用水の

供給も可能であることから、製造業を中心とした産業用地を整備する。

③土地造成・処分の見通し

当該地区は広大な農地が広がっており、整備に当たっては農政部局と調 整しながら進める必要がある。また、並行して設計及び土地取得等を行 い、造成工事完了後、速やかに分譲開始を行う。造成工事着手と合わせ 企業誘致活動を開始し、分譲開始から3年以内の分譲完了を目指す。

④組織、⑤経営の基本方針、⑥公営事業として実施する必要性について は、佐賀市大和町事業を参照。

伊万里湾開

発事業:

団地

①事業目的、周辺の社会経済情勢の状況等

重要港湾である伊万里港に隣接し、コンテナターミナルを備えたアジア 七ツ島工業 への生産・物流拠点であり、造船所を中心に様々な企業が立地している。 伊万里臨港道路七ツ島線の開通により、交通アクセスが大きく向上。

②経過

昭和51年3月:造成工事完了 平成2年~9年:地盤改良工事

③事業実績等

分譲総面積 1,279 千㎡に対して、分譲済 1,174 千㎡、残面積 105 千㎡で ある。但し、分譲済 1,174 千㎡のうち 374 千㎡は、リース契約である。 リース契約については、分譲促進を目的とした100円/㎡制度がある。

所轄部課

産業労働部 企業立地課

(2) 保有土地の状況

吉野ヶ里町事業

七ツ島工業団地用地

産業用地造成事業特別会計による保有分 単位: m² 令和3年度 科目 令和2年度 令和4年度 年度末面積 529,622 712,073 516,874 佐賀市大和町事業 0 吉野ヶ里町事業 195, 200 七ツ島工業団地用地 529, 622 516,874 516,874 当年度増減面積 1,217 12,749 195, 200 佐賀市大和町事業 0 0 0

一般会計による保有土地			単位: m²
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末面積	93, 723	93, 723	93, 723
佐賀市大和町事業	93, 723	93, 723	93, 723

0

▲ 12, 749

1,217

195, 200

0

土地開発基金による保有土地 単位:n			
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末面積	37, 309	47, 747	47, 747
佐賀市大和町事業	37, 309	47, 747	47, 747

① 佐賀市大和町事業

本事業用敷地は、県営の障害者施設跡地 93,723 ㎡ (取得価額 973 百万円) と追加取得した周辺農地 47,747 ㎡ (取得価額 233 百万円、補償費 154 百万円)の計 141,469 ㎡であるが、上表の通り特別会計による保有分はない。

障害者施設跡地は、現在も一般会計により保有され、周辺農地は土地開発基金により 保有されている(監査意見を参照)。

② 吉野ケ里町事業

本事業用地は、令和 4 年度末において特別会計により 195,200 ㎡保有しているが、令和 5 年度に 75,227 ㎡を追加取得し、最終的には 270,427 ㎡となる見込みである。この うち、前述の(株) SUMCO との契約締結対象地は 219,847 ㎡、公共用地等予定地は 50,580 ㎡である。

③ 七ツ島工業団地用地

本事業用地は分譲総面積 1,279 千㎡に対して、分譲済 1,174 千㎡、残面積 105 千㎡であるが、上表の通り特別会計の保有分は、516 千㎡である。これは、分譲済 1,174 千㎡のうち 374 千㎡がリース契約のためである。保有分 516 千㎡は、リース契約中 374 千㎡、未活用 105 千㎡、その他 37 千㎡となっている。

(3) 決算推移

歳入			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財産収入	53, 062	64, 345	110, 058
財産運用収入(土地貸付収入)	36, 038	64, 345	67, 753
七ツ島工業団地	36, 038	64, 345	67, 753
財産売払収入(土地建物売払収入)	17,024	_	42, 305
繰入金	7,842	1,817	2, 490
一般会計繰入金	7,842	1,817	2,490
繰越金	106, 816	1, 255	692
諸収入	_	6	0
違約金及び延納利子	_	6	0
県債	53,000	64,000	1, 535, 000
県営産業用地造成事業債	53,000	64,000	1, 535, 000
歳入合計	220, 720	131, 423	1, 648, 241

歳出			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地管理費	72, 336	18, 991	20, 598
旅費	26	7	21
役務費	60	470	_
委託料	6, 496	_	472
七ツ島工業団地用地	6, 496	_	472
工事請負費	9, 765	_	_
負担金、補助及び交付金	17,821	18, 513	20, 105
県有財産所在市町村交付金	17,821	18, 513	20, 105
需用費(明許)	70	_	_
工事請負費(明許)	38, 098	_	_
繰出金	24, 732	46,014	89, 532
一般会計繰出金	24, 732	46,014	89, 532
土地造成費	122, 396	65, 726	1,537,313
旅費	46	15	121
需用費	485	55	850
役務費	118	43	_
委託料	54, 395	46, 992	38, 964
佐賀コロニー跡地	48, 695	37, 431	584
吉野ヶ里町用地	5,700	9, 561	38, 380
公有財産購入費	_	_	1, 412, 276
吉野ヶ里町用地	_	_	1, 412, 276
補償、補填及び賠償金	_	_	62, 784
吉野ヶ里町用地(物件移転補償等)	_	_	62, 784
償還金、利子及び割引料			
[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	150	213	295
需用費(明許)	150	213 9	295 -
	150 - 67, 202		295 - 22, 023
需用費(明許)	_	9	- 22, 023
需用費(明許) 委託料(明許) 佐賀コロニー跡地 吉野ヶ里町用地	- 67, 202	9	_
需用費(明許) 委託料(明許) 佐賀コロニー跡地	- 67, 202	9 18, 400 -	- 22, 023

(4) 総務省による経営戦略の策定・改定推進

総務省は、「経営戦略の改定推進について」を令和4年1月に公表している。主な内容は、下記の通りである。

- 1. 公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中にあって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められます。
- 2. 中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要です。
- 3. 経営戦略の見直しに当たっては、特に、次の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠ですので、適切に御対応いただきますようようお願いします。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確 な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革(料金 改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等)の検討
 - ⑤ ①~④の事項を情勢変化に合わせ的確に反映できるよう、経営戦略は「3 ~5年毎に改定すること」

また、「経営戦略策定・改定マニュアル」(令和4年1月改定)の事業別マニュアル 「地域開発備事業」セクションの主な内容は、下記の通りである。

- 1. 収支計画の財源(繰入金) :企業債の元利償還金等の債務の総額が現存する資産の時価の総額を超える場合で、今後の資産の売却等によっても解消できないと見込まれる資金不足が発生している場合には、これを放置することなく計画的な一般会計からの繰入等により適切に解消を図る必要がある。なお、財政当局と繰入額や繰入方法について協議・調整をした上で、その合意に基づく繰入額を計上するなど、収支赤字額を安易に繰入で賄う計画としないようにすることが重要である。なお、財源に繰入金が含まれる場合は、繰入の目的、必要性及び積算根拠について明記すること。
- 2. 実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

3. その他の留意事項 :経営戦略は特別会計ごとの策定を基本とするとされている。地域開発事業においては、一の特別会計で複数の施工地区を有する場合がある。将来にわたって安定的に事業を行っていくため、施工地区ごとに、今後の投資需要を見込むこと及びその財源を見込むことが重要であることから、施工地区ごとに策定することが望ましい。

(5) 佐賀県産業造成事業特別会計経営戦略

佐賀県は、令和3年3月に「佐賀県産業造成事業特別会計経営戦略」の本編と概要版 を公表している。本編の投資・財政計画(収支計画)は、以下の通りである。

<投資·財政計画(収支計画) 当初策定時 公表済>

経営戦略(令和3年3月策定) 計画期間末は令和15年度 単位:千円

	上) 計画規則才	<u> </u>	
	佐賀市大和町	吉野ヶ里町	合計
収益的収支+建設改良費	91,611	168, 547	260, 158
収益的収支①	2, 231, 620	5, 065, 500	7, 297, 120
収益的収入	2, 242, 620	5, 082, 500	7, 325, 120
土地等売却収入	2, 242, 620	5, 082, 500	7, 325, 120
収益的支出	▲ 11,000	▲ 17,000	▲ 28,000
営業費用	▲ 11,000	▲ 17,000	▲ 28,000
建設改良費②	▲ 2, 140, 009	▲ 4,896,953	▲ 7, 036, 962
土地買収費·補償費	▲ 394, 220	▲ 2,000	▲ 396, 220
造成費	▲ 1,742,901	▲ 4,891,230	▲ 6, 634, 131
その他	▲ 2,888	▲ 3,723	▲ 6,611
県債収支	▲ 15, 287	▲ 41,332	▲ 56, 619
起債収入	1, 742, 000	4, 892, 000	6, 634, 000
償還支出(支払利息含む)	▲ 1,757,287	▲ 4, 933, 332	▲ 6,690,619
積立金収支	▲ 76, 324	▲ 127, 215	▲ 203, 539
積立金取崩収入	1, 655, 618	4, 558, 499	6, 214, 117
積立金繰入支出	▲ 1,731,942	▲ 4, 685, 714	▲ 6, 417, 656
他会計補助金収入			0
計画期間期首繰越金	0	0	0
計画期間期末繰越金	0	0	0

- ・佐賀市大和町の土地買収費・補償費▲394,220 千円は、土地開発基金で購入した周辺農地47,747 ㎡を特別会計で買取る費用である。なお、一般会計保有分93,723 ㎡の買取費用及び分譲収入は計上されていない。
- ・積立金収支は、実質的には繰越金の増減である。なお、積立金収支▲203 百万円は、最終的な剰余金を特別会計から一般会計へ繰入(払出)することを意味している。

< 投資・財政計画(収支計画) 更新版 非公表> 下表は、令和5年3月現在の更新版である。

更新版(令和5年3月時点)	計画期間末に	単位:千円	
	佐賀市大和町	吉野ヶ里町	合計
収益的収支+建設改良費	73, 049	378, 195	451, 244
収益的収支①	1, 972, 573	6, 332, 200	8, 304, 773
収益的収入	2, 009, 573	6, 374, 200	8, 383, 773
土地等売却収入	2,009,570	6, 374, 200	8, 383, 770
収益的支出	▲ 37,000	▲ 42,000	▲ 79,000
営業費用	▲ 37,000	▲ 42,000	▲ 79,000
建設改良費②	▲ 1,899,524	▲ 5, 954, 005	▲ 7,853,529
土地買収費·補償費	▲ 395, 200	▲ 1,995,158	▲ 2, 390, 358
造成費	▲ 1,501,888	▲ 3,845,127	▲ 5, 347, 015
その他	▲ 2,436	▲ 113, 720	▲ 116, 156
県債収支	▲ 35, 182	333, 109	297, 927
起債収入	1, 500, 000	5, 946, 000	7, 446, 000
償還支出	1 , 490, 000	▲ 5, 440, 000	▲ 6,930,000
支払利息	▲ 45, 182	▲ 172,891	▲ 218, 073
積立金収支	0	0	0
積立金取崩収入			0
積立金繰入支出			0
他会計補助金収入	46, 078	74, 042	120, 120
計画期間期首繰越金	0	0	0
計画期間期末繰越金	83, 946	785, 346	869, 291
地方債残高	10, 000	506,000	516, 000

- ・佐賀市大和町の土地買収費・補償費▲395,200 千円は、土地開発基金で購入した周辺農地47,747 ㎡を特別会計で買取る費用である。なお、一般会計保有分93,723 ㎡の買取費用及び分譲収入は計上されていない。
- ・公表版の積立金収支は、更新版では繰越金として計上されている。
- ・更新版では、地方債の未償還残高 516 百万円、繰越金 869 百万円がある。

<投資·財政計画(収支計画) 土地開発基金等合算後 監査人作成>

下表は、一般会計で保有している旧障害者施設用地の買取費用及び分譲収入を合算 した収支である。買取費用は、下記算式による時価相当額を計上している。旧障害者施 設用地の取得はかなり古いため、取得価額 973, 563 千円ではなく、時価相当額により収 支を試算した。また、「造成原価方式」の概念に基づき、現時点では「買取費用=分譲 収入」と想定した。

時価相当額 = 周辺農地買取単価(補償費は除く) × 一般会計保有分の土地面積

佐賀市大和町	一般会計保有分を合算後	単位:千円
		

正貝川八川門 収云川	体作力で日昇	<u> </u>	+ 位・1 口
	特別会計	一般会計保有分 旧障害者施設用地	合計
収益的収支+建設改良費	73, 049	0	73, 049
収益的収支①	1, 972, 573	458, 526	2, 431, 099
収益的収入	2, 009, 573	458, 526	2, 468, 099
土地等売却収入	2, 009, 570	458, 526	2, 468, 096
収益的支出	▲ 37,000	0	▲ 37,000
営業費用	▲ 37,000		▲ 37,000
建設改良費②	▲ 1,899,524	▲ 458, 526	▲ 2, 358, 050
土地買収費·補償費	▲ 395, 200	▲ 458, 526	▲ 853, 726
造成費	▲ 1,501,888		▲ 1,501,888
その他	▲ 2,436		▲ 2,436
県債収支	▲ 35, 182	0	▲ 35, 182
起債収入	1, 500, 000		1, 500, 000
償還支出	▲ 1, 490, 000		▲ 1, 490, 000
支払利息	▲ 45, 182		▲ 45, 182
積立金収支	0	0	0
他会計補助金収入	46, 078		46, 078
計画期間期首繰越金	0	0	0
計画期間期末繰越金	83, 946	0	83, 946
地方債残高	10, 000	0	10,000

(6) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 特別会計以外で保有する土地について(監査結果)

<事業用地を保有する会計区分>

佐賀市大和町事業に関しては、造成費のみ産業用地造成特別会計に計上され、用地取得費、補償費は別会計に計上されている。本事業は、県営障害者施設跡地93,723 ㎡を活用しているが、当該跡地(平成30年に県営産業団地として活用する方針決定)は一般

会計(企業立地課)に計上されたままとなっている。また、跡地周辺の農地取得分 47,747 ㎡は、土地開発基金において取得(令和 2 年度、令和 3 年度に取得)がなされている。

<経営戦略の投資・財政計画における土地買取費用の取扱い>

経営戦略の投資・財政計画(令和3年3月公表版)では、特別会計において、土地開発基金が保有する土地の買取費用395百万円(補償費を含む)が計上されている。買取の時期は、分譲開始(計画上は令和6年度)により繰越金が生じる時期(令和6年度、令和7年度)に計画されている。

一方、一般会計が保有する土地の買取費用は計上されていない。なお、周辺農地の買取費用単価(補償費は除外)をベースに一般会計からの買取費用を監査人が試算した結果は、458百万円となった。

<土地開発基金の保有土地(跡地周辺の農地)>

土地開発基金は、制度上、議会決議を経ることなく公共用地を先行取得することが可能となっている。そして、一般的には、正式に事業化が決定した後に、議会決議を経て、事業実施会計区分が引渡しを受けることになるが、佐賀県の場合は、「佐賀県土地開発基金管理規則」に下記趣旨の条項がある。

- ・事業実施部署は、基金が土地を取得した年度の翌年度までに、土地の引き渡しを受けなければならない。
- ・ただし、土地の「引渡しを受ける年度計画が翌々年度以降とする理由書」を添付した「土地取得計画見積書」において知事の決定を受けた場合は、この限りではない。

当該条項に基づき作成された土地取得計画見積書においては、令和2年度の基金取得分は、令和5年度及び令和6年度に、また、令和3年度の基金取得分は、令和6年度及び令和7年度に、それぞれ産業用地造成事業特別会計が引渡しを受ける計画となっている。そして、土地開発基金を活用した理由としては、議会決議を経ずに機動的に先行取得することに加えて、特別会計における地方債の利子負担回避による分譲価額引下げ効果を期待したものとのことであった。

この様に跡地周辺の農地は、特別会計における県債起債等による取得財源を確保することなく、分譲代金が回収されるまで土地開発基金が継続保有することが予定されている。そのため、本件一体土地(跡地及び周辺農地)は、土地開発基金が保有している土地を特別会計が造成を行うという歪な状況となっている。また、結果的に分譲が遅れる又は長期化する恐れもあり、その場合は、土地開発基金に長期に渡って土地が残ることになり、適切な処理ではないと考える。従って、早期に特別会計において県債起債等により財源確保がなされて、買戻しを行うことが必要と考える。

なお、土地取得当時の地方債利率、県が計画する分譲までの期間に基づき試算した利息相当額は7百万円程度であり、分譲計画総額2,009百万円に対する割合は0.3%程度

に過ぎない。基金による機動的な先行取得が完了した後は、原則的には、事業実施部署が取得財源を確保し、翌年度中には基金から引渡しを受けなければならないと規定されている中で、造成開始後も基金が継続保有する根拠となるほどの利息節減効果ではないと思われる。

<一般会計の保有土地(県営障害者施設跡地)>

特別会計への移管については、一般会計の保有土地も同様である。特別会計における 予算確保又は土地開発基金からの貸付け等により、早期に特別会計に移管する必要が あると考える。結果的に分譲が遅れる又は長期化した場合は、一般会計に長期に渡って 土地が残ることになり、適切な処理ではないと考える。

更に、一般会計の保有土地については、経営戦略上の問題がある。現状の経営戦略では、一般会計からの買取費用及び分譲収入が織り込まれていない。経営戦略の収支計画は、本事業の実態としての収支を示しておらず、妥当ではないと考える。

<一般会計の保有土地に関する県の方針>

県によれば、特別会計の本事業は、土地の売買で収益を計上することが目的ではなく、 佐賀県の成長を牽引し、若者等が県内に就職したいと思う様な多様で魅力のある企業 を誘致することを目的として行っており、企業進出により雇用創出や税収増が期待さ れている、とのことであった。そして、会計処理としては、土地を移管することはせず、 特別会計で最終的に余剰資金が生じれば、特別会計から一般会計への繰入(払出)を行 う方針とのことであった。

公営事業による産業用地造成事業は、原則的には、独立採算が求められているが、上記の様な目的のもとに企業誘致上の競争力を高めるために、分譲の進捗状況に応じて分譲価額引下げ等の施策を実施し、結果的に特別会計として一定額内の赤字が生じることはあり得ると思われるし、県民からの理解も得られ易いものと思われる。しかし、敷地面積の大部分(66%)の取得費相当額を特別会計に計上していない状況で、特別会計収支の実績又は計画において余剰資金が生じたとの説明がなされていることは、理解が得られないと思われる。適切な情報開示が必要と考える。

② 内陸工業用地等造成事業を公営企業として実施する必要性について(監査意見)

「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」 (総務省、平成23年12月28日)、事務連絡「観光施設事業及び宅地造成事業における 財政負担リスクの限定に係る地方債の取扱いについて」(総務省、同日)には、下記趣旨 の記載がある(通知等記載事項を監査人が一部要約)。なお、佐賀市大和町事業、吉野ケ 里町事業は、宅地造成事業に含まれる内陸工業用地等造成事業に該当する。

- 1. 観光施設事業及び宅地造成事業は、社会経済情勢の変化等による事業リスクが 相対的に高い事業である。景気変動等に伴い事業の採算性が著しく悪化した場 合には、累積した赤字を処理するために、住民生活に必要不可欠な公共サービ スの縮小や住民に過度な負担を強いるような事態が生じる恐れもある。
- 2. 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、 法人格を別にして事業を実施すること。
 - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助) を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小 限の範囲にとどめること。
- 3. 2 の留意点を踏まえた上でなお地方公共団体が観光施設事業及び宅地造成事業を新たに公営企業により実施する場合には、平成24年度から、原則として、当該団体の財政状況も勘案し一定の基準未満の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う。

本通知では、内陸工業用地等造成事業は、法人格を別にして、プロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達が基本とされているが、佐賀県は、特別会計(公営企業)を用いて本造成事業を行っている。本通知を前提に、経営戦略のひな形様式では、内陸工業用地等造成事業を「公営企業として実施する必要性」について記載を求めており、佐賀県は必要性について、「佐賀県総合計画 2019 で企業立地に必要な大規模な産業用地を県で整備することを掲げ、県内の雇用促進を早期に実現させるため。」との説明を行っている。

一般的には、第三セクター等のメリットは、年度予算や議会承認時期等に縛られず機動的な事業運営ができること、民間資金やノウハウも有効に活用できること等とされており、特別会計(公営企業)の方が早期の分譲完了、雇用促進を実現できるとの説明は、理解が得られにくいものと思われる。第三セクター等を活用しなかった理由は、プロジェクト・ファイナンスによる資金調達の実現可能性について懸念があったためとも推測されるが、より実態に即した説明が必要と考える。

③ 事業別の投資・財政計画について(監査意見)

<総務省による経営戦略の策定・改定推進>

経営戦略は特別会計ごとの策定を基本とするとされているが、地域開発事業において

は、一の特別会計で複数の施工地区を有する場合があり、将来にわたって安定的に事業を行っていくためには、施工地区毎に今後の投資需要を見込むこと及びその財源を見込むことが重要であることから、施工地区ごとに策定することが望ましいとされている。

<佐賀県産業用地造成事業の経営戦略>

佐賀県が令和3年3月に公表した経営戦略の投資・財政計画における事業完了後の繰越金(総収支)は、佐賀市大和町事業と吉野ケ里町事業の合算値のみ開示されている。

本監査で得られたデータ(更新版)によれば、最終繰越金は、吉野ケ里町事業 279 百万円に対して、佐賀市大和町事業 73 百万円(何れも地方債残高減額後)であった。

次回以降の経営戦略改定時には、事業別の収支計画・実績を開示したうえで、計画進 捗状況、改善方針(企業誘致施策の強化等)、追加財源の要否等を示すことが必要と考え る。それが透明性の高い、より効果的な経営基盤強化策、財政マネジメント向上策に繋 がるものと考える。

④ 佐賀市大和町事業及び七ツ島工業団地の分譲について(監査意見)

吉野ケ里町事業は、令和6年度から令和7年度に掛けて造成完了が計画されているが、 現段階で既に譲渡の契約締結が完了しており、事業進捗状況は良好である。一方、佐賀 市大和町事業は、令和7年度中に造成完了の計画であり、企業誘致に向けた接触、現地 視察も開始されているとのことであった。

昨今は経済安全保障が注目されており、特に中国・台湾関係を背景として、台湾に製造拠点が集中している半導体の確保が重視されている。九州では熊本県菊陽町に世界最大級の台湾半導体メーカーの工場建設が既に進められており、更に最近のニュースでは同メーカーの第2工場も検討中と伝えられている。

第1工場の建設発表以降、半導体関連企業の進出が多数発表されている。特に熊本県 菊陽町及び近隣の企業立地は活況となっており、雇用創出、賃金上昇、人口流入、住宅 建設等の多大なる波及効果が既に生じ始めており、異次元の状況となっている。そのよ うな中、佐賀県の吉野ケ里町事業も半導体材料メーカーとの契約締結に至っており、九 州の物流の要所である鳥栖インターチェンジから比較的近い吉野ケ里町事業は早期の 企業誘致が完了見込となっている。

一方、佐賀大和インターチェンジの近くに位置する佐賀大和町事業の誘致交渉はこれから開始されるが、早期に分譲が完了し、地域への経済波及効果、雇用創出が期待される。また、佐賀県では多くの若者が県外に流出しており、流出防止が重要課題となっている。若者等の県内就職率の改善も大いに期待される。

なお、佐賀県の過去の産業用地造成事業では、伊万里港に隣接する七ツ島工業団地の 分譲が進まず、造成工事費等の県債起債分に関して、一般会計から多額の資金補填がな された実績がある。本団地は、分譲総面積 1,279 千㎡に対して、分譲済 763 千㎡、未分譲 516 千㎡となっている。未分譲 516 千㎡のうち 374 千㎡はリース契約により活用されているが、100 円リース制度(リース料 100 円/㎡)という格安の誘致施策が採られている。

大和町事業と七ツ島事業は、当然、立地も周辺環境も異なるが、大和町事業は県営施設跡地の有効活用との側面もあり、立地条件を最優先とした用地造成事業ではないことは確かである。何れにしても、積極的な誘致活動により分譲が早期に完了し、地域に経済効果、雇用創出等がもたらされることを期待する。

2. 佐賀県港湾整備事業特別会計

(1) 事業の概要(令和5年3月末現在)

設置時期	平成20年4月1日(特別会計適用年月日)
設置目的等	佐賀県では、ふ頭用地(野積場)、荷役機械、上屋などの港湾施設を整備
	することを目的として港湾整備事業特別会計を設置している。
	また、この事業を将来にわたって安定的に継続していくために、計画期
	間を 10 か年とする投資・財政計画等を盛り込んだ「佐賀県港湾整備事業
	経営戦略」を策定している。
設置根拠法	地方自治法 209 条第 2 項
法適用区分	非適用(地方公営企業法の規定を適用していない事業)
佐賀県の	県内には、重要港湾2港(伊万里港、唐津港)と地方港湾7港(呼子港、仮
港湾概要	屋港、星賀港、住ノ江港、鹿島港、大浦港、諸富港)があり、港湾管理者
	は全て佐賀県となっている。
	玄海灘側には、伊万里港、唐津港、呼子港、仮屋港、星賀港がある。平
	成23年には、伊万里港が日本海側拠点港(国際海上コンテナ拠点港)に、
	唐津港が拠点化形成港(外航クルーズ)にそれぞれ選定され、唐津港で
	は、平成30年に外国クルーズ船が初寄港している。
	有明海側には、住ノ江港、鹿島港、大浦港、諸富港がある。海上連絡、
	水産物荷揚げ等、地域に密着した利用がなされている。
伊万里港:	・所在地:伊万里市
重要港湾	・重要港湾指定:昭和 26 年 1 月
	・港湾区域面積:1,769ha
	・主要地区概要
	久原南地区:伊万里団地 120 ha (地域振興整備公団) が造成され、水
	産、木材関連、半導体の大手企業が進出している。
	七ツ島地区:平成9年4月に韓国・釜山港との間に国際コンテナ定期航
	路が開設された。現在では、韓国や中国などの主要港と
	の間に4航路8便が運行され、コンテナヤード増強、ガ
	ントリークレーン2基目、臨港道路七ツ島線などの整備
	がなされている。



唐津港:

• 所在地: 唐津市

重要港湾

・重要港湾指定:昭和26年1月

·港湾区域面積:1,090ha

• 主要地区概要

東港地区:平成19年より唐津・壱岐フェリーが就航した。平成28年に

は耐震強化岸壁の供用を開始し、クルーズ船寄港のみなら

ず、災害時の拠点港としての機能も有している。

妙見地区:大型貨物船も接岸可能なバースや、大型荷役クレーンを有 しており、唐津港の中でも物流の拠点としての機能が充実

している。



呼子港: 地方港湾

· 所在地: 唐津市呼子町、鎮西町

•地方港湾指定:昭和28年3月

·港湾区域面積:304ha

・概要:呼子地区では、離島航路発着所での安全な乗降や、荷物積み下 しによる臨港道路の渋滞解消のため、浮桟橋等の整備を行っている。 また、老朽化の著しい殿ノ浦地区の海岸保全施設について整備を実施 した。

仮屋港:	・所在地: 唐津市肥前町
地方港湾	・地方港湾指定:昭和 38 年 10 月
	・港湾区域面積:50ha
	・概要:平成 12 年には防波堤が完成した。現在では、真珠養殖業を中心
	とした水産業の基地として利用されている。
星賀港:	・所在地: 唐津市肥前町
地方港湾	・地方港湾指定:昭和 34 年 5 月
	・港湾区域面積:15ha
	・概要:離島航路、漁船等の基地として利用されている。また、大型船
	のための岸壁及び泊地等の施設整備が平成 19 年に完了した。
住ノ江港:	・所在地:小城市芦刈町、杵島郡白石町
地方港湾	・地方港湾指定:昭和 28 年 3 月
	・港湾区域面積:818ha
	・概要:主に有明海浅海域の養殖業の基地港として利用されている。
鹿島港:	・所在地: 鹿島市
地方港湾	・地方港湾指定:昭和 36 年 8 月
	・港湾区域面積:52ha
	・概要:主に有明海浅海域の養殖業の基地港として利用されている。
大浦港:	・所在地:藤津郡太良町
地方港湾	・地方港湾指定:昭和29年2月
	・港湾区域面積:38ha
	・概要:潜水士船や起重機船等の作業船の基地港となっている。
諸富港:	・所在地:佐賀市諸富町
地方港湾	・地方港湾指定:昭和 28 年 3 月
	・港湾区域面積:25ha
	・概要:主に有明海浅海域の養殖業の基地港として利用されている。
所轄部課	地域交流部 港湾課

(2) 決算推移

港湾整備事業特別会計 全9港湾計

単位:千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳	入計	1,081,381	1,000,475	1,021,114	1, 555, 596	1, 774, 042
	施設使用料	275, 381	264, 979	277, 210	276, 235	258, 577
	県債	64, 500	68, 300	89,800	661,600	898, 000
	その他	1,600	1,735	84, 473	1,830	28, 342
	繰越金	739, 900	665, 462	569, 631	615, 930	589, 124
歳	出計	415, 920	430, 844	405, 183	966, 472	1, 232, 103
	施設管理費	105, 677	108, 195	103, 469	76, 397	103, 554
	施設補修費	104,870	110, 360	64, 577	86, 553	87, 148
	施設建設費	_	4,674	28, 648	563, 046	791, 830
	県 債 償還費	171, 205	175, 450	178, 383	212, 449	222, 426
	県債支払利息	34, 167	32, 165	30, 106	28, 027	27, 144
歳	入歳出差引(翌年度繰越金)	665, 462	569, 631	615, 930	589, 124	541, 939

下表は、総務省が示した経営戦略の収支計画ひな形様式(収益的収支、資本的収支、年度収支、前年度繰越金等に区分した様式)に基づき、上表を監査人が再区分して表示したものである。

港湾整備事業特別会計 全9港湾計 再区分後

単位: 千円

		0 10 10 H	1 P / 1 D			1 1 1 1 1
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収	益的収支	137, 137	126, 353	228, 108	173, 642	156, 220
	施設使用料等	276, 982	266, 713	361, 683	278, 065	286, 918
	施設管理費	▲ 105,677	▲ 108, 195	▲ 103, 469	▲ 76, 397	▲ 103, 554
	県債支払利息	▲ 34, 167	▲ 32, 165	▲ 30, 106	▲ 28, 027	▲ 27, 144
資	本的収支	▲ 211, 575	▲ 222, 184	▲ 181, 808	▲ 200, 448	▲ 203, 405
	建設費等	▲ 104, 870	▲ 115, 034	▲ 93, 225	▲ 649, 599	▲ 878, 979
	施設補修費	▲ 104,870	▲ 110, 360	▲ 64, 577	▲ 86, 553	▲ 87, 148
	施設建設費	1	▲ 4,674	▲ 28,648	▲ 563, 046	▲ 791,830
	県債収支	▲ 106, 705	▲ 107, 150	▲ 88, 583	449, 151	675, 574
	県債起債収入	64, 500	68, 300	89,800	661,600	898,000
	具債償還金	▲ 171, 205	▲ 175, 450	▲ 178, 383	▲ 212, 449	▲ 222, 426
年	度収支	▲ 74, 438	▲ 95,831	46, 300	▲ 26,807	▲ 47, 185
前	年度繰越金	739, 900	665, 462	569, 631	615, 930	589, 124
32	年度繰越金	665, 462	569, 631	615, 930	589, 124	541, 939
抽	方倩残高	3 258 136	3 150 986	3, 062, 402	3 511 553	A 187 197

- 一般の事業法人の収支分析を行う際の表現を使用すれば、概況は下記の通りである。
 - ・直近5期の営業活動キャッシュ・フロー(収益的収支)は、126 百万円~228 百万円 で推移している。
 - ・直近2期の投資活動キャッシュ・フロー(建設費等)は、令和3年度▲649百万円、 令和4年度▲878百万円と増加している。投資額は、主に伊万里港のガントリーク レーン2号機設置11.5億円である。
 - ・直近2期の財務活動キャッシュ・フロー(県債収支)は、投資資金を調達するために、 令和3年度449百万円、令和4年度675百万円と県債起債収入が増加している。 その結果、県債残高は平成30年度末3,258百万円に対して、令和4年度末は4,187

百万円まで増加している。

(3) 総務省による経営戦略の策定・改定推進

総務省は、「経営戦略の改定推進について」を令和4年1月に公表している。主な内容は、下記の通りである。

- 1. 公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や 施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中にあっ て、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供し ていくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤 の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められます。
- 2. 中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要です。
- 3. 経営戦略の見直しに当たっては、特に、次の事項を投資・財政計画に盛り込む ことが持続可能なサービスの提供に不可欠ですので、適切に御対応いただき ますようようお願いします。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的 確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革(料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等)の検討
 - ⑤ ①~④の事項を情勢変化に合わせ的確に反映できるよう、経営戦略は 「3~5年毎に改定すること」

また、「経営戦略策定・改定マニュアル」(令和4年1月改定)の事業別マニュアル「港湾整備事業」セクションの主な内容は、下記の通りである。

- 1. 収支計画の財源(繰入金) : 財政当局と繰入額や繰入方法について合意事項がある場合には、その合意事項に基づく繰入金額を用いることが重要である。合意事項がない場合においても、財政当局と協議・調整をした上で、その合意に基づく繰入金額を計上するなど、収支赤字額を安易に繰入金で賄う計画としないようにすることが重要である。なお、財源に繰入金が含まれる場合は、繰入の目的、必要性及び積算根拠について明記すること。
- 2. 実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生し

- ている場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。
- 3. その他の留意事項 :経営戦略は特別会計ごとの策定を基本とするとされている。港湾整備事業においては、一の特別会計で複数の港湾を有する場合があるが、将来にわたって安定的に事業を行っていくため、港湾ごとに、今後の投資需要を見込むこと及びその財源を見込むことが重要であることから、港湾ごとに策定することが望ましい。

(4) 佐賀県港湾整備事業経営戦略

計画期間: 令和5年度~令和14年度(10か年)

8

佐賀県は、令和5年7月に「佐賀県港湾整備事業経営戦略」の本編と概要版を公表している。概要版は、以下の通りである。

<事業概要、将来の事業環境、経営の基本方針等>

事業概要	地方公営企業法:非適用	・特別会計適用年月日:平成 20 年 4 月 1 日
	対象港湾:重要港湾(唐津港、	:港、伊万里港)、地方港湾(呼子港外 6 港)
	・使用料体系: 佐賀県港湾管理条例に規定	理条例に規定
	現在の経営状況:余剰金((前年度からの繰越金) があり、一般会計からの繰入金に依存する経営状況とはなっていない。
将来の事業環境	(1) 取扱貨物量の見通し	唐津港、伊万里港ともに、バイオマス発電所稼働により燃料の取扱が開始され増加傾向であるが、それ
		以降は横ばいで推移するものと見込む。
		ただし、コンテナ貨物はターミナルの機能強化や新規航路の誘致により増加を見込む。
		その他の地方港湾については、同水準での推移を見込む。
	(2) 使用料収入の見通し	伊万里港のコンテナ取扱量の増加が見込まれることにより、段階的な収入増加を見込む。
	(3) 施設の見通し	ガントコークフーンは、点格を行いながの必要に応じて修繕する。
		上屋や野積場については、計画的な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る。
	(4)組織の見通し	港湾施設の管理事務及び計画・整備は県職員で行っており、人件費については一般会計から支出してい
		9°
経営の基本方針	〇 新規航路の開設や既存航路の増便等、	路の増便等、港湾の利便性向上に取り組む。
	〇 伊万里港は、コンテナ貿別	伊万里港は、コンテナ貿易を中心とした物流港としての港勢拡大を図る。
	〇 唐津港は、物流・水産にた	〇 唐津港は、物流・水産に加えて、佐賀らしい観光資源と港の魅力を活かした「観光と交流の賑わいある国際観光港」の複合港とし
	て港勢拡大を図る。	
投資・財政計画	(1) 投資についての説明	港湾施設を計画的に維持・管理することで施設の長寿命化を図るとともに、港湾施設の整備にあっては
(収支計画)		起債等を活用し支出の平準化を図る。
	(2) 財源についての説明	・積極的にポートセールに努め取扱貨物量の増加を図ることで使用料収入の確保に努める。
		・平準化債等を活用して償還時期の平準化に努める。
事後検証・改定	毎年度進捗状況等の評価・検	状況等の評価・検証を行った上で、社会環境の変化等を踏まえ、概ね3年から5年ごとに見直しを行っていく。

ო

2

4

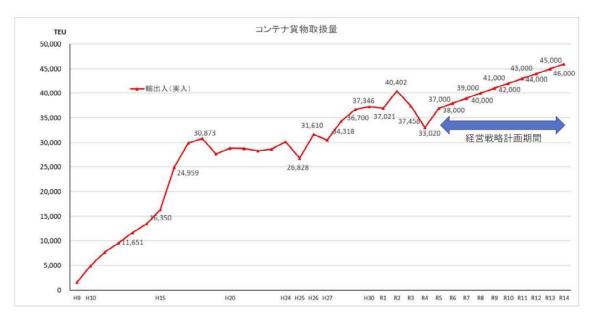
<投資・財政計画 各年度の収支計画>

(単位:千円)

		大平十二年 · 中山				23	な	(104年)				
	\$	収入:咸入事垻名				が	E 47 47 11					
		支出:歳出細事項名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	営業収益	港湾使用料	274,948	263,782	264,891	265,999	267,107	268,215	269,323	270,431	271,539	272,648
	営業外収益	諸収入	2,849	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139
☆	地方債	港湾整備事業債	252,800	111,500	110,700	109,900	107,100	104,900	349,400	75,400	150,400	402,100
~	他会計補助金	繰入金	0	0	0	0	108,742	162,767	174,256	182,629	188,896	195,940
	前年度からの繰越金	前年度繰越金	541,939	373,928	250,022	137,059	20,034	0	0	0	0	0
	収入計 (A)		1,072,536	751,349	627,752	515,097	505,122	538,021	795,118	530,599	612,974	872,827
	営業費用	港湾機能施設管理費	168,600	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000
	推印光空影	港湾機能施設整備費	131,859	127,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	000'16	97,000
łx	是ix 公尺見	港湾機能施設建設費	141,050	0	0	0	0	0	250,000	0	94,000	400,000
Ŧ	地方債償還金	元金償還費	228,651	234,269	255,722	262,251	274,465	309,430	318,630	303,657	293,611	248,159
	営業外費用	県債の利子	28,448	28,058	25,971	23,812	21,657	19,591	17,488	17,942	16,363	15,668
	支出計 (B)		809'869	501,327	490,693	495,063	505,122	538,021	795,118	530,599	612,974	872,827
	収 支(A - B)		373,928	250,022	137,059	20,034	0	0	0	0	0	0

上表は、概要版の投資・財政計画のであるが、本編の同計画では、収益的収支、資本 的収支等の区分表示がなされている。

<コンテナ貨物取扱量の推移>



<港湾別収支等を区分表示した投資・財政計画 監査人再区分>

下表は、佐賀県が公表している投資・財政計画について、監査人が港湾別収支等を再 区分して表示したものである。前述の総務省公表資料によれば、経営戦略策定単位につ いては、「港湾ごとに策定することが望ましい」とされている。

計画期間10年間を合算した港湾別収支の概要は、下記の通りである。

伊万里港	収益的収支 562 百万円
	建設改良費▲1,585 百万円
	合算収支(収益的収支+建設改良費)▲1,022 百万円
唐津港	収益的収支 922 百万円
	建設改良費▲304 百万円
	合算収支 671 百万円
地方港湾	収益的収支49百万円、建設改良費▲30百万円、合算収支19百万円
県債支払利息	▲214 百万円
合算収支	全港湾を合計した合算収支は、▲600百万円
県債収支	起債収入 1,774 百万円、償還支出▲2,728 百万円、差引▲954 百万円
財源	合算収支▲600 百万円、県債収支▲954 百万円、計▲1,554 百万円の
	資金不足額は、他会計補助金収入 1,013 百万円、計画期間期首の繰
	越金 541 百万円で賄う計画

港湾整備事業特別会計		全9港湾計										単位:千円	
	美	実績					計画	画					計画期間
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	の合計
収益的収支+建設改 良費		▲475, 957 ▲ 722, 759	▲ 192, 160	▲ 1,137	32, 059	35, 326	38, 589	41,763	▲ 205, 026	45,628	▲ 45, 685	▲ 349,881	▲ 600, 524
伊万里港	▲ 544, 333	▲ 544, 333 ▲ 780, 710	▲ 241, 699	▲ 25,218	▲ 24, 109	▲ 23,001	▲ 21,893	▲ 20,785	▲ 269, 677	▲ 18,569	▲ 111, 461	▲ 266, 352	▲ 1, 022, 764
	91, 404	80, 481	73,653	77,139	77, 139	77,139	77, 139	77, 139	77, 139	77, 139	77, 139	▲ 72,861	617,904
地方港湾計	4,998	4,614	4, 334	▲ 25,000	2,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	2,000	2,000	19,334
県債支払利息	▲ 28,027	▲ 27, 144	▲ 28, 448	▲ 28,058	▲ 25, 971	▲ 23,812	▲ 21,657	▲ 19,591	▲ 17, 488	▲ 17,942	▲ 16,363	▲ 15,668	▲ 214,998
収益的収支①	173,642	156,220	80,749	125,863	129,059	132, 326	135, 589	138, 763	141, 974	142,628	145, 315	147, 119	1, 319, 385
伊万里港	96, 061	83, 450	21,061	55,782	56, 891	57, 999	59, 107	60,215	61, 323	62, 431	63, 236	64,648	562,996
収益的収入	160,829	173,402	165, 506	151,782	152, 891	153,999	155, 107	156, 215	157, 323	158, 431	159, 539	160,648	1, 571, 441
収益的支出	▲ 64, 768	▲ 89,952	▲ 144, 445	▲ 96,000	△ 96, 000	▲ 96,000	▲ 96, 000	▲ 96,000	▲ 96, 000	▲ 96,000	▲ 96, 000	▲ 96,000	▲ 1, 008, 445
唐津港	100,610	95, 300	83,802	93, 139	93, 139	93, 139	93, 139	93, 139	93, 139	93, 139	93, 139	93, 139	922,053
収益的収入	112, 238	108,903	107,957	109, 139	109, 139	109, 139	109, 139	109, 139	109, 139	109, 139	109, 139	109, 139	1,090,208
収益的支出	▲ 11, 629	▲ 13,603	▲ 24, 155	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16, 000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 168,155
地方港湾計	4, 998	4,614	4, 334	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	49,334
収益的収入	4,998	4,614	4,334	5,000	2,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	49,334
収益的支出	ı	1	-	I	ı	ı	ı	I	ı	ı	-	I	I
県債支払利息	▲ 28,027	A 27, 144	▲ 28, 448	▲ 28,058	▲ 25, 971	▲ 23,812	▲ 21,657	▲ 19,591	▲ 17, 488	▲ 17,942	▲ 16,363	▲ 15,668	▲ 214, 998
建設改良費②	▲ 649, 599	▲ 878,979	▲ 272, 909	▲ 127,000	△ 97, 000	▲ 97,000	▲ 97, 000	▲ 97,000	▲ 347,000	▲ 97,000	▲191, 000	▲ 497, 000	▲ 1, 919, 909
伊万里港	▲ 640, 393	▲ 640, 393 ▲ 864, 160	▲ 262, 760	▲ 81,000	▲ 81, 000	▲ 81,000	▲ 81,000	▲ 81,000	▲ 331,000	▲ 81,000	▲ 175,000	▲ 331, 000	▲ 1, 585, 760
	▲ 9, 206	▲ 14,818	▲ 10,149	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 16, 000	▲ 16,000	▲ 16,000	▲ 166, 000	▲ 304, 149
地方港湾計	ı	1	_	▲ 30,000	I	I	ı	I	I	-	_	I	▲ 30,000
県債収支	449, 151	675, 574	24, 149	▲ 122, 769	▲145,022	▲ 152, 351	▲ 167, 365	▲ 204, 530	30, 770	▲ 228, 257	▲ 143, 211	153,941	▲ 954, 645
起債収入	661, 600	898,000	252,800	111,500	110,700	109,900	107, 100	104,900	349, 400	75,400	150, 400	402, 100	1,774,200
償還支出	▲ 212, 449	▲ 222, 426	▲ 228, 651	▲ 234, 269	▲255, 722	▲ 262, 251	▲ 274, 465	▲ 309, 430	▲318, 630	▲ 303, 657	▲293, 611	▲ 248, 159	▲ 2, 728, 845
他会計補助金収入	1	1	_	1	_	I	108, 742	162, 767	174, 256	182,629	188,896	195,940	1,013,230
前年度繰越金	615,930	589, 124	541, 939	373,927	250,022	137,058	20,033	I	I	I	I	1	541,939
伊万里	▲ 534, 312	▲ 534, 312 ▲ 650, 711 ▲ 774, 539	▲ 774, 539										
	1,085,391	<u>_</u> ,	1,242,014										
地方港湾計	64,852	69,850	74, 464										
翌年度繰越金	589, 124	541,939	373, 927	250,022	137, 058	20,033	1	1	1	1	1	1	1
地方債残高	3, 511, 554	511, 554 4, 187, 127	4, 211, 276 4,	088,	3, 943, 485	3, 791, 134	3, 623, 769	3, 419, 239	$507 \left[3,943,485\right]3,791,134 \left[3,623,769\right]3,419,239 \left[3,450,009\right]3,221,752 \left[3,078,541\right]3,$	3, 221, 752	3, 078, 541	3, 232, 482	

(5) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 重要港湾別の投資・財政計画について(監査意見)

<総務省による経営戦略の策定・改定推進>

総務省は、公営事業に関して、将来にわたりサービスを安定的に提供して行くために、経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを求めている。そして、経営戦略は、PDCAサイクルを通じて質を高めるために、経済情勢等の変化に合わせ3~5年毎に改定することが必要とされている。

また、公営事業のうち港湾整備事業に関しては、将来に渡って安定的に事業を行うためには、港湾毎に投資需要及び財源を見込むことが重要であり、港湾毎に経営戦略を策定することが望ましいとされている。

<佐賀県港湾整備事業の経営戦略>

佐賀県が令和5年7月に公表した港湾整備事業の経営戦略、投資・財政計画の諸係数は、全9港湾(重要港湾2港、地方港湾7港)の合算値のみ開示されている。しかし、県内の各港湾の事業形態、取扱貨物量や使用料収入の見込、投資計画は異なる。特に重要港湾の伊万里港と唐津港の収支構造は大きく異なる。計画期間10年間における収益的収支と建設改良費支出を合算した収支は、本監査で得られたデータによれば、唐津港617百万円に対して、伊万里港は▲1,022百万円であった。

<重要港湾の経営方針>

伊万里港は、コンテナ貿易を中心とした物流港として拡大を図っており、ガントリークレーン、バンプール(空コンテナ置場)等の新規・更新投資額、補修・維持費の負担が大きい。そして、令和5年度に稼働開始となったガントリークレーン2号基11億円の設置効果等により、計画上、コンテナ貨物取扱量の増加を見込んでいる。コンテナ船は大型化しコンテナ数量も増大しており、また、既存のジブクレーンの能力不足、混雑時の沖待ち、ガントリークレーン1号基の故障リスクに対応するために、2基体制を確立したものである。

一方、唐津港は、物流・水産に加えて、外航クルーズ船寄港など観光港の側面も含めた 複合港を目指している。令和元年に外航クルーズ船が初寄港した後は、コロナ感染症拡 大により中断となったが、収束後の令和5年度に寄港が再開され、今後の増加を見込ん でいる。

なお、唐津港は令和5年度に、伊万里港は令和7年度に、それぞれ港湾近隣のバイオマス発電所が稼働開始する見込みとなっており、発電燃料の入港取扱量増加を見込んで

いる。

<重要港湾別の投資・財政計画の必要性>

持続的・安定的に各港湾の機能提供を図るために、経営戦略は、PDCA サイクルを通じて質を高めて、3~5年毎に改定することが求められている。

次回以降の経営戦略改定時には、重要港湾別の収支計画・実績等の諸係数を開示した うえで、計画進捗状況、改善方針(使用料金改定、ポートセールス方針の見直し等)、追 加財源の要否(唐津港から伊万里港への資金補填を含む)等を県民に示すことが必要と 考える。それが透明性の高い、より効果的な経営基盤強化策、財政マネジメント向上策 に繋がるものと考える。

② 計画期間における一般会計繰入金について(監査意見)

<経営戦略策定・改訂マニュアル>

「経営戦略策定・改定マニュアル」(総務省、令和4年1月改定)の「港湾整備事業」 セクションでは、下記の通り、収支計画の財源として繰入金に関する記載がある。

【収支計画の財源:繰入金】

財政当局と繰入額や繰入方法について合意事項がある場合には、その合意事項に基づく繰入金額を用いることが重要である。合意事項がない場合においても、 財政当局と協議・調整をした上で、その合意に基づく繰入金額を計上するなど、 収支赤字額を安易に繰入金で賄う計画としないようにすることが重要である。

なお、財源に繰入金が含まれる場合は、繰入の目的、必要性及び積算根拠について明記すること。

<佐賀県港湾整備事業経営戦略の繰入金>

佐賀県港湾整備事業経営戦略では、計画期間 10年間において、合計 1,013 百万円の繰入金(一般会計補助金収入)が計画されている。繰入金は、同期間における伊万里港の合算収支▲600 百万円(収益的収支と建設改良費支出を合算した収支)、県債収支▲954 百万円(ガントリークレーン投資 11 億円の起債分等の償還)の資金不足額を賄うためのものである。

繰入の目的、必要性は、経営戦略上は特に明記されていないが、県庁内の協議資料には、下記の様に記載されていた。

- ・港湾は、空港や道路と同様に、社会経済活動を支える重要なインフラである。 物流の拠点であり、企業の集積があり、雇用がある。また、新たな港湾投資が企業 や地域の更なる発展に繋がっていく。
- ・そうしたことを考慮すると、一般財源を投入して、港湾整備事業を続けていくこと

は必要と考えている。

<繰入金の目的・必要性の説明等>

公営事業は、原則的には、独立採算が求められてはいるものの、他県の港湾整備事業の経営戦略においても一般会計繰入金が計上されている事例が散見された。他港湾との競争力を確保するために減免使用料金等を設定しつつ、一方で、高機能クレーン等への多額の設備投資が必要となっており、独立採算が困難な状況が他県事例からも伺えた。

何れにしても、次回以降の経営戦略改定時には、繰入金の目的、必要性を経営戦略上で県民に適切に開示して、その是非に関する意見を求めるべきと考える。

また、繰入金の最小化を図るためには、他港湾との競争力確保等を勘案しながら、必要に応じて減免使用料金の引上げなどの検討も必要と考える。

3. 国民健康保険事業特別会計

(1) 事業の概要

(1) 事未以與女	
設置年月日	昭和39年4月1日設置
	(昭和 39 年 3 月 31 日佐賀県条例第 15 号)
設置根拠法	地方自治法 209 条第 2 項、国民健康保険法 等
国による制	【国民健康保険制度の構造的問題】
度改革の背	我が国における市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入す
景	る者及び後期高齢者医療制度の被保険者となる者等を除く全ての者を被
	保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦とも言え
	るものであるが、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと、加入
	者の所得水準が低く、国民健康保険税(料)(以下「保険税」という。)負
	担が重いことなどの構造的な課題を抱えていることから、厳しい財政運
	営状況にある。
	【小規模保険者における課題】
	国民健康保険の財政単位が市町村となっている状況では、被保険者数3
	千人未満の小規模保険者が一定割合存在し、そうした小規模保険者では
	財政が不安定となりやすいこと、被保険者の年齢構成や所得分布の差異
	が大きいこと、医療提供体制の違いなどによって医療給付費の格差が生
	じていることなどの課題も抱えている。
	【市町村毎の運営の限界】
	国民健康保険の事業運営についても、市町村毎の運営となっていたこと
	から、市町村によって保険税徴収や保険給付などの事務処理の実施方法
	にばらつきがあり、事務の共同処理や広域化による効率的な事業運営に
	つながりにくいという状況にある。
	【被保険者側の不公平感の存在】
	一方、被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険
	税は市町村毎に大きく異なり、不公平感があることも課題の一つであ
	る。この市町村における保険税の大きな差異は、一人当たり医療費及び
	所得について市町村間に格差があることに加え、市町村によって、保険
	税の算定方式が異なること、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化
	の取組に違いがあること、保険税の収納率が低い場合に他の被保険者に
	負担が転嫁されていること、さらに保険税の上昇を抑制するため一般会

計からその財政状況に応じ法定外繰入をする場合があることなどによる ものである。

国による制度改革の概要

【国による財政支援の拡充】

国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、平成27年5月に国保制度改革を含む「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」が公布され、国において国民健康保険への財政支援の拡充を行うことにより財政基盤を強化された。

【都道府県の役割】

平成30年度からは、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うこととされた。さらに、地域医療構想の策定等の主体である都道府県が財政運営の責任主体となることにより、都道府県が国民健康保険制度と医療提供体制の両面を見ながら地域医療の充実を図り、効率的かつ質の高い医療を提供することも期待されている。

〈県の役割〉

- ・県は国保の運営方針を定め、市町事務の効率化・広域化等を推進
- ・県は、市町毎の納付金及び標準保険税率を算定し、各市町へ提示
- ・県から給付費に必要な費用は、全額を市町に交付

【市町村の役割】

平成30年度以降の新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととされる一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理(被保険者証等の発行)、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。

【佐賀県国民健康保険運営方針】

佐賀県と県内市町は、それぞれの役割を果たすことにより、本県における国民健康保険制度の安定的な運営が実現されるよう努める責務がある。その責務を果たすため、佐賀県と県内市町が一体となって、国民健康保険に関する保険者事務(財政運営、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等)を共通認識の下で実施する

	とともに、各市町が実施する事業の広域化や効率化を推進することを目的として、国民健康保険法第82条の2に基づき、佐賀県国民健康保険 運営方針を策定している。
佐賀県の国 民健康保険 事業の目的	・国民健康保険制度が将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営され、県民が良質かつ適切な医療を受けられていることを目指す。 ・国保の収支均衡が図られている市町数の増加を目指す。 ・市町国保の一人当り医療費水準(年齢調整後)の適正化を目指す。 ・国保税率の収納率95%以上を達成している市町数を増やす。
所轄部課	健康福祉部 国民健康保険課
組織機構	令和5年4月30日現在
国民健康保険課長	国保医療担当 17人 (うち非常勤職員7人、会計年度任用職員2人) 副課長
職員	正職員 18 人、非常勤職員 7 人、会計年度任用職員 3 人 (令和 5 年 4 月 30 日現在)
佐賀県国民	【国保医療担当】
健康保険課	〈医療指導班〉
の業務概要	・「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく保険医療機関等の指導等に関すること 〈医療適正化・後期高齢班〉 ・医療費適正化計画に関すること ・保健事業に関すること ・後期高齢者医療制度を運営する広域連合及び市町への助言及び指導監督に関すること
	【国保運営担当】 〈国保指導班〉 ・国民健康保険の保険者への助言及び指導監督に関すること ・国民健康保険団体連合会への助言及び指導監督に関すること 〈国保運営班〉 ・国民健康保険事業の財政運営に関すること

(2) 決算推移

歳入			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民健康保険事業費負担金	26, 621, 194	25, 342, 374	24, 678, 530
国民健康保険事業費納付金	26, 621, 194	25, 336, 011	24, 671, 785
市町負担金	-	-	6, 745
財政安定化負担金	_	6, 363	_
国庫支出金	27, 603, 507	27, 732, 105	25, 967, 395
国民健康保険事業費国庫負担金	18, 723, 545	18, 201, 078	17, 311, 226
療養給付費等負担金	17, 954, 026	17, 405, 549	16, 512, 160
高額医療費負担金	622, 057	647, 260	659, 741
特別高額医療費共同事業負担金	32, 830	34, 024	31, 955
特定健診等負担金	114,632	107,882	107, 369
財政安定化基金負担金	_	6, 363	_
国民健康保険事業費国庫補助金	8, 879, 962	9, 531, 027	8, 656, 169
調整交付金	7, 872, 340	8, 444, 325	7, 509, 271
保険者努力支援制度交付金	1,007,622	1, 079, 946	1, 145, 395
国民健康保険財政安定化基金補助	-	6, 756	1, 503
財産収入	1, 322	49	
繰入金	5, 259, 619		
一般会計繰入金	5, 259, 619	5, 359, 874	
財政安定化基金繰入金	_	20, 334	
繰越金	1, 727, 419	4, 263, 387	4, 483, 752
諸収入	30, 147, 056	31, 894, 132	31, 058, 237
雑 <u>八</u>	30, 147, 056	31, 894, 132	
療養給付費等交付金	118, 981	_	3, 217
前期高齢者交付金	28, 910, 574		30, 196, 651
特別高額医療費共同事業交付金	76, 486	·	
保険給付費等交付金返還金	1, 039, 949	1, 118, 624	738, 522
	1, 065		
歳入合計	91, 360, 117	94, 612, 256	91, 500, 862

歳出			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民健康保険事業費	87, 061, 569	90, 020, 656	90, 460, 804
負担金、補助及び交付金	84, 560, 434	87, 392, 555	86, 627, 786
保険給付費等交付金(普通交付金)	67, 651, 007	70, 234, 799	70, 257, 814
後期高齢者支援金	10, 153, 600	10, 137, 474	9, 843, 250
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	3, 580, 943	3, 784, 129	3, 377, 152
保険給付費等交付金(特別交付金・ア分)	1, 525, 091	1, 378, 304	1, 363, 558
保険給付費等交付金(特別交付金・イ分)	401, 487	425, 187	436, 978
保険給付費等交付金(特別交付金・ウ分)	894, 883	1, 038, 709	972, 562
保険給付費等交付金(特別交付金・エ分)	229, 264	215, 764	214, 738
その他	124, 159	178, 188	161, 735
委託料 委託料	49,027	65, 282	70, 692
∥∥償還金、利子及び割引料	1, 448, 094	2, 521, 254	2, 255, 062
積立金	1,001,527	19, 138	1,500,967
その他	2, 488	22, 427	6, 297
繰出金	35, 160	107, 848	46, 885
一般会計繰出金	35, 160	107, 848	46, 885
歳出合計	87, 096, 729	90, 128, 504	90, 507, 689
歳入歳出差引	4, 263, 387	4, 483, 752	993, 172

(3) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を 述べることとする。

① 市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワーストについて (監査意見)

<総合計画 201	9 指標の達成状況	令和4年度>

指標	1 七+亜 夕	単	目標		目指す方向]性又は目標	
区分	指標名	位	実績	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施策	国保の収支均衡が図られてい	市	目標	収支均衡な	が図られてい	る市町数の増	加を目指す
指標	る市町数	町	実績	19	19	20	未公表
	市町国保の一人当たり医療費	位	目標	ワースト1脱却			
成果	水準の全国順位(年齢調整後)	11/	実績	47 位	47 位	47 位	47 位
指標	国保税の収納率 95%以上を達成	市	目標	15	16	16	17
	している市町	町	実績	16	18	19	19

佐賀県は、市町国保の一人当り医療費水準(年齢調整後)が高く、全国 47 都道府県でワーストの状況が続いている。総合計画 2019 では、表の通り施策指標の目指す方向性、成果指標の目標を定めたが、「市町国保の一人当り医療費水準の全国順位(年齢調整後)のワースト脱却」については、達成できていない。

令和4年度の市町国保の一人当り医療費水準(年齢調整後、速報値)は、47位の佐賀県は474,245円となっている(46位 鹿児島県464,020円、45位 大分県447,288円)。

また、佐賀県の 474, 245 円は、全国平均 386, 852 円の 1.23 倍、全国 1 位茨城県 339, 342 円の 1.40 倍となっている。

佐賀県は、医療費水準が高い要因として、「本県の医療施設及び病床数が全国平均を上回り、安心して医療にかかれる体制が整備されていることなど、受診しやすい環境であることが要因の一つと考えられる」との見解を示している。また、「令和2年度の受療率では入院・外来ともに全国で上位となり、特に外来の受療率は、全国平均5,658に対し、佐賀県6,599(全国2位)と約1.17倍」となっている実情が示されている。

そして、今後の対応方針としては、「医療費適正化計画を踏まえて県民の健康保持や 医療の効率的な提供の推進に向けて、重複服薬対策や後発医薬品の使用促進、糖尿病等 の重症化予防等の取組を行っていくほか、市町と連携した特定健康診査や特定保健指導 などの保健事業の充実・強化等を行っていく。」という方針を掲げている。

<第3期医療費適正化計画の進捗状況 令和5年3月>

佐賀県の『「第3期医療費適正化計画」に係る計画の進捗状況の公表について』(令和5年3月、下表参照)では、推進施策ごとに令和3年度の目標、実績、取組・課題、次

年度以降の改善方針等が示されており、主な推進施策の実績は、以下の通りである。

- ・特定健康診査実施率は、令和3年度の目標63.6%に対して、実績は52.2%(速報値)に止まっている。
- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(対平成20年度比)は、目標25%に対して、令和2年度の実績は7.95%となっており、大きく未達となっている。
- ・令和元年度特定健診で HbA1c 検査を受けた者のうち糖尿病有病者(同値 6.5%以上)の者の割合は、9.5%を占め、全国ワーストの多さとなっている。
- ・がん検診受診率については、目標 50%に対して、令和2年度は胃がん 18.2%、 肺がん 17.8%、大腸がん 19.6%に止まっている。

平成30年度以降は、県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うこととなった。県は市町と連携して、下表の様な改善施策の推進に注力し、早期に「市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワースト」から脱却することが期待される。

<特定健康診査実施率>

佐賀県の特定健康診査実施率は、目標は令和5年度70.0%、令和4年度66.8%、令和3年度63.6%に対して、実績は令和3年度52.2%(速報値)に止まっている。実施率の全国順位は27位(令和2年度)であり、市町国保においては、働き盛りの40~50代の実施率が低いことなどが課題として認識されている。また、市町国保別では、佐賀市、唐津市、大町町の実施率が低いとのデータも示されている。

当該課題の解消に向けた施策に注力し、特定健康診査実施率の目標が達成されることが期待される。

下表は、『「第3期医療費適正化計画」に係る計画の進捗状況の公表について』(令和5年3月)における適正化計画 PDCA 管理のセクションに基づき、監査人が一部抜粋・要約のうえ作成したものである。

1. 住民の健康の保持の推進に関する目標

項目	目標	実績	令和3年度の取組・課題、次年度以降の改善方針等
特定健康診	63.6%	52. 2%	・取組:保険者情報交換会の開催、診療検査データの活用体制整備
査の実施率		速報値	・課題:特定健康診査実施率がコロナ禍前の水準に達していない。
			・改善: 定期的な健診受診の啓発等により、健診離れが起こらない
			様に取組を進めていく。
特定保健指	41.2%	29.5%	・取組:普及啓発、保険者情報交換会の開催。
導の実施率		速報値	・課題:特定保健指導実施率がコロナ禍前の水準に達していない。

項目	目標	実績	令和3年度の取組・課題、次年度以降の改善方針等		
			・改善:情報共有機会を設けて、好事例共有及び横断的展開を実施。		
メタホ゛リックシン	18. 61%	7. 95%	・取組:令和2年度特定健診受診者のうち、メタボ該当割合は17.3%、		
ドロームの該	R2年	R2年	また予備群割合は13.3%で全国平均を上回っている。受診者増加に		
当者、予備			より該当者・予備群を顕在化させ、保健指導による改善を図る。		
群の減少率			・課題:特定健診受診者増加と共に、メタボ該当者、メタボ予備群は年々		
			増加している。予備群から該当者への移行を防ぐことが課題。		
			・改善:「歩く」をキーワードに、県下一体となって生活習慣改善		
			に取り組む。特定保健指導の専門職を育成するために研修事業を継		
			続開催する。		
生活習慣病	・目標	: ①糖尿/	病有病者(HbA1c6.5%以上)の増加の抑制、②糖尿病性腎症による新規		
等の重症化	透析導力	入者の減り	<i>y</i>		
予防の推進	•取組:	令和元年	度特定健診でHbA1c検査を受けた者のうち同値6.5%以上の者が9.5%		
	を占め、	、全国ワ [、]	ーストの多さである。医療機関・保険者等の関係者が一丸となって		
	「スト	ップ糖尿	南」対策事業で課題を共有し、糖尿病予防及び糖尿病性腎症重症化予		
	防に取り	り組んでい	いる。		
	・課題	: 糖尿病	性腎症を原疾患とする新規透析導入者は令和元年 151 人に対して令		
	和3年	は95 人と	なり、減少傾向にあるが、引続き未治療者・治療中断者を把握し、		
	医療機	関受診勧	受、重症化予防に向けた保健指導に介入していく必要がある。		
	・改善:	特定健認	実施率の向上。保険者と医療機関等の密な連絡体制の整備推進によ		
	り、保険者から円滑な受診勧奨や保健指導を実施できる様に支援。				
がん検診受	・目標:がん検診受診率の向上(令和5年までに受診率50%を目指す)。				
診率の向上	・課題 : 令和2年では、胃 18.2%、肺 17.8%、大腸 19.6%、乳 42.4%、子宮 62.9%。				
	職域のス	がん検診	等の実施状況が十分に把握できていない。		
	・改善	: 市町の	受診勧奨・再勧奨への支援、正しい知識の普及啓発。		

※目標は、最終目標を達成するために必要な当該年度目標値である。

2. 医療の効率的な提供の推進に関する目標(監査人が一部抜粋・要約のうえ作成)

項目	目標	実績	課題、今後の取組方針等		
後発医薬品の	80% 以	84.3%	・後発医薬品使用割合は、数量ベースで全国平均を上回ってお		
使用促進	上を維		り、目標値も達成できている。		
	持		・これまでの取組を引続き推し進め、関係団体で構成する協議会		
			を通じた使用促進等の情報共有を図る。		
医薬品の適正	•目標:	・目標:複数の医療機関から同一成分の薬剤を投与された患者数割合を減少させる			
使用の推進	・取組:重複投与、12 種以上多剤投与等について個別通知を実施				
	・課題:令和2年度の2医療機関以上からの同一成分薬剤の重複投与の患者数割合				

項目	目標	実績	課題、今後の取組方針等				
	は1.89	%で、全国	国平均 1.89%と同じ割合。年齢階層では、9歳以下若年層及び 75歳				
	以上に	多い傾向。	かかりつけ薬剤師・薬局による薬の一元管理が十分には進んでい				
	ない恐れ	ない恐れがある。					
	•改善	・改善: 国保データベース等を利用して現状分析し、市町国保に情報共有して対象					
	者の適	正受診を何	促す。かかりつけ薬剤師・薬局やおくすり手帳の普及啓発の取組を				
	実施。						

② 県民の認知度アップに向けた施策について(監査意見)

県は、総合計画 2019 の成果指標として、市町国保の一人当り医療費水準の全国順位 ワーストから脱却することを掲げており、監査意見①の取組、改善等の施策を推進していくものとしている。

施策の推進に当たっては、先ずは県民一人ひとりの意識啓発も重要と思われるが、佐賀県の国民健康保険事業の実情に関する認知度が現状では低い様に思われる。「市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワーストから脱却」というスローガンは、それなりのインパクトを持って各県民に認知され易いものと考えられるが、現実の認知度はそうではない様に思われる。今後は、県民の意識啓発に向けて広報等施策の強化も必要と考える。

③ 医療費適正化計画上の適正化効果額について(監査意見)

令和4年度の市町国保の一人当り医療費水準(年齢調整後、速報値)は、47位の佐賀県は474,245円となっている(46位 鹿児島県464,020円、45位 大分県447,288円)。当該年度数値に基づき試算したワースト脱却のために要する削減額は、▲10,225円(=鹿児島県-佐賀県)となり、2.2%程の削減が必要となる。

一方、佐賀県医療費適正化計画(第3期、平成30年度~令和5年度)における施策目標値を達成した場合には、適正化を図らなかった場合と比べて令和5年度において適正化効果額(医療費削減額)は30億円と推計されている。適正化前3,623億円、適正化後3,593億円であり、削減率は0.8%程となっている。また、適正化効果額の内訳は、後発医薬品普及24.1億円、複数種類医薬品の適正化4.2億円、生活習慣病(糖尿病)に関する重症化予防の取組効果1.2億円、その他効果0.9億円となっている。

市町国保の一人当り医療費水準は、各都道府県の人口、年齢構成等の推移の影響も受けることや、適正化効果額は全医療保険を対象にしていることから、単純比較はできないが、上記に基づく簡易的な比較によれば、令和5年度単年度における適正化による削減率 0.8%の水準では、ワーストからの脱却に必要な削減率 2.2%の達成が容易ではな

い。なお、上記の通り、令和5年度の適正化削減率0.8%は、適正化を図らなかった場合と比べた削減率であるため、既に適正化の目標達成に向け取組んでいる状態での令和5年度における令和3年度比の適正化削減率は、より低いものとなる。

監査意見①にも記載の通り、県は、今後の対応方針として、市町国保の一人当り医療費水準の適正化については、医療費適正化計画を踏まえて、諸取組を行っていくほか、市町と連携した保健事業の充実・強化等を行っていくという方針を掲げている。一方、県によれば、適正化効果額は医療保険制度の種別を問わず県民全体の医療費を対象にしているため、ある特定の保険制度の削減率達成を目的として計画全体の目標値等を見直すことは難しいとのことであった。

今後は、医療費適正化計画が必要に応じて適宜見直される中で、市町国保の一人当り 医療費水準の全国順位ワーストからの脱却も達成されることが望まれる。

第5 地方公社

1. 佐賀県道路公社

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

設立年月日	昭和 49 年 12 月 2 日
設立目的	佐賀県道路公社(以下、「道路公社」と言う。)は、佐賀県の区域及びそ
W - 1 H)	の周辺の区域において、その通行又は利用について料金を徴収すること
	ができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効
	率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進し
	て交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄
	与することを目的とする。
	J J J C C E HHJC J J O
設立根拠法	・地方道路公社法
·準拠法等	・道路整備特別措置法
設立団体	佐賀県
出資状況	佐賀県 7,490,000 千円 75.7%
	福岡市 2,400,000 千円 24.3%
	計 9,890,000 千円 100%
所在地	佐賀市八丁畷町8番1号(佐賀総合庁舎2F)
事業内容	有料道路の建設及び維持管理
県所轄部課	県土整備部 道路課
役員数	理事長1人(0)、副理事長0人(0)、専務理事1人(1)、理事3人(0)
(うち常勤)	監事 2 人(0)
職員	常勤職員3人、非常勤職員1人(会計年度任用職員)、臨時職員0人、県
	派遣職員1人、計5人
組織機構	
組織図は、	・ 下記の通りである。
	経営管理課
理事長	■ 専務理事 事務局長
理事	三瀬トンネル管理事務所
	管理事務所 厳木多久道路管理事務所
監事	
	□ 東脊振トンネル管理事務所 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
事務局長1/	人、経営管理課2人、維持管理課2人、計5人

沿革

昭和49年12月 2日 公社設立登記発足

昭和55年3月26日 鳥栖筑紫野有料道路、国見有料道路を県より引継許可

昭和 58 年 4 月 1 日 二丈浜玉有料道路供用開始

昭和61年7月 24日 三瀬トンネル有料道路供用開始

平成 8 年 7 月 30 日 厳木多久有料道路供用開始

平成18年3月 21日 東脊振トンネル有料道路供用開始

平成19年5月9日 鳥栖筑紫野有料道路無料開放(県へ引継)

平成19年11月30日 国見有料道路無料開放(県へ引継)

平成20年8月 12日 三瀬トンネル有料道路供用開始(2期)

平成25年4月1日 二丈浜玉有料道路無料開放(国へ引継)

(2) 供用中の有料道路の概要

有料道路名	三瀬トンネル	厳木多久道路	東脊振トンネル	
有材理蹈石	(やまびこロード)	(ひまわりロード)	(さざんかロード)	
路線名	一般国道263号	一般国道203号	一般国道385号	
供用区間	福岡市~佐賀市	唐津市~多久市	吉野ヶ里町	
	5. 27 k m	3. 6 k m	2. 15 k m	
延長	(佐賀県)2.1km	(佐賀県)3.6k m	(佐賀県)2.15 k m	
	(福岡県)3.17 k m	(佐貝泉/3.0 K III	(佐貝界/2.13 K III	
道路区分	第3種第2級	第1種第3級	第3種第3級	
幅員	6.5m(2車線)	7.0m(暫定2車線)	6.0m(2車線)	
設計速度	60km/h	80km/h	50km/h	
事業費	119億円	115億円	46億円	
尹未其	(佐賀県)119億円	(佐賀県)115億円	(佐賀県)46億円	
事業許可	S59. 8. 24	Н2. 7. 23	Н14. 5. 28	
沙丘 11寸 甘田 月月	S61. 7. 24~R12. 2. 1	H8. 7. 30∼R8. 7. 29	H18. 3. 21~R18. 3. 20	
徴収期間	44年(残約7年)	30年(残約3年)	30年(残約13年)	
料金(普通車)	320円	210円	320円	

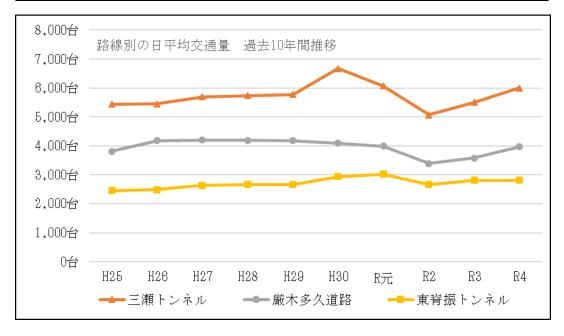
料金徴収期間は、原則 30 年であるが、三瀬トンネルは 44 年である。三瀬トンネルは、 平成 16 年 7 月から大規模ループ橋の 2 期事業を実施し、平成 20 年 8 月に延伸した有料 道路の供用を開始したため、徴収期間が延長されている。

(3) 路線別の日平均交通量 過去10年間推移

上段:台/日

下段: H25を100とした場合の指数

	H25	H26	H27	H28	Н29	Н30	R元	R2	R3	R4
三瀬トン	5, 443	5, 456	5, 692	5, 738	5, 775	6, 669	6, 069	5, 069	5, 509	5, 995
ネル	100.0	100.2	104.6	105.4	106. 1	122.5	111.5	93. 1	101.2	110.1
厳木多久	3, 814	4, 182	4, 204	4, 192	4, 180	4, 092	3, 987	3, 394	3, 577	3, 972
道路	100.0	109.6	110. 2	109.9	109.6	107.3	104. 5	89.0	93.8	104. 1
東脊振ト	2, 453	2, 487	2, 632	2,669	2,665	2, 935	3, 027	2,671	2, 818	2,815
ンネル	100.0	101.4	107.3	108.8	108.6	119.6	123. 4	108.9	114. 9	114.8
合計	11, 710	12, 125	12, 528	12, 599	12,620	13, 696	13, 083	11, 134	11, 904	12, 782
 <u> </u>	100.0	103.5	107.0	107.6	107.8	117. 0	111.7	95. 1	101.7	109. 2



(4) 路線別の通行台数等 令和4年度の計画実績対比

	7		三瀬 トンネル	厳木多久 道路	東脊振 トンネル	合計	
	計画	年間(千台)	2, 698	5, 161	1, 285	9, 144	
	可四	日平均(台/日)	7, 391	14, 139	3, 520	25, 050	
通		年間(千台)	2, 188	1,450	1,028	4,666	1
行	実績	日平均(台/日)	5, 995	3, 972	2,815	12, 782	
台	天碩	対計画比(%)	(81. 1)	(28. 1)	(80.0)	(51.0)	
数		対前年度比(%)	108.8	111.0	99. 9	107. 4	①/②×100
	参考	年間(千台)	2,011	1, 306	1,029	4, 346	2
	R3	日平均(台/日)	5, 509	3, 577	2,818	11, 904	
	計画	年間(千円)	813, 499	950, 197	429, 696	2, 193, 392	
	пШ	日平均(千円/日)	2, 229	2,603	1, 177	6,009	
料		年間(千円)	632, 487	263, 692	295, 555	1, 191, 734	3
金	実績	日平均(千円/日)	1, 733	722	810	3, 265	
収	天碩	対計画比(%)	(77.7)	(27.8)	(68.8)	(54. 3)	
入		対前年度比(%)	108. 2	110.6	99.8	106. 5	3/4×100
	参考	年間(千円)	584, 603	238, 508	296, 066	1, 119, 177	4
	R3	日平均(千円/日)	1,602	653	811	3, 066	

「計画」は、道路建設時の計画値である。厳木多久道路は、大幅な計画未達成となっている(監査意見を参照)。

(5) 決算推移

損益計算書 単位:千円

<u>損益計算書</u>	A #= 0 F= F=	A #10 F #	単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務収入	1, 049, 051		
道路料金収入	1, 044, 797		
業務雑収入	4, 254		
業務外収入	9, 498		
利息収入	350		518
業務負担金受入	7,000		5, 188
雑収入	2, 148		800
収益の部 計	1, 058, 549		1, 201, 450
管理業務費	435, 080		
維持改良費	263, 470	311, 046	
光熱及び水料	17, 028	17, 134	22, 315
委託費	71, 171	82, 699	101,880
補修工事費	170, 923	210, 163	38, 459
原材料費	3, 115	865	2, 783
工事雑費	1, 234		99
道路管理費	171, 937	199, 339	198, 390
事務諸費	3,300	3, 167	3, 225
印刷製本費	2, 167	4, 271	4, 583
修繕費	6, 966	13, 058	10, 225
委託費	159, 163	178, 627	
機械器具費	_	193	
用地及び補修費	327	_	_
維損	15	24	19
資産勘定への振替額	▲327		▲ 3,867
一般管理費	94, 377	98, 715	
一般管理費	93, 739		
役職員諸給与	35, 616		39, 067
役職員給与	31, 436		34, 522
法定福利費	4, 179	4, 194	4, 545
管理諸費	58, 123	60,009	
旅費	72	33	9
事務諸費	2,636	2, 196	1,948
印刷製本費	40		
委託費	5, 331	4, 163	4, 156
業務広報費	202		
負担金	396	346	355
光熱及び水料	24	46	29
公租公課費	48, 392	52, 774	75, 511
事務所維持費	183		221
	1,568	-	_
職員厚生費	64	67	93
資産勘定への振替額	▲ 784	▲ 125	
交際費	_	20	_
退職手当引当金繰入	638	665	601
諸減価償却費	16, 825	16, 130	15, 096
有形固定資産減価償却費	16, 825	16, 130	15,096
特別法上の引当金等繰入	512, 233	502, 929	701, 927
道路事業損失補填引当金繰入打			108, 338
償還準備金繰入額	417, 253	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	593, 590
業務外費用	34	0	0
支払利息	34	_	_
雜損	0	0	0
費用の部計	1, 058, 549	1, 127, 689	1, 201, 450
ᆽᄱᄱᄜ	1, 000, 049	1, 141, 009	1,201,400

貸借対照表 単位:千円

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	633, 849	747, 210	1,063,325
現金預金	608, 744	740, 616	1, 054, 596
未収金	25, 105	6, 594	8,728
固定資産	27, 774, 648	27, 759, 114	27, 747, 885
事業資産	27, 485, 085	27, 485, 085	27, 485, 085
道路	27, 485, 085	27, 485, 085	27, 485, 085
有形固定資産	289, 494	273, 960	262, 731
建物	460, 599	460, 599	460, 599
機械及び装置	40, 622	40, 622	40,622
車両及び運搬具	37, 866		
工具器具及び備品	28, 725		
有形固定資産減価償却累計額	▲ 278, 318	▲ 294, 259	▲ 307, 020
投資その他の資産	69	69	69
資産合計	28, 408, 497		28, 811, 209
流動負債	77, 651		
未払金	52, 353	· ·	95, 413
預り金	25, 299	18, 978	
固定負債	2, 228, 395	1, 812, 248	1, 395, 494
長 <u>期借入金 </u>	2, 214, 525	1, 797, 713	1, 380, 358
	1, 764, 762		
佐賀県借入金	449, 763	449, 763	449, 763
退職手当引当金	13, 870		
特別法上の引当金等	16, 212, 451		
道路事業損失補填引当金	2, 721, 737	2, 823, 479	2, 931, 816
償還準備金	13, 490, 714		
負債合計	18, 518, 497	18, 616, 323	18, 921, 209
<u> </u>	9, 890, 000	9, 890, 000	9, 890, 000
基本金	9, 890, 000	9, 890, 000	9, 890, 000
出資金	9, 890, 000	9, 890, 000	9,890,000
佐賀県	7, 490, 000	7, 490, 000	7, 490, 000
福岡市	2, 400, 000	2, 400, 000	2, 400, 000
負債及び正味財産合計	28, 408, 497	28, 506, 323	28, 811, 209

「道路事業損失補填引当金」は、災害や経済事情の変動など、将来事情の不可測性によって生じた未償還額を、同じ事業主体の他の道路によって積み立てられた内部留保金によって補填するために引き当てるものである。貸借対照表に、各年度の道路等の料金徴収額に一定比率を乗じて得た「道路事業損失補填引当金繰入額」の累計額が計上されている。従って、災害等による料金収入の不足分を道路事業損失補填引当金から充当することができる。料金徴収期間満了時に利用交通量が計画交通量未満の場合も、道路事業損失補填引当金を償還準備金に充当できることになっている。

道路整備特別措置法に基づく道路の場合、一般的な損益計算書における「当期利益」 (収支差益)は「償還準備金繰入額」に計上される。毎年度の「償還準備金繰入額」を 積み立てたものが貸借対照表における「償還準備金」であり、道路資産の建設費(出資 金、借入金)の返済に充てるものである。従って、事業資産の道路価格と償還準備金が 同額になったとき、あるいは料金徴収期間が満了したときの何れか早い時期に道路は 無料開放となる。

(6) 令和4年度 道路別の損益計算書及び貸借対照表

令和4年度 道路別損益計算書							単位:千円
科目	鳥栖筑紫 野道路	国見道路	二丈浜玉道路	三瀬 トンネル	嚴木多久 道路	東脊振トンネル	全社計
業務収入	_	-	_	633, 661	265, 490	295, 794	1, 194, 944
道路料金収入	ı	ı	I	632, 487	263, 692		1, 191, 734
業務雑収入	_	_	_	1, 173	1,798	239	3,210
業務外収入	_	_	_	3,735	1,463	1, 309	6, 506
利息収入	1	ı	_	275	115	128	518
業務負担金受入	ı	ı	I	3, 212	933	1,043	5, 188
雑収入	_	-	-	248	414	137	800
収益の部計	_	_	_	637, 395	266,952	297, 102	1,201,450
管理業務費	-	-	-	125,851	150,007	84, 201	360,059
維持改良費	_	_	_	59, 120	85, 314	21, 102	165, 536
光熱及び水料	1	ı	1	9, 286	5,727	7,302	22, 315
	ı	ı	ı	31,862	58,071	11,946	101,880
	I	I	I	16,360	20,669	1, 430	38, 459
原材料費	I	I	I	1,513	847	424	2, 783
	_	_	-	99	-	I	66
道路管理費	_	_	_	70,598	64,693	63,099	198, 390
事務諸費	1		-	1,035		1,304	3,225
	I	I	I	2,312	1,184	1,086	4,583
修繕費	I	I	I	5,344		4,546	10,225
委託費	I	I	I	60, 790	62, 288	56, 162	179,240
機械器具費	I	I	I	1,098	I	I	1,098
雑損	I	_	Ι	19	I	I	19
資産勘定への振替額	_	_	_	▲ 3,867	-	1	▲ 3,867
一般管理費	_	_	_	65, 990	27,534	30,843	124, 367
一般管理費	I	-	ı	65,671	27, 401	30,694	123, 766
	_	_	_	318	133	149	601
諸減価償却費	_	_	_	4,305	4,738	6,053	15,096
有形固定資産減価償却費	_	_	_	4,305	4,738	6,053	15,096
特別法上の引当金等繰入	_	_	_	441,249	84,673	176,006	701,927
道路事業損失補填引当金繰入損	I	I	I	57, 497		26,869	
	_	_	_	383, 752	60, 701	149, 137	593, 590
業務外費用	_	_	_	0	_	_	0
雑損				0	-	I	0
費用の部 計	1	_	I	637, 395	266,952	297, 102	1, 201, 450

- ・道路事業損失補填引当金繰入額は、各道路料金収入(税抜額)×10%により算出される。
- ・償還準備金繰入額は、各道路の利益額(=収入-費用)が繰入れられる。

令和4年度 道路別貸借対照表							単位:千円
世	鳥栖筑紫 野道路	国見道路	二丈浜玉道路	三瀬 トンネル	嚴木多久 道路	東脊振 トンネル	全社計
流動資産	500,000	1	780,000	2, 522, 350	30, 735	72, 537	3,905,622
現金預金	I	I	I	954, 995	28,809	70,792	1,054,596
未収金	ı	ı	ı	5,058	1,926	1,745	8,728
道路間貸付金	500,000	_	780,000	1, 562, 297	_		2,842,297
固定資産	_	_	_	11, 884, 122	11, 377, 482	4, 486, 280	27, 747, 885
事業資産	-	_	_	11, 817, 187	11, 293, 231	4, 374, 667	27, 485, 085
道路	_	_	_	11, 817, 187	11, 293, 231	4, 374, 667	27, 485, 085
有形固定資産	_	_	_	66, 917	84, 232	111,582	262, 731
	_	_	_	126,049	175, 313		460, 599
機械及び装置	I	I	I	1,112	2, 318	37, 192	40,622
車両及び運搬具	I	I	I	17, 467	9, 223		37,866
工具器具及び備品	I	I	I	10, 148	8, 430	12,086	30,664
減価償却累計額	_	I	Ι	▲ 87,859	▲ 1111,051	▲ 108, 109	▲ 307,020
投資その他の資産	_	_	Ι	19	20	31	69
資産合計	500,000	_	780,000	14, 406, 472	11, 408, 217	4, 558, 817	31,653,506
流動負債	_	_	_	44, 194	2,869,307	37, 204	2, 950, 704
未払金	ı	I	ſ	44, 162	26,996	24, 254	95, 413
預り金	I	I	I	31	13	12,949	12,994
道路間借入金	_	_	I	_	2,842,297	-	2,842,297
固定負債	_	449, 763	I	737, 698	3, 725	204,308	1, 395, 494
長期借入金	_	449, 763	Ι	729, 167	-	201, 429	1,380,358
	ı	_	_	729, 167	_	201, 429	930, 595
	_	449, 763	Ι	_	-	_	449, 763
退職手当引当金	-	_	1	8, 531	3,725	2,880	15, 136
特別法上の引当金等	_	▲ 449, 763	-	10,649,580	4, 510, 185	2, 707, 306	17, 417, 308
道路事業損失補填引当金	I	I	I	1,836,904	691, 801	403, 111	2, 931, 816
償還準備金	_	▲ 449, 763	I	8, 812, 677	3,818,384	2, 304, 194	14, 485, 492
負債合計	_	1	I	11, 431, 472	7, 383, 217	2, 948, 817	21, 763, 506
資本合計	500,000	_	780,000	2, 975, 000	4,025,000	1,610,000	9,890,000
基本金	500,000	_	780,000	2, 975, 000	4,025,000	1,610,000	9,890,000
出資金	500,000	_	780,000	2, 975, 000	4,025,000	1,610,000	9,890,000
佐賀県	500,000	I	780,000		4,025,000	1,610,000	7, 490, 000
福岡市	I	-	I	2, 400, 000	I	1	2, 400, 000
負債及び正味財産合計	500,000	1	780,000	14, 406, 472	11, 408, 217	4, 558, 817	31, 653, 506

(7) 無料化時点の資金過不足見込額

#	無料化時点の資金過不足見込額							単位:千円
	項目	鳥栖筑紫野 道路	国見道路	二丈浜玉道路	三瀬 トンネル	厳木多久 道路	東脊振 トンネル	全社計
所知	所定料金徵収期間終了時点	無料化済	無料化済	無料化済	R12.2.1	R8. 7. 29	R18.3.20	1
資金	資金過不足額(道路間補填後)	_	▲ 449, 763	_		▲ 7, 031, 087	_	▲ 7, 480, 850
	道路間の資金補填完了額	▲ 2, 538, 985	533, 865	▲ 58, 685	ı	2, 063, 805	ı	ı
	経営健全化資金	I	I		l	436, 851		436, 851
	資金過不足額(道路間補填前)	2, 538, 985	▲983, 628	58, 685	I	▲9, 531, 743		▲ 7, 917, 701
	無料化時点の剰余金 (無料化済道路)	3, 038, 985	▲ 533, 865	838, 685	T T			3, 343, 805
	総償還額(無料化済は令和4 年度末の未償還額)	₹200, 000	▲ 449, 763	▲ 780, 000	▲ 11, 900, 000	▲ 11, 500, 000	▲ 4, 600, 000	▲ 29, 729, 763
	借入金返済(国)	I	I	I	▲ 4, 165, 000	▲ 5, 750, 000	▲ 2, 300, 000	▲ 12, 215, 000
	借入金返済(金融機関)	Ī	ı	I	▲ 4, 760, 000	▲ 1, 725, 000	▶ 690,000	▲ 7, 175, 000
	借入金返済(佐賀県)	I	▲ 449, 763	I	I	ı	ı	▲ 449, 763
	出資金返還(福岡市)	Ī	ı	I	▲ 2, 400, 000	ı	ı	▲ 2, 400, 000
	出資金返還(佐賀県)	▲ 500, 000	_	▲ 780, 000	▲ 575, 000	▲ 4, 025, 000	▲ 1, 610, 000	▲ 7, 490, 000
	道路事業損失補填引当金 (令和4年度末実績)		_	I	1, 836, 904	691, 801	403, 111	2, 931, 816
	償還準備金 (令和4年度末実績)	_	ı	I	8, 812, 677	3, 818, 384	2, 304, 194	14, 935, 255
	償還準備金調整 (無料化済道路補填額)	I	I	I	I	▲ 2, 063, 805	I	▲ 2, 063, 805
	償還準備金調整 (経営健全化資金)	I	I	ı	ı	▲ 436, 851	I	▲ 436, 851
	今後の収支見込額 (令和5年度~徴収期間末)	I	I		1, 250, 420	▲ 41, 272	1, 892, 694	3, 101, 842
		米米鏡			 	1 	 	
		ı	I	I	▲ 729, 166	I	▲ 201, 428	▲ 930, 594
	借入金(佐賀県)	Ι	▲ 449, 763	I	I	ı	I	▲ 449, 763
	出資金(福岡市)	I	I	I	▲ 2, 400, 000	ı	I	▲ 2, 400, 000
	出資金(佐賀県)	▲ 500, 000	ı	▶ 780, 000	▶575,000	▲ 4, 025, 000	▲ 1, 610, 000	▲ 7, 490, 000
	111111111111111111111111111111111111111	▲ 500, 000	▲ 449, 763	▶ 780, 000	▲ 3, 704, 166	▲ 4, 025, 000	▲ 1,811,428	▲ 11, 270, 357

① 資金過不足見込額の算出方法

上表の資金過不足見込額は、下記の前提に基づき、監査人が算出したものである。

- 1. 無料化済道路(鳥栖筑紫野道路、国見道路、二丈浜玉道路)は、実績値である。
- 2. 供用中道路(三瀬トンネル、厳木多久道路、東脊振トンネル)は、下記の通り。
 - ▶ 総償還額は、建設時に調達した借入金、出資金の実績値である。
 - ▶ 道路事業損失補填引当金は、令和4年度末の実績値である。
 - ▶ 償還準備金は、令和4年度末の実績値である。 但し、厳木多久道路は、他道路補填額実績値(無料化済道路からの補填完了額)、経営健全化資金を控除して調整している。
 - ▶ 今後の収支見込額(令和5年度~徴収期間末)
 - ・厳木多久道路は、料金徴収期間末まで残年数約3年と短期間であり、徴収期間末における収支を合理的に見積ることも可能であるため、過去の収支実績、公社作成の補修維持費計画をベースに、無料化時点の収支見込を監査人が 算出した。
 - ・三瀬トンネルと東脊振トンネルは、資金過不足なしと仮定した。 三瀬トンネルは、徴収期間 44 年、経過年数約 37 年(経過年数率 84.3%)の状況で、令和4年度末の償還率は89.5%である。コロナ禍の影響もあり、直近3期は大きく計画未達となっているが、残年数と償還率実績を考慮すれば、過不足が生じないと想定可能な範囲で推移しているものとした。

東脊振トンネルは、徴収期間 30 年、経過年数 17 年(経過年数率 56.7%)の状況で、令和4年度末の償還率は 58.9%である。残年数が 13 年と長く、過不足なしと仮定した。

なお、償還率は、(道路事業損失補填引当金+償還準備金)÷(借入金+出資金)として算出している。

② 有料道路の無料化時点

各有料道路は、原則として、以下の何れか早い時点で無料開放となる。

- (A) 「道路価格(建設コスト)=償還準備金累計額」となる時点
- (B) 所定料金徴収期間の終了時点(三瀬トンネルは44年、厳木多久道路及び東脊振トンネルは30年)

また、例外的に、(A)時点の到来後も(B)時点まで料金徴収継続を可能とする公差制度というものがある。公差制度とは、一般有料道路の採算計算は、30年もの長期に渡る交通量の将来予測を行うため、計画と実績に乖離が生ずるのはやむを得ないものであるとされ、当該道路に定められた料金徴収期間の範囲内で、供用時から償還完了時までの総交通量の 1.15 倍に相当する交通量に達するまでは、償還完了後も料金徴収を続けることができることとしたものである。公差制度により、計画実績乖離により

生じた赤字道路の損失額に対して、黒字道路からの資金補填が可能となり、道路公社 全体として安定的な道路事業運営が可能となる。

佐賀県道路公社において既に無料化された道路のうち、鳥栖筑紫野道路に対して公 差制度が適用された実績がある。国見道路、二丈浜玉道路は、(B)時点で無料化され ている。また、現在供用中である三瀬トンネル、厳木多久道路、東脊振トンネルも、 収支予算上は、(B)時点で無料化が計画されている。

③ 無料化時点の剰余金(無料化済道路) 実績値

表中の「無料化時点の剰余金」は、各道路の「償還準備金 - 道路価格 + 道路事業損失補填引当金」により算出される。道路事業損失補填引当金、償還準備金の概念については、「(5)決算推移」を参照。

公差制度を適用した鳥栖筑紫野道路の資金過不足額は 2,539 百万円となっており、また、二丈浜玉道路も 59 百万円となり、各道路の単独収支では、借入金及び出資金を償還しても剰余金が発生している。なお、出資金に対応する資金は、厳木多久道路へ道路間貸付がなされているため、実際には出資金償還は未了である。

一方、国見道路は▲984 百万円となっており、借入金の償還金が不足した。このうち ▲534 百万円は、鳥栖筑紫野道路等からの資金補填が完了しているが、残りの▲450 百 万円は、佐賀県からの借入金 450 百万円(佐賀県が有料道路事業として運営していた期間の赤字相当額を道路と共に借入金として承継したもの)が未償還となっている。

④ 現在供用中道路の資金過不足額 監査人試算値

「資金過不足(道路間補填前)」は、残年数約3年となった厳木多久道路の不足見込額が極めて大きい状況であり、▲9,532百万円と試算された。(監査意見を参照)。

三瀬トンネルと東脊振トンネルは、上記①の通り、残年数と償還率実績を考慮して、過不足なしと仮定した。

⑤ 経営健全化資金

経営健全化資金 437 百万円は、平成 28 年度~令和元年度に掛けて県が緊急的に実施した三瀬トンネルの崩落防止等の工事費相当額であるが、県が支出した工事費相当額が公社決算で計上されない場合は、三瀬トンネルの剰余金が当該工事費相当額分増加し、無料開放時の福岡市との精算額に影響を及ぼすため、三瀬トンネルにおいて工事費相当額の収入減額処理を行い、一方で収支が厳しい厳木多久道路の償還準備金に繰り入れられているとのことであった。従って、上記表中の厳木多久道路の経営健全化資金+436 百万円は、佐賀県からの支援金収入との位置付けになる。

(8) 第三セクター等の経営健全化等に関する指針

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(総務省、平成26年8月5日)には、下記事項の記載がある(記載事項を監査人が一部抜粋・要約)。なお、第三セクター等には、地方公社である道路公社も含まれている。

① 経営状況等の把握、監査、評価

- ▶ 把握:地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。
- ▶ 監査:地方公共団体の長は、…外部監査制度等により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。
- ▶ 評価:地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する…。

② 議会への説明と住民への情報開示

- ▶ 地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来 負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標(経 常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等)、地方公共団 体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状 況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理 解を得ることが必要である。
- ▶ そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。

(9) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金		-	_
委託料	-	_	_
その他(負担金等)	494	501	657
計	494	501	657

- (10) 県から出資団体への補助金 該当なし。
- (11) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (12) 県から出資団体への負担金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
県土企画課	共済組合費	団体共済組合地方公共団体負担金	657
		計	657

- (13) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (14) 県から出資団体に対する貸付金

単位:千円

			貸付			
県担当課	資金使途	貸付年月	期間	利率	償還方法	令和4年度
道路課	国見道路運営資	昭和 55 年 3 月	_	_	_	449, 763
	金貸付金					
					計	449, 763

国見道路運営資金貸付金は、国見道路を道路公社が引継いだ際に、県が有料道路事業として運営していた期間の赤字相当額を借入金として承継したものである。

(15) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償

県は、道路公社の国(国土交通省)からの借入金(令和4年度末残高930,595千円) について、債務保証を行っている。

(16) 監査の意見及び結果

監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 消費税納付額の道路別負担額について(監査結果)

佐賀県道路公社の令和4年度税務申告における消費税年間納税額は 75,293 千円であるが、表中Aの通り道路別課税売上高のみを基準値として道路別負担額が計算されている。各道路の負担額は、三瀬トンネル 39,981 千円、厳木多久道路 16,640 千円、

東脊振トンネル 18,673 千円であった。

消費税の部門別負担額の計算方法は、特に税法で定められているものではないため、一般的に各法人の意思決定、損益分析等に資することができる様な合理的な計算方法が採用されるべきものと考えられている。そして、最も合理的と考えられている方法は、各部門の課税売上高と課税仕入額の差額値を基準として配分計算する方法である。一方、簡便的な方法としては、各部門の課税売上高のみを基準として配分する方法も考えられ、特に中小企業等では簡便法によるケースもあるかもしれない。

なお、消費税に係る会計方針は、道路公社は税込処理を採用しているが、一般的には税抜処理の方が合理的とされている。そして、税込処理を採用する場合に、各部門利益値を税抜処理による利益値と同じにするためには、課税売上高と課税仕入額の差額値を基準として納付額を配分することが必要となる。

道路公社は、前述の通り、道路別課税売上高のみを基準とする簡便的な方法を採用しているが、道路公社における道路別損益計算の重要性からすれば、簡便法の採用は妥当ではないと考えられる。なぜなら、道路別損益計算は、各道路の償還準備金繰入額に影響を与え、最終的には各道路の無料開放時期を決定するからである。なお、「道路価格(建設コスト)=償還準備金累計額」又は所定料金徴収期間の終了(三瀬トンネルは44年、厳木多久道路及び東脊振トンネルは30年)の何れか早い時点で、当該道路は無料開放となる。

特に佐賀県道路公社の様に道路別損益状況が大きく異なる場合は、消費税の道路別負担額の計算方法選定は、更に重要性が増すことになる。前述の通り、「課税売上高ー課税仕入高」を基準値とする方法が最も合理的と考えられるが、本監査では、データが容易に集計可能であった道路別「課税売上高ー業務管理費」(業務管理費の大部分は課税仕入)を代替する基準値として、表中Bの通り負担額を試算した。その結果、損益状況が厳しい厳木多久道路は令和4年度において6,362千円過大に負担し、損益状況が良好な三瀬トンネルは5,902千円過少に負担しているものと試算された。料金徴収開始から27年を経過した厳木多久道路は、仮に毎期同程度の負担差額が生じていたと仮定すれば、170百万円程の累計差額と試算される。

本件試算を前提とすれば重要な負担額差異が発生しており、本来は、過年度分も含めて道路別の消費税負担額、償還準備金の再計算を行うべきものと考える。なお、三瀬トンネルは、消費税の再計算を行えば、徴収期間終了時点の剰余金がマイナスとなる恐れもある。マイナスとなれば、福岡市への出資金償還額にも影響が及ぶことになるため、消費税負担額の慎重な再検証が必要と考える。

消費税納付額の道数則負扣額	道路別課税売上高割合による配分	
(日)貝 イガ・ポントン 谷良 Vノ メロ 『台 カリ 貝 1旦 谷良	月曜か成水がルエ 同計 ロによる にん	

	<u> 用質柷糾竹頟の退路別負担額:</u>	単位:十円			
		三瀬トンネル	厳木多久道路	東脊振トンネル	公社計
	道路料金収入	574, 989	239, 720	268, 686	1, 083, 394
	その他収入	1, 208	91	422	1,721
	道路別課税売上高(税抜)	576, 197	239, 811	269, 109	1, 085, 116
	道路別課税売上高割合	53. 1%	22.1%	24.8%	100.0%
١	消費税納付額の負担額	39, 981	16, 640	18,673	75, 293

330 # 437 7 1 7 1 4-4 - 335 p4 p-7 4 1p 4-4	(3m s)(-b, 1 -b, -bb -m)((3b -th) -b 1 A) 3 A	W 11
消費税納付額の頂路別負担額・	(課税売上高ー管理業務費)割合による配分	単位: 千円

					1 24
		三瀬トンネル	厳木多久道路	東脊振トンネル	公社計
	道路別課税売上高(税抜)	576, 197	239, 811	269, 109	1, 085, 116
	道路別管理業務費(税抜)	114, 410	136, 370	76, 546	327, 327
課	税売上高-管理業務費	461,786	103, 440	192, 562	757, 789
(1	課税売上高-管理業務費)割合	60.9%	13.7%	25.4%	100.0%
消	i費税納付額の負担額	45, 883	10, 278	19, 133	75, 293

A - B	▲ 5,902	6, 362	▲ 460	1

出 片,不田

② 有形固定資産の減価償却不足(監査結果)

厳木多久道路の公衆便所(上り、下り)は、本来は有形固定資産の建物(減価償却 資産)に計上されるべきものであったが、取得した平成8年より道路勘定(非減価償 却資産)に計上されていた。そのため、道路公社は、計上科目相違が発覚した平成14 年に、道路勘定から建物勘定に修正計上している。

非減価償却資産から減価償却資産への修正であるため、表の通り、本来は取得時から耐用年数50年により減価償却費が過年度修正として再計算されるべきであるが、過年度分について償却不足額4,794千円があった。減価償却費の追加計上が必要と考える。

令和4年度末時点の減価償却不足額								
	取得	取得	耐用	決算書	あるべき	減価償却		
項目	年月日	価額	年数	期末簿価	期末簿価	不足額		
公衆便所(上り)	Н8. 7. 25	42,772	50年	25, 203	22, 177	3, 025		
公衆便所(下り)	Н8.7.20	25, 005	50年	14, 734	12, 965	1, 769		
	_					4, 794		

③ 出資金償還資金の大幅不足(約75億円)について(監査意見)

無料化品	ι – Γ	`多令:	温不足	日ンス	坡百

単位:百万円

	無科化時息の頁面週个足兒込韻 単位・日刀						一一 1
項目	鳥栖筑紫 野道路	国見 道路	二丈浜玉 道路	三瀬 トンネル	厳木多久 道路	東脊振 トンネル	全社計
所定料金徵収期間終了時点	無料化済	無料化済	無料化済	R12. 2. 1	R8. 7. 29	R18. 3. 20	1
資金過不足額(道路間補填後)	-	▲ 450	-	-	▲ 7, 031	-	▲ 7, 481
道路間の資金補填完了額	▲ 2, 539	534	▲ 59	-	2, 064	_	-
経営健全化資金	-	-	-	-	437	-	437
資金過不足額(道路間補填前)	2, 539	▲984	59		▲ 9,532	_	▲ 7, 918
無料化時点の剰余金 (無料化済道路)	3, 039	▲ 534	839	_	_	_	3, 344
総償還額(無料化済は令和 4年度末の未償還額)	▲ 500	▲ 450	▲ 780	▲ 11, 900	▲ 11, 500	▲ 4, 600	▲ 29, 730
借入金返済(国)	_	-	-	▲ 4, 165			
借入金返済(金融機関)	_	-	-	▲ 4, 760	▲ 1,725	▲ 690	,
借入金返済(佐賀県)	-	▲ 450	-	-	-	-	▲ 450
出資金返還(福岡市)	-	-	-	▲ 2, 400	-	-	▲ 2, 400
出資金返還(佐賀県)	▲ 500	-	▲ 780	▲ 575	▲ 4, 025	▲ 1,610	▲ 7, 490
道路事業損失補填引当金(令和4年度末実績)	-	-	-	1, 837	692	403	2, 932
償還準備金 (令和4年度末実績)	-	-	-	8, 813	3, 818	2, 304	14, 935
償還準備金調整 (無料化済道路補填額)	-	-	-	-	▲ 2,064	-	▲ 2, 064
償還準備金調整 (経営健全化資金)	_	_		_	▲ 437		▲437
今後の収支見込額(令和5 年度~徴収期間末)	_	_	_	1, 250	▲ 41	1, 893	3, 102

未償還額 令和 4 年度末実績

<u> </u>	<u> </u>						
借入金(国)	-	_	-	▲ 729	-	▲201	▲931
借入金(佐賀県)	_	▲ 450	-	-	-	_	▲ 450
出資金(福岡市)	_	-	_	▲ 2, 400	-	_	▲ 2, 400
出資金(佐賀県)	▲ 500	-	▲780	▲ 575	▲ 4, 025	▲ 1,610	▲ 7, 490
計	▲ 500	▲ 450	▲ 780	▲ 3, 704	▲ 4, 025	▲ 1,811	▲ 11, 270

経過年数率	令和 4 年度末	84. 3%	88.9%	56.7%
償還率(道路間補填前)	令和 4 年度末	89.5%	17.5%	58.9%
資金不足率(道路間補填前)	無料化時点見込	-	-82.9%	-

<資金過不足見込額の算出方法>

上表の資金過不足見込額は、下記の前提に基づき、監査人が算出したものである。

- 1. 無料化済道路(鳥栖筑紫野道路、国見道路、二丈浜玉道路)は、実績値である。
- 2. 供用中道路(三瀬トンネル、厳木多久道路、東脊振トンネル)は、下記の通り。
 - ▶ 総償還額は、建設時に調達した借入金、出資金の実績値である。
 - ▶ 道路事業損失補填引当金は、令和4年度末の実績値である。
 - 貸還準備金は、令和4年度末の実績値である。

但し、厳木多久道路は、他道路補填額実績値(無料化済道路からの補填完了額)、経営健全化資金を控除して調整している。

▶ 今後の収支見込額(令和5年度~徴収期間末)

- ・厳木多久道路は、料金徴収期間末まで残年数約3年と短期間であり、徴収期間末における収支を合理的に見積ることも可能であるため、過去の収支実績、公社作成の補修維持費計画をベースに、無料化時点の収支見込を監査人が算出した。
- ・三瀬トンネルと東脊振トンネルは、資金過不足なしと仮定した。 三瀬トンネルは、徴収期間 44 年、経過年数約 37 年(経過年数率 84.3%)の状況で、令和4年度末の償還率は89.5%である。コロナ禍の影響もあり、直近3期は大きく計画未達となっているが、残年数と償還率実績を考慮すれば、過不足が生じないと想定可能な範囲で推移しているものとした。

東脊振トンネルは、徴収期間 30 年、経過年数 17 年(経過年数率 56.7%)の状況で、令和4年度末の償還率は 58.9%である。残年数が 13 年と長く、過不足なしと仮定した。

なお、償還率は、(道路事業損失補填引当金+償還準備金)÷(借入金+出資金)として算出している。

<償還資金不足額の県民及び県議会への情報開示>

現在供用中の各道路は、所定料金徴収期間終了時点で無料化することが予定されており、無料化時点は、厳木多久道路は令和8年7月、三瀬トンネルは令和12年2月、東脊振トンネルは令和18年3月となっている。道路整備当初、無料化時点で各道路の借入金及び出資金を全額償還する計画としていたが、全道路を合算した償還資金不足見込額は、表中の「資金過不足(道路間補填後)」の通り、▲7,481百万円と見込まれている。なお、道路間補填後とは、無料化済道路である鳥栖筑紫野道路と二丈浜玉道路の剰余金、経営健全化資金の補填後である。

道路間補填前で見た場合の過不足見込額の道路別内訳は、厳木多久道路▲9,532 百万円、無料化済の道路では、鳥栖筑紫野道路+2,539 百万円、国見道路▲984 百万円、二丈浜玉道路+59 百万円となっており、厳木多久道路の不足額が道路公社全体の財務状況に重大な影響を与えている。厳木多久道路が大幅な資金不足となった要因については、「監査意見④」を参照。

令和4年度末における資金調達先別残高は、佐賀県(借入金)450百万円、佐賀県(出資金)7,490百万円、国(借入金)931百万円、福岡市(出資金)2,400百万円となっている。このうち、償還不能となるのは、佐賀県(出資金)7,481百万円と見込まれる。なぜなら、国(借入金)930百万円に対しては佐賀県が債務保証を行っており、また、福岡市(出資金)2,400百万円は現状では過不足なしと想定される三瀬トンネルに対する出資金であり、優先的に償還されると見込まれるためである。

上記の通り、佐賀県からの出資金 7,490 百万円のうち 7,481 百万円が償還不能とな

る見込みである。また、償還不能額のうち7,031百万円は、厳木多久道路の資金不足に起因するものであり、当該道路が無料化(令和8年7月)まで3年を切っている状況を考慮すると、償還不能により佐賀県の財政に重要な影響を与えることが、ほぼ確定的な状況となっている。

佐賀県は、道路公社と協議のうえ、県民及び県議会に対して、早期に償還不能に係る情報を開示し、交通量計画が大幅未達成となった要因も含めて、適切な説明を行うことが必要と考える。

なお、有料道路は、料金徴収期間内の推定交通量等に基づき、建設費(借入金及び出資金)の全額を償還し得る様に通行料金が定められており、また、鳥栖筑紫野道路や二丈浜玉道路の様に実際に建設費を全額償還した道路もある。通行料金設定の仕組み、出資金返還有無による佐賀県財政への影響を考慮すれば、当然のことながら、出資金全額の償還が求められる事業である。

<収支計画の下振れリスク>

佐賀県からの出資金7,490百万円は、償還不能額7,481百万円、償還可能額9百万円と見込まれた。これは、残年数約7年の三瀬トンネル、残年数約13年の東脊振トンネルの最終償還率が100%と仮定した場合の出資金償還額であるが、交通量下振れや想定外の災害復旧費等が発生すれば、償還不能額が佐賀県からの出資金のみでは収まらず、佐賀県からの借入金450百万円、佐賀県が債務保証している国からの借入金930百万円にも及ぶこととなる。今後は、収支計画を随時見直して、佐賀県からの借入金の免除、佐賀県から国への債務保証履行(佐賀県の追加資金負担)の可能性についても留意が必要である。

④ 厳木多久道路の収支計画の大幅未達について(監査意見)

厳木多久道路の収支に関して、計画と実績が大幅に乖離した要因は、佐賀県道路公 社等によれば、主に下記の通りであった。

- ・佐賀県は、佐賀・唐津の県内二大都市とその圏域を早期に自動車専用道路で結ぶことを目指し、道路開通時期は、佐賀空港開港と同時期としていた。しかし、予算枠の制限から国の直轄事業として早期に開通することは不可能とされたために、佐賀県は道路公社の一般有料道路事業として早期整備を図った。
- ・地元要望により工法変更等がなされ、事業費が当初 81 億円から 115 億円まで増加 した。また、道路区分が自動車専用道路に格上げされたことにより、交通量が増加 し採算が取れるものと推測した。
- ・厳木多久道路が接続する厳木バイパス (国直轄事業) 内の牧瀬インターチェンジ (厳 木多久道路を唐津側に出て最初のインターチェンジ) が当初はハーフインターで

あったが、地元からの要望により道路管理者である国がフルインター化したために、厳木多久道路内の料金徴収所を通らない車両が大幅に増加した(並走する一般道を通行する車両が増加)。

上記が主要因として捉えられているが、最後に記載した牧瀬インターチェンジのフルインター化の影響が大きいものと考えられる。道路間資金補填前の厳木多久道路の単独収支による償還資金不足額は9,532 百万円(県による経営健全化支援金437 百万円考慮後では9,095 百万円)にも及ぶものと見込まれており、不足額を抑えるために、佐賀県は、牧瀬インターチェンジのフルインター化回避に向けた働きかけを国に対して行うことが出来なかったものか疑問が残る。無料化まで3年を切った現時点で議論しても収支改善効果は見込めないが、多額の不足額発生に対する県民への説明責任を果たすために、その要因に関する検証は十分になされるべきものと考える。検証の結果を県民に対して、適切に開示すべきものと考える。

なお、道路公社が供用する一般有料道路は、料金徴収期間を延長できる制度があるが、道路公社及び佐賀県は、早期無料開放による利用者の利便性向上を優先し、延長は計画していないとのことであった。

⑤ 福岡市への出資金償還資金 2,400 百万円の確保について (監査意見)

監査意見③に記載の通り、福岡市から道路公社への出資金2,400百万円については、 三瀬トンネルが無料化される令和12年2月に福岡市に償還する必要がある。三瀬トンネルの単独収支としては、出資金は全額償還可能と想定される水準で推移しているが、 令和4年度末時点で道路間貸付金として、厳木多久道路に対して1,562百万円を貸付けているため、令和12年2月時点においても道路間貸付金とほぼ同額が三瀬トンネルにおいて不足する見込みとなっている。

福岡市への出資金償還まで約6年となっており、道路公社は、公社全体の資金収支 に留意しながら、福岡市への償還資金の調達方法について検討する必要がある。

なお、当該償還のために佐賀県等から追加借入を行った場合は、令和 12 年 2 月以降、東脊振トンネルが無料化となる令和 18 年 3 月までの年度収支における留保資金 (道路事業損失補填引当金、償還準備金の繰入による留保資金)を原資として、返済が行われることになるものと考えられる。

⑥ 道路管理業務の委託契約について(監査意見)

<現状>

道路管理業務の受託者の選定方法については、以前は随意契約を採用していたが、 現在では一般競争入札に変更している。平成21年以降の落札率(落札額÷予定価格) は、下図のとおり 70%程度で推移しており、有料道路の維持管理をより効率的に実施することが可能となっている。

	三瀬トンネル		厳木多久道路		東脊振トンネル	
年度	契約先	落札率	契約先	落札率	契約先	落札率
平成21年~平成23年度	D社	70%	E組合	83%	G社	71%
平成24年~平成26年度	A社	71%	F社	70%	H社	69%
平成27年~平成29年度	A社	71%	B社	71%	C社	69%
平成30年~令和2年度	A社	72%	B社	72%	C社	71%
令和3年~令和5年度	A社	75%	B社	75%	C社	75%

一方で、受託者の運用コストの 90%以上が人件費であるところ、3年契約での落札となっているため、少子高齢化に伴う料金収受員の人手不足や、賃金水準の急激な上昇に柔軟に対応することが困難な状況となっている。採算を確保することは受託者側の問題であるとはいえ、昨今の人手不足やインフレ問題、賃金上昇については、受託者の企業努力のみでは解消が難しい局面に直面している。

なお、令和2年度に収受員による通行料の着服事件が発覚しているが、これは、人 手不足もある中で、受託会社職員のモラル向上等に向けた教育体制確保等への取組 が不足していたことが要因とされている。

<意見>

業務委託に当たっては、効率性だけでなく、上述の不正再発防止に努めるなど有効性や合規性にも問題がないかとの観点から、受託者に対する指導やモニタリングを徹底する必要がある。

更には、委託業務が適切に履行されるためのインフラ作りも重要である。例えば、 工事請負契約ついては、佐賀県建設工事請負契約約款上、請負契約後1年を経過した 後に賃金水準や物価水準が変動した場合、請負代金額の変更が可能となっているた め(以下、「スライド条項」という)、最低賃金価格の改定に応じて弾力的に請負代金 額の変更が可能となっている。

佐賀県建設工事請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

このスライド条項のような規定を道路管理業務にも応用することで、受託業者の 収益性が安定し、優秀な人材を幅広く採用することが可能となり、結果として委託業 務の有効性を担保することに繋がると考えられる。 そのため、現在の急激なインフレ社会に配慮した規定等の見直しを検討頂きたいと考える。

⑦ 実績報告書等の検証・確認について(監査意見)

<現状>

道路管理業務の委託契約については、毎月、受託者から実績報告書の提出を受け、 道路公社はこれについて詳細な検証・確認を行うべきであるが、不十分と思われるも のがあった。具体的には、料金徴収等業務仕様書上の年間作業計画数量が変更になっ ているにも関わらず、実績報告書上の計画数量が変更されていなかったため、計画と 実績の比較が正確に実施されていなかった。

<意見>

委託事業については、道路公社が自ら行った事業と同様に十分に把握検証されるべきである。特に、道路管理業務の委託契約については、当初の契約金額から減額しているケースが多いため、当初予定していた事業が適切に実施されているかを慎重に検討する必要がある。そのためには、仕様書と実績報告書の内容を適時確認し、当初想定作業数量と実績の比較等を適正に行うべきである。

2. 佐賀県土地開発公社

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

	沙伽女(自相 0 十 0 月 水光压)
設立年月日	昭和 48 年 2 月 1 日
設立目的	佐賀県土地開発公社(以下、「土地開発公社」と言う。)は、公共用地、公用
	地等の取得、管理、処分等を行うことにより、佐賀県の秩序ある開発を推進
	し、もって県勢の振興と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。
設立根拠法	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「法」という。)第10条
・準拠法等	
設立団体	佐賀県
出資状況	佐賀県 30,000 千円 100%
所在地	佐賀市八丁畷町8番1号
事業内容	公共事業用地補償業務(土地取得のあっせん等事業(法第17条第2項第2号))
県所轄部課	県土整備部 土地利活用課
役員数	理事長1人(0)、副理事長0人(0)、専務理事1人(1)、理事4人(0)
(うち常勤)	監事2人(0)
職員	常勤職員2人、非常勤職員2人(再雇用職員1、会計年度任用職員1) 計4人
	(上記外に道路公社との併任職員:常勤3人、非常勤1人(会計年度任用職員1))
組織機構	
組織図は、「	下記の通りである。
	経営管理課
理事長	
生 争 戊	
理 事(4名)	
	_
監 事(2名)	
	_
沿革	
	 月 26 日:財団法人佐賀県開発公社として設立
ыпдн 4 0 🕂 О	月 40 日・州団仏八任貝尔囲光ム任こしし収工

昭和45年3月26日: 財団法人佐賀県開発公社として設立

昭和48年2月1日:公有地の拡大の推進に関する法律に基づく佐賀県土地開発公社へ組織

変更

(2) 決算推移

柚	*	⇒ 1.	丛	#	

<u>損益計算書</u>			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収益	28, 488	30, 588	25, 717
あっせん等事業収益	28, 488	30, 588	25, 717
用地補償業務収入	28, 488	30, 588	25, 717
事業原価	24, 726	22, 378	17, 771
あっせん等事業原価	24, 726	22, 378	17, 771
人件費	21, 941	19, 757	15, 246
	2, 786	2, 621	2, 525
事業総利益	3, 761	8, 210	7, 945
販売費及び一般管理費	7, 920	7, 660	5, 440
人件費	7, 230	7, 183	4, 776
	690	477	665
事業利益	▲ 4, 159	549	2, 505
事業外収益	11, 055	12, 806	13, 905
受取利息・有価証券利息	1,091	464	1, 155
公社間負担金収入	9, 964	12, 305	12, 750
事業外費用	9, 964	12, 305	12, 750
公社間負担金	9, 964	12, 305	12, 750
	9, 815	12, 105	12, 535
	150	200	215
経常利益	▲ 3,068	1,050	3, 660
特別利益			_
特別損失			_
当期利益	▲ 3, 068	1,050	3, 660

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	1,692,094	1, 099, 213	1, 084, 821
現金預金	1,672,943	1,084,654	1,071,697
事業未収金	19, 152	14, 559	13, 105
前払費用			19
固定資産	638	597, 679	597, 827
有形固定資産	610	407	271
車両その他の運搬具	0	0	0
工具器具及び備品	610	407	271
無形固定資産	0	0	0
投資その他の資産	28	597, 272	597, 556
投資有価証券	-	597, 253	597, 537
前払費用	28	19	19
資産合計	1, 692, 732	1, 696, 892	1, 682, 648
流動負債	2, 589	19, 975	1, 294
未払費用	2, 566	19, 887	1, 239
預り金	23	89	55
固定負債	44, 197	29, 920	30, 698
退職給付引当金	44, 197	29, 920	30, 698
負債合計	46, 786	49, 895	31, 992
資 <u>本合計</u>	1, 645, 946	1, 646, 997	1,650,656
基本財産	30,000	30,000	30,000
準備金	1, 615, 946		1,620,656
前期繰越準備金	1, 619, 014	1, 615, 946	1, 616, 997
当期利益	▲ 3, 068	1,050	3,660
負債及び正味財産合計	1, 692, 732	1, 696, 892	1, 682, 648

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	-	_	_
委託料	28, 488	30, 588	25, 717
その他(負担金等)	861	851	596
計	29, 349	31, 439	26, 313

- (4) 県から出資団体への補助金 該当なし。
- (5) 県から出資団体への委託料

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
土地利活用課	公共事業用地補償	佐賀県が施行する公共事業に伴う土地等の取	25, 717
	業務	得等及び損失の補償に関する業務	
		計	25, 717

(6) 県から出資団体への負担金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
県土企画課	地方職員共済組合費に	基礎年金拠出金及び事務費に係る県負担金	596
	係る佐賀県負担金	(地方公務員等共済組合法第 113 条第 4·5 項)	
		計	596

- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。

(10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 佐賀県土地開発公社の事業方針(公社解散及び清算を含む)について(監査意見)

一般的に「土地開発公社」とは、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるために設立することができる法人である(公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項)。平成9年のピーク時には1,597社(うち道府県公社46社)が存在していたが、令和4年現在、595社(同34社)にまで減少している。制度が開始された当時は、地価高騰等により用地取得の困難性が高まる中で、公社を利用することにより計画的な先行取得が可能となり、また民間資金の活用が迅速に図れることなどから、土地開発公社が設立されてきた。しかし、特にバブル崩壊以降、人口も減少傾向の中で、公共用地事業が減少し、また、地価の下落により公社を活用した用地先行取得の必要性が低下したこと等を背景に、土地開発公社はその役割を終えたものとして、全国各地で公社を解散及び清算する事例が発生している。また、総務省の「令和3年度土地開発公社事業実績調査結果概要」によれば、道府県公社34社のうち土地を保有していないのは佐賀県、愛媛県、福島県の3公社のみとなっている。

このように佐賀県土地開発公社は、開発用地を有しておらず、また、過去の開発案件の補修工事や訴訟対応業務も平成29年頃に完了し、土地開発公社本来の役割は終えている。しかしながら、本来業務の完了後も佐賀県からの受託事業(佐賀県が実施する公共用地取得関連のあっせん等業務の受託)により事業を継続している。佐賀県に所属する経験豊富な用地職員が減少する中で、土地開発公社のベテラン用地課職員2名が有するノウハウは佐賀県事業で十分に活用できるものとして、佐賀県から随意契約により業務を受託している。なお、用地課職員は、佐賀県の土木事務所に常駐し、県職員と連携しながら県の事業に従事している。

この様な状況に対して、土地開発公社のあっせん等業務を担当する用地課職員2名の うち1名(再雇用終了期限は令和8年度末)が退職して1名体制となれば、佐賀県担当課 としては、監査意見②に記載の通り、あっせん等業務委託を継続できないとの認識を示している。そして、そもそも土地開発公社の本来の役割は終えている状況であり、また、監査意見③に記載の通り、過去の土地開発事業により蓄積された多額の資金は佐賀県に早期に償還されて、県の事業にて有効活用されるべきと考えられるため、業務受託不可となれば公社を解散及び清算すべきとの方針になるものと考えられる。

土地開発公社としては、諸要素を考慮する必要があり、現時点で具体的な事業方針を 決めることは困難である、との回答であったが、出資者として土地開発公社の存続方針 決定権を有する佐賀県は、令和8年度末に業務受託が終了することも想定して、公社自 体の解散も含めて、早期に事業方針を確定する必要があると考える。

② 用地補償技術者の体制について(監査意見)

佐賀県からの受託事業は、土地開発公社の用地課職員2名が佐賀県の土木事務所に常駐し、県職員と連携しながら県事業としての公共用地あっせん等業務を行っているが、今後、用地課職員1名(令和9年3月末で再雇用期間終了)が退職した後は、1名体制となる見込みである。

<業務委託契約における特記事項>

これに対して、佐賀県から公社への用地補償業務委託契約の特記事項では、2名の補償技術者(うち1名を管理技術者)を条件としているため、佐賀県担当課としては、1名体制となれば用地補償業務委託の継続はできないとの認識を示している。

<労働者派遣法>

厚生労働省が策定した「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、下 記の様な記載がある。なお()内は監査人が追記したものである。

- ・請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするものですが、労働者派遣と の違いは、請負には注文主(委託者)と労働者(受託者の業務従事者)との間に指揮 命令関係を生じないという点にあります。
- ・注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。
- ・業務中は注文主から直接指示を受けることのないよう書面が作成されているか、それに基づいて事業主(受託者)側の責任者を通じて具体的に指示が行われているか、事業主側自らが業務時間の実績把握を行っているか否かを総合的に勘案して行う。
- ・請負作業場に、作業者が 1 人しかいない場合で当該作業者が管理責任者を兼任している場合、実態的には発注者から管理責任者への注文が、発注者から請負労働者への指揮命令となることから、偽装請負と判断されることになります。

労働者派遣法の観点では、1名体制となった場合に確実に同法に抵触することになる訳ではないと思われるが、抵触すれば業務受託が不可となる。労働者派遣法の論点にも留意が必要と考える。

③ 公社から佐賀県への債券現物分配について(監査意見)

<現在の債券運用状況>

土地開発公社の令和5年3月末決算の資金残高は、現金預金1,071百万円、投資有価証券598百万円(全て地方債、発行期間10年の新発債又は新発直後取得のため額面と取得価額は近似)、計1,669百万円であったが、前述の通り、今後の事業運転資金需要は

極めて少ないため、4月以降に有価証券運用額を拡大している。令和4年 12 月以降の 日本銀行の金融政策一部変更を受けて、市場の長期金利が上昇傾向となったために、債 券運用を拡大したとのことであった。

令和5年8月末現在の投資有価証券残高は、追加取得した784百万円(全て地方債)を加えて、計1,382百万円となっていた。なお、追加取得した地方債は、全て発行期間10年の既発債であり、残存期間は6年~7年であった。そして、新発後に市場金利が上昇しているため、全てアンダーパー取得(額面以下での取得)となっている。市場金利が上昇すると既発債の市場時価は下落するためアンダーパー取得となる。

<債券満期償還前に公社解散が必要となる可能性>

債券の満期償還日は、令和5年3月末残高の598百万円は令和13年6月~令和14年2月であり、4月以降の追加取得分784百万円は令和11年4月~令和12年3月であった。

一方、監査意見①に記載の通り、土地開発公社の解散時期は早ければ令和9年3月あたりになると考えられる。公社解散となれば、出資者である佐賀県に対して残余財産を全て分配することが必要になるが、債券の満期償還時期は令和11年4月以降に到来するため、佐賀県への残余財産分配は、債券の現物により行うことが必要となることも考えられる。なぜなら、債券取得時よりも更に市場金利が上昇している場合は、債券の時価が取得価額よりも低くなる可能性もあるため、満期前売却を行えば資産価値が取得価額よりも目減りするためである。なお、分配資産価額は時価で算出されることになるため、市場で満期前売却を行わなくても公社清算時の資産価値は時価に引き直されることになるため留意が必要である(満期前の売却損を計上した状態と同じになる)。また、日本国内のインフレ状況次第では、日本銀行の金融政策再修正等により金利が更に上昇し、含み損が拡大する恐れもあるため、今後の市場金利動向にも留意が必要である。

なお、公社の用地課職員2名の再雇用終了時期は、令和9年3月末と令和13年3月末であり、何れにしても当初取得分598百万円(満期は令和13年6月~令和14年2月)の満期償還前に解散時期を迎えるものと考えられる。

<佐賀県への債券現物分配の可否>

佐賀県への債券現物による分配に関しては、10 年程前に佐賀県と協議した際に公社が作成した議事メモが公社内に残されており、そこには佐賀県側の関係部署担当者の意見として、以下の様に記されていた。

- ・部署A:国債等運用に伴い公社の解散時期に制約が生じるというようなことが無いようにしなければならないと考えるが、解散時に公社残余資産を国債等で引き受けることは可能。
- ・部署B: 県への債務返済に関して、国債等で物納するような規程は設けられてい

ない。また、県への返済に際し国債等売却が必要なら、いずれかの時点で売却する ことになるが、その時点に関する議論は問題ではないと思われる。

公社としては、近年においても現物分配について差支えがないことを口頭で佐賀県 に確認を行ったとのことであったが、10 年程前の議事メモでは、部署によっては差支 えありと読める意見も記載されており、公社の解散時期に重要な影響が出ない様にす るために、本監査を機に改めて正式な回答を得ておく必要があると考える。

④ 公社間の人件費負担割合(監査意見)

_公社間の人件費負担割合					
所属公社	役職	3H Wh b	人件費負担割合		
別馬公江	員	課・職名	道路	土地開発	
道路公社	1	事務局長	67%	33%	
	2	経営管理課	100%	0%	
	3	経営管理課	100%	0%	
	4	維持管理課	80%	20%	
土地開発公社	5	専務理事	67%	33%	
	6	経営管理課	50%	50%	
	7	用地課	0%	100%	
	8	用地課	0%	100%	
	9	維持管理課	90%	10%	

令和4年度 決算書		単位:千円
項目	道路公社	土地開発公社
売上高	1, 194, 944	25, 717
	97. 9%	2.1%
費用	484, 426	23, 212
	95.4%	4.6%
業務管理費又は原価	360, 059	17, 771
一般管理費	124, 367	5, 440

※土地開発公社から道路公社へ出向

道路公社及び土地開発公社に所属する役職員の人件費負担割合は、表の通りであり、 約半数は両公社を兼務している状況である。そして、土地開発公社は開発用地を有して おらず、土地開発公社本来の役割は終えており、現在では県からの受託業務のみを行っ ているため、土地開発公社に従来より所属する役職員(用地課職員は除く)は、道路公社 の人件費負担割合の方が高くなっている。

人件費負担割合は、原則的に各役職員の業務従事割合により決定されており、専務理事と事務局長の人件費負担割合は、令和2年度までは50%ずつであったが、令和3年度より道路公社67%、土地開発公社33%に変更されている。変更後の割合は、予算編成・決算・理事会の資料作成及び確認、伝票決裁枚数、日常業務(状況確認、協議等)に関して集計した業務量割合が、道路公社75.5%、土地開発公社24.5%であったこと等をベースとして決定されている。

一方、表の通り令和4年度決算では、売上高比は道路97.9%、土地開発2.1%、費用比は道路95.4%、土地開発4.6%であった。管理職者の業務量は、必ずしも売上高・費用の比率に応じて発生するものではないが、当該比率は実態に近い比率ではないかと思われる。実際、土地開発公社の事業は、佐賀県からの受託業務のみであり、業務内容としては、用地課職員2名が佐賀県の土木事務所に常駐し、県職員と連携しながら県の事業としての公共用地あっせん等業務を行っており、土地開発公社本部との協議・調整はもちろん発生するが、道路公社ほどの管理業務負担ではないものと思われる。道路公社に関

しては、公社の直営事業であり、諸外注業務(工事、料金徴収、メンテナンス等)の入札・業務完了等の管理、事故や災害への対応、3年後に迫る厳木多久道路の無料化に向けた国との調整(厳木多久道路は国に移管)、償還資金不足への対応など、直営事業として業務は多岐に及ぶ。当該状況を考慮すると、管理職者としての経営判断等に関する検討時間数なども含めた実態として全業務量は、売上高、費用の比率と大きく乖離したものではないと推測される。

両公社の事業規模や実施事業の対外的責任の有無などを十分に考慮したうえで、人件 費負担割合を再検討することが必要と考える。

なお、佐賀県道路公社は大幅に償還資金が不足する見込みであるため、仮に、土地開発公社に関して、公社存続期間の長期化を図る、人件費等を実態よりも多く負担させる、などを行えば、道路公社の収支が幾分かは改善することになる。もちろん、この様なことが直接的に意図されて運営されていることは無いと思われるが、何れにしても、土地開発公社単独としての合理的な経営判断の基に事業運営がなされることが必要と考える。

⑤ 公社間出向者の退職金負担について(監査意見)

監査意見④の表中に記載の通り、土地開発公社から道路公社への出向者が存在する。 出向者に関する退職金の負担関係については、出向元において出向期間も通算して退職 金を支給する際に、一般的には、出向期間中の退職金相当額は出向先が負担するものと されており、法人税法上も当該負担関係を前提に、出向先が負担する退職金相当額の損 金算入時期について取扱いを定めている。一方、佐賀県の両公社間では、出向元である 土地開発公社が出向期間分も含めて全額を負担する方針となっている。これは、佐賀県 の取扱い(出向期間に応じた退職金の費用負担を出向先に求めない)に準拠したものと のことであった。しかし、佐賀県の取扱いは、基本的には、長期的又は永続的な出向で はなく、短期的又は一定期間限定の出向を想定しているものと考えられる。

土地開発公社は、その本来の役割は終えており、今後は事業縮小又は一定期間内に清算されることも見込まれる。そうであれば、土地開発公社から道路公社への出向者は、永続的に出向し、もし土地開発公社が清算されることとなれば、土地開発公社から道路公社に転籍する可能性が高いものと考えられる。従って、佐賀県の取扱いを適用する前提とは異なっており、当該出向者の出向期間に対応する退職金相当額は、一般的なルールに則り道路公社が負担する方が合理的であると考える。

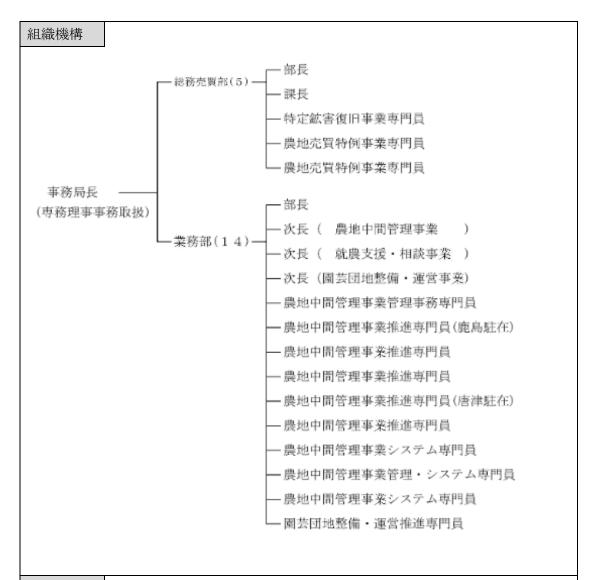
なお、両公社間の兼務者に関する退職金についても同様の取扱いが必要と考えられるが、現在の兼務者には退職金制度の対象者はいない、とのことであった。

第6 出資団体

1. 公益社団法人佐賀県農業公社

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

設立年月日	昭和 46 年 7 月 社団法人佐賀県農地保有合理化公社 設立
	平成23年4月1日(公益法人認定日)
設立目的	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることにより、農業生産性
	の向上に資するとともに、青年農業者の確保・育成、園芸団地の整備・
	運営及び浅所陥没の復旧等を行い、本県における農業の健全な発展に寄
	与することを目的とする。
設立根拠法	・農地法(S46 設立時の根拠法、H5 からは農業経営基盤強化促進法に位
•準拠法等	置付けられている)
	・農業経営基盤強化促進法
	・農地中間管理事業の推進に関する法律
	・青年等の就農促進のための資金貸付け等に関する特別措置法
	・臨時石炭鉱害復旧法(H13 廃止)、鉱業法
設立団体	公益社団法人佐賀県農業公社
出資状況	佐賀県 10,600 千円 50.2%
	20 市町計 5,250 千円 24.9%
	その他団体 5,270 千円 24.9%
	計 21,120 千円 100%
所在地	佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎4階
事業内容	・農用地等の借受け、貸付け等に関する事業
	・農用地等の買入れ、売渡し等に関する事業
	・園芸団地の整備・運営等に関する事業
	・就農支援資金の貸付け、就農相談等、青年農業者等の確保・育成に関
	する事業
県所轄部課	農林水産部 農業経営課
役員数	理事長1人(0)、副理事長1人(0)、専務理事1人(1)、理事9人(0)
(うち常勤)	監事 2 人(0)
職員	常勤職員19人、非常勤職員0人、臨時職員0人、計19人



沿革

昭和46年7月、農地保有の合理化及び農業経営の近代化を促進し、農業の構造改善並びに農業経営を安定向上させることを目的に、社団法人佐賀県農地保有合理化公社を設立し、農地の売買・貸借を中心に農地保有合理化事業を開始した。

平成13年12月、特定鉱害対策に対処するために、浅所陥没等の復旧を行う指定法人に指定され、地表から深さ50m以内の採掘跡又は坑道跡の崩壊に起因する鉱害を復旧する特定鉱害復旧事業を実施している。

平成23年3月24日佐賀県知事より公益社団法人の認定を受け、同年4月1日に公 益認定の移行に伴い、名称を「公益社団法人佐賀県農業公社」に変更した。

平成25年4月1日に佐賀県青年農業者育成センターと統合し、新規就農者等の就農相談から研修、資金貸付け、農地の確保までの支援体制を強化した。

平成26年4月1日に佐賀県知事より「農地中間管理機構」の指定を受け、農地の貸付け・借入れを行う農地中間管理事業を開始した。なお、従来の農地保有合理化事業に

ついては、農業経営基盤強化法促進法の一部改正により、農地中間管理機構の特例事業として実施している。

また、令和3年4月1日からは、「さが園芸生産888億円推進運動」の一層の推進を図るため、園芸団地の整備・運営等に関する業務を開始した。

(2) 決算推移

一般正味財産増減の部

単位:千円

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1, 090, 395	1, 228, 634	1, 366, 933
特定資産運用益	7,602	6, 916	8,691
農地中間管理事業収益	598, 698	728, 391	783, 434
農地売買事業収益	387, 216	397, 318	466, 209
	8, 276	9,942	8,848
園芸団地事業収益			213
受取補助金等	88, 536	85, 995	99, 452
業収益	67	73	87
経常費用	1, 092, 864	1, 230, 833	1, 369, 085
事業費	1,081,850	1, 219, 281	1, 357, 775
農地中間管理事業費	605, 837	730, 107	784, 325
農地売買支援事業費	382, 448	391, 336	459, 250
	84, 295	93, 845	108, 465
特定鉱害事業費	2, 916	2,973	4,630
就農支援資金貸付等事業費	6, 353	1,019	1, 106
管理費	11,014	11, 552	11, 309
当期経常増減額	▲ 2, 469	▲ 2, 199	▲ 2, 152
経常外収益	-	-	49
前期損益修正益	_	_	49
経常外費用	5	-	_
前期損益修正損	5	_	_
当期経常外増減額	▲ 5	-	49
一般正味財産期首残高	141, 545	139, 072	136, 873
一般正味財産期末残高	139, 072	136, 873	134, 770

指定正味財産増減の部

単位:千円

1日足上外別屋垣佩り即 ニューニューニューニュー			<u> </u>
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受取補助金等	_	505	93, 758
特定資産運用益	13, 424	12, 745	10, 988
雑収益	6	30	-
一般正味財産への振替額	▲ 7,077	▲ 6, 421	▲ 17, 508
当期指定正味財産増減額	6, 353	6,859	87, 238
指定正味財産期首残高	757, 839	764, 193	771, 052
指定正味財産期末残高	764, 193	771, 052	858, 290

正味財産期末残高	903, 264	907, 925	993, 060

・令和3年度に新規事業「園芸団地整備・運営事業」を開始し、令和4年度から園芸団地事業収益が発生している。令和4年度の当該事業費は合理化事業費に含まれている。

貸借対照表 単位:千円

貸借対照表	A =	^	<u>単位:十円</u>
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	748, 802	772, 161	811, 071
現金預金	31, 582	29, 882	112, 772
その他の未収金	4, 289	3, 593	13,074
中間管理事業未収金	-	_	38
園芸団地事業未収金	-	_	234
農地売買支援用地	47, 095	75, 369	20,410
	665, 836	663, 318	663, 318
未収消費税等	-	_	1,227
会計間貸借勘定	-	_	-
固定資産	936, 818	927, 612	1, 020, 100
特定資産	929, 335	920, 536	1,013,169
構築物	_	_	56, 564
機械装置	-	_	45, 789
特定鉱害復旧事業基金引当資産	635, 456	635, 611	635, 766
経営基盤安定特定引当資産	105, 000	105, 000	105, 000
特定鉱害復旧事業基金利息未使用資産	103, 280	109, 369	111, 931
その他	85, 599	70, 556	58, 119
その他の固定資産	7, 482	7, 076	6, 932
資産合計	1, 685, 619	1, 699, 773	
流動負債	18, 896	16, 291	129, 974
農地売買支援事業未払金	4,015	_	5
その他未払金	12, 239	12,962	126, 186
預り金	581	662	700
賞与引当金	2,061	2,666	3,084
固定負債	763, 459	775, 558	708, 138
合理化事業長期借入金	47, 599	75, 369	20, 410
就農支援資金貸付原資借入金	38, 631	22, 725	9, 999
特別事業資金借替借入金	663, 318	663, 318	663, 318
特別農地未清算金	13, 506	13, 506	13, 506
退職給付引当金	405	640	905
負債合計	782, 355	791, 849	838, 112
指定正味財産	764, 193	771, 052	858, 290
うち基本資産への充当額	, _	· –	_
うち特定資産への充当額	764, 193	771, 052	858, 290
特定鉱害復旧事業基金補助金	738, 737	744, 981	747, 697
	-		449
	25, 456		25, 646
	-	_	84, 497
	139, 072	136, 873	134, 770
うち基本資産への充当額			
	126, 120	126, 120	143, 975
			993, 060
中間管理事業業務費補助金 青年農業者等確保育成事業寄付金 園芸団地事業補助金 一般正味財産	25, 456 - 139, 072 - 126, 120 903, 264 1, 685, 619	505 25, 566 - 136, 873 - 126, 120 907, 925 1, 699, 773	44 25, 64 84, 49 134, 77 <i>143, 97</i> 993, 06

[・]令和3年度に新規事業「園芸団地整備・運営事業」を開始し、令和4年度から園芸団地事業未収金、構築物、機械装置、園芸団地事業補助金等が発生している。

令和4年度 一般正味財產增減內訳表 単位:千円 公益3 公益1 公益2 小計 合計 農地中間管 特定鉱害 就農支援 公益目的 法人会計 法人全体 科目 理機構事業 復旧事業 事業 事業会計 経常収益 1, 366, 933 1, 340, 305 8, 191 7, 128 1, 355, 623 11,309 特定資産運用益 8, 191 8, 191 501 8,691 農地中間管理事業収益 783, 434 783, 434 783, 434 農地売買事業収益 462, 257 462, 257 3,952 466, 209 合理化事業収益 2,016 2,016 6,831 8,848 園芸団地事業収益 213 213 213 7, 128 受取補助金等 92, 324 99, 452 99, 452 25 雑収益 61 61 87 経常費用 342, 438 8, 191 7, 146 357, 775 11, 309 369, 085 事業費 342, 438 8, 191 7, 146 357, 775 357, 775 農地中間管理事業費 784, 325 784, 325 784, 325 農地売買支援事業費 459, 250 459, 250 459, 250 98, 864 合理化事業費 3,560 108, 465 6,041 108, 465 特定鉱害事業費 4,630 4,630 4,630 就農支援資金貸付等事業費 1, 106 1,106 1, 106 管理費 11,309 11, 309 当期経常増減額 **▲**2, 134 **▲** 18 **▲**2, 152 **▲**2, 152 経常外収益 49 49 49 前期損益修正益 49 49 49 経常外費用 前期損益修正損 当期経常外増減額 49 49 49 一般正味財産期首残高 11,000 $\blacktriangle 178$ 10,821 126,052 136,873

一般正味財産期末残高	8, 915	_	▲ 197	8, 718	126, 052	134, 770				
令和4年度 指定正味財産増減内訳表										
科目	公益1	公益2	公益3	小計	法人会計	法人全体				
受取補助金等	93, 758	_	_	93, 758	_	93, 758				
特定資産運用益	_	10,907	81	10, 988	_	10, 988				
雑収益	_	_	_	-	-	-				
一般正味財産への振替額	▲ 9, 317	▲ 8, 191	_	▲ 17, 508	-	▲ 17, 508				
当期指定正味財産増減額	84, 441	2,717	81	87, 238	I	87, 238				
指定正味財産期首残高	505	744, 981	25, 566	771, 052	_	771, 052				
指定正味財産期末残高	84, 946	747,697	25, 646	858, 290	-	858, 290				
正味財産期末残高	93, 861	747, 697	25, 450	867, 008	126, 052	993, 060				

令和4年度 貸借対照表内訳表 単位:千円 公益1 公益2 公益3 小計 合計 農地中間管 特定鉱害 就農支援 公益目的 法人会計 法人全体 科目 理機構事業 事業 復旧事業 事業会計 811,071 流動資産 807,034 **▲**197 806, 837 現金預金 110, 484 2,288 112,772 112,772 その他の未収金 9,386 9,386 3,688 13,074 中間管理事業未収金 38 38 38 園芸団地事業未収金 234 234 234 農地売買支援用地 20, 410 20,410 20,410 合理化事業用地 663, 318 663, 318 663, 318 未収消費税等 1 227 1,227 会計間貸借勘定 3, 164 **▲**2,485 680 **▲** 680 固定資産 127, 371 1, 020, 100 109, 387 747,697 35,645 892, 729 特定資産 102,801 747,697 35,645 886, 144 127,025 1,013,169 構築物 56, 564 56, 564 56, 564 45, 789 45, 789 45, 789 機械装置 635, 766 特定鉱害復旧事業基金引当資産 635, 766 635, 766 105,000 経営基盤安定特定引当資産 105,000 特定鉱害復旧事業基金利息未使用資産 111,931 111, 931 111,931 その他 35,645 36<u>, 0</u>94 58, 119 22,025 449 その他の固定資産 585 6, 585 346 6,932 35, 449 資産合計 916, 420 747, 697 699, 566 131,606 831, 172 4,649 129, 974 流動負債 125, 325 125, 325 農地売買支援事業未払金 その他未払金 125, 320 125, 320 866 126, 186 預り金 700 700 賞与引当金 3,084 3,084 固定負債 697, 234 9,999 707, 233 905 708, 138 合理化事業長期借入金 20,410 20,410 20,410 就農支援資金貸付原資借入金 9,999 9,999 9,999 特別事業資金借替借入金 663, 318 663, 318 663, 318 特別農地未清算金 13,506 13,506 13,506 退職給付引当金 905 905 負債合計 822, 559 9,999 832, 558 5,554 838, 112 指定正味財産 747, 697 858, 290 84.946 25, 646 858, 290 うち基本資産への充当額 うち特定資産への充当額 858, 290 84, 946 747, 697 858, 290 25, 646 特定鉱害復旧事業基金補助金 747,697 747,697 747, 697 中間管理事業業務費補助金 449 449 449 青年農業者等確保育成事業寄付 25,646 25,646 25,646 園芸団地事業補助金 84, 497 84, 497 84, 497 般正味財産 **▲**197 126,052 134, 770 8,915 8,718 うち基本資産への充当額 うち特定資産への充当額 17. 855 17, 855 143, 975 126, 120 正味財産合計 93,861 747,697 25, 450 867,008 126,052 993, 060 35, 449 1, 831, 172 負債及び正味財産合計 916 420 747 697 1 699 566 131 606

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	88, 536	85, 995	90, 134
			(174, 506)
委託料	_	_	_
その他(負担金等)		_	_
計	88, 536	85, 995	90, 134
			(174, 506)

※(下段)は園芸団地整備・運営事業において県から白石町へ拠出された補助金を白石町から法人が受け取った金額(間接補助)を含んだもの。

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
農業経営課	佐賀県農業構造改革支	農地中間管理機構等による、農用地等の借	64, 106
	援事業費補助金	受け、貸付け等、農地の集積・集約に取り	
		組むために必要な経費を助成	
農業経営課	佐賀県農地売買支援対	農業公社による農用地等の買入れ、売渡し	9, 056
	策費補助金	等の農地売買に必要な経費を助成	
農業経営課	就農支援資金貸付等事	新規就農者の確保・育成を図るため、就農	7, 128
	業費補助金	支援資金の償還事務及び就農相談活動に必	
		要な経費を助成	
園芸農産課	佐賀県園芸団地整備・	園芸団地の整備・運営等に関する事業の推	9, 845
	運営支援事業費補助金	進等に必要な経費を助成	
園芸農産課	佐賀県産地生産基盤パ	※間接補助(国→県→白石町→公社)	(84, 372)
	ワーアップ事業費補助	白石町園芸団地における農業用ハウス等の	
	金	整備に関する補助	
		計	90, 134
			(174, 506)

- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。

(8) 県から出資団体に対する貸付金

単位:千円

			貸付		償還	
県担当課	資金使途	貸付年月	期間	利率	方法	令和4年度
農業経営課	就農支援信金貸付原資	平成 25 年 4 月 1 日	令和5年	無利子	分割	9, 999
空港課	特別事業資金	平成4年3月31日	1年	無利子	一括	294, 379
		平成5年11月30日	4 か月	無利子	一括	368, 938
	673, 317					

[※]空港課の特別事業資金は、対応する資産(合理化事業用地)の売却が完了するまで、期日延長されている。

(9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償

担い手支援資金の融通に関する損失補償契約書(公益社団法人全国農地保有合理化協会:1件)

(10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べる こととする。

① 農地中間管理事業における手数料徴収の検討について(監査意見)

佐賀県の農地面積約5万 ha のうち、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の利用権設定状況(令和3年度末)は以下の通りである。

区分	面積	全体比
利用権設定全体	19, 871ha	-
うち当法人の農地中間管理事業	5, 171ha	26%
うち JA 農地利用集積円滑化事業	1, 335ha	7 %
うち市町相対分	13, 365ha	67%

このうち、JA 農地利用集積円滑化事業(以下、「JA 円滑化事業」という) については令和2年4月から新たな設定・更新ができなくなっており、法人の農地中間管理事業か市町相対に移行中である。

加えて、市町相対で行われていた農地の利用権設定は、法改正により新たな設定・ 更新ができなくなり、市町が策定した地域計画の範囲内の農地ではすべての農地貸借 の手続きが法人の農地中間管理事業に一本化されることとなっている。

これにより、現在 JA 円滑化事業及び市町相対で行われている農地の利用権設定面積およそ 14,500ha 分ほどの契約を今後法人が取り扱うようになる見込みである。

これは現在法人が管理しているストック面積 5,539ha(令和4年度末実績)の3倍

近い面積であり、法人の農地中間管理事業の業務量が大幅に増加する可能性も想定される。

地域計画が策定された以降の新規契約と更新契約から順次一本化されていくとのことであり、令和7年4月を境に急激に業務量が増加するわけではないが、最終的には業務量が大幅に増加することが想定されることに変わりはなく、職員の増員やシステムの改修等により想定される業務量に対応できる体制を整えていく必要がある。

しかし、法人の農地中間管理事業の当期経常増減額の推移は下記の通りであり、令和4年度の当期経常増減額は若干の黒字ではあるものの、令和3年度、令和2年度は若干赤字の状況である。

単位:千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益計	665, 507	792, 550	847, 596
経常費用計	665, 749	792, 583	847, 530
当期経常増減額	△241	△32	66

また、担当者へのヒアリングにより、退職給付費用等、農地中間管理事業に係る経費の一部が当該事業に配賦されていないとの回答を得ている。

したがって、その影響を踏まえると農地中間管理事業単体での実質的な経常収支は 赤字が続いているものと考えられる。法人の資産の中に事業資金に充てるために取り 崩せるものがあれば、それを充当することも対策のひとつであるが、資金にも限りが ある以上一時的な対策にすぎない。

さらに、当該事業は国や県からの補助金で賄っているが、補助金が全国一律で一部 分カットになる等、補助金額自体も厳しい状況にある。法人としても、補助金が事業 経費に不足する金額分を補うべくコストカットを進めているにもかかわらず上述の 通り農地中間管理事業単体での実質赤字が続いている状態であり、自助努力だけでの 必要資金の捻出にも限度があるものと考えられる。

そのような厳しい環境の中でも当該事業を継続していくためには、自主的な財源確保のひとつとして、農地の出し手・受け手の双方から手数料を徴収することも検討する必要があるのではないか。

賃借料受払処理業務など、出し手・受け手ともに法人の当該事業による役務提供は受けており、受益者負担の観点からは出し手・受け手ともに手数料を負担するに足る根拠は存在するといえる。また、たしかに今回の改正で業務量の増大が想定されるが、市町が策定した地域計画に基づき法人が広域的な調整機能を発揮することも期待されるため、自主的な財源の確保により当該事業を安定的に継続していくこと自体が出

し手・受け手双方へのメリットを還元することになると考える。

なお、実際に手数料を徴収するとなると解決すべき実務的な課題も多いと思われる。 監査人がインターネットで検索したところ、青森県や岩手県などすでに手数料を徴収 しているケースがあることが確認できた。これらの先行事例の調査研究も課題解決の 一助となり得る。新体制への準備期間やその課題の解決に要する時間等を踏まえると、 なるべく早期に手数料徴収の検討に着手することが望ましいと考える。

② 農地中間管理事業における賃借料回収業務の削減について(監査意見)

農地中間管理事業では、農地の受け手からの賃借料の徴収を毎年12月10日(曜日により年によって若干変動する)に1年分引き落とすこととしている。当初の引落日において引落しが完了し予定通り徴収できた割合は、令和4年度で98.2%、令和3年度で98.6%と、金額や件数の規模からすると高い割合を維持しているものと思われる。

当初の引落日に引落しが完了しなかった分については、その後回収業務に入り年度 内(3月末)には回収が完了しているとの事である。なお、令和4年度は年度内に回 収できなかった金額が僅かに発生(1件)しており、法人としても危機感を持って今 後の対応を検討していくとの回答を得ている。

この点、地域計画が策定された以降には市町相対で行われていた農地の賃貸借が当 法人の農地中間管理事業に一本化されることとなっており、法人が当該事業で取り扱 う業務量が大きく増大することが想定されている。

したがって、仮に当初の引落日に引落しが完了する割合が維持できたとしても、追加の回収業務の増大は避けられないものと考えられる。

法人としても、当初引落日に回収が完了する率を高めるために、引落予定日より前に引落しについてのお知らせを発送するなど、徴収率向上に努めているところであるが、すでにある程度の徴収率の高さはあり、それ以上の向上を目標とする事は、業務の費用対効果があまり望めなくなってしまう可能性もある。

そこで、徴収率の向上により追加回収業務量の削減を目指すことのみならず、そも そも当初の引落し対象件数を減らす方向の対策をあわせて取る等、様々な視点から未 徴収未然防止策を検討されてはどうか。

例えば、当初の引落日よりも一定期間以上前に振り込んでもらった場合には、何らかのメリットを提供する等により、そもそも当初の引落し件数を減らす方向の対策も検討されてはどうか。上記意見にある手数料の徴収が実現されれば、早期納入による手数料の一部減額なども提供されるメリットとして考えられる。

当初の引落し件数を減らすことができれば、事前の振り込みを認めることで引落し

依頼から入金があった分を除くなどの追加の業務も発生すると思われるが、全体として回収業務の減少の方が多ければ、業務全体では削減できる可能性もある。

あるいは、複数年分の賃料を一括で前受けすることで徴収頻度を下げる方法も考えられる。例えば、3分の1の件数ずつ3年分一括徴収すれば、1件当たりの金額は大きくなることで徴収率が下がる可能性はあるものの、1年あたりの引落し件数は3分の1になるため、業務を分散できる可能性もある。

想定される業務量の増え方が大きいだけに、できるだけ事前に様々な角度から対応 策を準備しておくことが望ましい。

③ 法人会計に計上されている経費について(監査意見)

当法人の令和4年度の正味財産増減計算書における各事業の経常増減の状況は以下 の通りである。

(単位:千円)

	農地中間	農地売買	園芸団	特定鉱害	就農支	法人	合計
	管理事業	等事業	地事業	復旧事業	援事業	会計	
経常収益	847, 596	473, 389	19, 318	8, 190	7, 128	11, 309	1, 366, 932
経常費用	847, 530	475, 877	19, 030	8, 190	7, 146	11, 309	1, 369, 084
経常増減額	66	△2, 487	288	0	△18	0	△2, 152

各事業のうち、特定鉱害復旧事業は財産の運用収益で財源を得ている。その他の事業は基本的には国や県からの補助金収入で事業を行っているが、農地売買等事業には補助金とは別に手数料収入がある。このような実態に鑑みると、法人の事業別経常増減のうち、補助金とは別に手数料収入がある農地売買等事業の増減額がマイナスとなり、手数料収入が存在しない農地中間管理事業や園芸団地事業がプラスになるなど、各事業の収支状況が適切に表示されているのかについて、疑問が残る。

この点、農地売買等事業の手数料収入の一部は法人会計の経常収益に配賦されている。収益事業がない当法人にとっては、このように公益事業の対価収入を合理的な範囲で法人会計へ充てる処理は、基準上認められている処理である。

一方、法人会計の経常費用に、事務機器費として約2,500 千円が計上されているが、これらの中には事務機器のリース料やホームページ関連費用等、各事業に配賦していない費用が含まれている。これらの費用は法人会計で負担する部分もあるとは思われるが、各事業にも配賦することが合理的であると考える。また、同様に法人会計の経常費用に、退職給付費用として265 千円が計上されているが、該当職員は農地中間管理事業従事者のため、本来は当該事業にて計上することが合理的である。

このような処理となっている理由のひとつに、法人が国や県からの補助金申請との整合性を重視していることがあげられる。補助金で認められる費用ではなくても、各事業で発生している費用については会計上適切に賦課・配賦する必要がある。事務は繁雑になるが、これにより、広く財務諸表の利用者、また、法人の経営判断に際して、さらに、補助金を交付する国や県にとっても、各事業の収支状況を適切に把握することが可能になると考える。

共通費用については、使用割合や従事割合等、合理的な配賦基準に基づき各会計に配賦することが求められており、特に公益社団・財団法人の場合には、公益目的事業費率の算定に影響することが考えられるため、原則として適正な配賦基準に基づく配賦を行わなければならない。(認定法施行規則第19条)

(「貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について」

2. 共通収益・共通費用の取扱い Q2より抜粋)

管理費は、当該事業に跡付けることができない経常的な費用であり、換言すれば、 法人の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な経費であって、例え ば、次のような勘定科目名が該当する。

勘定科目名	内容
退職給付費用	個別の事業実施に直接かかわりのない職員(管理部門の経理担当
	職員等) に対する退職給付引当金の当期繰入額や、退職金の加算
	金などであり、中小企業退職共済制度などの掛金拠出額を含む。
賃借料	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる事務
	所等の家賃やリース料等の費用である。

(「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」Ⅲ 1 Q4 より抜粋)

以上より、各事業へ賦課・配賦することが合理的な費用については、法人会計から 各事業への配賦を行うことで、各事業の収支状況が実態に即したものとなるようにす る必要がある。これにより、法人会計の費用が少なくなるので、農地売買等事業から 同額配賦する収益も少なくなり、農地売買等事業の収支は改善が見込まれる。一方、 農地中間管理事業、園芸団地事業及び就農支援事業の収支はマイナスないしマイナス 幅の増加となることが想定される。

なお、法人においても、同様の問題意識のもと、令和5年度予算策定の段階で法人 会計の費用を各事業に配賦するシミュレーションを行っていることを申し添える。

④ 農地集積・集約化の更なる推進について(監査意見)

<市町別の集積率の状況>

佐賀県の令和5年3月末の「担い手」への農地集積率は70.1%であり、全国でもトップクラスとなっているが、下表の通り、地形相違等により市町別の格差が大きい状況であり、地域別にその課題と対応方針が異なっている。

平坦地域は、既に集積が一定水準まで進んでおり、今後は集約化促進による担い手の低コスト化・効率化が重要とされている。一方、中山間地域は、高齢化等により担い手も少ないため、集落営農組織など担い手の確保育成に努めるとともに、地域の実情に応じてゾーニングを推進し、集積と集約化を併せて推し進めることなどが必要とされている。

なお、集積とは、担い手が利用する農地面積を拡大することであり、集約化とは、 農地利用権を交換すること等により、農地分散を解消することで農作業を連続的に 支障なく行える様にすることである。担い手とは、効率的かつ安定的な農業経営体等 (認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)である。また、ゾーニングとは、や むを得ず地域内耕地を廃止する場合は優良耕地を優先的に残す方針であり、伊万里 梨園等の先行事例がある。

市町別 耕地面積及び担い手への集積率

単位: m²

市町名	市町計	担い手	集積率	市町名	市町計	担い手	集積率
江北町	1,060	986	93.0%	武雄市	2,880	2,064	71.7%
白石町	5, 850	5, 408	92.4%	基山町	281	200	71.0%
上峰町	462	419	90.6%	鹿島市	2, 100	1, 368	65.1%
みやき町	1,940	1, 695	87.4%	唐津市	6,520	3,658	56.1%
神埼市	3,040	2,655	87.3%	嬉野市	1,920	908	47.3%
小城市	3, 440	2, 971	86.4%	多久市	1,380	643	46.6%
大町町	302	252	83.4%	玄海町	906	408	45.0%
佐賀市	10,600	8, 340	78.7%	太良町	1,290	430	33.4%
吉野ヶ里町	866	671	77.5%	伊万里市	3, 400	1,020	30.0%
鳥栖市	1, 240	914	73.7%	有田町	733	188	25.6%
·				佐賀県	50, 200	35, 194	70.1%

<法人化推進による集積率の安定化>

下表の通り、直近5年間では、担い手への集積率が低下傾向となっている。これは、主に任意組織形態の集落営農組織の耕地面積が減少しているためと考えられる。佐賀県内の集落営農組織数405(令和4年12月末現在)のうち任意組織が315(77%)を占めており、法人組織は90に留まっている。任意組織は、組織構成員の高齢化等により事業承継が為されないまま解散や耕作地縮減に至るケースも多い。佐賀県と公社は、市町等と連携し、任意組織の法人化を推進し、集積率の安定化を図る必要があ

ると考える。

佐賀県 担い手種別の集積率

単位: m²

	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末
佐賀県 耕地面積合	計 51,600	51, 100	50, 720	50, 500	50, 200
前	年比 99.0%	99.0%	99.3%	99.6%	99.4%
担い手の耕地面積	36, 816	36, 553	35, 974	35, 875	35, 194
担い手への集積率	71.3%	71.5%	70.9%	71.0%	70.1%
認定農業者	22, 427	23, 216	22, 764	23, 203	22, 081
ル 集積率	43.5%	45.4%	44.9%	45.9%	44.0%
認定新規就農者	274	278	258	246	261
』 集積率	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
基本構想水準到達	達者 2,449	2,707	2, 753	3,078	2,812
』 集積率	4.7%	5.3%	5.4%	6.1%	5.6%
集落営農組織	11,666	10, 353	10, 199	9, 348	10,040
# 集積率	22.6%	20.3%	20.1%	18.5%	20.0%
その他	14, 784	14, 547	14, 746	14, 625	15, 006

下表の通り、集落営農組織への集積率が高い市町がある。市町内の耕地面積が比較的広く、かつ、集落営農組織への集積率が高いのは、武雄市 60.5%、みやき町 55.1%、小城市 37.6%である。また、集落営農組織数に占める任意組織数の割合(令和 4年 12月末)でみた場合、佐賀県全体 77%に対して、武雄市 91%、みやき町 92%、小城市 95%と高い水準になっており、当該地域の法人化促進は、今後の重要課題と考えられる。実際に、武雄市の担い手への集積率は、平成 31年 3月末 92.0%に対して、令和 5年 3月末は 71.7%となっており、集積率が大幅に低下している。

市町別 集落営農組織への集積率

単位: m²

市町名	集積率	集落営局	農組織	市町名	集積率	集落営局	農組織
111 11 12	果傾筆	耕地面積	集積率	111 111 121	果似乎	耕地面積	集積率
江北町	93.0%	351	33.1%	武雄市	71.7%	1,743	60.5%
白石町	92.4%	253	4.3%	基山町	71.0%	157	55.9%
上峰町	90.6%	248	53.7%	鹿島市	65.1%	445	21.2%
みやき町	87.4%	1,069	55.1%	唐津市	56.1%	18	0.3%
神埼市	87.3%	781	25.7%	嬉野市	47.3%	290	15.1%
小城市	86.4%	1, 292	37.6%	多久市	46.6%	109	7.9%
大町町	83.4%	59	19.5%	玄海町	45.0%	0	0.0%
佐賀市	78.7%	2, 431	22.9%	太良町	33.4%	0	0.0%
吉野ヶ里町	77.5%	473	54.6%	伊万里市	30.0%	95	2.8%
鳥栖市	73.7%	177	14.3%	有田町	25.6%	50	6.8%
				佐賀県	70.1%	10, 040	20.0%

<公社の農地中間管理事業の課題>

監査意見①に記載の通り、農地利用権設定に関しては、農業公社の農地中間管理事

業に完全に一本化されることになる。そして、公社は、農地中間管理事業の今後の課題と取組として、下記の通り認識しており、地域計画区内における農用地利用集積等促進計画の策定主体として、市町・農業委員会等関係機関との連携がより重要になる。

『市町・農業委員会において、10年後の地域農業が目指すべき地域の農地利用を示した「目標地図」の作成と、目標地図に基づいた「地域計画」を地域の話合いにより令和7年3月までに策定するようになっている。「地域計画」策定後は、これに基づき、機構の「農用地利用集積等促進計画」によって農地の貸借が行われることになることから、これまで以上に市町・農業委員会関係機関との役割分担や連携による適切な対応に努めることが重要になる。』

<農地中間管理事業の推進に関する基本方針>

佐賀県は、法律に基づき、「佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」(平成26年当初作成、令和5年6月最終改正)を定めており、概ね10年間を見通した農地中間管理事業推進に関する基本的方向、担い手への集積率目標などを示している。担い手への集積率は、平成30年度実績71%に対して、目標としては、令和5年度80%、以降は令和10年度に掛けて80%を維持することを掲げていたが、令和4年度実績では70%に留まっている。これは、前述の集落営農組織の減少や認定農業者の伸び悩みなどと考えられる。認定農業者の伸び悩みの要因としては、佐賀県の基本方針にも掲げられている以下の様な施策が十分に機能していない恐れがある。

- ・「平坦地域」に関する大規模経営体への集積化推進
- ・「中山間地」に関する外部地域等からの企業・法人の参入、規模拡大による多様 な担い手の確保、果樹地の流動化等の取組との連動、ゾーニング推進
- ・「園芸団地」に関する新規整備や法人等の参入・規模拡大の推進、トレーニン グファーム等を活用した新規就農支援
- ・「補助事業等」に関する機構集積協力金、農地集約協力金等の周知・徹底

佐賀県の集積率は全国的にはトップレベルではあるが、農業大国として基本方針の目標値を達成するためには、佐賀県と公社は、利用権設定が農地中間管理事業に一本化される中で、各市町等との連携を強化し、改めて諸施策の推進状況を検証して必要な改善措置を講じることが必要と考える。

⑤ 空港代替農地(合理化事業用地)について(監査意見)

農業公社の決算書には、保有資産として合理化事業用地 663 百万円、借入金として 特別事業資金借替借入金 663 百万円が、平成 5 年度より長期に渡って固定化された状態で計上されている。これは、当時、佐賀空港建設予定地であった農地の保有者に対して、その代替農地として空港近隣地を提供するために、佐賀県から公社への協力依 頼に基づき、空港建設に先立って公社が平成5年頃に総額1,220百万円を佐賀県から借り入れて土地を取得したものである。取得後に公社は代替農地提供を進めたが、代替地需要がなかった663百万円が現在に至るまで約30年間残っている状況である。

「佐賀空港建設に伴う代替農地の買入れ及び売渡しに関する覚書」(平成元年8月) では、以下の様に定められている。

- ・公社が買い入れた代替農地は、佐賀県は、売れ残り等が生じない様、責任を もって代替農地の売渡しに努めるものとする。
- ・農地価格の下落等によって代替農地の売渡しが困難となったときは、それに よって発生する公社の損失については、佐賀県が補填するものとする。

当該用地 663 百万円は、現在では農家に賃貸され年間 2 百万円程の賃貸収入を得ているが、この 30 年間で時価は 118 百万円まで下落し、含み損は▲545 百万円に拡大している。売却損は県が補填する覚書条項となっており、借入金も無利子であるため、長期保有による公社への財務的影響は限定的であるが、本件土地は、もともと佐賀県からの協力依頼により短期的プロジェクトとして取得したものであり、公社本来の事業ではない。公社は県と協議し、当該土地の処分を早期に進める必要があると考える。

また、一般的な会計方針に従えば、土地の時価が著しく下落している状況に該当するため、本来は、強制評価減を行い決算書で評価損を計上する必要があるが、損失は県が補填することになっており、売却時には売却損と補填収益の双方の計上が見込まれるため、県側の損失発生は別として、公社側は、現状の会計処理でも問題はないものと考える。但し、決算書の注記事項において、土地の含み損額、覚書における損失補填条項の存在などを記載して、市町等の各出資者に対して適切な情報開示を行うことが必要と考える。

2. 一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

設立年月日	昭和 63 年 6 月 15 日		
設立目的	- 嘉瀬川の水辺環境を整備するとともに、スポーツ・レクリエーション施		
W=111	設を設置・運営することにより、県民の健康と福祉の向上に寄与する事		
	業。		
	民法第 34 条		
・準拠法等			
設立団体	財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター		
出資状況	佐賀県 1,000 千円 50% (当初:5,000 千円)		
EL AVIOL	佐賀市 1,000 千円 50% (当初:5,000 千円) 佐賀市 1,000 千円 50% (当初:5,000 千円)		
	計 2,000 千円 100% (当初:10,000 千円)		
 所在地	佐賀市鍋島町蛎久字岸川1502番地の2先		
事業内容	1. 嘉瀬川の水辺環境に関する事業		
	2. 嘉瀬川の高水敷内におけるスポーツ・レクリエーション施設の管理		
	及び運営に関する事業		
	3. スポーツ・レクリエーションの振興に関する事業		
	4. この法人の目的に沿って行う公益性の高い法人への特定寄附		
	5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
県所轄部課	県土整備部 河川砂防課		
役員数	理事長1人(0)、常務理事1人(0)、理事5人(0)		
(うち常勤)	監事2人(0)		
	評議員3人		
職員	非常勤職員4人(県職員が兼務)、計4人		
組織機構			
評議員会	3人		
理事会	7人		
	(事務全般)		
理事長 ——	常務理事 ————————————————————————————————————		
	1人		
監事	2人		
	(令和5年3月31日現在)		

沿革

昭和63年6月 財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター設立

平成元年 10 月 嘉瀬川リバーサイドゴルフ場開場

平成25年4月 「財団法人」から「一般財団法人」へ移行

平成26年10月 ゴルフ場の管理運営業務を富士観光開発(株)に委託

令和2年3月 ゴルフ場の管理運営業務を(株)大洋建設に委託

(2) 決算推移

一般正味財産増減の部

出	壮	. =	L	П	ı

一放正味別座増級の部			<u> </u>
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3	4, 960	4, 510
基本財産運用益	2	0	0
受取利息	2	0	0
事業収益	_	4, 950	4,510
施設賃貸料収入	_	4, 950	4, 510
雑収益	1	10	0
受取利息及び配当金	1	10	0
経常費用	3, 320	3, 716	1,609
事業費	844	273	419
委託料	405	_	_
減価償却費	439	258	419
雑費	_	15	_
管理費	2, 476	3, 442	1, 190
役員報酬	36	36	15
委託料	550	550	275
会議費	6	-	-
災害支援金	-	2,000	-
保険料	49	58	67
諸謝金	326	312	312
租税公課	393	332	436
負担金	900	-	-
減価償却費	98	90	84
維費	4	14	2
支払利息	115	50	_
当期経常増減額	▲ 3, 316	1, 244	2,902
経常外収益	816	2	1
社	816	2	1
経常外費用	1, 467	_	0
固定資産除却損	1, 467	_	0
当期経常外増減額	▲ 651	2	1
指定正味財産からの振替額	8,000	_	-
一般正味財産期首残高	199, 144	203, 177	204, 422
一般正味財産期末残高	203, 177	204, 422	207, 325

指定正味財産増減の部 単位:千円 令和2年度 令和3年度 令和4年度 科目 一般正味財産への振替額 **▲**8,000 当期指定正味財産増減額 **▲**8,000 指定正味財産期首残高 2,000 2,000 10,000 指定正味財産期末残高 2,000 2,000 2,000

正味財産期末残高	205, 177	206, 422	209, 325

- ・令和2年度は、水害の影響でゴルフ場が閉鎖され、施設賃貸料収入がゼロとなっている。
- ・令和2年度に、指定正味財産8,000千円を取崩している。
- ・令和3年度に、災害復旧のための支援金としてゴルフ場運営委託業者へ 2,000 千円を拠出している。

貸借対照表	A = - 1 - 1	A = - 1 - 1	単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	3, 737	9, 268	12, 508
現金預金	3, 435	6, 918	8, 248
未収入金	_	2, 350	4, 260
未収法人税等	302	-	_
固定資産	218, 134	207, 786	207, 284
基本財産	2,000	2,000	2,000
定期預金	2,000	2,000	2,000
その他固定資産	216, 134	205, 786	205, 284
建物	4, 036	3, 758	3, 321
建物付属設備	0	0	0
構築物	953	883	817
機械	0	0	0
工具器具備品	0	0	0
コース勘定	175, 246	175, 246	175, 246
土地	25, 630	25, 630	25, 630
電話加入権	259	259	259
出資金	10	10	10
長期定期預金	10,000	_	ı
資産合計	221, 872	217, 054	219, 791
流動負債	1, 521	631	466
未払金	1, 450	550	275
預り金	1	0	0
未払法人税等	41	81	191
未払消費税等	30	_	_
固定負債	15, 174	10,000	10, 000
長期借入金	5, 174	_	_
預り保証金	10,000	10,000	10,000
負債合計	16, 695	10, 631	10, 466
指定正味財産	2,000	2,000	2,000
うち基本資産への充当額	2, 000	2, 000	2, 000
うち特定資産への充当額	-	-	-
一般正味財産	203, 177	204, 422	207, 325
うち基本資産への充当額	_	_	_
うち特定資産への充当額	- 005 155	- 000 400	- 000 005
正味財産合計	205, 177	206, 422	209, 325
負債及び正味財産合計	221, 872	217, 054	219, 791

- ・令和3年度で、借入金の返済が終了している(当初借入693,200千円)。
- (3) 県財政関与状況の推移 該当なし。
- (4) 県から出資団体への補助金 該当なし。
- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。
- (10) 監査の結果及び意見 監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。
- ① ゴルフ場敷地の本登記未了の土地について(監査結果)
 - 一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター(以下、「当法人」もしくは「法人」と言う。)が佐賀県土地開発公社を経由して購入したゴルフ場敷地について、農地転用許可を条件とした所有権移転仮登記がなされたまま、現在に至るまで本登記がなされていない土地が多数存在する。

当該土地 48,003 ㎡は、右岸の土地で、そのうちの 43,003 ㎡は公益目的支出計画に 従い令和 6年~7年頃に国への特定寄附実施を予定しているが、本登記未了の現状で は寄附を行うことができない。

(これまでの経緯)

i)昭和46年 嘉瀬川が1級河川に指定され、国の直轄管理地となる。

ii) 昭和63年 当法人が設立され、佐賀県土地開発公社を経由して地権者より ~平成元年 土地購入。

佐賀県土地開発公社が農地法第5条の許可の取得を条件とする 条件付所有権移転仮登記を実施。

佐賀県土地開発公社から当法人へ条件付所有権移転仮登記の移 転登記実施。

iii) 令和 5 年 本登記手続未了。

(本登記未実施の土地)

- i) 筆数 78 筆
- ii) 面積 48,003 m²
- ii) 所有権登記名義人 37名 (現在の存命者数等は不明) うち1筆は16名、2筆は40名の共有となっている。
- iv) 取得価額 112 百万円
 - (注)法人や県に保管されていた閲覧可能な過去の資料に基づき記載しているが、この中には本登記が完了している土地や、仮登記も実施されていない土地が一部含まれる可能性がある。

本登記がなされていない原因については、農地転用手続きの問題だったのか、地権者との間で何らかの障害が発生したのか、また、事務手続の不備なのか等、明らかではない。

少なくとも近年は、法人もこの問題を軽視していたわけではなく、過去に専門家に 意見を求めて報告書の提出を受けている。また、令和4年度当初の事業計画では本登 記のために1,700千円の資金積立を決定していた。

しかしながら、借入返済により資金繰りに余力がなく、本登記のために必要な資金 手当ができず、また、昨今の度重なる水害の影響などによる業務量増加もあり、現在 まで解決に至っていない。その結果、時間の経過とともに相続等により関係者が数百 人規模に増加していることが想定され、多額の費用が必要となるなど、より困難な事 態となっている。

令和3年度に借入金は完済しており、今後は災害支援金の発生が生じなければ資金的な余力が発生する見込みであることから、法人は、速やかに本登記の手続きを進める必要がある。

② 法人事業の継続可否について(監査意見)

嘉瀬川リバーサイドゴルフ場は、令和元年度から令和5年度(8月末現在)において、3度の大雨災害、ゴルフ場復旧費負担が生じている。復旧費は、令和元年8月被災時2,600千円(クローズ日数600日、国土交通省による橋工事等により長期化)、令

和3年8月被災時6,891千円(同45日)、令和5年6月被災時8,393千円(同32日)、計17,884千円に及んでいる。

ゴルフ場施設を保有する当法人は、ゴルフ場の管理運営を別法人に委託しており、受託法人(下表のA社及びB社)は、ゴルファーから利用料を収受する一方で、当法人に対してゴルフ場施設賃借料を支払っている。また、被災時の復旧費も受託者が負担する契約となっている。なお、施設賃借料は、従来は年間11,000千円であったが、令和元年8月豪雨災害以降は、年間7,700千円に引下げられている。当該被災時に、右岸(4ホール)と左岸(5ホール)の間に架かる橋に流木等が引っ掛かり、水があふれてゴルフ場の大部分が冠水したために、河川管理者である国土交通省の方針に基づき、従来よりも低い橋が架けられた。当該「橋の構造変化」に伴い、橋が冠水し右岸・左岸間の移動が出来ずにクローズとなる日数が増加したために、賃借料の減免がなされている。なお、下表では7,700千円よりも更に低い金額に設定されているが、これは、受託者変更時の初期投資費用(クラブハウス改装費、ゴルフカート導入費等)を考慮しているためである。

近年では線状降水帯が多発しており、日本、世界の各地で大雨被害が発生している。 更に、今年に入ってからは、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来など と言われており、大気中の温度差発生による大雨リスクの増大が懸念される状況となっている。今後の大雨リスク、復旧費負担リスクを考慮すると、将来に渡っての通算 合算損益(当法人損益と受託者損益を合算した損益)が大幅にマイナスになることも 考えられ、河川敷ゴルフ場運営、水辺環境整備事業の継続が困難になり、結果的に、 事業廃止との経営判断を迫られる事態も生じ得るものと思われる。

この様な状況に対して、法人と受託者は協調の上、年間利用者の増加、災害時のゴルフ場閉鎖期間の短縮、復旧費の圧縮等を図り、一定頻度の災害発生があっても安定的な経営ができる体制を目指し、また、今後はゴルフ場損益予測を作成する方針とのことであった。

本監査では、下表において、3年又は2年に1回の復旧費負担が発生するものと仮定した合算損益を試算した。合算損益で検討する趣旨は、受託者損益のマイナスが継続すれば受託者が撤退する恐れもあり、必然的に賃借料引下げの協議がなされるものと推測されるためである。なお、下表の通り、受託者の損益実績は、令和3年度▲8,854千円、令和4年度▲3,442千円、当法人の損益実績は、令和3年度1,244千円、令和4年度2,902千円、合算損益実績は令和3年度▲7,610千円、令和4年度▲541千円となっている。今後の合算損益見込は、年間平均クローズ日数を40日(実績は令和4年度23日、令和5年度4月~8月の4ヶ月間で49日)と想定した場合には、利用者数が平成25年度~平成29年度の平均値である54人/日程度(令和4年度実績は46人/日)にまで回復したうえで、復旧費が3年に1回の負担で済めば、今後の通算損益はプラスを確保できるものと試算された。

法人と受託者は協議のうえ、利用者数増加等の施策を早急に検討したうえで、損益 改善計画を策定・実行し、事業継続可能な経営体制を確保する必要がある。

一方で、利用者数増加計画の未達成、想定頻度を上回る復旧費負担、橋冠水頻度増加によるクローズ日数の増加等が発生し、合算累積損失の拡大が見込まれることとなった場合には、当法人・受託者ゴルフ部門の何れも資金不足になることが見込まれ、事業廃止の検討が必要になると考える。なお、国から無償で借りている河川敷ゴルフ場敷地については原状回復義務があるが、原状回復コスト(クラブハウスその他の諸施設の撤去費用等)を負担する資金は現状の法人にはないため、もし事業廃止の方針となった場合には、法人出資者である佐賀県及び佐賀市は追加資金拠出が必要となる可能性があり、留意が必要である。

年間オープン日数・クローズ日数、利用者数

※クローズ日数:大雨被災、台風等によるクローズの他、定休日を含む。

				1-17-1		0		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
管:	理運営業務委託先		A社					
橋	の構造変化			7	構造変化前	Ī		
豪	雨被災日							R1.8.27
豪	雨被災後の再開日							R3. 4. 19
豪	雨によるクローズ日数							600
年	間日数	365	365	366	365	365	365	366
	クローズ日数※	40	16	5	21	12		
	オープ゜ン日数	325	349	361	344	353	-	-
	オープ゚ン率	89%	96%	99%	94%	97%		
年間利用者数(人)		16, 973	19, 266	19, 951	17, 764	20, 250	18, 962	7,804
年間利用者数÷オープン日数		52	55	55	52	57	-	1
			5年	間平均 5	4人			

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 4月~8月
管理運営業務委託先		В;	社	
橋の構造変化		構造変	变化後	
豪雨被災日		R3. 8. 12		R5. 6. 30
豪雨被災後の再開日		R3. 9. 26		R5. 8. 1
豪雨によるクローズ日数		45		32
年間日数	365	365	365	153
クロース、日数※	365	77	23	49
オープン日数	0	288	342	104
オープン率	-	79%	94%	68%
年間利用者数(人)	0	13,040	15, 776	4, 995
年間利用者数÷オープン日数	-	45	46	48
		3年間	引平均 46	人

嘉瀬川水辺環境センター 損益推移 単位:千円

力 口	検川小型保持しマプ 1人	1年1岁		ナル・111
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 監査人試算
経	常収益	4, 960	4, 510	4,510
	施設賃貸料収入(B社)	4, 950	4, 510	4,510
	その他	10	0	0
経台	常費用	1,635	1,418	1,418
	事業費	273	419	419
	管理費	1, 361	1,000	1,000
経省	常損益(災害支援費計上前)	3, 325	3, 092	3,092
	災害支援費(B社)	▲ 2,000	-	▲ 2,000
	法人税等	▲81	▲ 191	▲ 237
経台	常損益	1, 244	2,902	855

3年每被災 2年每被災

クロース*40 日、利用者 54人/日	クローズ40 日、利用者 54人/日
4, 510	4,510
4,510	4,510
0	0
1,418	1,418
419	419
1,000	1,000
3, 092	3,092
▲ 667	▲ 1,000
▲ 526	▲ 454
1,899	1,638

単位: 千円

<u>3年每被災</u>	2年毎被災
クロース*40 日、利用者 54人/日	クロース*40 日、利用者 54人/日
50, 302	50, 302
17, 550	17, 550
325	325
40	40
54	54
2,866	2,866
49, 195	49, 195
594	594
24, 151	24, 151
24, 450	24, 450
4, 065	4, 065
4, 510	4, 510
4, 152	4, 152
1, 224	1, 224
3, 478	3, 478
7,021	7, 021
1, 107	1, 107
▲ 2, 798	▲ 4, 197
667	1,000
▲ 1,024	▲ 2,090

B社ゴルフ連営部門 損益推移 単位				
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 監査人試算	
売上高	39, 113	45, 217	41,961	
年間利用者数(人)	13, 040	15, 776	14,640	
オープン日数	288	342	305	
クローズ日数	77	23	60	
利用者数÷オープン日数	45	46	48	
売上高÷年間利用者数(円)	2, 999	2,866	2,866	
売上原価及び販管費	43,076	48,660	48, 317	
仕入高	156	534	495	
労務費	21,844	24, 151	24, 151	
経費(被災復旧費以外)	21,076	23, 975	23,671	
減価償却費	2,802	4,065	4,065	
賃借料(ゴルフ場)	4, 950	4, 510	4,510	
賃借料(その他)	3, 182	4, 152	4, 152	
水光熱費	830	1, 100	1,021	
燃料費	2,015	3, 127	2,901	
その他	7, 297	7,021	7,021	
経常損益(復旧費計上前)	▲ 3,963	▲ 3, 442	▲ 6, 356	
経費(被災復旧費)	▲ 6,891	-	▲ 8, 394	
災害支援金収入	2,000	_	2,000	
経常損益	▲ 8,854	▲ 3,442	▲ 12, 749	

合算損益推移

畄	14	T.	ш	
-	477	$\overline{}$	ш	

合算損益推移			単位:十円
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 監査人試算
経常損益(減価償却費計上前)	▲ 4,808	3, 524	▲ 7,830
嘉瀬川水辺環境センター	1, 244	2, 902	855
B社ゴルフ運営部門	▲ 6, 052	622	▲ 8, 685
経常損益(復旧費計上前)	▲ 719	▲ 541	▲ 3,500
嘉瀬川水辺環境センター	3, 244	2, 902	2, 855
B社ゴルフ運営部門	▲ 3, 963	▲ 3, 442	▲ 6, 356
経常損益	▲ 7,610	▲ 541	▲ 11,894
嘉瀬川水辺環境センター	1, 244	2, 902	855
B社ゴルフ運営部門	▲ 8,854	▲ 3, 442	▲ 12, 749
a			(c) IB)/ /

3年每被災	2年毎被災	
クロース*40 日、利用者 54人/日	クローズ40 日、利用者 54人/日	
4, 940	3, 613	1
1,899	1,638	
3, 040	1, 975	
3, 673	3, 745	2
2, 566	2, 638	
1, 107	1, 107	
875	▲ 452	3
1, 899	1, 638	
▲ 1,024	▲ 2,090	

- ①クラブハウス等の減価償却終了後(初期投資回収後)の損益(法人税等増加は非考慮)
- ②復旧費用が発生しない場合の損益(法人税等増加は非考慮)
- ③3年又は2年に1回の復旧費用負担が発生する場合の損益

③ 土地登記費用に関する引当金の計上について(監査意見)

監査結果①に記載の通り、法人が土地の本登記を進めるにあたっては多額の費用が必要となる。これに関しては、将来生じる特定の費用で、当該費用が当期以前の事象に起因して発生するものであり、発生の可能性が高く、その金額は通常合理的に見積ることができると考えられるので、会計上、引当金の計上を検討する必要がある。

合理的な金額見積りが難しい等、引当金計上が妥当でない場合でも、少なくとも、 財務諸表に当該状況が存在する旨の注記を行うことが必要である。

④ 委託業者からの納付金額について(監査意見)

意見②で述べたとおり、施設賃借料は、契約上は年間 11,000 千円であるが、当該金額は明確な積算等に基づくものではない。

また、令和元年8月豪雨災害以降は、協議により年間7,700千円に減免されている。 現状は、法人と委託業者との協議で減免する額を決定しているが、今後は、協議であったとしても、クローズ期間や、想定される入場者数等実態に即した金額を算定し、 合理的な根拠をもって取り決めることが望ましい。さらに、ゴルフ場運営の継続性を 重視する場合、委託業者にとっては、契約通りの11,000千円の賃料では事業の黒字 化は難しい可能性もあると考えられるため、根本的に契約金額の変更も行うことも検 計する必要があると考える。

合理的で明確な賃料を設定することで、受託業者の経営努力を促すことにもつながるのではないかと考える。

⑤ 災害支援金の積立について(監査意見)

嘉瀬川リバーサイドゴルフ場管理運営業務仕様書には、以下の記載がある。

自然災害による復旧

大雨・台風・地震等の自然災害によって生じた被害から営業を再開するため に要する一切の費用は、受託者の費用負担で実施していただきます。

ただし、増水等による自然災害一件あたりで災害復旧に要する費用が、100万円を超えた場合は、当財団は、受託者の申請(財団が指示する内容記載)により、費用の1/2の額を支援します。

なお、支援する額は、年度内で累計 100 万円までを上限とします。前年度に 災害復旧に要する支援費の申請がなかった場合は、災害発生当該年度内で累計 200 万円までを上限とします。

当該規定により、法人は令和3年度の水害発生の際に2,000,000円の災害支援金を 委託業者へ支出している。

この災害支援金について、将来の支払に備えて積立を行うなど、資金準備を行うことが望ましい。

⑥ 公益目的支出計画の見直しについて(監査意見)

当法人は昭和63年に民法上の財団法人として設立され、平成26年の公益法人制度 改革に際して一般財団法人に移行している。このように一般財団法人に移行した法人 は、申請年度の直近の貸借対照表に基づき公益目的財産額を算出し、「公益目的事業」、 「特定寄附」、「継続事業」に支出することで当該公益目的財産残額をゼロとする「公 益目的支出計画」を作成する必要がある。

当法人は、当初 540,154,010 円の公益目的財産額があると認定されている。また、「公益目的事業」としてゴルフ教室開催等スポーツ・レクリエーション事業への支出等、「特定寄附」として土地等の寄附、「継続事業」として環境整備(草刈り等)の認定を受け、令和 26 年 3 月末に支出が完了する計画となっている。

(なお、公益目的財産額及び支出計画の算出誤りについて、監査意見⑦に記載している。)

(支出計画)

- ・公益目的事業(ゴルフ教室等のスポーツ・レクリエーション事業への支出)
- ・特定寄附(土地の国への寄附等)
- · 継続事業 (環境整備)

この点、先の意見に記載した通り、法人には、登記の問題があり、特定寄附のためには、多額の本登記費用が発生する可能性が高く、この費用を公益目的支出計画に見込む必要があるのではないか。

公益目的支出計画は法人の自主的な判断によるものであるが、法人は、このような観点から、「公益目的支出計画」の見直しを検討することは有意義であると考える。

⑦ 公益目的財産額及び公益目的支出計画の誤りについて(監査意見)

当法人の公益目的支出計画における公益目的財産額のうち、土地について、以下の通り算出されている。

項目	金額	面 積
土 地	右岸土地 316,502,080円	43, 003 m²
	右岸土地 36,800,000円	5,000 m²
	左岸土地 33,066,880円	3, 080 m²
	(合 計 386,368,960円)	

^(※) 公益目的財産は、算定時の時価で評価される。右岸と左岸では評価単価が異なっている。

このうち、左岸土地 3,080 ㎡は、国所有の土地であり、国土交通省からの占有許可を得て法人が使用しているが、法人所有のものではなく、公益目的財産に算入するべきではない。

また、当左岸土地も含めて、公益目的支出計画において国への特定寄附 386, 368, 960 円を行う計画とされているが、もともと左岸土地は国所有の土地であり、公益目的支 出計画に算入するべきではない。

以上より、公益目的財産額及び公益目的支出計画の修正を以下の通り行う必要がある。

【公益目的財産額】

(単位:円)

項目	現状の公益目的財産額	修正後公益目的財産額	
土地時価評価額	386, 368, 960	353, 302, 080	
土地の帳簿価額(△)	△25, 630, 008	△25, 630, 008	(**)
貸借対照表の純資産額	179, 415, 058	179, 415, 058	
合 計	540, 154, 010	507, 087, 130	

^(※) 純資産額に土地の帳簿価格が含まれているため控除している。

【公益目的支出計画のうち、特定寄附】

(単位:円)

項目	現状の公益目的支出計画	修正後公益目的支出計画	
特定寄附 (土地)	386, 368, 960	353, 302, 080	
特定寄附 (コース勘定)	34, 854, 923	34, 854, 923	(※)
合 計	421, 223, 883	388, 157, 003	

^(※) 寄附を行う土地の上のコース勘定 (ゴルフ場整備のための費用) である。

⑧ 決算報告書の土地の価額及び面積について(監査意見)

当法人の貸借対照表における「土地」勘定の金額は 25,630,008 円で、財産目録上「5,000 ㎡」との記載がある。これは、平成元年度に取得した 48,003 ㎡の土地の一部である。当時の土地購入費は 112,100,008 円であり、5,000 ㎡分の 11,676,354 円について面積按分にて「土地」に計上し、平成 4 年度に何らかの理由で増額されて現在の金額となっている。また、先行して国への寄附が予定されている 43,003 ㎡相当分の100,423,654 円については「繰延資産」に計上し、償却を行っており、現在償却済みである。

本来、土地は償却する性質のものではなく、また、寄附予定であったとしても、それまでは法人所有の財産であるので、当時の処理が適正なものであったのかについて 疑問が残る。

土地の貸借対照表計上額や財産目録の記載内容を精査し、必要であれば訂正や注記などでの追加的な情報提供等を行う必要があると考える。

3. 公益財団法人佐賀県スポーツ協会

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

設立年月日	昭和47年4月(公益法人認定移行前の当初設立)
	平成25年3月19日(公益法人認定日)
設立目的	佐賀県におけるスポーツ諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、
	スポーツの健全な普及発展を期し、本県スポーツの競技力向上と健康で
	生きがいのある県民生活に資することを目的とする
設立根拠法	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
·準拠法等	・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立団体	公益財団法人佐賀県スポーツ協会
出資状況	佐賀県 116,322 千円 36.7%
	民間 202,323 千円 63.3%
	計 318,645 千円 100%
所在地	佐賀市日の出2丁目1-11
事業内容	・競技力向上に関する事業
事業内容	・競技力向上に関する事業 ・国民体育大会派遣・開催協力事業
事業内容	
事業内容	・国民体育大会派遣・開催協力事業
事業内容	・国民体育大会派遣・開催協力事業・スポーツ普及・振興事業
	・国民体育大会派遣・開催協力事業 ・スポーツ普及・振興事業 ・表彰・広報事業
県所轄部課	・国民体育大会派遣・開催協力事業・スポーツ普及・振興事業・表彰・広報事業SAGA2024・SSP推進局スポーツ課
県所轄部課 役員数	 ・国民体育大会派遣・開催協力事業 ・スポーツ普及・振興事業 ・表彰・広報事業 SAGA2024・SSP推進局スポーツ課 理事28名(会長1名(代表理事:佐賀県知事)、副会長4名(内1名は
県所轄部課 役員数	 ・国民体育大会派遣・開催協力事業 ・スポーツ普及・振興事業 ・表彰・広報事業 SAGA2024・SSP推進局スポーツ課 理事28名(会長1名(代表理事:佐賀県知事)、副会長4名(内1名は代表理事)、常務理事1名(業務執行理事)、その他理事22名)
県所轄部課 役員数 (うち常勤)	 ・国民体育大会派遣・開催協力事業 ・スポーツ普及・振興事業 ・表彰・広報事業 SAGA2024・SSP推進局スポーツ課 理事28名(会長1名(代表理事:佐賀県知事)、副会長4名(内1名は代表理事)、常務理事1名(業務執行理事)、その他理事22名) 監事3名、評議員71人 (うち常勤は常務理事1名)



沿革

大正6年 佐賀体育協会として発足 昭和6年 佐賀県体育協会と改称

昭和26年2月 財団法人日本体育協会の佐賀県支部を兼ねて、県体育協会規約を制

定

昭和35年3月 財団法人日本体育協会の佐賀県支部から日本体育協会の加盟団体と

なる。佐賀県スポーツ少年団が発足

昭和47年4月 財団法人佐賀県体育協会として発足

昭和51年 第31回国民体育大会「若楠国体」夏季・秋季大会が開催

平成25年4月1日 公益財団法人佐賀県体育協会に移行する

平成26年4月1日 国体・障害者スポーツ大会佐賀県開催の提案書を日体協、文部 科学省に提出する

平成26年6月4日 日本体育協会理事会において「平成35年第78回国民体育大会」の佐賀県開催が内々定

平成30年7月18日 (公財)日本スポーツ協会理事会で2023年第78回国民スポーツ大会の佐賀県開催が内定。国民体育大会(国体)

の名称を国民スポーツ大会(国スポ)に変更して開催する

最初の大会となる。

平成31年4月1日 公益財団法人佐賀県スポーツ協会に変更する

令和2年10月 (公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、2020年実施

予定であった鹿児島国体を2023年に延期することが決定。こ

れにより佐賀県は2024年開催に決定。

(2) 決算推移

			_	
一般正	吐卧产	再得し	立て	

一般正味財産増減の部			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	154, 948	270, 214	665, 706
基本財産運用益	4, 344	3, 405	2, 953
特定資産運用益	2,624	2, 596	2, 558
事業収益	790	3, 568	12,744
受取補助金等	128, 820	243, 321	626, 745
受取負担金	5, 952	5, 991	6,015
受取寄付金	9,630	9, 396	12, 127
州 維収益	2, 788	1, 935	2, 565
経常費用	147, 341	266, 821	660, 871
事業費	119, 952	255, 027	646, 695
スポーツ振興・競技力向上事業	115, 185	249, 749	641, 794
	4, 768	5, 277	4, 902
管理費	27, 389	11, 795	14, 176
当期経常増減額	7,606	3, 393	4, 835
経常外収益	_	-	_
前期損益修正益	_	_	_
経常外費用	-	-	2, 901
補助金返還金	_	_	2, 901
当期経常外増減額	_	_	▲ 2,901
法人税、住民税及び事業税	81	81	81
一般正味財産期首残高	72, 566	80, 091	83, 402
一般正味財産期末残高	80, 091	83, 402	85, 255

指定正味財産増減の部	単位: 千円
10 KF 11 PA W 1 PE PO 198 V 7 10	

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本財産運用益	-	1	-
特定資産運用益	3	11	9
受取補助金等	4, 501	79, 685	1,006,065
受取寄付金	18, 838	22,874	24, 602
固定資産受贈益	-	117	-
一般正味財産への振替額	37, 672	108, 612	303, 959
当期指定正味財産増減額	▲ 14, 330	▲ 5, 925	726, 717
指定正味財産期首残高	1, 058, 431	1, 044, 101	1, 038, 176
指定正味財産期末残高	1, 044, 101	1, 038, 176	1, 764, 893

正味財産期末残高 1, 124, 192 1, 121, 578 1, 850, 148

単位:千円 <u>貸借対照表</u> 科目 令和2年度 令和3年度 令和4年度 流動資産 67, 291 169, 944 94,094 現金預金 132,034 80,638 66,576 未収金 37, 773 13, 356 615 100 100 100 前払金 立替金 36 固定資産 1,074,369 1,068,405 1, 795, 116 基本財産 111, 383 107, 251 103, 119 建物 109, 383 105, 251 101, 119 定期預金 2,000 2,000 2,000 特定資産 962, 725 960, 917 1,691,768 建物 46, 374 45, 354 建物附属設備 26,501 46,974 48,899 退職給付引当資産 1,702 2, 137 2,547 什器備品 13, 727 3, 135 11,425 ソフトウェア 202 157 112 年度間調整積立資産 19,004 19,004 19,004 スポーツ振興基金資産 316,645 316, 645 316, 645 施設設備修繕引当資産 2,216 2, 216 2, 217 SSP基金資産 592,669 513, 432 1, 244, 070 民間補助金積立資産 649 250 1,495 その他の固定資産 261 237 資産合計 1, 141, 661 1, 238, 349 1,889,210 流動負債 15, 767 114,634 36, 985 未払金 15, 196 112,922 32, 769 未払法人税等 81 81 81 預り金 490 1,630 4, 135 2, 137 2,077 固定負債 1,702 1, 702 退職給付引当金 2,077 2, 137 39,062 負債合計 17, 469 116, 771 指定正味財産 1,044,101 1,038,176 1,764,893 うち基本資産への充当額 108, 389 104, 370 100, 351 うち特定資産への充当額 933, 806 1, 664, 542 935, 712 国庫補助金 243 183 124 |佐賀県出捐金 116, 322 116, 322 116, 322 民間出捐金 202, 323 202, 323 202, 323 佐賀県補助金 675, 524 657,606 1, 373, 079 民間補助金 30, 311 28,770 27, 599 民間寄贈 238 179 150 19, 226 32, 734 45, 268 寄付金 一般正味財産 80,091 83, 402 85, 255 うち基本資産への充当額 2, 994 2,881 2, 768 うち特定資産への充当額 25, 311 24, 974 24, 679 正味財産合計 1, 124, 192 1, 121, 578 1,850,148 1, 141, 661 1, 238, 349 1,889,210 負債及び正味財産合計

令和4年度 一般正味財產增減內訳表 単位:千円 公益 収益 合計 スポーツ振興・ 収益事業等 法人会計 法人全体 競技力向上事業 科目 経常収益 640, 551 5, 146 20,009 665, 706 基本財産運用益 2,953 2,953 特定資産運用益 2,558 2,558 事業収益 12, 378 366 12,744 1,694 受取補助金等 614, 159 10,892 626, 745 受取負担金 6,015 6,015 受取寄付金 304 12, 127 11,823 雑収益 133 240 2, 565 2, 191 経常費用 14, 176 641, 794 4,902 660,871 事業費 641, 794 4,902 646,695 管理費 14, 176 14, 176 当期経常増減額 **▲** 1, 243 244 5,833 4,835 経常外収益 前期損益修正益 経常外費用 2,901 2,901 前期損益修正損 2,901 2,901 当期経常外増減額 **▲**2,901 **▲**2,901 他会計振替額 68 **▲**68 法人税、住民税及び事業税 81 81 一般正味財産期首残高 **▲**11,760 5, 135 90,027 83, 402

令和4年度 指定正味財産増減内訳表

一般正味財産期末残高

 				
科目	公益	収益	法人会計	法人全体
特定資産運用益	9	_	_	9
受取補助金等	1, 005, 474	482	109	1,006,065
受取寄付金	24, 356	-	246	24, 602
一般正味財産への振替額	300, 924	1,694	1, 341	303, 959
当期指定正味財産増減額	728, 916	▲ 1,212	▲987	726, 717
指定正味財産期首残高	672, 109	36, 475	329, 592	1, 038, 176
指定正味財産期末残高	1, 401, 025	35, 263	328, 605	1, 764, 893
正味財産期末残高	1 385 190	40 493	424 466	1 850 148

5, 230

95,861

▲ 15, 836

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

85, 255

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	79, 481	128, 904	1, 294, 377
委託料	_	_	_
その他(負担金等)	_	87, 440	40, 256
計	79, 481	216, 344	1, 334, 633

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
スポーツ課	(公財)佐賀県スポー	本県スポーツの振興を図るため、(公財)佐	79, 794
	ツ協会運営事業費	賀県スポーツ協会に対し、その円滑な運営	
		必要な事業費に係る補助	
スポーツ課	第 77 回国民体育大会派	国民体育大会への佐賀県選手団の派遣に要	97, 340
	遣事業費	する経費に係る補助	
スポーツ課	国民体育大会第 42 回九	国民体育大会(九州ブロック)への佐賀県	30, 197
	州ブロック大会派遣事	代表選手団派遣に係る補助	
	業費		
スポーツ課	スポーツ会館施設整備	(公財) 佐賀県スポーツ協会が県スポーツ	1,628
	費	会館の施設設備を行う場合に必要な経費に	
		係る補助	
SAGA スポ゜ーツヒ゜	SSP 基金造成費補助	SSP 構想を実現するため設置する基金の造	1, 000, 000
ラミット゛推進ク゛		成に要する経費に対する補助	
ルーフ。		【SSP 基金事業】	
		①選手・指導者の人材育成に関する事業	
		②選手・指導者の定着支援に関する事業	
		③県内練習環境の整備・充実に関する事業	
		④SSP 構想の理解促進に関する事業	
		⑤協会体制強化事業	
		⑥その他必要な事業	
		※このうち①②の事業を実施する経費に対	
		して県が補助を実施	
SAGA スポーツピ	SSP 競技伴走育成交	SSP 基本構想に基づき、競技力向上の長期	65, 101
ラミッド推進グ	付金事業(SSPトップ アスリート育成好循環	継続的な実施及び指導者も育つ仕組みの構	
ルーフ゜	創出事業(推進交付	築のため、以下に係る経費に対する補助を	
	金)) 	実施。	
	[的及師约 4 未]	① 一流指導者から長期的に指導を受ける	
		ことに要する経費	
		② 専門家からサポートを受けることに要する経費及びトップレベルの大会の視	
		察等を行い、志を高めることに要する	
		経費	
		生徒の宿舎としてアパート等を借り上げる	
		場合の経費及び宿舎の生活支援を行う者に	

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
		支払う経費	
SAGA スポ゜ーツヒ゜	SSPアスリート寮新	SSP 構想のもと、アスリート寮において、	492
ラミット゛推進グ	型コロナウイルス感染	寮生が安心して生活し、競技に取り組むこ	
ルーフ゜	症対策環境整備事業	とができる寮環境を整えるため、新型コロ	
	(SSP アスリート寮整	ナウイルス感染症の感染対策に資する備品	
	備支援事業(令和3年	等の整備に要する経費を補助	
	度国補正))		
スポーツ課	(公財)佐賀県スポー	・外部指導者招聘事業に係る補助	19, 825
	ツ協会佐賀国スポ選手	・スポーツコーチ育成に係る補助	
	等強化事業費	・スポーツ医・科学専門家育成に係る補助	
		計	1, 294, 377

(5) 県から出資団体への委託料 該当なし。

(6) 県から出資団体への負担金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
SAGA スポ゜ーツヒ゜	SSPアスリート寮運	SSP 構想に基づき、優秀な中高生アスリー	39, 763
ラミット゛推進ク゛	営支援事業	トの県外流出を防止するとともに、県内流	
ルーフ゜		入を促進するため、県と連携してアスリー	
		ト寮を運営する民間企業等への寮の整備及	
		び運営にかかる経費を負担	
SAGA スポ゜ーツヒ゜	佐賀県アスリート寮食	原油価格・物価高騰等を背景に、アスリー	300
ラミット゛推進ク゛	材費等支援事業(学校	ト寮で提供するアスリートメニューの質・	
ルーフ゜	給食費等支援事業(令	量を維持するため、アスリート寮の運営主	
	和4年度緊急対策))	体に対し、高騰した食材費を負担	
SAGA スポ゜ーツヒ゜	佐賀県アスリート寮電	原油価格・物価高騰等を背景に、アスリー	193
ラミット゛推進ク゛	気代支援事業 (SSP ア	ト寮を安定的に運営するため、アスリート	
ルーフ゜	スリート寮物価高騰対	寮の運営主体に対し、高騰した電気料金を	
	策支援事業 (R4年度緊	負担	
	急対策))		
		計	40, 256

- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。

(10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① SSP基金造成費補助金の事業の成果について (監査意見)

県は、法人に対し、SSP基金造成費補助金として令和元年度に6億円を、令和4年度に10億円を交付している。当該基金の対象経費については、県の補助金交付要綱において以下の通り記載されている。

対象経費	補助率
補助事業者がSSP構想を実現するため設置する基	10 分の 10
金の造成に要する経費	

これを受け、法人では「公益財団法人佐賀県スポーツ協会SSP基金設置規程」及び「公益財団法人佐賀県スポーツ協会SSP基金管理委員会等規程」を設けて、これらに基づき基金を積み立てるとともに、取崩しを実施して使用している。基金の使途は、規程により以下の通り定められており、法人で基金管理委員会を開催し、具体的な支出の決定をしている。なお、県補助金の対象経費は、下記の(1)及び(2)に限定されており、(3)~(6)については、民間からのSSP基金寄附金が充当されている。

- (1) 選手・指導者の人材育成に関する事業
- (2) 選手・指導者の定着支援に関する事業
- (3) 県内練習環境の整備・充実に関する事業
- (4) SSP構想の理解促進に関する事業
- (5) 本協会体制強化事業
- (6) その他基金の設置目的を達成するために必要な事業

令和4年度は、県補助金を財源として、選手・指導者の定着支援補助や、法人でのスポーツメンター(SAGA2024(2024年に佐賀で開催予定の国民スポーツ大会)で入

賞を狙える選手)の雇用、その活動経費等の助成を中心に 279 百万円の支出を行って おり、民間の基金寄附金を財源として、11 百万円の支出を行っている。なお、令和 4 年度末の基金残高は 12 億円(民間の基金寄附金を含む)である。

また、国民スポーツ大会に向けて、スポーツメンターとしての雇用者は、一定数まで増加する見込みとなっている。

県のSSP (SAGAスポーツピラミッド) 構想では、以下の通り、短期目標、中期目標、長期目標が設定されている。

短期目標	① パリオリピック・パラリンピックに佐賀ゆかりのアスリート 15 人
	出場
	② SAGA2024 で佐賀に競技力が根付く戦い方で天皇杯獲得
中期目標	① 毎年度、全国制覇する中高生選手・チームが40人(チーム)以上
	② 2028年ロサンゼルスオリ・パラに20人出場
	③ SSP構想協賛企業・団体が常時 100 人以上
	④ 子供たちのスポーツ体験・出会いの場が確保
長期目標	① 世界に挑戦する新たなスポーツシーンの実現

また、県のSSP構想に基づき当法人が設置するSSP基金は、選手・指導者の人材育成、選手・指導者の佐賀定着・就職支援、練習環境の整備・充実に関する事業を推進することを目的とするものであるが、その成果・指標は基金事業単独としては設定されていない。

基金の推進事業のうち選手・指導者の佐賀定着支援に関しては、従来の国体開催県における短期的な選手人材確保だけでなく、これらの人材が SAGA2024 後も佐賀県にとどまることで佐賀県のスポーツ文化の裾野を拡大し、未来のトップアスリートの育成を行う好循環を確立するという、長期的視野に立ったこれまでにない取り組みである。SSPの全体構想の下、多額の補助金を受けて実施している法人の当基金事業については、例えば、SAGA2024 終了後のスポーツメンターの佐賀県への定着率といった事業の成果目標を具体的に設定し、目標達成のための具体的で主体的な取り組みを行い、県への報告を行うことが望ましい。また、これは、SAGA2024 終了後の長期的な評価である必要があると考える。

② 加盟団体の管理・処分等について(監査意見)

法人の「加盟団体規程」では、下記の通り、加盟団体の使命及び処分を定めている。

(加盟団体の使命)

第4条 加盟団体は、法令及び本協会諸規定を順守するとともに、スポーツ団

体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚 した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に取り組まなけれ ばならない。

- (1) スポーツ社会の実現を目指して、スポーツの普及・推進及び競技力向上 に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利・利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保 に配慮し、スポーツの健全な普及・発展に努めること。
- (3) 適正な組織運営・経営を行い、情報公開など透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。
- (4) スポーツの推進に当り、組織運営、登録競技者及びスポーツ指導者等に 関して必要となる諸規定、基準、規則等の整備を図ること。
- (5) スポーツに関する紛争については、迅速かつ適正な解決に努めること。

(処分)

第10条 定款第8条第2項に該当するとき、本規程第4条に定める義務を怠る 等、組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不適切 と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

なお、加盟団体が資格停止処分、退会となれば、所属選手は国民体育大会等に参加できないこととなり、所属選手にも大きな影響が及ぶこととなる。

過去のスポーツ協会によるプレス資料によれば、加盟団体では、以下の事案が発生している。

- ・平成30年 佐賀県ヨット連盟
- 国民体育大会派遣事業費補助金の不正受給、県ヨットハーバー指定管理業務 委託費の不適正な経理、佐賀国スポ選手育成事業費補助金の不明瞭な経理が 発覚し、加盟団体規程に基づく勧告処分がなされた。
- ・令和元年 特別監査実施 ヨット連盟不正を受け、スポーツ協会は県と合同で全 41 競技団体に対して特 別監査を実施した。
- ・令和元年 佐賀県ボート協会 国民体育大会派遣事業費補助金の不正受給が判明し、勧告処分がなされた。
- · 令和 4 年 佐賀県馬術連盟

杜撰な経理処理、ガバナンス欠如、コンプライアンス違反やセクハラ等の不作 為が判明し、勧告処分がなされた。

・令和5年 佐賀県馬術連盟 再度の勧告処分がなされた。理由は、再度のセクハラ事案発生等であった。

スポーツ協会では、ヨット連盟の事案を受けて団体支援課を新設した。また、令和3年度には、当該課の職員を増員した。加盟団体への伴走型支援を可能とし、指導・管理体制の強化を目的としたものである。

また、佐賀県ヨット連盟は、組織の透明性を高めるべく NPO 法人に移行し、現在まで活動がなされている。佐賀県馬術連盟については、事案関係者及び責任者の辞任、改善計画書の作成・報告、セクハラ防止等コンプライアンス順守のための研修実施などを条件に、今回までは勧告処分とし、今後の改善がみられず、加盟団体として著しく適正を欠くと次回判断した場合は、資格停止処分を含めて処分を検討することとした。

令和6年度に佐賀県での国民スポーツ大会開催を控えるなか、県が掲げる SSP 構想のもとに、県内関係者が一丸となって国民スポーツ大会に向けて尽力している状況である。その様な中での馬術連盟の事案発生は残念であるが、今後は、スポーツ協会として、特に加盟団体に所属する選手が犠牲になる事態が生じない様に、各団体との良好なコミュニケーション関係を確立し、支援・指導・管理を強化する必要があると考える。国民スポーツ大会が成功に終わることを期待する。

③ 加盟団体規程に基づく報告資料について(監査意見)

監査意見③に記載の通り、加盟団体規程では、加盟団体に対して、情報開示など透明性の確保、ガバナンスの強化・充実を求めており、同規程「第7条報告」では、加盟団体は、毎年5月末日までにスポーツ協会に対して、当年度の事業計画書、収支予算書、前年度の事業報告、収支決算書等の報告をしなければならないと定めている。

本監査で往査した 10 月下旬時点で、上記報告資料の提出状況を確認したところ、 未提出が4団体あった。前述の通り、これまで加盟団体における諸問題が幾度か発生 しており、同規程に定める加盟団体の義務遂行状況、組織の管理運営状況をスポーツ 協会として検証するためには、上記報告資料の入手は必須である。従って、期限まで の報告資料提出を徹底させる必要があると考える。

なお、前述のヨット連盟に関しては、事案発生前の平成27年度の包括外部監査(監査テーマは補助金)において、県の所轄部署がスポーツ団体への運営補助金としては唯一ヨット連盟のみに支給しているにも関わらず、ヨット連盟の決算書等を入手しておらず、同連盟全体の収支を把握していない状況を佐賀県に対する監査意見として記載した。その後に事案が発覚した訳であるが、決算書、財産目録等の入手、検証は必

須と考える。

④ 証券投資運用に係る資産管理運用規程について(監査意見)

法人は、特定資産のうちスポーツ振興基金資産として、下記の通り債券投資運用を 行っている。

証券会社名	運用額	償還日
大和証券	100,000 千円	2025年7月
野村証券	50,000 千円	2028年6月

これに対し、法人の資産管理運用規程では下記の通り記載されている。

(運用手続)

第9条 資産運用責任者は、運用に当たっては、あらかじめ会長の決裁をうけなければならない。

上記の通り、資産管理運用規程では、資産の運用は資産運用責任者があらかじめ会長に決裁を受けて行うものとなっている。しかし、運用対象や決裁者を定めるのみで、運用金額により手続きが変化するような定めにはなっていない。したがって、現状では、どのような金額の資産運用であっても、会長単独の決裁によって実行できる状態になっていると考えられる。

この点、資産運用(特に証券投資運用)に関しては、今後は運用対象を元本毀損リスクの見込まれない商品に限定する方針であるとはいえ、一般的な定期預金等の運用に比べ信用リスク等が存在するため、金額が多額な場合はより慎重な意思決定を行ったうえでの運用が望ましいと考える。資産運用の商品の内容や運用金額によっては、会長単独での決裁ではなく理事会決議を必要とする等、規程の変更を検討されてはどうか。また、状況の変化により処分を検討する必要が出てくることも考えられるため、運用開始後も格付けの引下げ等運用対象の信用状況に大きな変化が生じた場合等は、速やかに会長、理事会等に報告を行うように規程を変更することもあわせて検討されてはどうか。

なお、毎年、理事会・評議員会で決算報告の際に、注記事項等により時価評価額と評価損益は説明しているとのことであり、実態として定期の情報共有は行われているが、臨時報告も含めてそれを規程上も明確にしてよいのではないか。平成30年度の監査委員監査結果に対する措置報告においても「時価評価額や信用格付けの低下傾向等がみられる時は、当該債券の取扱について、臨時に理事会を開催し、対応を協議していく。」と記載されている。当該方針を明文化することが望ましいと考える。

⑤ 未使用資産の整理について(監査意見)

法人が所有する固定資産の中には、特定の競技にのみ使用する資産も含まれている。 その内容は以下の通りである。

資産の種類	資産の内容	取得年月日	取得金額(円)
車両運搬具	ヨット艇輸送用車両	H15/9/4	15, 404, 000
什器備品	ビームピストル	H18/9/8	179, 000
什器備品	カヌー カヤックシングル	H18/8/10	808, 000
什器備品	カヌー カナディアンシングル	H18/8/10	392, 000

※いずれも令和4年度末にはすでに減価償却は終了しており、期末帳簿価額は備忘 価格の1円のみである。

車両運搬具については、資料の閲覧及びヒアリングにより、国民体育大会の際の運搬時にも使用されていることを確認した。しかし、什器備品については、取得当初は競技団体等への貸し出しが行われていたが、取得時期が古いこともあって最近では競技団体への貸し出し等は行われておらず、使われていないとのことであった。

使われていない固定資産が放置されている場合、今後老朽化等により安全上の懸 念が生じる可能性もある。明らかに使用していない資産であるならば、廃棄や競技団 体への提供など、資産の整理を検討されてはどうか。

なお、特定の競技にのみ使用する資産を法人が所有することは、本来特定の競技団体が負担すべき当該資産の維持管理コストを法人が負担しているとも考えられる。この点、各競技団体の公平な取り扱いの観点からは若干の懸念があるものの、上記資産の取得以降にそのような取得はなく、ヒアリングでも法人が直接取得するようなことはしていないとの回答を得ており、当該懸念に対しては法人もすでに対応していると判断している。

⑥ 総合型地域スポーツクラブの活性化について(監査意見)

総合型地域スポーツクラブ(以下、「総合型クラブ」という)は、『人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ』(引用:佐賀県総合型地域スポーツクラブのパンフレットより)である。

総合型クラブは、『それぞれの地域において、スポーツを通じた高齢者の健康増進や 子育て支援などの様々な地域課題の解決に寄与してきた。しかし、我が国では、少子 高齢化や人口減少は一層進行しており、それに伴って生じる地域課題の解決に向けた 取り組みはより重要性が増している』(引用:総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027/公益財団法人日本スポーツ協会より)。具体的には、総合型クラブが地域の 運動部活動の受け皿として期待される等、総合型クラブへの社会的な役割期待は高まってきている。

このような状況の中、総合型クラブが『より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、第2期スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学大臣策定)に基づき、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、整備』(引用:総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度のリーフレットより)された制度が総合型クラブの登録・認証制度であり、令和4年4月より運用が開始されている。

登録・認証制度により総合型クラブの地域住民・国民への認知度向上や社会的な仕組みとしての確立、企業等との連携などの効果が期待されており、佐賀県においては令和5年4月1日現在、登録クラブが13クラブ、準登録クラブが8クラブ、未登録クラブが6クラブの計27クラブという状況である。

なお、準登録クラブとは、佐賀県では、諸般の事情により実際に登録手続きを行ってはいないが、登録の基準を満たしていると法人が判定したクラブのことである。実態としては登録クラブとほぼ変わりはないとのことであった。

この登録・認証制度では、総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を登録基準として定められている。その登録基準の1つに、クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格(以下、「公認クラブマネジャー」、「公認アシスタントマネジャー」、という)を有していることが必要となっている。ただ、本報告書作成時点では、当面の間は全国的な移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない運用がなされている。

この点、令和4年度の佐賀県内の公認クラブマネジャーは1名、公認アシスタントマネジャーは38名であり、公認アシスタントマネジャー38名のうち、実際に県内の総合型クラブ27に所属している者は17名にとどまる(有資格者のうちクラブに所属していない者は、主に高齢等を理由に現役から退いた方々ということであった)。また、県内の登録クラブ13のうち、公認クラブマネジャーが所属しているクラブは1クラブ、公認アシスタントマネジャーが所属しているクラブは4分の3ほどという状況である。

すなわち、将来的に当該基準の移行措置がなくなった場合、現状のままでは登録さ

れていたクラブの4分の1が登録を取り消される可能性もあるという状況であり、公認クラブマネジャー及び公認アシスタントマネジャーの有資格者の確保が課題となっている。

『総合型クラブが地域に根差し、誰からも愛されるクラブとなり自立・自律するに至るためには、当該地域の風土・文化・人口・経済事情等に適合し定着・浸透することと併せ、安定的に運営されることが必要である』(引用:総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027/公益財団法人日本スポーツ協会より)。

クラブの安定的な運営には、安定的な活動拠点の確保や安定的で持続可能な財源の 確保、運営を担う人材の確保など、様々な課題に取り組むことが不可欠であり、総合 型クラブ自身の取り組みと法人や県による支援の両面が必要と考えられる。

この課題に対して法人としては、登録クラブであれば公認アシスタントマネジャー研修に対する受講料 17,500 円の補助を独自に行っているものの、財源の問題もあって公認クラブマネジャーの資格取得に対する補助までは行えていない。また、活動拠点として学校施設や公共施設を利用したり、財源として協賛や寄付、指定管理者制度を活用したりするにしても、自治体や企業等との連携は重要であり、そのための登録・認証制度の認知度向上は法人にとってもこれからの課題とのことであった。

総合型クラブと自治体・企業等の連携を図り、登録・認証制度の認知度を高めていくことで、例えば、登録されている総合型クラブのみが自治体所有のスポーツ施設の管理委託を受けられる等の実態としての変化が制度として提供できるようになれば、クラブとしても登録する意義や財源上のメリットが生まれ、自治体等も一定の信頼がおける団体に委託できるようになり、登録・認証制度の効果がより発揮されるものと考える。

そうであるならば、財政的な支援に限らず、クラブ運営を担う人材の発掘・育成、 登録・認証制度に関する広報活動、登録クラブが交流するイベントの開催等、法人に 期待される役割の重要性が増しているといえる。法人としても、登録・認証制度が始 まったばかりではあるが、出来ることから取り組んで行きたいとのことであり、今後 の法人の活躍を期待したい。

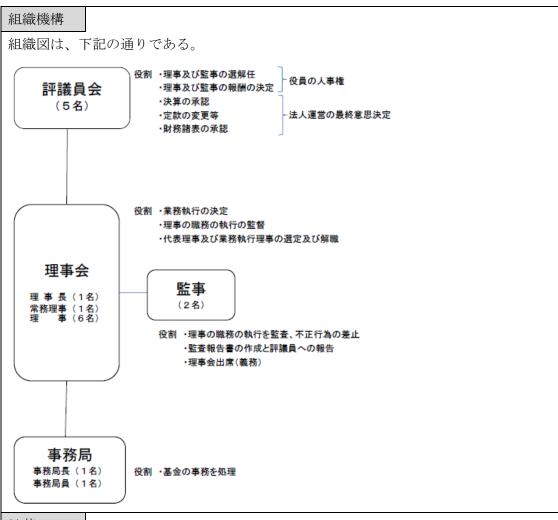
また、県としても、国が推進する運動部活動と総合型クラブ活動との連携に向けた 取り組み等により、総合型クラブ育成の基本理念である「スポーツを核とした豊かな 地域コミュニティの創造」が実現できるのであれば、総合型クラブを支援する意義は あるのではないか。

これらの課題に対応するために、県からもクラブ運営に関する人材育成等を財政的に支援するとともに、総合型クラブと自治体・企業等を繋ぐ法人の活動のさらなる支援が行われることを期待したい。

4. 公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

机去左口口	亚产 5 / 7 / 1 0 0 / 1
設立年月日	平成5年7月22日
	平成26年4月1日(公益法人認定日)
設立目的	佐賀県内において森林整備に従事する者の労働安全衛生の充実、技
	術・技能の向上、福利厚生の充実等を積極的に推進することにより、適
	正な森林の維持管理を確保し、山村地域の振興を図るとともに、県土の
	保全や水源のかん養、環境の保全等、森林の有する多様な公益的機能の
	維持・増進を図る。また、県から指定を受けた「林業労働力確保支援セ
	ンター」として地域における森林整備担い手の育成・確保を支援する。
設立根拠法	林業労働力の確保の促進に関する法律
·準拠法等	(林業労働力確保支援センターの指定根拠法)
設立団体	佐賀県
出資状況	佐賀県 459,393 千円 100%
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号
事業内容	1 基金助成事業
	(1) 育成確保啓発普及事業
	(2) 技術・技能向上事業
	(3) 安全衛生対策事業
	(4) 福利厚生対策事業
	(5) 後継者育成事業
	2 林業雇用改善促進事業
	(1) 相談指導事業
	(2) 林業雇用管理セミナー(全国森林組合連合会からの受託事業)
	(3) 林業体験研修会
	(4) さが林業アカデミー(佐賀県林業課からの受託事業)
県所轄部課	農林水産部 林業課
役員数	理事長1人(0)、常務理事1人(0)、理事6人(0)、監事2人(0)
(うち常勤)	評議員5人
職員	常勤職員2人



沿革

平成5年7月22日 設立

平成8年12月25日 「林業労働力確保支援センター」に指定

平成26年4月1日 公益財団法人へ移行。

(2) 決算推移

一般正味財産増減の部

117 11		_	-
単位	•		111
+ 11/.	•	- 1	\Box

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	33,879	30,056	33, 177
基本財産運用益	7, 643	6, 363	6, 332
	1,043	0, 303	5, 020
	26, 236	23, 693	21, 824
	20, 230	25, 095	21, 024
経常費用	30, 252	29, 629	32, 582
事業費	27, 266	26, 395	29, 636
治料手当	4, 891	4, 994	4, 861
	768	779	787
旅費交通費	84	57	721
通信運搬費	117	121	135
消耗品費	79	89	109
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	283	118	333
諸謝金	110	242	677
	_	10	504
	20,877	19, 932	21, 052
委託費		-	330
その他	57	55	127
管理費	2, 986	3, 233	2, 946
役員報酬	24	37	44
給料手当	1,663	1,698	1, 566
福利厚生費	262	265	254
支払負担金	103	123	126
支払委託費	748	803	748
その他	186	307	209
当期経常増減額	3, 628	427	595
経常外収益	-	-	_
経常外費用	52	0	_
固定資産売却損	52	0	_
当期経常外増減額	▲ 52	1 0	_
一般正味財産期首残高	4,042	7,618	8, 045
一般正味財産期末残高	7,618	8, 045	8,640

指定正味財産増減の部

単位	千	Ш
里11/	-	ш

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本財産運用益	7, 510	6, 363	6, 332
基本財産評価損益等	▲ 7, 370	▲ 7,520	▲ 7,650
一般正味財産への振替額(出捐金)	▲ 33, 879	▲ 30,056	▲ 28, 156
当期指定正味財産増減額	▲ 33, 739	▲ 31, 213	▲ 29, 474
指定正味財産期首残高	553, 819	520,080	488, 867
指定正味財産期末残高	520, 080	488, 867	459, 393

正味財産期末残高 527,698 496,912 468,033

貸借対照表 単位:千円 科目 令和2年度 令和3年度 令和4年度 流動資産 7,764 8,786 8, 190 現金預金 6,079 $6, \overline{504}$ 4, 7594,015 未収金 1,685 1,685 前払金 12 固定資産 459, 393 520,080 488, 867 基本財産 459, 393 520,080 488,867 投資有価証券 339, 210 346,730 331,560 定期預金 173, 350 149,657 127,833 その他の固定資産 0 什器備品 0 資産合計 527, 844 497, 057 468, 179 流動負債 146 144 146 未払金 80 78 79 預り金 66 66 67 固定負債 負債合計 146 144 146 指定正味財産 520,080 488, 867 459, 393 うち基本資産への充当額 520, 080 488, 867 459, 393 うち特定資産への充当額 出捐金 520,080 488, 867 459, 393 7,618 8,640 一般正味財産 8,045 うち基本資産への充当額 うち特定資産への充当額 正味財産合計 527, 698 496, 912 468, 033 負債及び正味財産合計 527, 844 497, 057 468, 179

令和4年度 一般正味財産増減内訳表 単位:千円 公益1 公益2 公益3 小計 合計 林業雇用 基金助成 公益目的 共通 法人会計 法人全体 科目 改善促進 事業会計 事業 経常収益 22,066 33, 177 5,020 6,090 11, 110 基本財産運用益 6,090 6,090 6, 332 242 事業収益 5,020 5,020 5,020 21,824 受取寄付金 21,824 雑収益 7, 267 2,946 32, 582 経常費用 22, 369 29,636 事<u>業費</u> 22, 369 7, 267 29,636 29,636 4,861 給料手当 1,084 3,777 4,861 福利厚生費 175 612 787 787 旅費交通費 721 721 721 通信運搬費 20 115 135 135 消耗品費 17 92 109 109 賃借料 316 333 18 333 諸謝金 677 677 677 支払負担金 504 504 504 支払助成金 21,052 21,052 21,052 330 委託費 330 330 その他 123 127 127 4 管理費 2,946 2,946 役員報酬 44 44 給料手当 1,566 1,566 福利厚生費 254 254 126 支払負担金 126 支払委託費 748 748 その他 209 209 当期経常増減額 **▲** 22, 369 **▲**2, 247 6,090 **▲** 18, 525 19, 120 595 経常外収益 経常外費用 固定資産売却損 当期経常外増減額

令和4年度 指定正味財産増	減内訳表					
科目	公益1	公益2	公益3	小計	法人会計	法人全体
基本財産運用益	-		6, 090	6, 090	242	6, 332
基本財産評価損益等	-		▲ 7,650	▲ 7,650		▲ 7,650
一般正味財産への振替額(出捐金)	_		▲ 6, 090	▲ 6, 090	▲ 22, 066	▲ 28, 156
当期指定正味財産増減額	_	_	▲ 7,650	▲ 7,650	▲ 21,824	▲ 29, 474
指定正味財産期首残高	-		339, 210	339, 210	149, 657	488, 867
指定正味財産期末残高	_	-	331, 560	331, 560	127, 833	459, 393

▲2,247

6,090

▲ 18, 525

▲ 22, 369

一般正味財産期首残高

·般正味財産期末残高

8,045

8,640

8,045

27, 165

正味財産期末残高	▲ 22, 369	▲ 2, 247	337, 650	313, 035	154, 998	468, 033
----------	------------------	-----------------	----------	----------	----------	----------

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	_	-	_
委託料	_	_	3, 551
その他(負担金等)	_	-	_
計	_	_	3, 551

(4) 県から出資団体への補助金該当なし。

(5) 県から出資団体への委託料

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
林業課	令和4年度「さが林業ア	(1) 林業就業セミナーの開催	3, 551
	カデミー」林業就業セミ	(2) 林業体験会の開催	
	ナー等開催業務委託	(3) 就業説明会の開催、受講者サポート等	
		計	3, 551

- (6) 県から出資団体への負担金該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。 該当なし。
- (10) 監査の結果及び意見 監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。
- ① 役員変更登記の失念について(監査結果) 法人は、下記の通り役員変更登記を失念し、役員選任決議から約一年経過後に登記

を行っている。

- ・令和4年6月2日の評議員会にて理事・監事・評議員の選任を決議
- ・本来は上記評議員会後に理事会を開催し理事長・常務理事を選任すべきところ、 理事会開催を失念し、役員変更登記も未了となった
- ・令和5年5月に登記漏れが発覚し、令和5年5月18日に役員登記が完了した
- ・登記未了期間中における代表理事行為の法的効力、法人の責任等について、 全国公益法人協会の法務部門等に確認を実施

理事長選任を決議する理事会の非開催、役員変更登記の未了は重大な問題であり、今後は法人の内部統制を再点検したうえで、再発防止に向けた改善(チェックリストの作成、変更登記簿を添付した完了報告書作成等)が必要である。

② 助成金の算定方法について(監査結果)

通年雇用化促進事業の助成金は、助成対象要件を満たした通年雇用者の社会保険料等の事業主負担額のうち、佐賀県内の森林整備作業への従事日数割合に応じて支給している(県外作業は助成対象外)。従事日数割合は、本来は、通年雇用者別に算定されるべきであるが、現状は、全通年雇用者の県内従事日数を合算して計算されていた。

社会保険料等金額、県内従事日数割合の個人間差異が大きくなければ、全通年雇用者の従事日数を合算して従事割合を計算しても重要な影響は生じないかもしれないが、助成金はその様な簡便的な方法により算定されるべきものではないと考える。今後は、個人別の県内従事割合に基づき助成金支給がなされるべきである。

③ 基本財産の継続的取崩しについて(監査意見)

法人は、森林整備担い手の労働安全衛生の充実、技術・技能の向上、福利厚生の充実等を図るため、基本財産の運用益等により各種事業を実施しており、下表の通り、支払助成金として毎期20百万円程度を支出している。一方、収入としては受託収入、補助金収入が限られており、また低金利下における基本財産運用益のみでは賄いきれないため、法人は平成13年以降、毎期基本財産の取崩を行っている。直近3期の取崩額は、令和2年度26百万円、令和3年度23百万円、令和4年度21百万円となっており、基本金残高は、平成12年度764百万円に対して令和4年度は459百万円まで減少している。

また、今後は、基本財産の取崩財源(預金)を確保するために、保有する債券の満期 償還額を預金に切替える方針であるため、収益財源である基本財産運用益が更に減少 することになる。法人の試算によれば、令和19年度頃には基本金残高がゼロになるこ とが見込まれているが、現時点では、永続的な事業活動に向けた収益による財源確保 について、法人内及び100%出資者である佐賀県との間では具体的な協議が為されていなかった。

法人事業の持続可能性の観点からは、たとえ低金利下と言え、安易に基本財産は取崩されるべきではない。法人と県は、今後の事業方針(新規事業の開始等の事業見直し等)について協議し、中長期的な事業計画を策定することなどが必要と考える。

単位:千円 令和2年度 令和3年度 令和4年度 経常収益 33,879 30,056 33, 177 基本財産運用益 6,332 7,643 6,363 事業収益 5,020 受取寄付金※ 26, 236 23,693 21,824 雑収益 経常費用 30, 252 29,629 32,582 事業費 29,636 27, 266 26, 395 支払助成金 20,877 19,932 21,052 その他 6,390 8,584 6,464 2, 946 管理費 2,986 3, 233 当期経常増減額 595 3,628 427

※受取寄付金は全て基本財産の取崩額である。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本財産残高	520,080	488, 867	459, 393
取崩額	▲ 26, 236	▲ 23, 693	▲ 21,824
評価損益	▲ 7, 370	▲ 7, 520	▲ 7,650

④ 通年雇用化促進事業について(監査意見)

令和4年度の法人全体の支払助成金21百万の内、通年雇用化促進事業助成金が20百万となっており、通年雇用化促進事業は最重要事業となっている。通年雇用化促進事業とは、森林組合等の森林整備担い手の通年雇用化を促進するために、社会保険、退職金共済、労務共済などへの加入に対して支援を行う事業である(社会保険料等の事業主負担額に対して一定額を助成)。

森林組合に加えて民間事業体への助成も開始された令和元年度以降の通年雇用者(社会保険加入者ベース)は、令和元年147人、令和2年128人、令和3年116人、令和4年115人となっており、毎年減少しているが、法人は、理事会等への報告資料としては通年雇用者数推移表を作成するのみで、雇用者数の減少要因や各森林組合・各民間事業体の事業方針、雇用方針など、事業全体を総括して今後の助成事業に活用すべきと思われるような報告がなされていなかった。当法人事業の最重要テーマである通年雇用化の促進に向けて、適切な事業報告と討議が行われるべきものと考える。

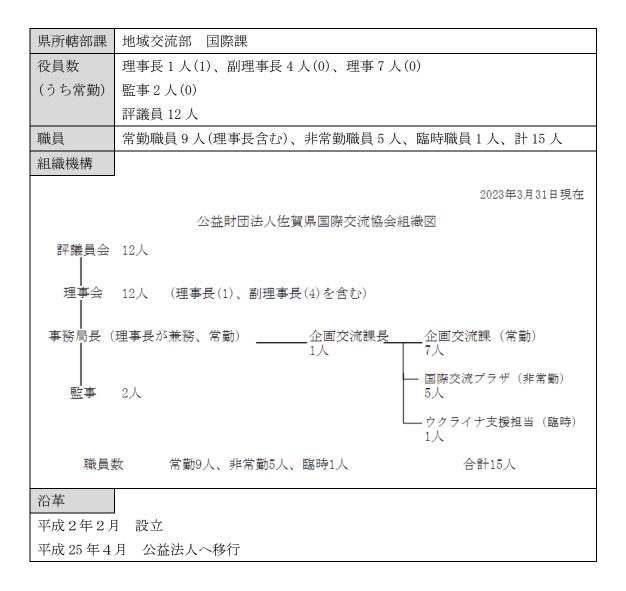
なお、通年雇用者割合(通年雇用者・作業員総数)は、令和元年 78%、令和 2 年 76%、令和 3 年 75%、令和 4 年 76%と横ばいで推移している。また、森林組合のみの就業日数ベースの通年雇用者割合は、長期的には、平成 15 年 23%(96 人・414 人)に対して令和 4 年は 72%(84 人・116 人)となっており、作業員総数が大きく減少する中で通年

雇用者数の減少は小幅に止まっている。当基金の助成により一定の成果が得られていることを申し添える。

5. 公益財団法人佐賀県国際交流協会

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

	の概要(室相3年3	/1/10 IZ/			
設立年月日	平成2年2月7日				
	平成25年4月1日(公益財団法人認定年月日)				
設立目的	法人は、佐賀県の国際化の推進を図るため、佐賀県の特性を生かし、県				
	民及び県内の各種	民及び県内の各種交流団体等と協力して、県民総参加の国際交流を展開す			
	ることにより、県	民の国際認識と理	解を深めるととも	に、世界各国との交	
	流を促進し、もっ	て世界に開かれた	生佐賀づくりに寄与	することを目的とす	
	る。				
設立根拠法	公益社団法人及び	公益財団法人の認	定等に関する法律	<u>‡</u>	
·準拠法等					
設立団体	公益財団法人佐賀	県国際交流協会			
出資状況	1 県	243, 331, 222 円	13 基山町	1, 288, 033 円	
	2 佐賀市	19,314,010円	14 上峰町	775, 415 円	
	3 唐津市	12,893,310 円	15 みやき町	2, 799, 931 円	
	4 鳥栖市	5, 197, 555 円	16 玄海町	755, 949 円	
	5 多久市	3, 294, 705 円	17 有田町	2,219,181 円	
	6 伊万里市	5, 496, 041 円	18 大町町	911,681 円	
	7 武雄市	5,779,928 円	19 江北町	936, 014 円	
	8 鹿島市	3,860,855 円	20 白石町	2, 954, 041 円	
	9 小城市	3,903,033 円	21 太良町	1, 145, 279 円	
	10 嬉野市	2,905,375 円	22 民間団体等	9, 312, 156 円	
	11 神埼市	3,096,795 円	計	333, 753, 784 円	
	12 吉野ヶ里町	1,583,275 円			
所在地	佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 1 階				
事業内容	(1)各種交流団体間の連絡調整に関すること。				
	(2)国際交流事業に関する情報の収集及び提供に関すること。				
	(3)国際理解啓発に関すること。				
	(4)海外移住者及び海外在留邦人との連携に関すること。				
	(5)国際交流事業に関すること。				
	(6)国際協力の推進	生に関すること。			
	(7) 県内在住留学生	Eの支援に関する	こと。		
	(8) 多文化共生社会	その推進に関する	こと。		
	(9)グローバル人材	すの育成に関する	こと。		
	(10)その他この法	人の目的を達成す	るために必要な事	季業	



(2) 決算推移

一般正味財産増減の部 単位:千円

//X == /// /= / /= / / /= / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / / /			<u> </u>
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	56, 622	79, 101	79, 073
基本財産運用益	1, 338	1, 358	487
特定資産運用益	0	0	0
受取会費	510	596	370
事業収益	19, 363	40, 248	42,807
受取補助金等	35, 214	36, 714	35, 223
受取負担金	198	185	186
雑収益	0	0	0
経常費用	56, 360	74, 033	81, 984
事業費	46, 619	63, 972	71, 204
管理費	9, 741	10,060	10, 780
当期経常増減額	262	5, 068	▲ 2,910
当期経常外増減額	_	-	-
一般正味財産期首残高	7, 360	7,622	12,690
一般正味財産期末残高	7,622	12,690	9, 779

指定正味財産増減の部 単位:千円 科目 令和2年度 令和3年度 令和4年度 基本財産運用益 28 26 当期指定正味財産増減額 28 26 指定正味財産期首残高 333,700333,728333,754指定正味財産期末残高 333, 728 333, 754 333, 754 正味財産期末残高 341, 350 346, 444 343, 533

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	10, 301	17, 677	10, 949
現金預金	6, 978	7, 478	3, 436
未収金	3, 267	10, 160	7, 475
前払費用	38	38	38
仮払金	17	_	_
固定資産	334, 589	334, 677	336, 920
基本財産	333, 728	333, 754	333, 754
定期預金	233, 754	333, 754	333, 754
投資有価証券	99, 974	_	_
特定資産	740	840	960
退職給付引当資産	740	840	960
その他の固定資産	121	83	2, 206
資産合計	344, 890	352, 353	347, 869
流動負債	2,800	5, 070	3, 376
未払費用	2, 302	2,808	1,862
預り金	498	424	615
未払消費税等	-	1,838	899
固定負債	740	840	960
退職給付引当金	740	840	960
負債合計	3, 540	5, 910	4, 336
指定正味財産	333, 728	333, 754	333, 754
うち基本資産への充当額	333, 728	333, 754	333, 754
うち特定資産への充当額	_	-	_
寄付金	333, 728	333, 754	333, 754
一般正味財産	7, 622	12, 690	9, 779
正味財産合計	341, 350	346, 444	343, 533
負債及び正味財産合計	344, 890	352, 353	347, 869

令和4年度 一般正味財産増減内訳表 単位:千円

科目	公益目的 事業会計	法人会計	法人全体
経常収益	68, 294	10, 780	79, 073
基本財産運用益	_	487	487
特定資産運用益	_	0	0
受取会費	370	_	370
事業収益	42,807	_	42,807
受取補助金等	24, 931	10, 292	35, 223
受取負担金	186	_	186
雑収益	-	0	0
経常費用	71, 204	10, 780	81, 984
事業費	71, 204	-	71, 204
管理費	-	10, 780	10, 780
当期経常増減額	▲ 2,910	-	▲ 2,910
当期経常外増減額	-	-	_
一般正味財産期首残高	7,029	5, 661	12,690
一般正味財産期末残高	4, 119	5, 661	9,779

令和4年度 指定正味財産増減内訳表

科目	公益目的	法人会計	法人全体
基本財産運用益	_	-	-
当期指定正味財産増減額	_	-	-
指定正味財産期首残高	-	333, 754	333, 754
指定正味財産期末残高	-	333, 754	333, 754

t-			
구 1나 다 첫 H11 나 1나 는	4 110	000 414	0.40 500
正味財産期末残高	4 119	339 414	343 533
1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1, 110	000, 111	010,000

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	35, 125	34, 323	34, 318
委託料	19, 364	40, 248	38, 436
その他(負担金等)		_	_
計	54, 489	74, 571	72, 754

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
国際課	事業推進費補助金	県民参加の国際交流を推進するため、国際	34, 318
		交流協会が実施する①コミュニケーション	
		支援②生活支援③多文化共生の地域づくり	
		等に係る補助	
		計	34, 318

(5) 県から出資団体への委託料

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
国際課	国際交流プラザ窓口業務	国際交流プラザの窓口業務に関する事業	16, 064
国際課	在住外国人支援事業	在住外国人支援のため、コミュニケーシ	13, 532
		ョン、医療、行政手続、防災に関する支	
		援事業	
国際課	外国人に関する総合相談	外国人に関する総合相談窓口を運営する	8, 840
	窓口運営業務	事業	
		計	38, 436

- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。
- (10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 賛助会員会費収入の簿外処理及び財産目録の記載について(監査結果)

賛助会員の会費は、ゆうちょ銀行への振込みもしくは現金による徴収が行われている。振込みの場合、年度内に振込みがあった金額については年度末にすべて引き出し、通常事業で使用している口座に入金したうえでその年度の受取会費に収益計上している。

基本的に年度内で処理が完結するように処理していたが、令和3年度において翌年度分も含めて2年分の会費を一括して振り込んだ個人賛助会員がいたため、令和3年度では令和3年度分の金額のみを受取会費収益に計上し、令和4年度分は令和4年度に受取会費収益として計上していた。

この際、令和3年度末には令和3年度分の会費のみ引き出したため、令和3年度末において当該ゆうちょ銀行口座に令和4年度の個人賛助会員1名分の会費3,000円から払込手数料等を差し引いた金額2,738円が残っている状態であった。

本来であれば、当該金額は会計上預金に計上するとともに、相手勘定を前受金等の 貸借対照表上の負債科目で繰越し、令和4年度において受取会費収益に振替える処理 を行う必要があったが、それらの処理も行われていない。

結果として、当該ゆうちょ銀行口座は貸借対照表に計上されておらず、財産目録に も載っていないため、簿外預金が存在していたことになる。

担当者によると、当該ゆうちょ銀行口座は賛助会員会費の受取りにしか使用しておらず、年度末には残高を0円にしていたこともあって残高証明も入手していないとのことであった。また、資産計上していないこと及び財産目録に記載していないことに明確な意図はなく、これまでの処理を踏襲していただけとのことであった。

年度末に残高が0円となることが通常の状況だったとはいえ、貸借対照表科目は期中に多額の増減があったうえでの年度末残高0円という可能性もあり、その性質上、残高金額のみで重要性が判断されるものではない。法人名義の口座である以上、資産計上は必要であり、財産目録への記載も必要である。

② 受取補助金等の表示科目について(監査結果)

法人は令和4年度において、県内に在住する外国人を対象としたフットサル大会 (Sagan World Cup 2022) を開催している。

この事業は、コロナ禍により交流が途絶えアルバイト等が困難になるなど、生活面でも精神面でも厳しい状況となった外国人に対し、当法人が行っている相談窓口の周知や食料配布、外国人同士の交流による孤立の改善など、生活環境の改善のために行われたものである。

当該事業を行うにあたり、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金を活用し、佐賀県より 371 千円、佐賀市より 500 千円の補助金を受け取っている。

その表示科目は、佐賀県の補助金が受取地方助成金、佐賀市の補助金が受取民間助成金に計上されている。

しかし、佐賀県の補助金については、受取佐賀県補助金という科目があるため、当該科目で表示する方がより実態を適切に表すものと考える。また、佐賀市の補助金については、少なくとも民間から受け取った資金ではないため、受取地方助成金科目で表示する方がより実態を適切に表すものと考える。

なお、いずれの科目も受取補助金等の大科目に属する科目であり、大科目単位での 表示は実態を適切に表しているといえる。

また、法人は令和4年度において、ウクライナ避難民自立支援事業を行っている。この事業は、佐賀県内に避難したウクライナ避難民に対し、言葉や生活文化、法制度等母国とは異なる地域で生活を送るにあたり、安全・安心な生活を送るための環境づくりや生活に必要な日本語学習に関する支援を行うことにより、避難民が自立した生活を送ることができるように支援するものである。

当該事業を行うにあたり、公益財団法人日本財団より助成金3,000 千円を受け取っており、日本財団助成金という科目で表示されている。

しかし、当該科目は事業収益の大科目に属する科目であり、それよりも上述の受取 民間助成金科目(受取補助金等の大科目に属する)で表示する方がより実態を適切に 表すものと考える。

あくまで表示上の問題であり、法人の規模からすると金額的重要性も高くはないが、 より実態を適切に表す科目での表示が望ましい。

③ 理事会運営規定に係る定款記載について(監査結果)

当法人の定款には下記の通り記載がある。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

しかし、担当者へのヒアリングにより理事会運営規則は存在しないとの回答を得ている。法人の規程集一覧にも記載はなく、起案用紙でも根拠条文として定款の条文が使われており、運用上も理事会運営規則は使われている様子は見受けられない。

実際には存在しない規則が定款に記載されている状況であり、理事会運営規則が法 人に存在せず使われていない以上、実態に合わせ定款の条文を変更する必要がある。

④ 在住外国人支援事業の業務完了届の記載について(監査意見)

法人は、佐賀県からの委託事業として、在住外国人支援事業を行っている。

この事業は、佐賀県の多文化共生の地域づくりの推進のため、在住外国人が快適に 生活できる環境づくりを行うことを目的として、コミュニケーション支援、医療支援、 行政手続支援、防災支援などを行う事業である。

この事業の委託契約書及び業務委託仕様書においては、例えば、外部コールセンタ

ーは 10 言語以上に対応したものとすることや医療通訳サポーターの派遣にあたってはボランティア保険に加入させること、外国人のための体験型防災セミナーで使用するテキストは複数言語に対応したものとすること等、それぞれの業務の具体的な内容が記載されている。法人はその仕様書に則って事業を行い、業務完了後、佐賀県に業務完了届を提出している。

この点、業務完了届は業務委託仕様書と対応するように記載されているが、一部、 仕様書の具体的な記載に対応していない箇所がある(ボランティア保険加入の有無、 テキスト作成の有無等が業務完了届からは明確に読み取れない)。

担当者へのヒアリングにより、仕様書にある通り複数言語に対応したテキストを防 災セミナーでは使用した等、仕様書に則って事業を行っているとの回答を得ており、 実質的に委託された業務は履行されたものと評価できる。

ただ、業務完了届は委託契約によって受託した事業を仕様書に則って遂行する義務を果たしたことを説明する資料であり、その記載が不十分であれば、委託された業務の一部の不履行を疑われかねない重要な書類である。

自らが責任を果たしたことを明確に表明するためにも、業務完了届は仕様書と丁寧 に対応させた内容が記載されることが望ましい。

一方で、県としても契約及び仕様書で具体的に実施を求めた内容であるならば、実際に実施したことを確認できる内容での報告を求めることが望ましい。逆に言えば、業務完了届で実施したことが確認できなくても問題ない内容であれば、そもそも書面で具体的に定めないでもよい程度の重要性であると考えられるため、受託者に過度の責任を負わせている可能性もある。

実務上は、県と法人で事前の協議を行い、県担当者も事業に立ち会う等、書面のみで実施業務の確認が完結するものではないと思われるが、実質的に問題がないのであればなおのこと、その記録を適切に残しておく方が望ましい。

⑤ 決裁区分に応じた決裁印の押印について(監査意見)

法人が使用している起案用紙には、決裁区分の欄が設けられており、理事長、専務 理事、事務局長のうちから当該起案に必要な決裁区分を選択する(○をつける)形式 となっているが、監査人が閲覧した範囲では何も記入がないものが多い。

一部、理事会関連などで理事長が選択されている起案用紙もあるが、担当者による と、過去のデータを書き換えて使用しているため、過去に決裁区分を選択した記載が 残ったままであるだけで、日常的に決裁区分を意識して記載しているわけではないと のことであった。 また、起案用紙には公印使用承認欄もあるが、担当者によると、基本的に使用したことがなく、公印管理者は事務局長となっているため、起案の承認で事務局長が押印していれば公印使用に関しても承認があったものと判断しているとのことであった。

この点、現在の法人では事務局長と理事長が兼任で同一人物であるため、仮に理事長決裁が必要な起案で事務局長の押印まで(理事長の押印がなかった)だとしても、実質的に必要な決裁は得られていると評価はできる。ただ、兼任であるがゆえに必要な決裁権限の意識があいまいなまま運用されていると、今後事務局長と理事長が別々の人物になった場合に適切な起案運用が行われない可能性もある。

そのため、起案用紙に決裁区分を適切に記載し、理事長決裁の起案には理事長として理事長欄に押印する等、規則を遵守する姿勢を明確にした運用がよいのではないか。また、公印使用承認欄についても、起案自体の内容を事務局長が承認し押印していれば実質的に必要な決裁は得られていると評価もできるが、公印管理者として明示的に公印使用を承認した証跡として公印使用承認欄にも押印する方が望ましい。

⑥ 理事長や職員の外部研修講師等の実績公表について (監査意見)

法人では、理事長や職員が外部の事業で事例発表や研修講師として登壇した実績を まとめているが、パンフレットや法人ホームページ等で公表していない。

その事例発表・研修講師等の実績は以下の通りである。

主催	事業・研修名
外務省	外国人の受け入れと社会統合のための国際
	フォーラム
総務省	多文化共生事例集ワーキンググループ
総務省	災害時外国人支援情報コーディネーター養
	成研修
一般財団法人 自治体国際化協会	災害時の外国人支援に関する研修
一般財団法人 自治体国際化協会	多文化共生体験塾 IN 佐賀
公益財団法人 全国市町村国際文	多文化共生の実践コース
化研修所	
公益財団法人 全国市町村国際文	災害時における外国人への支援セミナー
化研修所	
公益財団法人 全国市町村国際文	外国人が安心して医療を受けられるための
化研修所	環境整備
公益財団法人 かめのり財団	日本における外国人と福祉のこれまでとこ
	れから 連続セミナー

主催	事業・研修名
日本渡航医学会	市民公開講座「九州の外国人医療」
地域国際化協会連絡協議会 地域	災害時の外国人支援に関する研修
ブロック(東海・北陸、近畿、中国・	
四国、九州)	
自治体(岐阜、滋賀、香川、広島、	災害時の外国人支援に関する研修
長崎、大分、宮崎)	
自治体(山梨、山口、長崎、鹿児島)	視察対応
宮崎県	地域日本語教育コーディネーター研修
佐賀大学	多文化社会論
佐賀女子短期大学	国際交流演習
日本弁護士会	ワンストップセンター構想に関する全国協
	議会
全国災害ボランティア支援団体ネ	外国人支援に関するガイドブック作成ワー
ットワーク	キング

法人は医療通訳について先進的に取り組んできた実績があり、豪雨災害時の対応経験もある。また、ウクライナ避難民支援に関しても自治体と協力して活動している。 このような法人の活動や法人が有する知見が一定の評価を受けている表れとして上記研修講師等の実績があると考えられる。

法人の有意義な活動を法人ホームページやパンフレット等で公表することは、法人の活動を周知することのみならず、これらの実績を見たいずれかの団体から今後の研修等の依頼に繋がる可能性もあり、法人が有する知見の共有を通じて国内在住外国人支援の広がりも期待できると考える。

これらの実績の定期的な公表も検討されてはどうか。

⑦ 外国人総合相談窓口(佐賀多文化共生センター)運営業務での相談者の流入経路の調査について(監査意見)

法人は佐賀県からの委託により、佐賀県国際交流プラザ窓口業務を受託している。この事業は、佐賀県国際交流プラザ(以下、国際交流プラザという)を拠点とし、佐賀県の多文化共生の地域づくりや国際交流・理解を推進し、在住外国人を含む県民が快適に生活できる環境づくりを行うことを目的として、国際交流プラザの窓口業務の運営や問い合わせ対応、施設管理、イベント等の企画・実施、情報収集及び情報発信等を行うものである。

また、法人は佐賀県からの委託により、外国人に関する総合相談窓口運営業務を受

託している。

この事業は、外国人と日本人がともに暮らしやすい佐賀県づくりを行っていくことを目的として、佐賀県内の在住外国人及び外国人に関係する日本人から寄せられる外国人に関する幅広い相談に対し、問題解決を図っていくものである。

佐賀県在住の外国人の推移は下記の通り増加傾向にあり、それに応じて外国人総合相談窓口(以下、さが多文化共生センターという)での相談件数も増加傾向にあるとのことであった。

年次	Н30. 1. 1	Н31.1.1	R2. 1. 1	R3. 1. 1	R4. 1. 1	R5. 1. 1
人数(人)	5, 666	6, 338	7, 204	7, 027	6, 394	7, 785

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水際対策の影響により、令和3年、令和4年と連続で減少していたが、水際対策の緩和もあって令和5年は急増し、過去最大の人数となった。なお、令和5年7,785人の在留資格別割合は、技能実習生30.3%、永住者13.7%、留学生(介護福祉人材養成等)13.2%、特定技能実習生11.1%となっている。国内産業分野の人手不足解消を目的とした特定技能実習制度が令和元年に施行され、今後は当該実習生が増加することが見込まれている。

また、相談件数及び相談内容は下記の通りである。

2022 年	件数	2023 年	件数
医療	96	その他	237
その他	67	医療	213
雇用・労働	45	日本語学習	59
通訳・翻訳	27	交通・運転免許	46
入管手続	21	国際協力・国際交流	42
日本語学習	17	雇用・労働	40
身分関係 結婚等	15	通訳・翻訳	38
社会保険・年金	10	入管手続	34
国際協力・国際交流	16	出産・子育て	34
交通・運転免許	10	社会保険・年金	23
住宅	3	教育 (大学など)	16
教育 (大学など)	2	身分関係 結婚等	16
出産・子育て	5	住宅	11
税金	4	税金	3
防災・災害	2	防災・災害	3
計	340	計	815

※2023 年総件数には、ウクライナ避難民に関する相談が 282 件含まれる。

相談をしてもらうにしても、まずは法人が認知され、さが多文化共生センターの存在が県内在住の外国人の間で広く周知される必要がある。

法人としても相談窓口の認知度向上に向けて、各市町に外国人の住民登録時にパンフレット等を渡してもらうようにお願いしているが、その後実際に外国人にパンフレット等が提供されたかどうかまでは追跡できていない。また、技能実習生など働いている外国人の勤め先企業との連携強化を図りたいと法人も模索しているが、思うような成果に繋がっていない。

上記のように相談に関する記録から相談内容別の件数は確認できるものの、相談者がどのような経緯でさが多文化共生センターを知ったのか等について、相談者にアンケートを取ることまでは行っていないとのことであった。

この点、相談者に対してアンケート調査を行うことによって、当該窓口をどのように知ったか、相談しようと思ったきっかけ、相談時の同伴者の有無や相談者の属性(在留資格や国籍等)などの情報を収集することを検討されてはどうか。

相談者の生の声は、さが多文化共生センターの認知度向上対策を検討する上でも非常に有用な情報となると考える。市町の住民登録時のパンフレット提供による流入状況が分かれば、その対策の効果測定にもなり得る。また、法人があまり力を入れていなかった流入経路での相談が多いことが分かるかもしれない。

法人としても、所属組織(学校や企業等)との連携を強化し所属組織を通しての事前の情報提供や注意喚起により、そもそも相談するほど困らない状態を目指しているとのことであった。そのためにも幅広い組織と接点を持ち、賛助会員入会も含め外国人支援のネットワークを構築・強化していくことが必要と考える。

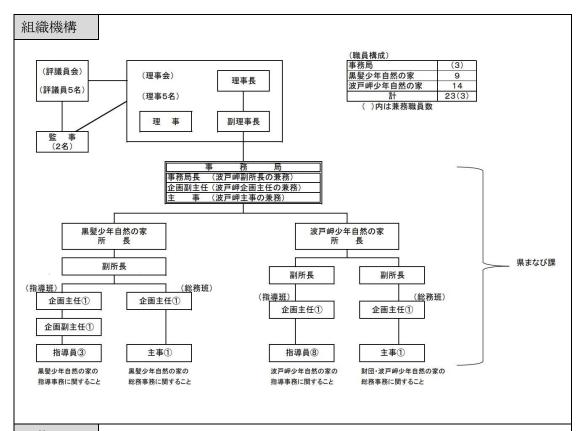
アンケート調査も含め、様々な角度からデータを集め、分析し、必要な対策を実施 することにより、より充実した活動につながることを期待したい。

第7 出資団体(非往査先)

1. 公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

設立年月日	平成 10 年 11 月 24 日				
	平成26年4月1日(公益法人認定日)				
設立目的	青少年が生活体験、野外活動をしながら、情操や社会性を身につけ、人				
	間としての優しさ、たくましさを育み心身ともに健全な青少年の育成を				
	図り、もって教育・文化及び社会教育の振興に寄与することを目的とす				
	る。				
設立根拠法	なし				
·準拠法等					
設立団体	財団法人佐賀県教育文化振興財団				
	(現 公益財団法人佐賀県教育文化振興財団)				
出資状況	佐賀県 20,000 千円 100%				
	計 20,000 千円 100%				
所在地	唐津市鎮西町名護屋5581番地1 (佐賀県波戸岬少年自然の家内)				
事業内容	波戸岬少年自然の家及び黒髪少年自然の家の管理運営業務				
県所轄部課	県民環境部 まなび課				
役員数	理事長1人、理事5人、監事2人				
(うち常勤)	評議員5人				
職員	常勤職員23人、非常勤職員0人、臨時職員0人 計23人				



沿革

平成 10 年 11 月 24 日: 財団法人佐賀県教育文化振興財団設立

平成11年4月1日:波戸岬少年自然の家の開所に伴い4施設の管理運営を開始(宇宙科学館と3少年自然の家)

平成 18 年 4 月 1 日:指定管理者制の導入により財団が指定管理者として 3 少年自然の家の管理運営を行う。

平成24年4月1日:指定管理者として2施設の管理運営を開始

平成26年4月1日: 財団法人から公益財団法人へ移行

(2) 決算推移

一般正味財産増減の部

111			-	_		
	衍	٠	=	_	111	
ж.	11/		- 1		ш	

一成正味別座垣機の部	1		- 単位・1 円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	190, 019	224, 694	239, 226
基本財産運用益	2	0	0
事業収益	189, 462	224, 118	238, 350
受託事業収益	183, 979	183, 424	184, 023
利用料収益	1, 986	4,700	6,677
主催事業収益	1,691	1,653	1,824
提案型事業収益	728	652	720
その他の事業収益	1,078	33, 689	45, 106
受取補助金等	30	-	31
雑収益	524	577	845
経常費用	187, 666	221, 604	241, 413
事業費	171,070	208, 334	227, 343
給料手当	76, 702	77, 412	75, 690
賃金	264	73	_
退職給付費用	2, 484	1,809	1,565
福利厚生費	11,622	12,605	12, 413
会議費	7	6	4
旅費交通費	251	222	229
通信運搬費	1,048	1, 158	1,059
減価償却費	_	280	152
消耗品費	10, 160	8, 167	10, 348
修繕費	10, 558	7,970	16, 775
印刷製本費	639	443	483
燃料費	1, 485	2,818	4, 151
光熱水料費	9, 369	8,945	11, 903
使用料及び賃借料	1, 273	1,616	1,659
保険料	890	835	919
報償費	1, 725	2,733	3, 988
租税公課	9, 205	9, 220	8,538
委託費	32, 691	71,006	
支払手数料	697	1,015	1, 241
管理費	16, 596	13, 270	14,070
当期経常増減額	2, 353	3, 090	▲ 2, 186
経常外費用	4, 152	_	_
その他の特別損失	4, 152		
当期経常外増減額	▲ 4, 152	-	-
一般正味財産期首残高	34, 996	33, 196	36, 286
一般正味財産期末残高	33, 196	36, 286	34, 100

指定正	中时	产增	減	の部
ᇻᆸᇨᅟᆂ	ווא אלי.	座 7日	ルル	マノロロ

単位:千円

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定正味財産期首残高	20,000	20,000	20,000
指定正味財産期末残高	20,000	20,000	20,000

正味財産期末残高	53, 196	56, 286	54, 100

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	52,007	53, 395	56, 668
現金預金	51, 436	52, 959	55, 811
未収金	15	17	572
前払金	556	419	285
固定資産	26, 955	28, 249	26, 105
基本財産	20,000	20, 000	20,000
定期預金	20,000	20, 000	20,000
特定資産	6, 878	8,074	5, 708
退職給付引当資産	6, 878	8,074	5, 708
その他固定資産	76	175	398
資産合計	78, 962	81, 644	82, 774
流動負債	18, 887	17, 284	22, 966
未払金	13, 076	13, 355	19, 930
未払消費税	4, 322	2, 537	1,718
未払法人税等	71	71	71
預り金	1, 419	1, 321	1, 246
固定負債	6, 878	8,074	5, 708
退職給付引当金	6, 878	8,074	5, 708
負債合計	25, 766	25, 357	28, 674
指定正味財産	20,000	20, 000	20,000
一般正味財産	33, 196	36, 286	34, 100
正味財産合計	53, 196	56, 286	54, 100
負債及び正味財産合計	78, 962	81, 644	82, 774

令和4年度 一般正味財産増減内訳表 単位:千円

<u>令和4年度 一般正味財産</u>	<u>単位:千円</u>			
科目	公益目的 事業	収益事業	法人会計	法人全体
経常収益	156, 405	70,000	12, 822	239, 226
基本財産運用益	0	0	0	0
事業収益	156, 025	69, 538	12, 787	238, 350
受託事業収益	148, 501	22, 735	12, 787	184, 023
利用料収益	3, 847	2,830	ŕ	6, 677
主催事業収益	1,824	·		1,824
提案型事業収益	443	277		720
その他の事業収益	1, 410	43, 696		45, 106
受取補助金等	24	4	2	31
雑収益	355	458	33	845
経常費用	161, 604	65, 739	14,070	241, 413
事業費	161, 604	65, 739	-	227, 343
給料手当	65, 594	10, 097		75, 690
賃金	_	·		_
退職給付費用	1, 357	208		1, 565
福利厚生費	10, 757	1,656		12, 413
会議費	4			4
旅費交通費	200	29		229
通信運搬費	921	139		1,059
減価償却費	132	20		152
消耗品費	8, 905	1, 444		10, 348
修繕費	14, 573	2, 202		16, 775
印刷製本費	420	63		483
燃料費	3, 591	560		4, 151
光熱水料費	10, 309	1,594		11, 903
使用料及び賃借料	1, 480	179		1,659
保険料	846	73		919
報償費	3, 922	65		3, 988
租税公課	7, 408	1, 130		8, 538
委託費	30, 113	46, 114		76, 227
支払手数料	1,074	166		1, 241
管理費	_		14,070	14,070
当期経常増減額	▲ 5, 199	4, 261	▲ 1,248	▲ 2, 186
経常外費用	_	_	_	-
その他の特別損失	_			
当期経常外増減額	-	-	-	-
他勘定振替高	96	▲ 96		_
一般正味財産期首残高	37, 815	11, 268	▲ 12, 797	36, 286
一般正味財産期末残高	32, 713	15, 433	▲ 14, 045	34, 100

令和4年度 指定正味財産増減内訳表

指定正味財産期首残高 18,360 740 900 指定正味財産期末残高 18,360 740 900 -	科目	公益目的事業	収益事業	法人会計	法人全体
指定正味財産期末残高 18,360 740 900 -	指定正味財産期首残高	18, 360	740	900	
	指定正味財産期末残高	18, 360	740	900	-

正味財産期末残高	51, 073	16, 173	▲ 13, 145	34, 100

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	_	_	-
委託料	183, 979	183, 424	184, 023
その他(負担金等)	_	_	-
計	183, 979	183, 424	184, 023

- (4) 県から出資団体への補助金 該当なし。
- (5) 県から出資団体への委託料

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
まなび課	少年自然の家管理運営費	佐賀県黒髪少年自然の家の管理運営	64, 519
まなび課	少年自然の家管理運営費	佐賀県波戸岬少年自然の家の管理運営	119, 504
		計	184, 023

- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設

単位:千円

		公募	応募		指定	
県所轄課	施設名	非公募	者数	開始年月	期間	指定管理料
まなび課	佐賀県黒髪少年自然の家	公募	1者	令和2年4月	5年	322, 477
まなび課	佐賀県波戸岬少年自然の家	公募	1者	令和2年4月	5年	597, 909

- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。

(10) 監査の意見及び結果

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 指定管理者の選定について(監査意見)

		黒髪			波戸	1岬	
期	年度	指定管理者	応募者数	委託料 (千円)	指定管理者	応募者数	委託料 (千円)
	H18	八米叶□沙(七加川		68, 054	八光叶园沙(片加目		119, 028
第1期	H19	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	3	68, 054	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	2	119, 028
	H20	教育人口が失れ回		62, 740)		113, 896
	H21	八米叶□沙(七加川		59, 142	八光叶园沙(片加目		105, 877
第2期	H22	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	1	59, 234	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	2	105, 877
	H23	秋月入口派 祭月団		59, 239	教育文化派英州西		105, 877
	H24	八米叶□沙(七加川		53, 181	八光叶园沙(片加目		93, 410
第3期	H25	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	3	53, 181	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	1	93, 410
	H26	秋月入口派 癸四		54, 866	教育人間派契約 固		96, 882
	H27			58, 459			99, 887
	H28	八光叶□沙(七加川		55, 392	八光叶四洲(七加川		99, 962
第4期	H29	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	1	55, 016	公益財団法人佐賀県 教育文化振興財団	1	99, 891
	H30	秋日入旧派 共州団		58, 476	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		99, 968
	H31			59, 033			100, 800
	R2			64, 358			119, 621
第5期	R3	公益財団法人佐賀県	1	64, 221	公益財団法人佐賀県	1	119, 203
知0朔	R4	教育文化振興財団	1	64, 519	教育文化振興財団		119, 504
	R5			64, 777			120, 037

<現状>

指定管理者の選定については、当初は複数者の応募があったものの、第4期以降は 1者の応募に留まっている(上図参照)。

これは、組織体制等の条件が整わなかったことにより応募に至らなかったものと 思われるが、このような長期間同一の指定管理者で募集も 1 者のみの状況が続いた 場合、県が収集できる情報は当該指定管理者の実績に限定され、本来であれば軽減で きるコストなどの比較検討が出来なくなるおそれがある。

<意見>

このような競争原理が働かなくなってきている状況を解消するためには、まずは、如何に応募がしやすい環境を作るか、という視点を考慮し、競争性を高めるためのさらなる工夫や検討が必要である。競争性確保のために広報等に力を入れることは必要な施策ではあるが、それよりも応募に当たっての参入障壁を明らかにし、当該障壁を取り除くことを最優先に検討すべきである。その結果として1者の募集に留まったとしても、指定管理委託料の積算においては、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して著しい差異がないか検証すべきである。

2. 公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

	(7)
設立年月日	平成4年3月12日
	平成24年3月26日(公益法人認定日)
設立目的	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥検査に
	関する事業を行うことにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生
	を防止し、公衆衛生の向上及び増進並びに一般消費者の利益の保護に寄
	与することを目的とする。
設立根拠法	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
・準拠法等	
設立団体	公益財団法人 佐賀県食鳥肉衛生協会
出資状況	佐賀県 10,000 千円 100%
	計 10,000 千円 100%
所在地	多久市東多久町
事業内容	食鳥検査
県所轄部課	健康福祉部 生活衛生課
役員数	理事長1人(1人)、副理事長0人、専務理事0人、理事8人(0人)
(うち常勤)	監事2人(0人)
	評議員4人
職員	常勤職員9人、非常勤職員6人、臨時職員8人 計23人
組織機構	
評議員	会 評議員 3名以上5名以内
	四本目
理事	会 理事長 5名以上10名以内
	理事 」
	事務局長
事務	局 総務部長 — 事務員

沿革

平成4年3月12日 財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会として法人許可 平成4年3月18日 厚生大臣より食鳥検査機関として指定 平成4年4月1日 佐賀県知事より食鳥検査業務の委任を受け、食鳥検査開始

(2) 決算推移

一般正味財産増減の部

単位:千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	94, 597	96, 302	96,598
基本財産運用益	40	90, 302	90, 596
	40		,
特定資産運用益 事業収益	_	06 202	96, 591
	94, 555	96, 292	90, 591
経常費用	02 926	94, 400	06 165
事業費	93, 826	94, 400 87, 695	96, 165
	87, 074 28, 103	24, 609	89, 587
	· ·		28, 453
	32, 981	38, 001	36, 765
諸手当	9, 229	7, 554	9, 176
退職給付費用	C 000	603	386
福利厚生費	6, 889	6,034	6, 757
旅費交通費	523	440	520
通信運搬費	305	343	383
消耗品費	3, 489	4, 019	2, 782
修繕費	1, 518	2, 430	481
印刷製本費	277	75	583
光熱水料費	724	716	751
租税公課	990	1,024	996
委託費	1, 239	1, 220	1, 258
その他	806	626	296
管理費	6, 752	6, 706	6, 578
	4, 930	4, 925	4, 925
給料手当	276	262	264
諸手当	267	243	190
福利厚生費	823	794	769
委託費	272	277	292
その他	183	205	138
当期経常増減額	771	1, 902	433
当期経常外増減額	-	_	-
一般正味財産期首残高	18, 993	19, 764	21, 666
一般正味財産期末残高	19, 764	21,666	22, 099

指定正味財産増減の部

単位:千円

			<u> </u>
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当期指定正味財産増減額	-	1	_
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	10,000
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	10,000
_			

正味財産期末残高 29,764 31,666 32,099

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	7, 258	8, 213	7,060
現金預金	5, 376	7, 340	5, 554
未収金	1,882	873	1, 505
固定資産	29, 765	32, 277	33, 105
基本財産	10,000	10,000	10,000
定期預金	10,000	10,000	10,000
特定資産	17, 524	20, 179	21,007
退職給付引当資産	-	611	1,006
減価償却引当資産	8, 055	8, 198	8, 198
事業安定化積立資産	5, 766	5, 766	5, 766
備品整備積立資産	3, 703	5,604	6,037
その他の固定資産	2, 241	2,098	2,098
車両運搬具	170	170	170
什器備品	2,071	1,928	1,928
資産合計	37,022	40, 490	40, 164
流動負債	7, 258	8, 213	7,060
未払金	4, 681	6, 145	4,681
預り金	310	130	187
賞与引当金	2, 267	1,938	2, 192
固定負債	_	611	1,006
退職給付引当金	_	611	1,006
負債合計	7, 258	8,824	8,065
指定正味財産	10,000	10,000	10,000
うち基本資産への充当額	10, 000	10, 000	10, 000
基本金	10,000	10,000	10,000
一般正味財産	19, 764	21, 666	22, 099
正味財産合計	29, 764	31, 666	32, 099
負債及び正味財産合計	37,022	40, 490	40, 164

- (3) 県財政関与状況の推移 該当なし。
- (4) 県から出資団体への補助金 該当なし。
- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。

- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償 該当なし。
- (10) 監査の結果及び意見 監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

3. 公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

(三) 田外田川	·/贼安(自和3年3月不死任)
設立年月日	平成 3年3月1日
	平成26年4月1日(公益法人認定日)
設立目的	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体・機関の協
	力を得て、高齢者の社会活動の促進等を図り、すべての県民が生涯を
	健康で生きがいをもって生活することができる明るい長寿社会の実現
	に寄与する。
設立根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財
·準拠法等	団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
	第 44 条の規定
設立団体	財団法人佐賀県長寿社会振興財団
出資状況	佐賀県 200,000 千円 95.2%
	佐賀銀行 10,000 千円 4.8%
	計 210,000 千円 100%
所在地	佐賀市神野東2丁目6番1号
事業内容	・佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助事業
	財団の設立目的に沿った下記の補助対象事業を財団法人設立当初
	より実施している。
	① ゆめさが大学では、高齢者の生きがいと健康づくりのため、学
	習意欲や満足度を高める講座等を実施するとともに、社会活動
	に必要な知識の習得、地域活動実践者の養成を目指し、卒業後
	にスムーズに地域活動に取り組むためのインターンシップとし
	て地域活動の実践演習「やってみよう」を実施している。
	② さがねんりんピックでは、シニアのスポーツの振興を図るとと
	もに、生きがいづくりや健康づくりを推進し、明るい長寿社会
	づくりへの県民の幅広い理解を得ることを目的に開催してい
	る。
	③ 佐賀県シニアアートフェスタでは、シニアの文化芸術活動の振
	興を図るとともに明るい長寿社会づくりへの県民の幅広い理解
	を得ることを目的に開催している。
	・佐賀県生涯現役・介護の仕事理解促進事業費補助事業
	元気な高齢者の退職後のセカンドキャリアとして介護の仕事を選
	んでもらえるよう研修会等を通じて介護の「魅力」「やりがい」を
	発信する事業として、令和元年度より実施している。

	• 佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費補助事業
	県が推進する高齢者の介護予防のためのボランティア活動(サポ
	ーティア活動)の全県的な取組みに向け、課題等の抽出や関係機
	関等との調整を図るため、平成24年度より実施している。
	・佐賀県ゆめさが・地域活動支援事業
	ゆめさが大学の卒業生(団体・グループ)に地域活動の担い手や
	リーダーとして積極的に活躍してもらうための支援を行うため、
	ゆめさがアシストセンターを設置し、地域活動継続のためのコー
	ディネートを行う事業として、令和4年度より実施している。
県所轄部課	長寿社会課
役員数	理事長1人、常務理事1人、理事4人、監事2人、評議員5人
(うち常勤)	上記は全て非常勤

常勤職員8人、非常勤職員6人、日々雇用職員1人、計15人

評議員 (5人) 理 事 (6人) 内訳

組織図は、下記のとおりである。

- 理事長 (1人)
- ・常務理事(1人)
- ·理事 (4人)

監事(2人)

事務局

職員

組織機構

事務局長 (1人:常務理事及び開発指導課長兼務)

総務課 職員3人(プロパー職員1人 嘱託職員2人)

開発指導課 職員9人(プロパー職員2人 嘱託職員6人 日々雇用職員1人)

- アシストセンター2人(嘱託職員2人)

沿革

平成3年3月1日 財団法人佐賀県長寿社会振興財団設立(県からの出捐金2億円) 平成26年4月1日 公益財団法人に移行

(2) 決算推移

 妳	TF	哔	旪	产	畄	減	മ	竌	
mv		P/A	wı	Æ	ᄺ	IMIX.	\boldsymbol{v}	H1)	

単位:千円

<u>一般止味財産増减の部</u>			里位:十円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	68, 817	79, 509	96, 628
基本財産運用益	305	183	342
事業収益	21,623	29, 459	33, 422
受託事業収益	6, 596	7,650	9,040
入学金・受講料収入	14, 921	21, 463	24, 171
出品料・参加料収入	107	347	212
受取補助金等	46, 679	49, 582	62, 432
雑収益	209	286	431
経常費用	70, 184	80, 158	97, 982
事業費	63, 720	75, 541	93, 447
役員報酬	70	100	100
給料手当	33, 123	33, 731	37, 930
賃金	45	213	442
退職給付費用	861	932	742
福利厚生費	5, 516	5, 389	6,639
旅費交通費	1, 124	1,602	5, 293
通信運搬費	1,873	2,045	3, 187
減価償却費	355	264	279
消耗品費	2, 581	4, 364	4, 379
修繕費	147	244	247
印刷製本費	1,851	1,693	3, 173
燃料費	154	253	220
光熱水料費	253	309	379
賃借料	3, 575	5, 760	7, 227
保険料	391	385	563
	4,841	7,673	9, 116
	993	1, 535	1, 410
支払負担金	1, 416	2, 193	3, 127
委託費	2, 930	4, 897	2, 395
	134	199	167
広報費	1, 109	1, 153	※ 1 5, 592
	21	11	20
支払手数料	358	598	820
管理費	6, 464	4,617	4, 535
当期経常増減額	▲ 1, 367	▲ 648	▲ 1,354
経常外収益	2,000	_ = 3 10	- 2,001
助成金収入	2,000		
経常外費用		_	48
前期損益修正損			48
当期経常外増減額	2,000	_	▲ 48
一般正味財産期首残高	37, 443	38, 077	37, 428
一般正味財産期末残高	38, 077	37, 428	36, 026
//A TE /N /N /TE /// /N /A [H]	00,011	01, 120	00,020

※1… ゆめさがアシストセンターPR動画制作関連費用3,942千円

指定正味財産増減の部			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定正味財産期首残高	200, 000	200, 000	200,000
指定正味財産期末残高	200,000	200,000	200,000
		•	•

上、味り、産別、木、残	正味財産期末残高	238, 077	237, 428	236, 026
-------------	----------	----------	----------	----------

単位:千円 貸借対照表 科目 令和2年度 令和3年度 令和4年度 流動資産 32, 124 35, 987 37, 336 現金預金 30,828 34, 210 30,689 3, 127 未収金 1,435 5, 160 210, 795 210, 721 固定資産 210,801 基本財産 210,000 210,000 210,000 定期預金 210,000 210,000 210,000 その他固定資産 801 795 721 資産合計 242, 925 246, 783 248, 057 流動負債 4,849 9, 354 12,031 未払金 4, 333 8,940 11,020 預り金 515 415 1,011 負債合計 9,354 12,031 4,849 指定正味財産 200,000 200,000 200,000 一般正味財産 38,077 37, 428 36,026 正味財産合計 238, 077 237, 428 236, 026 負債及び正味財産合計 242, 925 246, 783 248, 057

可和	4年度 一般正味財産				11.>=	, -,	- 4	位:千
		公益1	公益2	公益3	共通	小計		合計
		指導者等	機会提供	介護予防	共通	公益目的	法人	法人
	科目	育成事業	支援事業	推進事業		事業会計	会計	全体
	収益	38, 549	7, 727	12, 743	33, 335	92, 354	4, 274	96, 6
	本財産運用益	_			68	68	274	3
事	業収益	24, 171	212	9,040		33, 422		33, 4
	受託事業収益	-		9,040		9,040		9,0
	入学金・受講料収入	24, 171				24, 171		24, 1
	出品料・参加料収入	-	212			212		2
受	:取補助金等	14, 177	7,515	3, 703	33, 037	58, 432	4,000	62, 4
雑	収益	201			230	431		4
常	費用	68, 779	11, 309	13, 360	ı	93, 447	4, 535	97, 9
事	業費	68, 779	11, 309	13, 360	_	93, 447	1	93, 4
	役員報酬	75	25			100		1
	給料手当	30, 664	2,774	4, 492		37, 930		37, 9
	賃金	_	71	371		442		4
	退職給付費用	592	53	98		742		7
	福利厚生費	5, 364	492	784		6,639		6, 6
	旅費交通費	1, 503	3,771	19		5, 293		5, 2
	通信運搬費	1, 743	641	803		3, 187		3, 1
	減価償却費	222	20	37		279		2
	消耗品費	2,623	947	809		4, 379		4, 3
	修繕費	197	18	32		247		2
	印刷製本費	2, 220	262	691		3, 173		3, 1
	燃料費	184	13	23		220		2, 2
	光熱水料費	312	24	44		379		9
	賃借料	6, 195	386	646		7, 227		7, 2
	保険料	177	201	185		563		.,2
	諸謝金	8, 395	577	144		9, 116		9, 1
	租税公課	1, 117	10	283		1, 410		1, 4
	支払負担金	287	0	2,839		3, 127		3, 1
	委託費	1, 547	794	54		2, 395		2, 3
	食糧費	131	36	01		167		2, 0
	広報費	4, 653	159	780		5, 592		5, 5
	在 報 負 維 費	20	109	700		20		0, 0
	支払手数料	558	36	226		820		8
烘		556	30	220		820	4, 535	4, 5
	<u> </u>	▲ 30, 230	▲ 3,582	▲ 617	33, 335	▲ 1, 093	4, 535 ▲ 261	4 , 3
	<u> </u>		▲ 3, 382	▲017	აა, აან	▲ 1, 093	▲ 201	▲ 1, 5
	<u>外質用</u>	48	_	_	_		_	
						48		
	経常外増減額	▲ 48	A 07 100	A 1 00 1	107 000	▲ 48	20.001	27.4
	正味財産期首残高	▲ 105, 047	▲ 27, 108			1, 347	36, 081	37, 4
/ 股 -	正味財産期末残高	▲ 135, 325	▲ 30, 690	▲ 4, 981	171, 201	206	35, 820	36, 0

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	46, 679	49, 276	62, 432
委託料	_	_	_
その他(負担金等)	_	_	_
計	46, 679	49, 276	62, 432

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
長寿社会課	明るい長寿社会づくり推	・ゆめさが大学の運営に係る補助	44, 552
	進事業費	・さがねんりんピックの運営に係る補助	
スポーツ課		・佐賀県シニアアートフェスタの運営に	
文 化 課		係る補助	
長寿社会課	介護支援ボランティアポ	サポーティア事業における「ボランティ	3, 703
	イント制度推進事業費	ア」、「施設」、「介護保険者」間のコーデ	
		ィネート業務に係る補助	
長寿社会課	生涯現役・介護の仕事理	介護人材の確保につなげる事業運営に係	4, 544
	解促進事業費	る補助	
長寿社会課	ゆめさが・地域活動支援	ゆめさが大学アシストセンターの運営に	9, 633
	事業費	係る補助	
		計	62, 432

- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。
- (10) 監査の意見及び結果

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 「佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金」の推移について(監査意見) <現状>

「佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金」は上述のとおり、ゆめさが大 学運営費、さがねんりんピック、佐賀県シニアアートフェスタに要する経費に対し て補助を行っており、その効果については、それぞれ、ゆめさが大学の卒業生、さが ねんりんピック参加者数、佐賀県シニアアートフェスタの出品数や観覧者数などで 測定している。過去5年間の推移は以下のとおりである。

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ゆめさが大学卒業生	人	164	202	184	215	235
さがねんりんピック参加者数	人	1,531	1, 373	1, 140	390	1,400
佐賀県シニアアートフェスタ						
出品数	点	170	165	中止	157	142
観覧者数	人	1, 100	1, 320	中止	1, 115	897

補助金	千円	37, 891	41,828	38, 748	39, 108	44, 552
-----	----	---------	--------	---------	---------	---------

なお、ゆめさが大学卒業生が増加しているのは、令和2年にゆめさが大学鳥栖校 が開校となったためであり、大学拠点別にみると、安定して卒業生を輩出している (下図参照)。

ゆめさが大学拠点別卒業生数 単位:

<u> </u>					1 2 . / .
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
佐賀校	108	135	108	99	110
唐津校	30	31	33	39	31
鹿島校	26	36	43	37	46
鳥栖校	_	_	ı	40	48
合計	164	202	184	215	235

また、その他の事業の令和4年度の数値についても、コロナ禍前の平成30年度の水準まで回復しておらず、事業規模が拡大しているとは言えない状況である。

<意見>

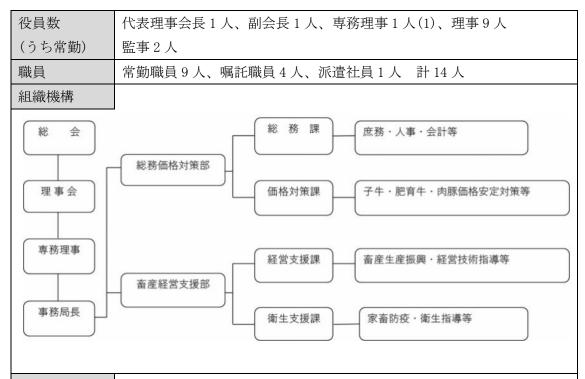
補助金制度をより効果的なものとするためには、補助金交付における一連の手続きの流れの中で、補助金制度の設計や立案と並んで、補助金による効果の検証が非常に重要であると考える。本事業は参加者のほとんどを高齢者が占めており、コロナ禍収束からの回復に時間を要していることも要因の一つであるが、県内の総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は年々上昇しているにも関わらず、本事業の参加者数が伸びない原因を追究し、それに応じた対処を次年度以降の事業に繋げていくことが必要であると考える。ねんりんピックやシニアアートフェスタの参加者に対するアンケート等については特段実施されていないが、アンケートによる参加者の満足度調査は、事業の内容と参加者の多様なニーズとの間に隔た

りがなかったのか、参加者が本当に求めているニーズとは何なのか等を詳細に把握する上で有効なツールになると考えられる。出来るだけ多くの参加者からアンケートを収集するとともに、意見や要望を幅広く把握する仕組みを構築し、適時に取り入れることで、満足度の向上並びに参加規模の拡大に努めて頂きたい。

4. 公益社団法人佐賀県畜産協会

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

設立目的 県内畜産業の健全	日 (公益法人認定日)
設立目的 県内畜産業の健全	日(公益法人認定日)
で安心な畜産物を	全な発展と振興を図ることで、国民生活に不可欠な安全
	と安定的に供給することを目的とする。
設立根拠法 民法第34条(詞	恩定移行前)
·準拠法等	
設立団体 公益社団法人佐賀	貿県畜産協会
出資状況 佐賀県 7	7,500 千円 48.5%
農業団体等 8	2,343 千円 51.5%
計 15	9,843 千円 100%
所在地 佐賀市栄町2番1	号
事業内容 1. 価格安定対策	事業
・肉用子牛の	価格差補てんに関する事業
・肉用牛肥育	経営の所得補てんに関する事業
・養豚経営の	所得補てんに関する事業
2, 畜産経営支援	事業
・ 畜産の経営	指導に関する事業
・ 畜産の経営	支援に関する事業
・畜産に関す	る調査研究および情報提供に関する事業
・生産者並び	に団体への活動支援に関する事業
3, 衛生支援事業	
・家畜伝染性療	実病の予防接種および予防措置に関する事業
・畜産物の安全	とや畜産経営の衛生指導及び調査に関する事業
・家畜伝染病	にん延防止及び経営支援に関する事業
・獣医師等の育	育成支援に関する事業
4、その他の相互	扶助事業
・馬事畜産振興	車事業
• 任意組織事務	务受託事業
県所轄部課 農林水産部 畜産	在課



沿革

佐賀県畜産協会の前身である佐賀県畜産会は、昭和 30 年 12 月に畜産農家の経営指導を担う組織として設立されたが、平成 13 年 4 月、佐賀県畜産物価格安定基金協会並びに佐賀県家畜畜産物衛生指導協会の 2 団体と統合合併し「社団法人佐賀県畜産協会」に名称を変更。

法人改正に伴い、平成25年4月、「公益社団法人」として佐賀県知事の認定を受け現在 に至る。

昭和30年12月 社団法人佐賀県畜産会設立

平成 13 年 4 月 社団法人佐賀県畜産物価格安定基金協会並びに社団法人佐賀県家畜畜 産物衛生指導協会の 2 団体と統合し「社団法人佐賀県畜産協会」に名 称を変更

平成25年4月 公益社団法人佐賀県畜産協会として認定

(2) 決算推移

一般正味財産:	増減の部

111			_	
単	KT	٠		111
#	11/			\Box

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3, 319, 664	368, 526	457, 384
特定資產運用益	2	0	2
受取会費	5, 200	5, 200	5, 200
事業収益	54, 887	53, 629	56, 235
受取補助金	2, 582, 095	265, 098	
受取委託金	27, 398	29, 679	25, 218
雑収益他	2, 560	1, 460	1,841
指定正味財産からの振替額	647, 521	13, 459	71,021
経常費用	3, 313, 478	372, 680	
事業費	3, 308, 942	370, 556	454, 654
	3, 912	4,014	4,000
給料手当	40, 566	45, 908	43, 925
臨時雇用賃金	4, 445	4, 227	4, 147
福利厚生費	7,061	8, 730	8, 103
ワクチン費	26, 101	25, 459	24, 355
技術料	9,822	9,032	8, 621
支払助成金	593, 239	190, 021	31, 703
支払補てん金	2, 584, 467	32, 919	270, 856
給付金	-	8,640	12, 960
貸付金	4, 320	-	-
委託費	8, 882	8, 875	9, 286
その他	26, 127	32, 732	36, 698
管理費	4, 536	2, 123	917
当期経常増減額	6, 187	▲ 4, 153	1,812
経常外収益	47, 858	30	182, 082
受取返戻金	250	30	-
過年度損益修正益	10, 155	-	-
受取積立金振替額	37, 453	-	_
指定正味財産からの振替額	-	-	182, 082
経常外費用	47, 858	30	182, 082
支払返戻金	37, 703	30	182, 082
過年度損益修正損	10, 155	_	_
当期経常外増減額	-	-	-
一般正味財産期首残高	78, 204		80, 237
一般正味財産期末残高	84, 391	80, 237	82, 050

指定正味財産増減の部

単位	٠.	千	Ш
 11/	. •	- 1	1 1

			1 1 1 1 1
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受取補助金	25, 259	28, 967	49, 365
受取積立金	457, 153	79,820	393, 853
受取負担金	_	3, 714	_
特定資産運用益	8	5	5
一般正味財産への振替額	▲ 684, 974	▲ 13, 459	▲ 253, 103
当期指定正味財産増減額	▲ 202, 555	99, 047	190, 121
指定正味財産期首残高	360, 285	157, 731	256, 777
指定正味財産期末残高	157, 731	256, 777	446, 898

正味財産期末残高 242,121 337,015 528,947

・令和4年度の経常外費用の支払返戻金 182 百万円は、肉用牛肥育経営安定交付金制度の 第1業務対象期間(平成 30 年 12 月~令和4年3月)が終了したために、生産者及び佐賀 県に対して、積立金残額の返還を行ったものである。

・令和2年度の受取補助金及び支払補てん金の増加は、コロナ感染症拡大下で需要が減少し 経営状態が悪化した肥育事業者に対して、当法人を通じて補助金支給等の支援を行った ものである。

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	34, 290	31, 163	42, 929
現金預金	13, 499	8,823	20, 431
維資産	20, 790	22, 340	22, 498
固定資産	398, 516	496, 398	677, 799
基本財産	-	_	I
特定資産	370, 703	482, 151	664, 217
生産者積立資産	12, 377	25, 111	38, 205
生産者積立準備資産	31, 524	28, 341	25, 068
償還円滑化積立資産	10, 319	10, 320	10, 320
調整積立資産	34, 928	34, 928	24, 928
肥育安定基金資産	91, 865	182, 151	365, 757
入会預り金資産	159, 843	159, 843	159, 843
退職給付引当資産	18, 232	20,676	22, 720
その他	11, 614	20, 781	17, 376
その他の固定資産	27, 813	14, 247	13, 582
外部出資金	12, 280	12, 280	12, 280
その他	15, 533	1, 967	1, 302
資産合計	432, 806	527, 561	720, 728
流動負債	9, 764	10, 028	9, 218
未払金	6, 134	6, 242	5, 926
預り金	185	255	420
その他	3, 445	3, 531	2, 873
固定負債	180, 920	180, 519	182, 563
入会預り金	159, 843	159, 843	159, 843
退職給付引当金	18, 232	20,676	22, 720
長期前受負担金	2, 845	_	_
負債合計	190, 685	190, 546	191, 781
指定正味財産	157, 731	256, 777	446, 898
うち特定資産への充当額	148, 117	256, 777	446, 898
一般正味財産	84, 391	80, 237	82, 050
うち特定資産への充当額	44, 510	44, 855	34, 757
正味財産合計	242, 121	337, 015	528, 947
負債及び正味財産合計	432, 806	527, 561	720, 728

令和4年度 一般正味財産増減内訳表	数内訳表										単位:千円
	公益1	公益2	公益3	公益4	小計	収益1	収益2	収益3	十十十		中丰
皿	肉用子牛価 格補てん等	畜産の経営 指導等	家畜伝染性 疾病等	并通	公益 事業 会計	馬事畜産振 興等	任意組織事 務等	并通	事業分類	法人会計	法人全体
経常収益	332,416	48, 563	66, 595	2,600	450, 174	2, 541	712	-	3,254	3,957	457, 384
特定資産運用益	1		0		1				I	1	2
多 取会費	1			2,600	2,600				I	2,600	5,200
	14,054	6,594	35, 422		56,070	165			165		56, 235
受取補助金	239, 104	30, 313	26,740		296, 156	1,			1,711		297,867
受取委託金	11,466	11,529	1,250		24, 245	523	450		973		25, 218
雑収益他	15	55	16		87	137	262		399	1,355	1,841
指定正味財産からの振替額	67, 776	72	3, 166		71,015	5	0		5	1	71,021
常費用	329, 124	50,947	70,402	_	450, 473	3, 327	854	_	4, 181	917	455, 572
事業費	329, 124	50,947	70,402	-	450, 473	3, 327	854	1	4, 181	_	454,654
管理費	_				_				_	917	917
当期経常増減額	3, 292	▲ 2,384	▲ 3, 808	2,600	▶ 299	982▼	▲142	I	▶928	3,039	1,812
経常外収益	182,082				182,082				_		182,082
経常外費用	193,081	▲ 2, 180	▲ 8, 273	▲ 1, 434	181, 193	5,856	206	A 188	6,174	▲ 5,286	182,082
当期経常外増減額	▲ 10,999	2, 180	8, 273	1, 434	688	№ 5,856	₹206	188	▲ 6,174	5, 286	1
般正味財産期首残高	44,834	▲ 3,524	▲ 16,333	16, 393	41,370	▲ 1,473	₹ 962	3,205	191	38, 101	80,237
般正味財産期末残高	37, 128	▲3,729	▲ 11,868	20, 427	41,959	▲ 8,115	▲ 1,613	3, 393	▲ 6, 335	46, 426	82,050
人名人名 计 对 分子 计 计 计 计 计 计 计	平 平 4										
11 位 11 位 二 米 付 角 垣 板 1 町 女 世 女 三 世 女 三 一 会 末 1 一 会 末 1		今米や	今米今	\ \ \ \ \	1111 /	10 14 1	一大の	四米3	1=1/	许人会計	计人分标
	10 36E	7			70 26E	グ削1	1 1	/大 川	- I II . f /	ロスンと目	10 36E
X X 证 X 的 X 的 X 的 X 的 X 的 X 的 X 的 X 的 X	909 059				909 059						49, 303
	020,000				595, 655 1				I		030, 000
員担金	ı				I				I		I
特定資産運用益	5				5				I		ις
-般正味財産への振替額	▲ 249,858	▲ 72	▲ 3, 166		▲ 253,097	▲ 5	▶ 0		▲ 5	\blacktriangle 1	▲ 253, 103
当期指定正味財産増減額	193, 365	▲ 72	▲ 3, 166	_	190, 127	▲ 5	▲ 0	-	▲5	\blacktriangle 1	190, 121
指定正味財産期首残高	248, 251	176	8, 313	I	256, 740	19	5		24	13	256, 777
E	441,616	103	5, 147	_	446,866	14	5	_	19	12	446,898
			•			•				•	
下味財産期末穘富	478, 744	▲3,625	▲ 6. 721	20, 427	488, 825	▲8, 101	▲1.608	3, 393	▲ 6.316	46. 438	528, 947

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	255, 873	26, 364	49, 298
委託料	3, 750	3, 970	4, 090
その他(負担金等)	-	_	_
計	259, 623	30, 334	53, 388

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
畜産課	獣医師養成確保修学	佐賀県内の産業動物獣医師等(産業	6, 480
	資金事業	動物獣医師や家畜伝染病の予防・ま	
		ん延防止を担う行政獣医師)の育成	
		を目的に獣医学を専攻する学生に係	
		る補助	
畜産課	佐賀県肉用牛肥育経	肉用牛肥育農家の経営安定を目的に	42, 818
	営安定特別対策事業	肥育牛1頭当たりの標準的販売価格	
		は標準的生産費を下回った場合に交	
		付する肥育牛補てん金の交付に必要	
		な積立金の造成に要する補助	
	·	計	49, 298

(5) 県から出資団体への委託料

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
畜産課	畜産経営技術高度化	生産性、収益性の高い畜産経営体を	4, 090
	推進事業	育成するため畜産農家に対し、畜産	
		各分野の専門家による経営診断によ	
		る助言・指導・技術研修等を行う	
計			4, 090

(6) 県から出資団体への負担金等 該当なし。

- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。

(10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 中期的な収支均衡について(監査意見)

畜産協会では、畜産情勢の変化、県から委託される事業内容により、年度収支が大きく変動しているが、公益法人として収支相償が求められる中では収支構造の安定化が必要となり、一時的な事業量増加に対して人員増強などの施策を採ることが難しい、との課題が認識されていた。

令和元年度、令和2年度においては、県の委託による緊急対策事業が実施されている。コロナ感染症拡大下で需要が減少し経営状態が悪化した肥育事業者に対して、当法人を通じて補助金支給等の支援を行ったものである。その結果、当法人の受取補助金及び支払補てん金は、令和2年度では25億円まで増加したが、令和3年度以降は2億円台まで減少している。従来からの組織体制下で25億円相当の事業を遂行することは、相当な負担であったものと推測される。

また、近年の県内畜産業の発展、畜産情勢の変化から価格対策及び衛生対策も担う 組織となっており、対応する人材育成も含めた組織体制の強化を図ることが喫緊の課題として認識されていた。中長期的な事業量の更なる拡大も見据えて、現段階から人材育成、人員補強を行っておく必要があるとの認識かと思われる。

公益法人の公益認定基準では、収支相償が求められているが、現行の制度は、短期 的な収支相償を求める設計となっている。具体的には、黒字後2年間で黒字額を解消 する必要があり、また、過去の赤字を通算することは不可となっている。その結果、 事業活動が単年度主義になる傾向があると言われている。

この様な状況に対して、政府の公益法人制度に関する有識者会議は、令和5年6月に制度改革を巡る最終報告を取り纏めて提出し、公益法人の中長期的な社会貢献活動を後押しするために、政府に対して、収支均衡についても中期的均衡を図る方向で見直しを求めた。具体的には、過去に発生した赤字の通算も可能とし、通算5年間で収

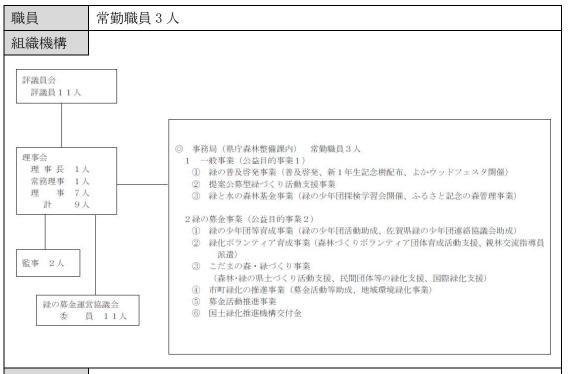
支均衡を図る方向性を求めた。

制度変更が実現すれば、公益法人は、より中期的な取組が可能となる。畜産協会においても、上記の通り、一時的な事業量増加への対応が困難な状態が生じていた。また、佐賀県では、県内初の輸出対応型の牛処理施設「KAKEHASHI」が令和5年6月に稼働開始となっており、県内畜産業の更なる発展も期待される状況となっている。公益認定基準の改訂を機に、畜産協会がより中長期的な経営方針を掲げて、県内畜産業の更なる発展に寄与されることを期待する。

5. 公益財団法人さが緑の基金

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

(1) 田貝凹件(2000年6月不完工/	
設立年月日	昭和 63 年 11 月 4 日	
	平成24年4月1日(公益法人認定日)	
設立目的	県内における山の緑、農山漁村の緑及び町の緑の調和のとれた総合的な	
	整備を図るとともに、緑化に対する県民の理解を深め、もって潤いと活	
	力に満ちた美しい緑の郷土づくり及び国際貢献に寄与することを目的する。	
設立根拠法	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48	
•準拠法等	号)	
	・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律	
	第 49 号)	
	・緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88	
	号。以下「緑の募金法」という。)	
設立団体	公益財団法人さが緑の基金	
出資状況	佐賀県 250,000 千円 48.3%	
	市町 150,000 千円 29.0%	
	その他団体 117,838 千円 22.7%	
	計 517,838 千円 100%	
所在地	佐賀市城内 1-1-59(森林整備課内)	
事業内容	【公益事業1 (一般事業)】	
	・緑の普及啓発事業	
	・提案公募型緑づくり活動支援事業	
	・緑と水の森林基金助成事業	
	【公益事業2 (緑の募金事業)】	
	・緑の少年団等育成事業 ・緑化ボランティアの育成事業	
	・こだまの森林・緑づくり事業	
	・市町緑化の推進事業	
	・募金活動の推進事業	
	・国土緑化推進機構交付金	
県所轄部課	農林水産部 森林整備課	
7102114111111	農林水産部 森林整備課 理事長 1 人(0)、常務理事 1 人(1)、理事 7 人(0)、監事 2 人(0)	



沿革

昭和63年11月 設立

平成2年10月 佐賀県緑化推進委員会と統合し、緑の募金事業を承継

平成7年9月 緑の募金法に基づく緑の募金実施団体として県から指定

令和24年4月 公益法人化

(2) 決算推移

船	正味財	産 増 渇	の部		
ЛΧ	TT - 2/V PK I	/H. /FI 1/19	, マノ ロロ		

一般正味財産増減の部			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	57, 982	61,607	56, 398
基本財産運用益	7, 544	7,637	7, 373
受託事業収益	150	90	50
受取補助金等	2, 516	1,890	1,890
受取寄付金	47, 479	51,857	47,074
雑収益	294	133	11
経常費用	57, 982	61, 126	55, 987
事業費	54, 706	57, 900	52, 715
給料手当	6, 360	6, 281	6, 238
臨時雇賃金	2, 178	2, 186	2, 495
福利厚生費	1, 402	1, 449	1, 514
	3, 287	3, 199	3, 416
広報費	1, 140	3, 560	2, 306
支払助成金	35, 415	36, 206	31, 556
支払交付金	1, 319	1, 311	1, 286
委託費	1,626	1, 459	1, 429
その他	1,980	2, 248	2, 476
管理費	3, 276	3, 226	3, 272
役員報酬	44	66	68
給料手当	1,691	1,670	1,658
福利厚生費	283	284	292
諸謝金	462	462	462
支払負担金	213	213	229
委託費	187	131	107
その他	396	401	456
基本財産評価損益等	▲ 317	-	_
当期経常増減額	▲317	481	411
当期経常外増減額	▲0	-	-
一般正味財産期首残高	63, 060	62, 743	63, 223
一般正味財産期末残高	62, 743	63, 223	63, 634

地定正は	財産増減の部	
- 1		

指定正味財産増減の部			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本財産運用益	8, 213	7, 865	7,841
特定資産運用益	11	10	8
受取補助金等	2, 516	1,890	1,890
受取寄付金	52, 886	52, 821	51, 780
基本財産評価損益等	▲ 6, 062	▲ 9,849	▲ 11,754
一般正味財産への振替額	▲ 57, 217	▲ 61, 382	▲ 56, 311
当期指定正味財産増減額	347	▲ 8,645	▲ 6, 546
指定正味財産期首残高	599, 340	599, 687	591, 042
指定正味財産期末残高	599, 687	591, 042	584, 496

正味財産期末残高 662,430 654,266 648,130

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	38, 119	38, 658	39, 136
現金預金	36, 116	36, 735	37,061
未収金	1,742	1, 752	1,726
前払金	68	-	277
募金資材	193	172	73
固定資産	624, 540	615, 833	609, 224
基本財産	600, 295	590, 446	578, 693
普通預金	8, 193	8, 193	22, 193
定期預金	50,000	50,000	50,000
投資有価証券	542, 103	532, 254	506, 500
特定資産	23, 804	25, 008	30, 215
緑化普及積立資産	11, 269	10, 178	7, 786
基本財産運用資産	4, 787	5, 017	5, 512
緑の募金資産	7, 748	9, 812	16, 918
その他の固定資産	441	379	317
	86	63	40
	356	316	277
資産合計	662, 659	654, 491	648, 361
流動負債	229	226	231
未払金	126	119	122
預り金	103	107	109
固定負債	-	_	-
負債合計	229	226	231
指定正味財産	599, 687	591, 042	584, 496
うち基本資産への充当額	10, 000	10, 000	10, 000
うち特定資産への充当額	-	-	-
出捐金	575, 883	566, 035	554, 281
寄付金	19, 017	19, 991	24, 704
基本財産受取利息	4, 787	5, 017	5, 512
一般正味財産	62, 743	63, 223	63, 634
正味財産合計	662, 430	654, 266	648, 130
負債及び正味財産合計	662, 659	654, 491	648, 361

令和4年度 一般正味財產	<u> </u>	!表			単位:千円
	公益1	公益2	小計		合計
科目	一般事業	緑の募金 事業	公益目的 事業会計	法人会計	法人全体
経営収益	8,035	44, 680	52, 715	3,683	56, 398
基本財産運用益	3,690	_	3, 690	3, 683	7, 373
受託事業収益	50	_	50	_	50
受取補助金等	1,890	_	1,890	-	1,890
受取寄付金	2,400	44, 674	47,074	_	47,074
雑収益	5	5	10	0	11
経常費用	8,035	44, 680	52, 715	3, 272	55, 987
事業費	8,035	44, 680	52, 715	_	52,715
給料手当	1,974	4, 264	6, 238	_	6, 238
臨時雇賃金	449	2,046	2, 495	_	2, 495
福利厚生費	423	1,091	1,514	-	1,514
募金資材費	_	3, 416	3, 416	_	3, 416
広報費	-	2,306	2, 306	-	2,306
支払助成金	3, 154	28, 402	31, 556	-	31, 556
支払交付金	-	1,286	1, 286	-	1,286
委託費	1,341	88	1, 429	-	1,429
その他	695	1,781	2, 476	-	2,476
管理費	_	_	_	3, 272	3, 272
役員報酬	_	_	_	68	68
給料手当	_	_	_	1,658	1,658
福利厚生費	_	_	_	292	292
諸謝金	_	_	_	462	462
支払負担金	_	_	_	229	229
委託費	-	_	-	107	107
その他	-	-	_	456	456
基本財産評価損益等	_	-	_	_	_
当期経常増減額	_	-	-	411	411
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
一般正味財産期首残高	35, 675	14, 113	49, 788	13, 436	63, 223
一般正味財産期末残高	35, 675	14, 113	49, 788	13, 846	63,634

令和4年度 指定正味財産增減内訳表

科目	公益1	公益2	小計	法人会計	法人全体
基本財産運用益	4, 158	1	4, 158	3, 683	7,841
特定資産運用益	8	-	8	-	8
受取補助金等	1,890	-	1,890	-	1,890
受取寄付金	_	51, 780	51, 780	_	51, 780
基本財産評価損益等	▲ 6,213	-	▲ 6, 213	▲ 5, 541	▲ 11, 754
一般正味財産への振替額	▲ 7, 953	▲ 44, 674	▲ 52, 628	▲ 3,683	▲ 56, 311
当期指定正味財産増減額	▲ 8, 111	7, 105	▲ 1,005	▲ 5, 541	▲ 6, 546
指定正味財産期首残高	324, 616	9,812	334, 428	256, 614	591,042
指定正味財産期末残高	316, 505	16, 918	333, 423	251, 073	584, 496

正味財産期末残高 352,180 31,031 383,210 264,920 648,130

(3) 県財政関与状況の推移 該当なし。

- (4) 県から出資団体への補助金 該当なし。
- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。
- (10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 超長期債券を中心とした運用について(監査意見)

令和4年度末において法人が保有する投資有価証券の帳簿価額は506百万円であり、全て「その他有価証券」(毎期時価評価して評価損益を計上)の債券である。また、債券の償還期間別内訳としては、20年が388百万円、その他が118百万円となっており、佐賀県が出資する他の公益法人と比較して、超長期債券(10年超)の運用割合が高い。

市場金利変動により既発債券の市場時価は影響を受けるが、債券の残存期間が長期であるほど時価の変動幅が大きくなる。令和4年12月以降の日本銀行の金融政策一部変更を受けて、市場金利が上昇傾向となっており、以降、法人が保有する超長期債券の時価が下落し評価損は拡大傾向にある。法人が満期まで保有すれば、評価損が実損として実現することはないが、評価損は保有債券利率と市場金利の差異を反映した機会損失(金利上昇を享受できない機会損失)との位置付けでもある。

超長期債券を中心とした運用については、資産運用規程等に定めている所定の手続き(合議・決裁・報告等)に基づき、金利変動リスクに十分に留意のうえ、実施されることが必要と考える。

なお、保有債券のうち、その他 118 百万円は保険会社が発行する劣後債であり、償還期間は 98 百万円が 60 年(平成 29 年~令和 59 年)、20 百万円が 30 年(平成 28 年~令和 28 年)である。保険会社が発行する劣後債は、残存期間が一定年数以上の場合には、保険金等の支払能力指標であるソルベンシー・マージン比率への算入を通じて、保険会社の財務健全性指標の上昇という効果をもたらす。そのため、残存年数が一定年数内となる前に保険会社が額面で任意期限前償還できる条項が付されており、市場慣行としては、条項で決められている初回コール日に期限前償還がなされることが一般的となっている。逆に、期限前償還が行われない場合は、保険会社の財務状況の著しい悪化、市場金利の著しい上昇等が考えられる。当法人が保有する劣後債の初回コール日は、98 百万円は令和9年9月、20 百万円は令和8年8月とされており、順当に行けば、法人の取得日から10年以内に期限前償還されることになる。そのため、実際には超長期債券の定義に該当するが、額面で期限前償還される一般慣行を考慮し、前述の超長期債券の金額には含めずに説明していることを申し添える。

② 劣後債による運用について(監査意見)

法人の資産運用細則などでは、下記の通り定められている。

- ・元本償還の確実性の確保
- ・格付機関の格付がA以上であること。
- ・資金運用時の金利状況により、法人の公益目的事業が引き続き達成できない と判断される場合などにおいては、満期償還前での売却を前提に取得するこ とが出来る。
- ・満期保有を前提としつつ、金利情勢次第では満期償還前売却の可能性もある ため、保有目的区分は、「満期保有目的」ではなく「その他有価証券」とする。

当該細則に基づき資産運用が為されているが、令和4年度末時点の投資有価証券残高 506 百万円のうち 118 百万円は劣後債であった。当該状況に対して、県による平成 30 年度の財政支援団体監査では、「元本償還の確実性の確保」の規定があるため、劣後 債による運用は運用細則に抵触する旨の指摘がなされていた。具体的には、保有する 劣後債は、何れも格付A以上であるが、仮に発行企業が破綻した場合は、債権者としての回収順位が最後となり、回収がほぼ困難な債券である。従って、「元本償還の確実性の確保」を満たした債券とは言えない、との趣旨の指摘であった。また、県や市町の税金から出捐を受けた基本財産の運用であり、債券の購入は慎重に行うべき、との 指摘もなされていた。

なお、本監査で発行条項を確認したところ、保有する劣後債は、ソルベンシー・マージン比率等に関して一定の要件が充足されない場合は、要件が充足されるまで最終償還日を延長する旨の延長条項も付されている。当該条項が付されていることからして

も「元本償還の確実性の確保」に抵触するものと考えられる。

財政支援団体監査による上記指摘に対して、法人は、今後は新規の劣後債取得は行わないとの方針を決定し、以降の新規取得はない。

一方、監査指摘以前に取得し、現在まで保有する劣後債 118 百万円は、監査意見①に記載の通り、初回コール日は令和9年9月と令和8年8月である。劣後債の元本毀損リスクを考慮して今後は取得しないとする現状の運用方針に基づけば、市場金利、当初取得価額に対する含み損益などの状況によっては、早期売却の検討も必要と思われる。

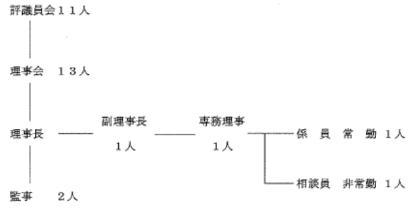
なお、令和5年3月にスイスの金融大手クレディ・スイス・グループの経営不安が深刻化し、同グループが他社に買収されるに当り、同グループが発行した劣後債の一種である AT1 債の価値はゼロとされた。AT1 債は一般的な劣後債よりも更に劣後する様であるが、何れにしても劣後債による運用については、十分に留意が必要と考えられる。

6. 公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

	·沙贼安(17410年3月末沙江)
設立年月日	平成 4 年 3 月 24 日
	平成23年4月1日(公益法人認定日)
設立目的	暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動を推進し、暴力団
	員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員によ
	る不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当
	な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。
設立根拠法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二十条第一項
·準拠法等	(現行法では第三十二条第三項に該当)
設立団体	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター
出資状況	佐賀県 200,000 千円 46.7%
	市町村 100,000 千円 23.4%
	民間等 127,745 千円 29.9%
	計 427,745 千円 100%
所在地	佐賀市松原一丁目1番1号 県警察本部別館内
事業内容	1. 暴力団に係る問題を抱える者に対する相談、助言等の支援事業
	(1) 暴力団による不当な行為の防止に関する相談、暴力団からの離脱
	や少年に対する暴力団からの影響排除等、暴力団に関するあらゆ
	る問題に対する相談事業
	(2) 少年に対する暴力団の影響排除のために行う少年への生活指導、
	助言等の支援事業
	(3) 不当要求情報管理機関に対する資料提供、助言等の支援事業
	2. 暴力団離脱希望者や暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対す
	る支援事業
	(1) 暴力団離脱希望者に対する就労斡旋等の更生促進事業
	(2) 暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給等の犯
	罪被害者支援事業
	(3) 暴力団事務所撤去運動に伴う支援事業
	(4) 民間の暴力団排除組織に対する講師派遣、活動助成金支給等の支
	援事業
	3. 暴力団追放に関する研修、講習による専門的知識、技能の普及や人材
	の育成事業
	(1) 少年指導委員に対する研修事業

(2) 不当要求防止責任者講習事業 4. 暴力追放に関する知識の普及、暴力追放意識を高揚するための広報啓 発事業 (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及・啓発を図 るために行う事業 ア 広報啓発事業 イ 暴力追放県民大会の開催 (2) 暴力団員に関する調査研究事業 県所轄部課 県警察本部 組織犯罪対策課 役員数 理事長1人(0)、副理事長1人(0)、専務理事1人(1)、理事13人(0) 監事 2 人(0) (うち常勤) 評議員11人 職員 常勤職員2人、非常勤職員1人 計3人 別途データ参照 組織機構



-係 員 常 勤 1人 センター寄附行為に定める寄附金に事務処理手続き、事務局・ 理事会等の庶務・会計、その他必要な事務の処理に関すること

- 相談員 非常勤 1人 関すること

沿革

平成4年7月8日、佐賀県公安委員会から財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターとして指定

平成23年4月1日、公益財団法人の認定

平成25年3月22日、事業変更の認定

(2) 決算推移

一般正味財産増減の語	祁
------------	---

117 / / /		_	-	
単位	٠			
H-11/		- 1	_	

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	13, 772	13, 576	14, 450
基本財産運用益	3, 926	3, 733	3, 733
特定資産運用益	0	0	0
事業収益	2,713	2,707	2,712
受取補助金等	1,837	1,837	1,837
受取寄付金	1, 222	1, 349	2, 228
受取賛助会費	4,075	3, 950	3, 940
雑収益	0	0	0
経常費用	13, 551	13, 796	14, 450
事業費	9, 336	9, 641	10, 299
役員報酬	3, 737	3, 825	3, 825
給料手当	2,604	2,812	2, 767
福利厚生費	972	1,014	1,057
通信運搬費	195	230	266
印刷製本費	542	261	591
賃借料	419	438	547
諸謝金	380	380	435
その他	486	680	812
管理費	4, 215	4, 155	4, 150
役員報酬	934	956	956
給料手当	1,701	1, 592	1, 562
福利厚生費	411	402	358
委託費	305	305	305
その他	864	898	969
当期経常増減額	221	▲ 220	0
経常外収益	-	1	_
経常外費用	_	_	0
当期経常外増減額	_	_	▲0
一般正味財産期首残高	6, 210	6, 431	6, 211
一般正味財産期末残高	6, 431	6, 211	6, 211

指定正味財産増減の部

|--|

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本財産運用益	4, 101	3, 858	3, 858
特定資産運用益	7	1	1
受取寄付金	-	2	4
固定資産受贈益	-	_	315
一般正味財産への振替額	▲ 3, 973	▲ 3,777	▲ 4, 451
当期指定正味財産増減額	136	84	▲ 272
指定正味財産期首残高	484, 266	484, 402	484, 486
指定正味財産期末残高	484, 402	484, 486	484, 214

正味財産期末残高 490,833 490,697 490,425

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	6, 720	6, 511	6, 517
現金預金	6, 636	6, 428	6, 429
前払費用	84	84	88
固定資産	484, 794	484, 957	484, 764
基本財産	428, 097	428, 222	428, 347
投資有価証券	427,457	427, 582	427, 707
	640	640	640
特定資産	56, 698	56, 735	56, 416
退職給付引当資産	393	471	550
緊急対策基金資産	53, 917	53, 919	53, 925
受贈什器備品	44	0	263
基本財産運用資産	2, 345	2, 345	1, 679
その他の固定資産	-	-	-
資産合計	491, 514	491, 469	491, 281
流動負債	289	300	306
未払金	232	247	250
預り金	57	54	56
固定負債	393	471	550
退職給付引当金	393	471	550
負債合計	682	772	856
指定正味財産	484, 402	484, 486	484, 214
うち基本資産への充当額	428, 097	428, 222	428, 347
<i>うち特定資産への充当額</i> 寄付金	56, 305	56, 264	55, 867
一般正味財産	484, 402	484, 486 6, 211	484, 214
正味財産合計	6, 431 490, 833	490, 697	6, 211 490, 425
負債及び正味財産合計	490, 833	490, 697	490, 425
貝限及い上外別座百計	491, 014	491, 409	431, 201

令和4年度 一般正味財産	増減内訳	表						単位:千円
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	小計		合計
科目	相談・助言 事業	被害者等 支援事業	研修·講習 事業	広報啓発· 調査研究	共通	公益目的 事業会計	法人会計	法人全体
経常収益	53	-	2, 712	-	7, 535	10, 299	4, 150	14, 450
基本財産運用益	_	_	_	-	2, 240	2, 240		3,733
特定資産運用益	_	_	-	_	0	0		0
事業収益	_	_	2,712	_	_	2,712	_	2,712
受取補助金等	_	_	_	_	1,837	1,837	_	1,837
受取寄付金	53	_	-	-	1, 291	1,344	884	2, 228
受取賛助会費	_	_	-	_	2, 167	2, 167	1,773	3,940
雑収益	=	=	-	=	0	0		0
経常費用	2,905	1,318	3, 728	2,348	-	10, 299	4, 150	14, 450
事業費	2, 905	1,318	3, 728	2,348	_	10, 299		10, 299
役員報酬	1, 100	717	956	1,052	_	3,825	_	3,825
給料手当	734	285	1,318	429	_	2,767	_	2,767
福利厚生費	311	163	353	229	_	1,057	_	1,057
通信運搬費	22	15	201	28	_	266	_	266
印刷製本費	105	37	368	81	_	591	_	591
賃借料	73	41	267	167	_	547	_	547
諸謝金	330	-	50	55	_	435	_	435
その他	231	60	215	306		812	-	812
管理費	_	-	-	_	_	-	4, 150	4, 150
役員報酬	-	=	=	=	_	=	956	956
給料手当	_	_	_	_	_	_	1, 562	1, 562
福利厚生費	-	=	=	=	_	=	358	358
委託費	_	=	=	=	_	=	305	305
その他	_		-	_	_	-	969	969
当期経常増減額	▲ 2,852	▲ 1,318	▲ 1,016	▲ 2, 348	7, 535	0	-	0
経常外収益	_		_	_	_	-	-	_
経常外費用	0	-	_	_	-	0	_	0
当期経常外増減額	▲0	_	_	_		▲0	_	▲0
一般正味財産期首残高	▲ 23, 873		▲ 3,845		64, 249	2, 992		
一般正味財産期末残高	▲ 26, 725	▲ 14, 949	▲ 4,861	▲ 22, 256	71, 784	2, 992	3, 219	6, 211

令和4年度 指定正味財産増減内訳表

<u> </u>	2 - H NSVI 1 H/ / 3	<u> </u>						
科目	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	小計	法人会計	法人全体
基本財産運用益	-	-	=	=	2, 315	2,315	1,543	3,858
特定資産運用益	-	1	-	_	-	1	-	1
受取寄付金	-	4	-	_	-	4	-	4
固定資産受贈益	315	-	_	_	-	315	-	315
一般正味財産への振替額	▲ 53	=	=	=	▲ 2,905	▲ 2,958	▲ 1,493	▲ 4, 451
当期指定正味財産増減額	263	5	-	=	▲ 590	▲322	50	▲ 272
指定正味財産期首残高	0	53, 919	-	-	258, 241	312, 160	172, 326	484, 486
指定正味財産期末残高	263	53, 925	_	_	257, 651	311,838	172, 376	484, 214
指定正味財産期末残高	263	53, 925	_	_	257, 651	311, 838	172, 376	484,

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	1,837	1, 837	1, 837
委託料	2, 712	2, 707	2, 712
その他(負担金等)	_	_	_
計	4, 549	4, 544	4, 549

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名		事業の概要	令和4年度
知事部局	① 暴力団離脱希望者	行や暴力団員に (① ・暴力団員による不当な	1, 837
	よる不当な要求行	F為の被害者等	行為の防止に関する相	1
	に対する支援事業	[相談・助言	談、暴力団からの離脱や	1
	以外の支援事業】		少年に対する暴力団から	1
			の影響排除等、暴力団に	1
			関するあらゆる問題に対	1
			する相談事業	1
			・少年に対する暴力団の	1
			影響排除のために行う少	1
			年への生活指導、助言等	1
			の支援事業	1
			・不当要求情報管理機関	1
			に対する資料提供、助言	
			等の支援事業	1
				1
	② 暴力団離脱希望者	か暴力団員に (② ・暴力団離脱希望者に対	
	よる不当な要求行	「為の被害者等	する就労斡旋等の更生促	1
	に対する支援事業	【相談・助言	進事業	1
	以外の支援事業】		・暴力団員による不当な	
			行為の被害者に対する見	
			舞金の支給等の犯罪被害	
			者支援事業	1
			・暴力団事務所撤去運動	
			に伴う支援事業	
			・民間の暴力団排除組織に	1
			対する講師派遣、活動助	1
			成金支給等の支援事業	1
			・暴力団排除に関する関係	1
			機関・団体との連絡調整	1
	③ 暴力団追放に関す		③ ・少年指導委員に対する	
	による専門的知識	は、技能の普及	研修事業	
	や人材の育成事業	[【研修関係】	• 不当要求防止責任者講	
			習事業	

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
	④ 暴力追放に関する知識の普及、	④ ・暴力団員による不当な	
	暴力追放意識を高揚するための	行為の予防に関する知識	
	広報啓発事業【広報啓発・調査	の普及・啓発を図るため	
	研究関係】	に行う広報啓発事業、暴	
		力追放県民大会の開催	
		・暴力団員に関する調査	
		研究事業	
		計	1, 837

(5) 県から出資団体への委託料

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
知事部局	不当要求防止責任者講	暴力団員による不当な行為の防止等に関す	2, 712
	習業務	る法律施行規則第 18 条の規定に従い講習	
		を実施する	
		計	2, 712

- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。

(10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 超長期債券を中心とした運用について(監査意見) 令和4年度末において法人が保有する投資有価証券の帳簿価額は427百万円であり、 全て満期保有目的の債券である。また、債券の償還期間別内訳としては、超長期債券 (20年) 367 百万円、長期債券(10年)60 百万円となっており、佐賀県が出資する他の 公益法人と比較して、超長期債券の運用割合が高くなっている。

市場金利変動により既発債券の市場時価は影響を受けるが、債券の残存期間が長期であるほど時価の変動幅が大きくなる。令和4年12月以降の日本銀行の金融政策一部変更を受けて、市場金利が上昇傾向となっており、以降、法人が保有する超長期債券の時価が下落し含み損は拡大傾向にある。法人の債券保有方針は全て満期保有目的であり、当該方針に従って満期まで保有すれば、含み損が実現することはないが、含み損は保有債券利率と市場金利の差異を反映した機会損失(金利上昇を享受できない機会損失)との位置付けでもある。

超長期債券を中心とした運用については、資産運用規程等に定めている所定の手続き(合議・決裁・報告等)に基づき、金利変動リスクに十分に留意のうえ、実施されることが必要と考える。

② 暴力団離脱者支援事業について(監査意見)

離脱希望者等に対する支援として、離脱・就労相談がなされている。相談件数に対する就労件数の割合は、平成25年度~平成29年度は29.6%に対して、平成30年度~令和4年度の直近5年間は7.6%と低下していた。就労件数の増加に向けて、本事業に引続き注力して頂きたいものと考える。

7. 公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

(1) 田貝凹件	の
設立年月日	昭和 57 年 3 月 5 日
	平成 26 年 4 月 1 日(公益法人認定日)
設立目的	生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維
	持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。
設立根拠法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
・準拠法等	
設立団体	各生活衛生同業組合(8組合)
出資状況	佐賀県 2,000 千円 40%
	社団法人佐賀県環境衛生同業組合連合会 3,000 千円 60%
	計 5,000 千円 100%
所在地	佐賀市白山一丁目 2番 13 号
事業内容	・相談指導事業
	・情報化整備事業
	・後継者育成支援事業
	・標準営業約款登録事業
	・クリーニング師研修等事業
	・調査研究事業
県所轄部課	健康福祉部 生活衛生課
役員数	代表理事1人(0)、業務執行理事2人(0)、理事6人(0)、監事2人(0)
(うち常勤)	評議員 5 人
職員	常勤職員1人、非常勤職員1人、事務職員1人、計3人
組織機構	
	·
評議員会(5人	
797 to 1	
理事会(9人	
代表理事(1)	、) 業務執行理事(2人) 経営指導員(2人) 事務職員(1人)
	- 常勤1人 - 常勤1人
監事(2人)	・非常勤1人 (別添1のとおり)
	

沿革

昭和57年4月1日 県の指定

平成13年1月6日 名称変更(環境衛生→生活衛生)

平成26年4月1日 公益認定

(2) 決算推移

一般正味財産増減の部

単位:千円

			単位・1 口
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	15, 648	16, 269	15, 577
基本財産運用益	1	1	0
特定資産運用益	0	0	0
事業収益	2, 198	2,778	2,005
受取補助金等	13, 300	13, 300	13, 300
受取寄付金	100	100	100
雑収益	50	91	172
経常費用	15, 349	16, 128	15, 534
事業費	14, 923	15, 553	14, 983
	-	-	-
給料手当	8, 277	8, 441	8, 440
福利厚生費	1,074	1, 111	1, 134
	632	562	564
使用料賃借料	834	827	855
諸謝金	1, 218	1, 100	1, 105
委託費	975	978	920
その他	1, 912	2, 534	1, 965
管理費	426	575	551
	29	67	67
給料手当	109	111	116
使用料賃借料	18	89	59
社	107	120	92
その他	163	189	218
当期経常増減額	299	141	43
当期経常外増減額	-	_	-
一般正味財産期首残高	4, 778	5, 077	5, 218
一般正味財産期末残高	5, 077	5, 218	5, 261

指定正味財産増減の部

単位:千円

			1 1 1 1 1
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当期指定正味財産増減額	-	I	1
指定正味財産期首残高	5, 000	5, 000	5,000
指定正味財産期末残高	5, 000	5,000	5,000

正味財産期末残高 10,077 10,218 10,261

<u>貸借対照表</u> 単位:千円 科目 令和2年度 令和3年度 令和4年度 流動資産 4,280 4,393 4, 446 4, $3\overline{30}$ 現金預金 4, 216 4, 382 前払金 63 63 63 固定資産 9, 451 9,526 9,623 基本財産 5,000 5,000 5,000 定期預金 5,000 5,000 5,000 特定資産 3,623 3, 451 3,526 退職給与引当資産 3,526 3,623 3, 451 その他の固定資産 1,000 1,000 1,000 資産合計 13, 730 13, 919 14,069 流動負債 202 175 185 未払金 104 66 66 預り金 98 109 119 固定負債 3, 451 3,526 3,623 退職給与引当金 3, 451 3,526 3,623 3,701 負債合計 3,653 3,808 指定正味財産 5,000 5,000 5,000 5, 000 うち基本資産への充当額 5, 000 5, 000 設立時寄付金 5,000 5,000 5,000 一般正味財産 5, 218 5, 261 5,077 10, 218 10, 261 正味財産合計 10,077 負債及び正味財産合計 13, 730 13, 919 14,069

令和4年度 一般正味財産増減内訳表 単位:千円

19 /	14年及 一放正外別座」	H 1/2/L 1 1/L /2/						<u> 単位・1 円</u>
		公益1	小計	収益1	収益2	小計		合計
		生活衛生関	公益目的		連合会事	収益	法人会計	注 \
	科目	係営業指導	事業会計	情報収集	務局運営	事業会計	伍八云印	伍八土平
	1 収益	13, 844	13,844	900	100	1,000	733	15, 577
	基本財産運用益	0	0		-	-		0
4	寺定資産運用益	-	_		-	_	0	0
	事業収益	494	494	900	100	1,000	511	2,005
	受取補助金等	13, 300	13, 300		-	_		13, 300
	受取寄付金	_	_		-	_	100	100
	維収益	50	50		-	-	122	
	常費用	13, 967	13, 967	892	125	1,016	551	15, 534
=	事業費	13, 967	13, 967	892	125	1,016		14, 983
	役員報酬	_	_	_		_		_
	給料手当	8, 356	8, 356	25	59	85		8, 440
	福利厚生費	1, 123	1, 123	3	8	11		1, 134
	役務通信費	361	361	202	1	204		564
	使用料賃借料	852	852	2	-	2		855
	諸謝金	523	523	582	-	582		1, 105
	委託費	913	913	2	5	8		920
	その他	1,841	1,841	73	51	124	-	1,965
行	<u> 理費</u>	-	_		-	-	551	551
	役員報酬	-	_		-	_	67	67
	給料手当	-	_		-	_	116	116
	使用料賃借料	-	_		-	_	59	59
	雑費	_	-		-	_	92	92
	その他	_	-	-	_	-	218	
	月経常増減額 ニューニー	▲ 123	▲ 123	8	▲ 25	▲ 16	182	43
	月経常外増減額 ニュー	-	-	-	-	-	-	_
	设正味財産期首残高							5, 218
一般	设正味財産期末残高							5, 261

令和4年度 指定正味財産増減内訳表

科目	公益1	小計	収益1	収益2	小計	法人会計	法人全体
当期指定正味財産増減額	_	_	1	I	I	I	_
指定正味財産期首残高	5,000	5,000			_		5,000
指定正味財産期末残高	5,000	5,000	_	-	-	-	5,000

正味財産期末残高				10, 261

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	13, 300	13, 300	13, 300
委託料	-	-	-
その他(負担金等)	-	-	-
計	13, 300	13, 300	13, 300

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
生活衛生課	生活衛生指導助成事業	・相談指導事業	13, 300
		・情報化整備事業	
		•後継者育成支援事業	
		計	13, 300

- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償 該当なし。

(10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 情報化整備事業について (監査意見)

法人が佐賀県から補助を受けて行う生活衛生指導助成事業では、情報化整備事業が実施されている。全国センターが運営管理を行うネットワークシステムを活用する他、法人は、独自にLINE公式アカウント、Facebook(令和4年度に新設)を設けて、県内の組合員への情報発信を行っている。これまでのコロナ禍や最近の物価高騰等に関連した支援策などについて、県内のより多くの組合員に情報を迅速に届けようとするものである。

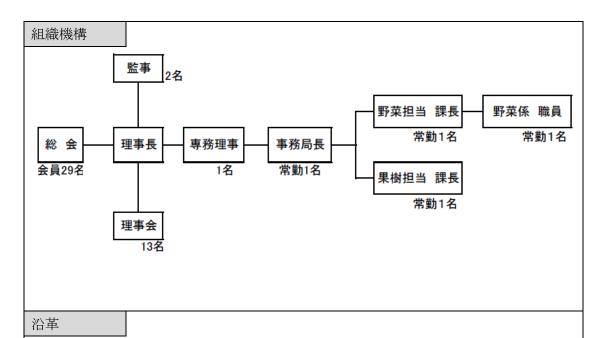
法人は、LINE 公式アカウントのフォロワー増加に努めているが、総組合員数 2,401 名(令和5年3月末)に対して、LINE 登録者数は 92 名に留まっていた。今後も引続き

フォロワーの増加に注力して頂きたいものと考える。

8. 公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

	恢安(〒和3年3月本現住)
設立年月日	平成 23 年 8 月 1 日
	平成25年8月1日設立 (公益社団法人認定日)
設立目的	佐賀県内で生産される青果物の安定的な生産出荷の推進、野菜及び果
	樹農業者の経営の支援に関する事業、その他の青果物の生産から流通
	加工及び需要の拡大に至る事業を行い、地域経済の発展及び佐賀県内
	外の消費者の消費生活の安定に寄与すること。
設立根拠法	・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
·準拠法等	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
	・野菜生産出荷安定法
設立団体	_
出資状況	佐賀県 70,000 千円 34.7%
	市町計 22,500 千円 11.1%
	その他団体等計 109,370 千円 54.2%
	計 201,870 千円 100%
所在地	佐賀県佐賀市栄町2番1号
事業内容	・野菜価格安定対策事業等の契約並びに該当事業等に必要な資金の造
	成及び管理に関する事業
	・野菜の価格が著しく低落した場合等に、生産農家の経営安定を図る
	ための価格差補給交付金等を交付する事業
	・優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事
	業
	・青果物及び青果物製品の需要の増進を図るための事業
	・前各号に掲げる事業のほか、野菜及び果実の生産及び出荷の安定に
	関する事業
	・その他本会の目的を達成するために必要な事業
県所轄部課	農林水産部 園芸農産課
役員数	理事長1人(0)、副理事長0人(0)、専務理事1人(0)、理事13人(0)
(うち常勤)	監事 2 人(0)
	評議員0人
職員	常勤職員4人、非常勤職員0人、臨時職員0人、計4人



昭和46年9月8日:(社) 佐賀県野菜価格安定基金協会 設立

昭和47年10月9日:(社) 佐賀県果実生産出荷安定基金協会 設立

平成23年8月1日:(社)佐賀県野菜価格安定基金協会と(社)佐賀県果実生産出荷

安定基金協会との合併、(社) 佐賀県園芸農業振興基金協会設立

平成25年8月1日:公益社団法人認定

(2) 決算推移

法人の決算日は7月31日であるため、直近期の令和4年度決算は、令和4年8月1日から令和5年7月31日である。

 粉	正	味	財	産	増	减	മ	部	

224	<u> </u>	-	_	ш	1
単位	W	П	F	н-	

一双正外別生垣機の前			単位・1 円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	289, 518	305, 453	233, 382
受取交付準備金振替額	70, 920	63, 688	60, 282
受取補助金等	192, 867	216, 470	150, 775
特別事業資金振替額	2,000	2,000	420
受託収益	3, 500	3, 500	3, 500
受取会費	14, 050	14, 050	12, 550
受取利息·配当金	3, 371	3, 218	2,713
受取都道府県推進事務費	2,809	2, 527	3, 142
経常費用	287, 090	303, 052	229, 749
事業費	283, 071	299, 051	226, 160
	55, 107	59, 477	46, 087
交付準備金返還金	15, 813	4, 211	14, 195
	192, 867	216, 470	150, 775
特別事業費	2,000	2,000	500
人件費	13, 214	12, 996	10, 947
	10	32	385
業務費	4, 059	3, 865	3, 271
管理費	4,019	4,001	3, 589
人件費	3, 033	2, 983	2, 512
	59	46	72
業務費	928	972	1,004
当期経常増減額	2, 428	2, 401	3, 633
当期経常外増減額	_	_	_
一般正味財産期首残高	39, 787	42, 215	44, 616
一般正味財産期末残高	42, 215	44,616	48, 249

指定正味財産増減の部

337		_	-
単	11/	+	• нч

			<u> </u>
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受取交付準備金	35, 541	49, 246	52, 206
特定資産運用益	39	10	10
一般正味財産への振替額	▲ 72, 959	▲ 65, 697	▲ 60,712
当期指定正味財産増減額	▲ 37, 380	▲ 16, 442	▲ 8, 497
指定正味財産期首残高	550, 737	513, 358	496, 916
指定正味財産期末残高	513, 358	496, 916	488, 420

贷供分昭表 畄位·千田

貸借対照表 単位					
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
流動資産	21, 624	24, 000	26, 948		
普通預金	14, 794	17, 164	20, 510		
定期預金	6,000	6,000	6,000		
未収収益	7	7	-		
未収金	823	829	438		
固定資産	769, 353	755, 116	730, 214		
基本財産	10	10	10		
特定資産	747, 863	733, 626	708, 724		
特別資金引当資産	100,000	100, 000	100,000		
交付準備金引当資産	387, 103	376, 359	366, 809		
特別事業資金引当資産	2, 420	420	_		
特別交付準備積立金引当資産	23, 825	20, 128	21,600		
入会預り金引当資産	201,870	201, 870	201,870		
退職給付引当資産	32, 645	34, 850	18, 445		
その他の固定資産	21, 480	21, 480	21, 480		
什器備品	0	0	0		
外部出資	21, 480	21, 480	21, 480		
資産合計	790, 977	779, 115	757, 162		
流動負債	888	863	178		
未払金	865	820	_		
預り金	23	43	178		
固定負債	234, 515	236, 720	220, 315		
退職給付引当金	32, 645	34, 850	18, 445		
入会預り金	201, 870	201, 870	201, 870		
負債合計	235, 403	237, 583	220, 493		
指定正味財産	513, 358	496, 916	488, 420		
うち基本資産への充当額	10	10	10		
うち特定資産への充当額	513, 348	496, 906	488, 410		
寄付金	10	10	10		
特別資金	100,000	100,000	100,000		
交付準備金	387, 103	376, 359	366, 809		
特別交付準備積立金	23, 825	20, 128	21,600		
特別事業資金	2, 420	420	_		
一般正味財産	42, 215	44, 616	48, 249		
正味財産合計	555, 573	541, 533	536, 669		
負債及び正味財産合計	790, 977	779, 115	757, 162		

令和4年度 一般正味財産増減内訳表 単位:千円 公益1 その他1 合計 野菜、果実の生 指定野菜価格安 法人会計 法人全体 産出荷の安定等 定対策等 科目 経常収益 223, 182 3,920 6,280 233, 382 受取交付準備金振替額 60, 282 60, 282 受取補助金等 150,775 150,775 特別事業資金振替額 420 420受託収益 3,500 3,500 12,550 6,275 受取会費 6, 275 受取利息·配当金 2,708 2,713 受取都道府県推進事務費 3, 142 3, 142 経常費用 222,853 3, 307 3,589 229, 749 事業費 222,853 3, 307 226, 160 交付準備金事業費 46,087 46,087 交付準備金返還金 14, 195 14, 195 補助事業費 150,775150,775 特別事業費 500 500 人件費 10,947 8,793 2, 153 旅費交通費 370 385 15 業務費 2,633 639 3, 271 管理費 3,589 3,589 2,512 人件費 2,512 旅費交通費 72 72 1,004 業務費 1,004 当期経常増減額 329 613 2,691 3,633

令和4年度 指定正味財産増減内訳表

他会計振替額

一般正味財産期首残高

一般正味財産期末残高

<u> 卫和4年及 相足正外別 </u>	<u> </u>			
科目	公益1	その他1	法人会計	法人全体
受取交付準備金	52, 206			52, 206
特定資産運用益	429	▲ 420		10
一般正味財産への振替額	▲ 60,712			▲ 60,712
当期指定正味財産増減額	▲ 8,077	▲ 420	1	▲ 8, 497
指定正味財産期首残高	496, 496	420	-	496, 916
指定正味財産期末残高	488, 420	-	1	488, 420

280

▲ 15, 600

▲ 14, 991

正味財産期末残高 473,429 ▲1,321 64,561 536,669

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	78, 720	103, 215	80, 093
委託料	_	-	-
その他(負担金等)	_	_	-
計	78, 720	103, 215	80, 093

▲280

61,871

64, 561

44,616

48, 249

▲1,654

▲1,321

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
園芸農産課	令和4年度佐賀県野菜価格	野菜価格が著しく低落した際に生産	25, 601
	安定対策事業費補助金	者の経営安定に対する補助(特定野	
		菜等事業、県単野菜事業)	
園芸農産課	令和4年度佐賀県野菜出荷	野菜価格が著しく低落した際に生産	54, 492
	安定資金造成費補助金	者の経営安定に対する補助(指定野	
		菜等事業)	
		計	80, 093

- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金 該当なし。
- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。

(10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 大規模契約栽培産地育成強化支援事業について(監査意見)

本事業は、独立行政法人農畜産業振興機構が行う公募型事業であり、当法人が県内の窓口業務を担当している。事業内容は、加工食品や業務用の野菜を中心に輸入からのシェア奪還(令和4年度、令和5年度)、海外でニーズのある野菜の輸出拡大(令和4年度)を目的として、対象品目の作付拡大等を推進するために、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む事業者に対し、一定額を補助する事業である。

佐賀県内事業者としては、令和4年度、令和5年度にそれぞれ1件ずつ応募したが、 採択されていない状況である。昨今、複雑な国際情勢、新興国の人口増加傾向等を背景に、食料安全保障や国内食物自給率改善などが重視されてきている。当該事業は、 食料安全保障にもつながる事業であり、県内事業者からも早期のうちに事業採択されることを期待したい。

9. 公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

***	沙城安(17410年3月不死江)						
設立年月日	平成 12 年 3 月 31 日						
	平成24年4月1日(公益法人認定日)						
設立目的	「つくり育て、管理する漁業」の推進に関する事業を行うことにより、佐賀						
	県玄海沿岸の水産資源の維持増大および、漁家の経営安定を図ることを目						
	的として、佐賀県・沿岸市町・漁業団体が一体となって設立した。						
	公益社団法人への移行にあたり、栽培漁業を振興することによる国民への						
	水産食料の安定供給を公益目的とした。						
設立根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律						
・準拠法等							
設立団体	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会						
出資状況	佐賀県 20,000 千円 33%						
	市町 20,000 千円 33%						
	漁協 20,000 千円 33%						
	計 60,000 千円 100%						
所在地	佐賀県唐津市相賀神田59番地2						
事業内容	・種苗生産配布:放流用や養殖用の水産種苗の配布						
	・種苗放流:水産資源を増やすための種苗放流						
	・中間育成:放流方法の技術確立及び開発						
県所轄部課	農林水産部 水産課						
役員数	会長1人(0)、副会長1人(0)、専務理事1人(1)、理事6人(0)						
(うち常勤)	監事 2 人(0)						
職員	常勤職員5人、非常勤1人、臨時職員3人、計9人						
組織機構	組織図は、下記のとおりである。						
	総会理事会						
(正	○ 目 1 0 名)						
佐賀県	1 名						
沿岸市町沿岸漁士	切 3名						
	事務局長 1名						
	(専務理事兼務)						
	総務課 課長 1名						
	業務課 課長 1名						
	課長代理 1名 主任 1名 技師 1名						
	JAPP 1/4						

沿革

平成 12 年 3 月 社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会 設立 平成 24 年 4 月 公益社団法人として認定

(2) 決算推移

一般正味財産増減の部		単位:千円

般正味財産増減の部			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	116, 205	106, 281	111, 545
特定資産運用益	33	26	26
受取会費	15,000	15,000	15,000
事業収益	77, 897	68, 126	73, 418
育成種苗配布収入	45, 763	41, 383	46, 875
	12,059	8, 121	7, 458
受託収入	20, 075	18, 623	19, 085
受取補助金等	13, 570	13, 570	13, 570
受取負担金	9, 287	9, 236	9, 195
受取寄付金	100	100	100
土 雑収益	318	223	235
経常費用	116, 777	105, 756	111, 011
事業費	109, 985	98, 990	104, 158
期首たな卸高	8, 567	9,075	10, 422
種苗購入費	32, 088	29, 074	29, 274
飼料購入費	9, 789	9,643	8, 475
薬品購入費	1, 381	2,975	1, 480
期末たな卸高	▲ 9,075	▲ 10, 422	▲ 11,055
給料手当	19, 133	19, 159	22, 895
臨時雇賃金	5, 867	6,830	5, 594
役員報酬	1,805	1,803	1,800
退職給付費用	1, 171	985	1, 138
福利厚生費	4, 248	4, 247	4, 559
旅費交通費	45	28	23
通信運搬費 減価償却費	1, 033	972 772	674 548
消耗什器備品費	903 8, 567		
事務消耗品費	226	1, 982 208	7, 476 187
修繕費	8, 005	3, 775	1, 249
燃料費	228	3, 773	488
光熱水料費	7, 839		11, 255
賃借料	1,067	1, 159	1, 394
	66	82	84
租税公課	3, 151	3, 071	3, 415
委託費	3, 128		1, 966
支払手数料	365	431	422
漁場使用料	363	363	363
交際費	16	8	-
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12	22	34
管理費	6, 791	6, 766	6, 853
当期経常増減額	▲ 571	524	535
経常外費用	-	-	0
固定資産除却損			0
当期経常外増減額	-	_	▲0
一般正味財産期首残高	52,006	51, 434	51, 959
一般正味財産期末残高	51, 434	51, 959	52, 493

指定正味財産増減の部

単位:千円

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
固定資産受贈益	▲ 238	▲ 187	▲ 146
当期指定正味財産増減額	▲238	▲ 187	▲ 146
指定正味財産期首残高	1, 156	918	731
指定正味財産期末残高	918	731	585

 貸借対照表
 単位:千円

 科目
 令和2年度
 令和3年度
 令和4年度

英旧 初 灬 —			<u> </u>
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	40,005	40, 408	40, 197
現金預金	25, 156	21, 185	21, 223
売掛金	3, 239	3, 627	2,878
未収金	2, 487	5, 125	4, 993
たな卸資産	9,075	10, 422	11, 055
前払費用	5	5	5
立替金	44	44	44
固定資産	92, 261	93, 533	95, 327
特定資産	81, 993	82, 975	84, 165
建物・構築物	918	731	585
機械・装置	0	0	0
退職給付引当資産	14, 682	15, 851	17, 187
減価償却引当資産	5, 993	5, 993	5, 993
特別積立預金	60, 400	60, 400	60, 400
その他固定資産	10, 268	10, 558	11, 161
資産合計	132, 265	133, 941	135, 524
流動負債	5, 231	5, 400	5, 258
買掛金	1, 997	2, 492	1,650
未払金	1, 692	1, 182	1, 341
未払消費税等	1, 320	1, 482	1,871
預り金	223	246	397
固定負債	74, 682	75, 851	77, 187
退職給付引当金	14, 682	15, 851	17, 187
入会預り金	60,000	60, 000	60,000
負債合計	79, 913	81, 251	82, 446
指定正味財産	918	731	585
一般正味財産	51, 434	51, 959	52, 493
正味財産合計	52, 353	52, 690	53, 078
負債及び正味財産合計	132, 265	133, 941	135, 524

令和4年度 一般正味財産増減内訳表

単位:千円

ŢŢ,	<u>和4年度 一般正味財産</u>	<u> 增燃的武衣</u>					単位:千円
		公益1	公益2	公益3	小計		合計
		種苗生産	種苗放流	資源造成	公益目的	オエヘミ	* 1 ^ /-
	科目	配布事業	事業	支援事業	事業会計	法人会計	法人全体
経	常収益	81, 172	18, 910	3, 855	103, 938	7,607	111, 545
/	特定資産運用益	13	10,010	3, 333	13	13	26
	受取会費	7, 500			7, 500	7, 500	15,000
	事業収益	73, 418			73, 418	.,	73, 418
	育成種苗配布収入	46, 875			46, 875		46, 875
	仕入種苗配布収入	7, 458			7, 458		7, 458
	受託収入	19, 085			19, 085		19, 085
	受取補助金等	-	9, 715	3, 855	13, 570		13, 570
	受取負担金	_	9, 195	0,000	9, 195		9, 195
	受取寄付金	100	0,100		100		100
	雑収益	141	0		141	94	235
経	常費用	81, 371	18, 931	3, 856	104, 158	6, 853	111, 011
7513	事業費	81, 371	18, 931	3, 856	104, 158	- 0,000	104, 158
	期首たな卸高	10, 422	10, 551	0,000	104, 130		104, 130
	種苗購入費	11, 119	14, 454	3, 702	29, 274		29, 274
	飼料購入費	8, 138	337	0, 102	8, 475		8, 475
	薬品購入費	1, 458	22		1, 480		1, 480
	期末たな卸高	▲ 11, 055	22		▲ 11, 055		▲ 11, 055
	給料手当	22, 895			22, 895		22, 895
	臨時雇賃金	5, 594			5, 594		5, 594
	2	1,800			1, 800		1, 800
	退職給付費用	1, 138			1, 138		1, 138
	福利厚生費	4, 559			4, 559		4, 559
	旅費交通費	3	14	6	23		23
	通信運搬費	192	482	1	674		674
	減価償却費	402	146	1	548		548
	消耗什器備品費	6, 003	1, 466	7	7, 476		7, 476
	事務消耗品費	134	23	30	187		187
	修繕費	1, 249	23	30	1, 249		1, 249
	燃料費	488			488		488
	光熱水料費	11, 113	141		11, 255		11, 255
	九然水科質 賃借料	797	597		1, 255		
	保険料	84	597		1, 394		1, 394 84
	和税公課 和税公課		0				
		3, 414	1, 208	110	3, 415 1, 966		3, 415
	支払手数料	647	1, 200	110			1, 966
		416	Э	1	422		422
	漁場使用料	363			363		363
		-	9.4		9.4		- 24
	推費 管理費	_	34		34	6 050	34 6 953
MA		A 100	A 01	A 0	_ A 000	6, 853	6, 853
	<u>期経常増減額</u> 常外費用	▲ 199	▲21	▲0	▲ 220	754	535
産		0	_	_	0	_	0
M	固定資産除却損 期級党別機減額						-
	期経常外増減額	21 222	1 045	_	▲ 0	15 701	<u>▲0</u>
	般正味財産期首残高	31, 323	4, 845		36, 168	15, 791	51, 959
_	般正味財産期末残高	31, 123	4,825	_	35, 948	16, 546	52, 493

令和4年度 指定正味財産増減内訳表

	7-11 Nov 1 1 NV 35					
科目	公益1	公益2	公益3	小計	法人会計	法人全体
受取補助金等	_	▲ 146		▲ 146		▲ 146
当期指定正味財産増減額	-	▲ 146	I	▲ 146	I	▲ 146
指定正味財産期首残高	0	731		731	-	731
指定正味財産期末残高	0	585	I	585	-	585

正味財産期末残高	31, 123	5, 410	_	36, 533	16, 546	53,078

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	12, 095	12, 095	12, 095
委託料	20, 075	18, 623	19, 085
その他(負担金等)	6, 250	6, 250	6, 250
計	38, 420	36, 968	37, 430

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
水産課	沖合漁業振興対策事業	種苗放流(トラフグ)に係る補助	2, 380
	費補助金		
水産課	佐賀県種苗放流推進事	種苗放流(ヒラメ、カサゴ、クエ)に係る	9, 715
	業	補助	
		計	12, 095

(5) 県から出資団体への委託料

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
水産課	アゲマキ中間育成業務	二枚貝アゲマキの中間育成業務の委託	9, 130
	委託		
水産課	磯根資源造成対策事業	磯根資源(ウニ・アワビ・ナマコ)の種苗	9, 955
	業務委託	放流業務の委託	
		計	19, 085

(6) 県から出資団体への負担金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
水産課	玄海地区栽培漁業振興	県有施設の管理費等を含む運営費として会	6, 250
	対策事業	費を負担	
		計	6, 250

(7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。

- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。
- (10) 監査の意見及び結果

監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 棚卸資産の評価方法について(監査結果)

<現状>

会計内規上、棚卸資産は売価還元法で評価することとしているが、実際は「売単価 ×期末数量」で評価されており、評価方法が内規と異なっている。また、棚卸資産の 評価に関する会計基準によると、棚卸資産は原則として取得原価で評価すべきであ り、売価で評価することは会計理論上も正しい評価方法ではない。

公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会会計内規

第9条より抜粋

主要な会計方針は、次に掲げる基準、方法により処理するものとする。

(1) たな卸資産 売価還元法、低価法

企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準

第6-2項より抜粋

棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。

- (1) 個別法
- (2) 先入先出法
- (3) 平均原価法
- (4) 売価還元法

値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法

<指摘事項>

売価で評価している理由として原価計算の煩雑さが挙げられている。確かに、育成途上にある中間育成品(以下「仕掛品」という)の金額評価を行うには、種苗の購入費だけでなく人件費や経費など期間内に発生した原価総額を漏れなく集計する必要

があるし、また、仕掛品と製品とでは、進捗度が異なりそれぞれに賦課されるべき原 価の額に違いがあるため、これまでより事務手続きは複雑になるであろう。

しかしながら、下記の法人税基本通達にも記載されているとおり、原価計算を行うことが困難な企業においては、「製品売価の何割」で仕掛品を評価できるものとしており、また、通常の粗利の率が著しく異ならない限り、一括して原価率を算定することも容認されている。

したがって、売単価×期末数量×育成日数等換算率×総原価率など、このような売価還元法で棚卸資産を評価するのであれば、さして複雑な計算は必要とされないと考えられるため、評価方法の見直しを検討すべきと考える。

法人税基本通達

(半製品又は仕掛品についての売価還元法)

5-2-4 製造業を営む法人が、原価計算を行わないため半製品及び仕掛品について製造工程に応じて製品売価の何割として評価する場合のその評価の方法は、売価還元法に該当するものとする。

(売価還元法の適用区分)

5-2-5 売価還元法により評価額を計算する場合には、その種類の著しく異なるものを除き、通常の差益の率がおおむね同じ棚卸資産はこれを計算上の一区分とすることができるものとする。

② 固定資産や物品の現物調査について(監査意見)

<現状>

会計処理規程に従い、固定資産や物品について年に1回以上の現物調査を行っているものの、その証跡が残されていないため、上長による検証が図られていない状況である。

公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会会計処理規程

(固定資産台帳と現物の照合)

第31条 固定資産の管理責任者は、固定資産の管理に当たり、毎事業年度1回以上固定資産 台帳と現物を照合するものとする。もし、紛失、き損、滅失等が生じた場合は速やかに経理責 任者に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。

(物品の照合)

第34条 物品については、各会計年度において1回以上物品台帳と現物の照合を行うものとする。

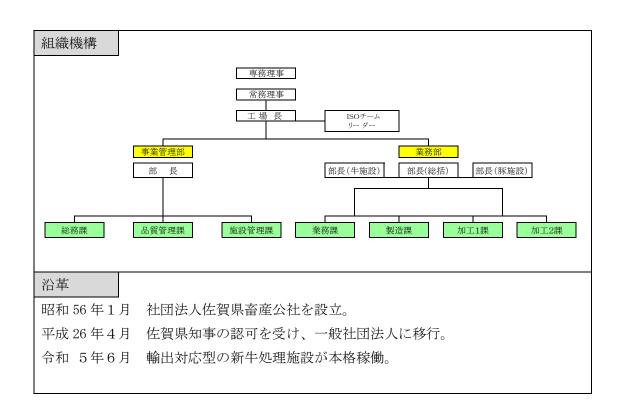
<意見>

固定資産の管理責任者は、台帳に記載されている固定資産が実際に存在し利用されていることを証跡として残し、経理責任者など上長へ適時に報告すべきである。

10. 一般社団法人佐賀県畜産公社

(1) 出資団体の概要(令和5年3月末現在)

	叨50 年 1 月 10 □ (火知熱士 (牡田汁 1))				
設立年月日	昭和 59 年 1 月 19 日(当初設立(社団法人))				
	平成26年4月1日(一般社団法人移行日)				
設立目的	肉畜のと畜解体、食肉の冷蔵及び保管、食肉及び副生物の処理加工等を				
	適正かつ円滑に行うことにより肉畜流通の合理化及び畜産の振興を図				
	り、もって食料の安定供給に寄与することを目的とする。				
設立根拠法	・旧(2008 年改正前)民法第 34 条				
·準拠法等	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公				
	益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す				
	る法律第 45 条				
設立団体	一般社団法人佐賀県畜産公社				
出資状況	佐賀県 96,000 千円 30.75%				
	市町計 64,000 千円 20.50%				
	その他団体等計 152,100 千円 48.75%				
	計 312,100 千円 100.00%				
所在地	多久市南多久町大字下多久 4127-1				
事業内容	・肉畜のと畜解体処理に関する事業				
	・食肉及び副生物の冷蔵保管に関する事業				
	・食肉及び副生物の処理加工に関する事業				
	・食肉及び副生物の販売に関する事業				
	・その他上記に附帯する事業及び公社の目的達成のために必要な事業				
県所轄部課	農林水産部 畜産課				
役員数	理事長1人(0)、副理事長1人(0)、専務理事1人(1)、常務理事1人				
(うち常勤)	(1)、理事8人(0)				
	監事2人(0)				
職員	常勤職員 90 人、嘱託職員 9 人、有期職員 15 人、計 114 人				



(2) 決算推移

損益計算書			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収益	1, 042, 395	961, 678	1, 034, 064
処理料収入	212, 554	202, 544	212, 975
加工料収入	253, 810	231,606	239, 198
製品売上高	306, 442	284, 475	315, 977
買付品売上高	113, 764	100, 224	110, 939
加工品売上高	130, 655	121, 930	133, 850
その他	25, 170	20, 899	21, 124
売上原価	271, 169	239, 399	292, 010
売上総利益	771, 226	722, 279	742, 054
直接費及び事業管理費	747, 252	731, 002	784, 679
直接費	143, 773	153, 856	186, 800
電力費	59, 102	61, 088	87, 157
燃料費	25, 670	36, 313	41, 314
工場消耗品費	28, 264	30, 185	28, 303
事業奨励費	14, 469	13, 635	13, 743
その他	16, 268	12, 635	16, 283
事業管理費	603, 479	577, 145	597, 878
人件費	454, 040		
旅費交通費	633	818	2, 380
事務費	4, 401	2,870	2, 908
業務費	6, 417	7,030	10, 898
諸税負担金	1, 394		2, 173
施設費	113, 849	108, 605	116, 266
減価償却費	19, 654	19, 859	20, 687
その他	3, 091	3, 354	
営業利益	23, 974	▲ 8,723	
事業外収益等	74, 289	40, 020	53, 687
受入補助金	58, 595	3, 355	21, 911
施設整備引当金戻入	7, 814	30, 186	25, 333
その他	7, 880	6, 478	
事業外費用等	79, 637	24, 542	
固定資産除却損	8, 102	471	1, 210
施設整備引当金繰入	18,000	24, 000	24, 000
学校給食提供事業費	53, 457	71	71
	19 626	71 6 755	<u>71</u> ▲14, 217
	18, 626	6, 755	▲ 14, 217

貸借対照表			単位:千円
科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	463, 741	409, 982	395, 964
現金	1, 170	824	1, 335
普通預金等	125, 103	78, 894	65, 422
定期預金	262,000	262,000	262,000
事業未収金	54, 974	51,819	54, 200
その他	20, 494	16, 444	13, 007
固定資産	151, 025	185, 357	202, 049
有形固定資産	102, 621	135, 617	151, 524
建物	18, 006	23, 579	22, 198
構築物	25, 078	31, 266	·
機械装置	33, 598	42,601	73, 143
車両運搬具	1, 403	601	2,017
工具器具備品	20, 415	19, 769	21, 812
土地	4, 121	4, 121	4, 121
建設仮勘定	_	13,680	_
無形固定資産	4,615	5, 115	6, 678
特定資産	43, 789	44, 625	43, 848
保険積立金	43, 775	44, 610	43, 823
預託金	14	14	24
資産合計	614, 767	595, 338	598, 013
流動負債	135, 450	110, 010	129, 937
事業未払金	20, 073	18, 594	21, 588
未払金	78, 198	57, 398	78, 362
預り金	4, 992	5,019	2, 320
賞与引当金	22,000	25,000	25, 000
施設整備引当金	10, 186	4,000	2,667
固定負債	369, 415	368, 672	365, 637
退職給与引当金	57, 315	56, 572	53, 537
入会預り金	312, 100		
負債合計	504, 865	478, 682	495, 574
指定正味財産	100,000	116 656	100 400
一般正味財産	109, 902	116,656	
正味財産合計 免售及び正吐財産会計	109, 902	116, 656	
負債及び正味財産合計	614, 767	595, 338	598, 013

(3) 県財政関与状況の推移

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	54, 265	-	16, 846
委託料	-	992	-
その他(負担金等)	-	-	6, 816
計	54, 265	992	23, 662

令和2年度の補助金54,265千円は、コロナ感染症拡大下における補助事業(食べて応援! 佐賀牛学校給食提供事業費)である。

(4) 県から出資団体への補助金

単位:千円

県担当課	事業名	事業の概要	令和4年度
畜産課	佐賀牛等輸出促進対策	以下の費用への補助	7, 701
	事業	・技術力向上の支援に要する経費	
		・枝肉品質への影響緩和の取組に要する	
		経費	
		・新たに必要となる検査の実施及び輸出	
		認定の取得に係る経費	
		・輸出対応型牛処理施設の稼働に伴う	
		掛かり増し経費	
畜産課	佐賀県高性能食肉セン	電気料金及び燃油料金の高騰に伴い過重と	9, 145
	ター物価高騰対策事業	なる令和4年度分の施設運営費に係る補助	
		計	16, 846

- (5) 県から出資団体への委託料 該当なし。
- (6) 県から出資団体への負担金等

令和4年度のその他(負担金等)6,816千円は、新牛処理施設に関して、当法人が県からの賃借前に負担した費用相当額(電気料金等)を県が支給したものである。

- (7) 県から指定管理者に選定されている公の施設 該当なし。
- (8) 県から出資団体に対する貸付金 該当なし。
- (9) 県から出資団体に対する債務保証又は損失補償該当なし。
- (10) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 退職給与引当金の計上不足について(監査結果)

<畜産公社の方法に準拠した場合の引当不足額>

令和4年度末の従業員退職金の期末要支給額、引当金残高等は、表の通りである。 法人は、退職金の財源として、養老保険契約を締結して毎月積立を行っており、①期 末要支給額134,124千円から保険積立金の解約返戻金見込額を差引いた値を⑤退職給 与引当金53,537千円として計上している。

しかし、②解約返戻金見込額 80,760 千円のうち③43,823 千円は、資産(保険積立金 勘定)に計上されており、解約返戻金見込額から控除して引当金を算出する必要がある。 従って、畜産公社の方法(養老保険の解約返戻金見込額を控除する方法)に準拠した場 合でも、⑥43,650 千円の引当不足となる。

退職給与引	当金の計算
ᄴᄱᇄᄱᄀᄀ	

単位		~	$\overline{}$	
田 417	•	4	щ	

No	項目	金額	
1	退職金期末要支給額	134, 124	
2	保険積立金の解約返戻金見込額	80, 760	
3	上記②のうち保険積立金勘定計上額	43, 823	
4	要引当金	97, 187	=1-(2-3)
(5)	引当金残高	53, 537	
6	引当不足	43, 650	=4-5

<一般の会計基準に準拠した場合の引当不足額>

公益法人会計基準が準拠する企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に よれば、期末要支給額から控除できる退職年金資産は、以下の全ての要件を満たした 資産とされている。

- (1)退職給付以外に使用できない
- (2)事業主及び事業主の債権者から法的に分離されている
- (3)事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出等が禁止されている、などこれに対して、法人の保険積立金は通常の養老保険であり、上記要件を満たしていない。従って、一般の会計基準に準拠して適正に処理する場合は、①期末要支給額134,124千円がそのまま④要引当金134,124千円となり、⑥引当不足は80,587千円となる。

② 施設整備引当金について(監査結果)

一般に公正妥当と認められる会計基準上は、下記の4要件を満たす費用性(負債性) 引当金の計上は義務であるが、利益留保性引当金の計上は認められていない。また、 会計上は、費用性(負債性)引当金は負債の部、利益留保性引当金は純資産の部に計 上すべきこととなる。 費用性(負債性)引当金は、(1)将来の費用又は損失であり、(2)その発生が当期 以前の事象に起因、(3)発生の可能性が高く、(4)金額を合理的に見積もることがで きる、の4要件を満たす場合に、計上しなければならない。

法人は、負債の部に施設整備引当金を計上している。法人の経理規程において、「将来の施設整備に備えて計上すべき施設整備引当金の額は、合理的な算定方法で必要額を見積もったうえで繰入れる。」と定められており、当該規程に基づき、将来の設備投資計画額を根拠に計上しているとのことであった。

しかし、会計上は、将来の設備投資額に備えた引当金は認められていない。要件(2)の「その発生が当期以前の事業に起因」を満たしていないためである。設備投資額は、 投資後の使用に伴い計上される減価償却により費用化される。その発生が、当期以前 の事象に起因ではなく、将来の使用に起因している。

従って、施設整備引当金は、利益留保性引当金に該当し、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した決算書を作成する場合は、取崩しが必要である。

なお、施設整備引当金の直近3期の残高は、令和2年度末10,186千円、令和3年度末4,000千円、令和4年度末2,667千円となっており、各期の事業外損益の区分にて繰入・戻入がなされている。